

平成二十五年三月定例会

平成 25 年 第 1 回

# 菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 25 年 3 月 5 日～3 月 26 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成25年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 5	火	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・研修報告
3 / 6	水	当初予算内容説明（議案第19号～議案第24号）質疑・委員会付託
3 / 7	木	議案審議（議案第3号～議案第18号）質疑・討論・表決
3 / 8	金	休会（議案調査）
3 / 9	土	休会（中学校卒業式）
3 / 10	日	休会
3 / 11	月	休会（議案調査）
3 / 12	火	休会（議案調査）
3 / 13	水	一般質問
3 / 14	木	一般質問
3 / 15	金	一般質問
3 / 16	土	休会
3 / 17	日	休会
3 / 18	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 19	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 20	水	休会（春分の日）
3 / 21	木	休会（小学校卒業式）
3 / 22	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 23	土	休会（保育所卒園式）
3 / 24	日	休会
3 / 25	月	休会（議事整理）
3 / 26	火	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成25年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	甲斐 榮治 (P123～)	1. 地区公民館整備費補助金増額について	①地区公民館についての基本的考え方と町政におけるその位置付けを示せ ②地区公民館の現状とその問題点をどう認識しているか。また解決すべき課題は何か ③地区公民館の整備費補助金を増額する考えはないか
		2. 各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることについて	①街灯に対する基本的考え方を示せ ②街灯設置とその運営についてどのような課題があるか ③街灯設置の今後の方針を示せ ④街灯の電気料金を町負担にすることはできないか（法令上・財政上）
2	渡邊 裕之 (P137～)	1. 熊本県教育委員会が推進する熊本県版コミュニティスクールの導入に伴う菊陽町教育委員会の方針について	①熊本県版コミュニティスクールの導入検討動向を問う ②導入方法を示せ
		2. 中心市街地活性化法に伴う中心市街地基本計画策定について	①中心市街地活性化基本計画策定の検討をしたか 策定検討 事前相談 ②具体的なまちづくりの基本的計画をもっているのか ③支援措置である(1)都市機能の集積促進(2)街なか居住の推進(3)商業等の活性化など法の支援を活用し、成長戦略を立て、第5期総合計画の32年度目標人口を5万余に修正増し、まずは単独市制に向かうべきではないか
		3. NPO等の育成によるソーシャルビジネスの推進について	①子育て、生涯教育、介護、まちづくりなどNPO、企業などと協力し社会問題を解決するソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの推進の是非を問う
3	小林久美子 (P153～)	1. 通学路の整備について	①緊急合同点検によると、町内の対策必要箇所数は、18か所になっているが、今後どのような対策をとり改善をはかるのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 肺炎球菌ワクチン接種について	①熊本県後期高齢者医療広域連合では、平成25年度に「肺炎球菌ワクチン接種助成モデル事業」を実施されるが、菊陽町はなぜ希望しなかったのか ②町独自でも是非助成事業をするべきではないか
		3. 防災対策の充実について	①今後の災害に対する想定はどのようになされているか ②食糧などの備蓄の状況と、今年度の計画はどうか ③福祉避難所の物資の充実の内容はどうか
		4. 白川河川改修について	①今後の計画はどうか
4	芝 和長 (P166～)	1. 男女共同参画事業について	第5期菊陽町総合計画の基本構想前期基本計画「みんなで協働して支えるまち」第2章男女共同参画の推進について問う ①男女共同参画について、意識啓発、体制づくり施策等を進めているが、町長としてのこの事業に対する見解は ②男女共同参画都市宣言後の努力目標と効果について具体的に挙げよ ③現在登用されている町政の女性管理職は (1)その配置は適材適職か (2)管理職会議等で企画・提案などできるポジションか ④出先機関に女性管理職はいるのか。いるとすればその数は ⑤男女共同参画、男女雇用機会均等法の観点から当町の女性副町長、教育長への登用は考えていないか
		2. (仮称)光の森複合施設及び多目的広場の活用について	①複合施設の最終設計図は完成したか ②予算規模の額 ③着工の時期、完成時期(予測) ④供用開始時期及び施設利用についての住民への説明は ⑤多目的広場は (1)何を作って(施設)どう利用するのか (2)完成までのプログラムを示されたい(施設名、規模、予算、完成時期等) (3)町民へのヒアリング(計画の当初から町民の意見を収集されたい)

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 光の森駅利用者の駐輪場について	①駐輪場が満杯状況、周囲の歩道を占拠しているが把握しているか ②現状の改善・対策について検討しているか
		4. 交番の設置について	①当町の人口もまもなく4万人とならんとしている。人命・財産を守る治安維持のため西部地区に交番の設置が必要と考えるが、県への要望等はどうか
		5. 小中学校の通学路の安全確保について	去る2月25日、菊池市片角で登校中の児童がはねられる事故が起きた。 ①当町の小中学校の通学路は現状で十分安全が確保されているか ②危険箇所があれば早急に改善すべきではないか
5	野田 恭子 (P185～)	1. 高齢者福祉の充実について	①介護予防についての具体的な施策にふれあいサロンの充実とあるが、誰が主体になって、どのような内容でやっているのか ②ふれあいサロンの活用の地域差はないのか ③ふれあいサロンでのショッピングモールなどへの外出はできないか ④ふれあいサロンのボランティアを将来的に小学校高学年からインターンシップ授業としてできないか
		2. 子育て支援の充実について	①本町のファミリーサポートセンター事業への助成状況はどうか ②社会福祉協議会のキャロットサービスの仕組みはどうか
6	吉本 孝寿 (P197～)	1. 民間参入を活用した集落内開発の拡充について	①集落内開発制度の成果は ②指定地域に対して制度の説明と意識調査を行ったのか ③地域格差による人口減少地域への対応は ④定住人口を増加させるために民間を活用した取組の考えはないのか
		2. 医療費の増加を最小限に留めるための取組について	①医療費軽減対策として、どのような取組が行われたのか。また、どのような効果があったのか ②体力維持推進事業の中で委託事業が占める割合は ③高齢化が進む中で、高齢者の介護予防のための取組の現状は

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			④クラブを核として地域が活性化するために、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブきくよう」をNPO法人化する考えはあるのか
7	中岡 敏博 (P210～)	1. 町民センター等の現状及び地域交流の拠点になるための今後の取組について	<p>【中央公民館をはじめ、各小学校区にある町民センター、コミュニティセンターの運営状況が第5期総合計画、まちづくりの目標である「人を大切にするまち（教育・文化）（健康・福祉）」に基づいているのか】</p> <p>①本町にある7か所の町民センター等や複合施設の設置目的、特徴、現在の運営状況について</p> <p>②午前・午後・夜間と比較して利用者数、防犯上、業務内容などから見て人員は適正だといえるのか。課題はないのか</p> <p>③生涯学習・生涯スポーツの充実は方向を間違えると本来の目的よりカルチャーセンター化となり学ぶ側の立場よりも教える側の立場が強くなり、講座生や職員と地域の絆が希薄になると考えるがどのような工夫をしているのか</p> <p>④地域ふれあい活動等の拠点、核となる活動支援や町民主権による学習についての考えは</p>
		2. 公共・公益性の高い社会教育団体の認定による支援等の充実について	<p>【社会教育関係団体等の位置付けを明確にし、公共施設等の利用目的が利用者以外の町民の福祉の向上に寄与している場合は、町がその活動を評価し、支援する必要があると考える】</p> <p>①本町には生涯学習の充実等により、町の伝統文化・健康増進・青少年健全育成で活躍する団体であるが、それを評価せず、横並びの自主講座としての扱いが見られる。町は、その団体等を支援する考えはないのか</p> <p>②本町のみならず県内県外でも活躍が見られる菊陽武蔵剣豪太鼓における町の協力は適正であるのか</p>
		3. 町道武蔵ヶ丘20号線道路工事について	<p>【小学校の通学路の安全確保は最優先されることは当然であるが、武蔵ヶ丘7町内、8町内をはさむ武蔵ヶ丘小学校・武蔵ヶ丘北小学校児童、武蔵ヶ丘中学校生徒の通学路改良について】</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>①過去にたくさんの通学路改善の要望が本町全域から出されているが、この道路工事を施工するまでの手順と改良が優先された経緯は（住民説明会等）</p> <p>②コミュニティ道路の設置でカラーポール、カラー舗装、ゆずりレーン、蛇の丸飲み道路、ハンプ、ガードレール等の中からの設置判断基準と責任はどこにあるのか</p> <p>③児童・生徒の交通安全指導、見守り等ソフト面を充実させ交通事故を防止する必要があるが他の危険箇所同様にあるがその対策はなされているのか</p> <p>④登校（集団登校の実施）と下校の実施において本町では違いがあるが、交通規制等での課題については今後どのように対応するのか、現状を改良終了と判断してよいのか</p>
8	梅田 清明 (P223～)	1. 総合的な原水駅周辺整備事業について	<p>①駅前区公民館移転について</p> <p>②車イス専用の昇降台設置ができないか</p> <p>③駅舎・ホームの作り替えはできないか</p>
		2. 信号機設置について	①中尾入口の信号機設置は、その後どうなったか
		3. こども医療費について	①県内医療費現物給付にできないか
		4. 投票所入場券について	①入場券の裏に期日前投票の請求書・宣誓書の印刷をしたらどうか
9	坂本 秀則 (P241～)	1. 農業振興について	<p>①上井手・下井手・馬場楠井手・新町井手等の整備状況は</p> <p>②各井手の平成25年度以降の整備計画及び整備完了の見通しは</p> <p>③農道整備の状況は</p> <p>④農道整備の平成25年度以降の整備計画は（枝線を含む）</p> <p>⑤農作物の生産基盤の強化及び生産性向上のため再度の農地基盤整備はできないか</p> <p>⑥JA菊池地域菊陽中央支所人參選果場改築への支援はどの程度できるか</p> <p>⑦首相施政方針で環太平洋連携協定（TPP）への事実上参加表明されたが、今後本町農業を振興・発展させる想いと考えは</p>
		2. 県道新山原水線早期着工について	<p>①県道新山原水線道路改良整備促進期成会の活動状況は</p> <p>②平成25年度以降の活動計画は</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			③早期着工の見通しは ④原水駅周辺整備との関係は
		3. 沖野3丁目・4丁目の浸水について	①沖野3丁目・4丁目への農地・町道等の浸水に対してなんらかの方策はとれないか
		4. インフルエンザ予防接種について	①インフルエンザ予防接種状況は ②中学生以下1才までの接種者に対し負担金軽減措置はできないか ③教職員・保育士の予防接種は徹底しているのか



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成25年3月5日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成25年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成25年3月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第3号から議案第24号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中 岡 敏 博 君

2番 野 田 恭 子 君

3番 吉 本 孝 寿 君

4番 吉 山 哲 也 君

5番 渡 邊 裕 之 君

6番 坂 本 秀 則 君

7番 石 原 武 義 君

8番 甲 斐 榮 治 君

9番 芝 和 長 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞 佐 男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教育委員長 曾 我 惟 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教育次長 鶴 田 義 晃 君

総 務 部 長 松 本 東 亞 君

福祉生活部長 阪 本 修 一 君

産 業 建 設 部 長 坂 本 恭 一 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 平 野 誠 也 君

総 務 課 長 實 取 初 雄 君

総合政策課長 吉 野 邦 宏 君

財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君

税 務 課 長 阪 本 章 三 君

人 権 教 育 ・  
啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

福祉課長 宮本義雄君  
介護保険課長 渡邊幸伸君  
町民課長 山崎謙三君  
農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 小野秀幸君  
商工振興課長 吉川義則君  
教育審議員 矢野陽子君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 荒木一雄君

健康・保険課長 佐藤清孝君  
環境生活課長 大山陽祐君  
武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 今村敬士君  
総務課庶務長 中島秀樹君  
法制係長 堀行徳君  
図書館長 服部誠也君  
生涯学習課長

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成25年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番佐藤竜巳君、13番川俣鐵也君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（11月、12月、1月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、議席に配付の請願文書表のとおり総務常任委員会に付託したので報告します。

陳情第1号は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成25年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年7月12日の九州北部豪雨災害におきましては、既に議会にも御報告しているとおおり、本町は白川両岸を中心に甚大な被害を受けました。町では、関係機関や皆様の御協力を得ながら、町を挙げて復旧、復興に力を傾注してきたところであります。

特に被害が広域に及んだ農地、農業施設の復旧につきましては、春エンジンの作付けに間に合うよう11月2日に工事を発注しまして、春エンジンの作付け希望の農家につきましては1月中の引き渡しことができました。現在は、その他の農地につきましてもおおむね工事は完了しておりますが、曲手地区においては県の白川災害復旧工事との関係で農地復旧についても平成25年度の事業となる見込みであります。

国の激甚災害対象事業の補助対象農地につきましては、国の補助率が94.2%、地元負担が5.8%となる予定ですので、町は地元負担の2分の1を補助し、残りの2分の1、すなわち事業費の2.9%が農家負担となります。

また、国の補助対象とならなかった農地につきましても、今回の災害が広範囲で多くの農家に及んだことや、農業が町にとって重要な産業であること、さらに農地の国土保全や地下水涵養などの公益的機能を重視し、農家負担金の国庫補助対象と同じ2.9%と予定し、残りは町が負担することとしました。今後は農業用施設の復旧を進めまして、引き続きできる限りの農家支援に取り組んでまいります。

なお、白川の河川改修については、引き続き国や県に要望しているところです。

次に、九州北部災害による町税等の減免状況について報告します。

本年2月末における町税を減免した人数は、金額で固定資産税が161人で114万7,500円、住民税が8人で62万3,600円、国民健康保険税が4人で30万1,200円でありまして、合計で173人で207万2,300円となっています。また、後期高齢者医療保険料が6人で20万6,600円、介護保険料が4人で14万3,660円となっています。

次に、下水道事業について報告します。

現在、菊陽第二土地区画整理事業地区内で区画道路築造に伴う雨水や污水管路の布設工事と、道明から熊本リハビリテーション病院間の污水管路の布設工事に取り組んでおります。また、昨年10月から取り組んでおりました久保第1及び久保第2雨水調整池築造工事もこの3月末に完工します。これにより、区画整理地区内の雨水処理が合理的に行われ、安全・安心な生活が確保されます。

次に、都市計画事業について報告します。

菊陽第二土地区画整理事業につきましては、都市計画道路下原堀川線の図書館方面からの菊陽バイパス北側に接続する3差路は、平成23年5月10日に暫定的に供用開始したところであります。その後、懸案事項でありましたバイパス南側地区につきましては地権者の理解が得られましたので、都市計画道路及び区画道路の築造工事及び整地工事に着手し、平成24年度内の完成型十字路交差点の完成に向けて工事を進めているところであります。

また、東京エレクトロン跡地北側の2.98ヘクタールにつきましては、宅地の利用増進を図るために仮換地指定を行い、都市計画道路及び区画道路の築造工事並びに整地工事を今年度内完成に向けて進めているところであります。

以上により、全体の施行区域面積93.1ヘクタールのうち約8割が今年度末に整備が完了する予定であります。

次に、企業誘致について報告します。

ナカヤマ精密株式会社は平成23年に原水工業団地の分譲団地内約2万平方メートルを取得し建設を進めてきた新工場の竣工式を今年2月14日に行われました。当工場は熊本県内では西原工場に次ぐ2つ目の工場として約12億円を投じて建設されたものであり、鉄骨一部3階建て、延べ面積3,000平方メートルとなっております。新工場のテクニカルセンターは、高精度な製品のための測定機器、分析設備、最新鋭工作機械を導入した次世代型最新工場であり、菊陽町の産業振興に大きく寄与するものと思います。

次に、地域主権改革一括法の施行に伴う菊陽町の対応について報告します。

平成23年5月2日及び8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により、これまで国の法令で定められていた施設等の設置や設置及び管理に関する基準の幾つかが自治体の条例へ委任されることになりました。これを受けて今回議案として条例案を提案しておりますが、福祉、公営住宅、都市公園、町道等に関しての一定の基準を定めることとしておりますので、よろしく願いいたします。詳細は、議案審議の中で御説明いたします。

次に、沖野地区の住居表示実施について報告します。

平成24年度の事業として沖野地区の住居表示事業を進めてまいりましたが、菊陽町住居表示審議会の答申と、所定の法手続を経て、3月4日昨日から実施をいたしました。これにより分かりやすい住居表示になると考えております。

次に、消費者相談専門窓口開設の成果について報告します。

平成24年4月から毎週木曜日、専門相談員を配置した窓口を開設し、いろいろな消費生活の相談に対応してまいりました。年度途中ではありますが、今年2月までの実績として相談件数が55件、支払った代金等の回収相当額が209万5,645円となっております。

また、各地区や団体ごとの出前講座を7回行い、悪質商法の被害に遭わないための対処法を紹介し、消費者自身のレベルアップに努めたところであります。

次に、最近の行事関係について報告します。

2月10日に第29回東部町民センター発表会、2月16、17日に菊陽町公民館大会、2月24日に西部町民センター祭を開催し、それぞれの施設における講座の発表などが行われました。いずれも多数の参加者のもと盛会のうちに終わりました。議員の皆様や町民の方々に御参加をいただき、感謝申し上げます。

最後に、町有林でのヒノキの植林活動について報告します。

3月24日日曜日に菊陽町の町有林におきましてヒノキの植林活動を行う予定であります。これは菊陽中部小学校建設の内装材に使用するために伐採したヒノキの跡地約3ヘクタールに新たなヒノキの苗の植林を行うものであります。これにより、本町が町有林を所有していることや、森林の持つ防災機能、健康回復、地下水の涵養などの多面的な機能を町民の皆様に理解していただき、長年育んできた貴重な森林を後世に受け継いでまいりたいと思います。議員の皆様におかれましても、ぜひ参加いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第3号から議案第24号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案第3号から議案第24号までの22件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 平成25年度の予算編成をはじめ各議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

昨年12月に安倍内閣が発足し、大胆な金融施策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を三本の矢とし、これらを一体的かつ強力に実行していくことが示されております。

このような中、国では日本経済再生に向けた約13兆1,000億円という大型の補正予算が成立しました。平成25年度予算と合わせた15か月予算の考えのもと、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安全・地域活性化の3分野を重点としており、この中で地域の元気臨時交付金1兆4,000億円が創設されました。町では、この元気臨時交付金の確保に向け、全力で取り組んでいるところであります。

また、2月28日に国会に提出された平成25年度一般会計予算案は、前年度より2.5%、2兆2,776億円増の92兆6,115億円であり、公共事業費や社会保障費などが増額される一方で、地方交付税や生活保護費などが減額されております。

本町としましては、国の経済対策を注視しつつ、引き続き財政の健全化に取り組むとともに自主財源の確保に努め、より安定した行財政基盤の構築による自主・自立のまちづくりを推進してまいります。

それでは、平成25年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標の4本の柱に沿って御説明をいたします。

初めに、まちづくりの目標、第1の柱、「人を大切にすまち」についてであります。

この中で、施策の大綱の第1に「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、学校教育の充実であります。

確かな学力の向上については、引き続き小学校及び中学校に非常勤の学習サポーターを配置し、2人の教師によるきめ細かな指導を行います。

心の教育の充実では、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き教育相談員、心の教室相談員、要支援児童対策員を配置します。

特別支援教育の充実では、発達障害のある子どもたちが安心して授業が受けられるよう特別支援指導助手を32人から37人に増員いたします。

学校の耐震化事業については、菊陽中学校の耐震化工事を平成25年度から2か年間で実施することとしており、これをもって全ての小・中学校の耐震化が完了します。

冷暖化事業については、菊陽中学校では耐震化事業にあわせて冷暖房設備を設置しますが、それまでの2年間は仮設校舎にも冷暖房施設を設置します。武蔵ヶ丘中学校では、緊急経済対策の平成24年度補正予算により、当初計画より前倒しした冷暖房設備を設置します。

基本施策の2つ目は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

生涯学習の充実については、引き続き中央公民館や町民センター等の生涯学習施設における講座内容の充実と世代間交流事業、地域間交流事業、学社融合事業を実施してまいります。

また、学校、家庭、地域住民が連携した学校支援地域本部事業を推進するとともに、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、地域ボランティアによる支援活動の充実を図ります。

次に、生涯スポーツの充実については、町体育協会をはじめ、スポーツクラブや各種競技団体との幅広い連携をとりながら、生涯スポーツ、レクリエーションの普及を推進してまいります。

また、スポーツ施設の充実を図るため、新たに町民総合体育館及び町民総合グラウンド構想の検討に取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、文化・芸術の振興であります。

文化・芸術の振興については、町内の文化団体の活動を支援しながら、図書館ホールを中心とした文化・芸術活動の発表や鑑賞の機会を町民に提供してまいります。

町内の文化財や伝統文化については、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

鼻ぐり井手については、熊本県文化財の平成26年度の指定を目指して、引き続き資料等の作成に努めます。

図書館については、自主事業としてクラシック音楽の学校での演奏とホールコンサートを開催するとともに、文化の薫り高いまちづくり事業も図書館ホールの取組として実施します。

また、開館10周年事業として、4月から5月にかけて子ども向け事業を集中して開催するよう計画しています。



「人を大切にすまち」に関する施策の大綱の第2に「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、生涯にわたる健康の保持・増進であります。

子どもから高齢者まで、生涯にわたる健康づくりを支援するため、平成23年度に策定した菊陽町健康増進計画に基づき、家庭や地域、関係団体、行政など町全体で取り組んでまいります。

生活習慣病の予防対策、がん対策の一環として町内施設における集団での特定健康診査や各種のがん検診など、受診機会の提供に努めるとともに、健診結果を活用した個別保健指導や健康教室により疾病の早期発見、健康維持を図ってまいります。

また、最近増加傾向にある子宮がんや乳がん、大腸がんの検診費用の助成を継続し、疾病の予防に努めます。

基本施策の2つ目は、地域福祉の充実であります。

平成24年度に地域福祉に関する政策方針である地域福祉計画と、その具体的な行動内容を定めた地域福祉活動計画を策定しましたが、引き続きこの2計画に基づき、町民誰もが住みなれた地域の中で健康で自立した生活を送れるよう、町、社会福祉協議会、サービス事業者、関係機関等と連携しながら、多種多様な町民ニーズに即した福祉サービスを提供してまいります。

基本施策の3つ目は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅で生活を維持できるように、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組をさらに推進します。

さらに、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援して、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。

基本施策の4つ目は、障害者福祉の充実であります。

障害者が地域において自立した生活が営めるよう、就労支援や相談体制の強化に努めるとともに、障害者への理解を深める取組や障害者団体に対する支援を行います。

また、昨年から今年にかけて障害児療育施設が開設され、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育支援サービスが提供されております。今後とも、これらの施設や保護者、学校、保育園及び幼稚園などと連携しながら、一人一人の障害児に合った療育サービスの充実に努めてまいります。

基本施策の5つ目は、子育て支援の充実であります。

子育て支援については、菊陽町次世代育成支援行動計画に基づき、町社会福祉協議会が実施しているキャロットサービスを拡充し、町が委託するファミリー・サポート・センター事業として実施いたします。

放課後児童クラブについては、登録児童数の増加が著しい菊陽西小学校において、平成26年4月の開所を目指して3番目の施設を建設いたします。

児童虐待については、精神保健福祉士で豊富な知識や経験を持つ要支援児童対策員の活動時間を増やし、学校や保育所、児童相談所、民生委員、児童委員等との連携をより一層緊密にしながら、児童虐待の防止と対応に取り組んでまいります。

保育サービスについては、平成25年4月に新たに私立の保育園2園が開園し、入所定員が180人増加しますが、さらなる待機児童の増加に対応するため、家庭的保育事業、いわゆる保育ママ事業の実施を促進するとともに、認可外保育所に対する助成を新たに実施いたします。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期健診のほか、育児に対する相談窓口の設置や保健師、看護師による家庭訪問を行い、育児不安や悩みの解消に努めます。

乳幼児期の健康づくりの一環として、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンの接種費用を町が全額補助し、誰もが予防接種を受けやすい環境を整備します。

また、未熟児訪問事業及び養育医療給付事業を実施し、母子保健事業のさらなる向上と育児支援に努めます。

子ども医療費の助成については、財政負担が大変大きい事業ではありますが、将来を担う子どもたちの健全な育成と、子育て世帯の経済的負担軽減のため、全国でも最高レベルである中学校3年までの全額補助を継続いたします。

基本施策の6つ目は、ひとり親家庭などへの支援であります。

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と、親が安心して暮らせる生活基盤の確保のため、自立促進を支援する体制の充実を図ります。

基本施策の7つ目は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、年々増大する医療費を抑制するため、疾病の早期発見、早期治療につながる特定健康診査、特定保健指導の実施や人間ドック費用の補助などを実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及推進を図ります。

介護保険については、第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、地域密着型サービスの施設整備と居宅サービスの充実に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱「暮らしやすく安全で安心なまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、環境保全対策の推進であります。

公害の未然防止と発生時の対応については、県などの関係機関との情報交換、連携に努め、適切かつ迅速な対応を行ってまいります。

廃棄物の不法投棄については、県、警察、区長、環境美化推進委員などと連携し、未然防止と事後の対応に努めてまいります。

地球温暖化防止については、引き続き太陽光発電システム及び温水器設置の補助を実施するとともに、グリーンゴーヤカーテンによる温暖化防止対策に取り組んでおられるボランティア団体の皆様と連携し、町内全域に広げてまいります。

基本施策の2つ目は緑化の推進であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園98か所と広場緑地11か所の維持管理について、町民との協働による環境美化と緑化を推進いたします。

鼻ぐり井戸公園拡張整備については、平成25年度より国の交付金事業として着工いたします。

基本施策の3つ目は、水環境の保全・活用であります。

昨年4月には、県の地下水保全条例が改正され、あわせてくまもと地下水財団も設立されました。本町もこの財団に参加しておりまして、白川中流域の水田湛水事業をはじめ、地下水の涵養について今後とも積極的に支援し、協力してまいります。

「暮らしやすく安全で安心なまち」に関する施策の大綱の第2に「快適でゆとりのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、調和のとれた土地利用の推進であります。

菊陽町国土利用計画及び菊陽町都市計画マスタープランのほか、関係法令等との整合性を図り、環境の保全と生産活動や開発との調整が図られた秩序ある土地利用を推進します。

基本施策の2つ目は、住宅・住環境の整備であります。

引き続き土地区画整理事業等の推進を通して、住みよい居住環境の整備充実に努め、老朽化した町営光団地の建替えについては、平成25年度も残る4棟8戸の建設を行い、安全で快適な居住環境の整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、交通体系の充実であります。

幹線道路の整備について、引き続き熊本県や関係機関に対して県道新山原水線の早期着工を強く要望してまいります。

生活道路の整備については、三里木北地内及び川久保南方線の改良事業を継続するとともに、西部地区都市再生整備計画事業で杉並台団地3号線、新山1号線、八久保1号線の整備工事に着手いたします。

町内巡回バスの見直しについては、交通弱者の皆さんの買い物や通院、公共施設の利用を推進するため、学識経験者、事業者、町民の代表等で構成される菊陽町地域公共交通会議において具体策をまとめ、あわせて国土交通省運輸支局との調整を行いながら、平成25年度中に新たな路線で運行いたします。

基本施策の4つ目は、水の安全供給と下水道の整備であります。

本町の公共下水道の汚水処理人口の普及率は97%を超え、県内で一番高い普及状況となっておりますが、引き続き未普及地域における下水道施設の整備拡充に取り組んでまいります。

平成25年度は、菊陽第二土地区画整理事業地区内の雨水、汚水処理の施設整備、鼻ぐり井戸公園拡張整備に関する曲手から辛川間の汚水管路の布設工事、花立地区の雨水処理施設の改善工事や曲手地区内の汚水管布設工事も引き続き実施いたします。

基本施策の5つ目は、環境衛生対策の推進であります。

持続可能な循環型社会を目指すため、今後も町民や事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化及び再資源化を進めてまいります。この一環として、消費者、事業者、行政が協働し、昨年10月から町内6店舗においてレジ袋の有料化が実施されました。今後もマイバッグ持参率80%を目指し、運動を広げてまいります。

家庭ごみの収集運搬については、適切な分別や管理について御意見をいただきながら、安定的で確実なごみ処理を進めてまいります。災害ごみについては、処理能力の問題により菊池環境保全組合の施設では処理できないため、県と県産業廃棄物協会と本町との3者により災害廃棄物の処理に関する実施協定を締結しており、災害が起きた場合の生活、衛生環境の保全を確保してまいります。

「暮らしやすく安全で安心なまち」に関する施策の大綱の第3に「住みよい安心・安全なまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、防災対策の充実であります。

平成25年度に防災行政無線のデジタル化施設の検証を行うとともに、情報伝達や避難などを含めた防災訓練を実施し、緊急時に迅速に的確に対応をとれる体制を構築してまいります。

また、食糧や生活必需品等の備蓄を計画的に進めてきており、平成25年度においても非常用の食糧をさらに備蓄いたします。

さらに、地域における自主防災組織の設置を促進し、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

災害時には、高齢者や障害者など、特に支援を必要とする方々への対応が大切でありますので、災害時要援護者避難支援計画に基づき、対象者一人一人の避難支援計画の作成と、地域での要援護者情報の共有を推進し、共助の精神に基づいた地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。

また、災害時における福祉避難所の設置と職員の応援、介護用物品の提供などに関して町内の社会福祉法人など4法人と相互協力協定を結び、マットレスや毛布、簡易ベッド、車椅子などの備品を備蓄しておりますが、引き続き大規模な災害に備えて福祉避難所の物資の充実を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、消防・救急対策の充実であります。

菊池広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、消防団への加入促進に努めてまいります。

また、防火水槽や消火栓などの水利の確保、消防施設、設備の充実、整備を進めます。

基本施策の3つ目は、防犯・交通安全対策の充実であります。

通学路を優先して防犯灯の整備を行うとともに、関係機関や地域防犯パトロール隊とも連携しながら防犯力の向上を図ります。

スクールパトロール隊については、引き続き児童・生徒の登下校時の安全確保を図るため、不審者対策や危険箇所点検などを実施いたします。

交通安全対策については、関係機関と連携して交通安全施設の整備を進めるとともに、機会あるごとに交通安全意識の高揚に取り組みます。

基本施策の4つ目は、消費者保護対策の充実であります。

平成24年度から専門相談員による週1回の相談窓口を設置して、消費者保護対策の充実を図ってきました。今後も相談窓口を継続し、地域での出前講座等も行い、国、県等との関連機関と連携しながら、消費者保護対策を進めていきます。

次に、まちづくりの目標の第3の柱「活力にあふれ、にぎわうまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱として「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、農業の振興であります。

農畜産物の生産振興については、高品質、低コストで安全・安心な農畜産物をつくるため、認定農業者や各農業団体を支援し、畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型農業を推進します。

生産基盤、生産施設・設備の整備については、用排水路や農道の計画的な整備と既存施設の老朽更新や長寿命化に取り組みます。

流通体制の充実については、県やJA菊池の各部会と連携して、野菜の集出荷、貯蔵施設の整備、改善に取り組みます。

この中で、国の経済対策を活用した取組として平成24年度補正予算によりJA菊池地域菊陽中央支所のニンジン選果場の改築を支援するとともに新たな流通市場開拓の支援も行います。

経営・技術の近代化と人材育成については、担い手推進大会や認定農業者、農業女性アドバイザーの研修を通して、経営改善の啓発と後継者の育成支援を行います。

6次産業化の推進については、農商工連携による特産品の開発、農業女性グループの地元農産物を使った料理教室等による研究、開発を支援いたします。

基本施策の2つ目は、工業の振興であります。

セミコンテックノパークに隣接して整備した原水工業団地については、既に12ヘクタールが完売済みとなりました。残りの6.4ヘクタールについても、熊本県や関係機関と緊密に連携しながら誘致活動を展開してまいります。

さらに、ソニーセミコンダクタ株式会社や富士フイルム九州株式会社において、工場棟や設備の増設が進められており、今後の増設等についても積極的に働きかけてまいります。

また、町内の中小企業における人材の確保、育成、技術向上のため、そこに勤務される方に知識、技術を習得させるため、菊陽町中小企業人材育成事業を引き続き行います。

基本施策の3つ目は、商業の振興であります。

中小企業等の活性化を図るため、中小企業等近代化融資金利子補給事業を本年度から実施いたします。また、中小企業等活性化会議において具体的な振興策を引き続き調査、検討してま

います。

さらに、菊陽町商工会が事業主体となって推進されている全国展開支援プロジェクト事業や地域商工業夢づくり応援事業で開発された菊陽ニンジンや馬肉など菊陽町の特産物を活用した料理や加工品等の販売促進を支援してまいります。

基本施策の4つ目は、観光の振興であります。

JR九州とタイアップした秋のウォーキングとスタンプラリーについては、御協力をいただいている地域や企業における温かいおもてなしが大変好評で、参加された方との交流も定着してきたところであり、今年も実施をいたします。

また、九州新幹線の全線開業の効果を活用するため、県内外への観光情報発信を精力的に行うとともに、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や豊後街道菊陽杉並木、また鉄砲小路などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興に努めてまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱「みんなで協働して支えるまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働の推進に関する条例を本年4月1日から施行し、住み続けたい町、住みたい町、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民参画、協働の推進に努めてまいります。

(仮称)光の森複合施設の建設については、国の元気臨時交付金を活用して平成25年度に着工し、平成26年度に完成をさせます。

基本施策の2つ目は、男女共同参画の推進であります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、対等な立場でそれぞれの個性と能力を發揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、昨年1月に菊陽町男女共同参画都市宣言を行いました。今後も、菊陽町男女共同参画計画に沿って、子育て、教育、家庭、地域や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

本町では、これまでも人権を尊重する社会づくりを目指して、町民や学校、地域、関係団体等と連携し、学習会、各種講演会、研修会の実施、帰国、外国町民との交流事業や子どもたちの教育保障、広報紙等による啓発に取り組んでまいりました。

平成25年度におきましても、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び菊陽町人権教育啓発基本計画に基づき、人権尊重の推進に努めます。

基本施策の4つ目は、広報活動の推進であります。

町民の皆様が手にとって読んでいただけることを心がけて作成しております広報きくようは、平成24年度の県の広報コンクールにおいて町村の部で特選を受賞しました。

今後も、広報紙やホームページなどの記事の内容や紙面づくりについては、町民が読みたくなるような工夫を図り、町民生活に必要な行政情報を分かりやすく速やかに提供するように努めるとともに、御意見、御要望なども行政に生かす広聴活動も促進してまいります。

「みんなで協働して支えるまち」に関する施策の大綱の第2に「効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、高度情報化への対応であります。

情報通信技術を活用した行政事務の効率化、高度化や住民サービスの向上を推進するとともに、個人情報保護をはじめとするセキュリティー面にも十分配慮したシステム構築や運用を目指します。

基本施策の2つ目は、行財政運営の充実強化であります。

これまで第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安心・安全なまちづくりなどに取り組んでまいりました。

人口増加に伴う事務量の増加などの変動要因も踏まえて、行政評価制度を引き続き活用し、さらなる行財政改革を推進いたします。

基本施策の3つ目は、広域連携の推進についてであります。

消防、救急業務やごみ処理、し尿処理、上水道事業などについては、菊池地域において広域連合や一部事務組合等を結成し、効率的に実施しております。今後も構成市町等と連携し、事業を進めてまいります。

また、広域的な交通体系のあり方について検討するとともに、熊本市圏における行政事務の拡大への対応についても継続して取り組んでまいります。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明申し上げましたが、時代の潮流を的確に把握しながら、第5期総合計画の基本理念に定めたとおり、一人一人が知恵を出し、心が触れ合い、活力ある、協働のまちづくりを目指して全力で取り組んでまいります。

どうか議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の平成25年度施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前11時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、本定例会に提案しております付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、議案22件であります。

内容は、平成25年度当初予算、平成24年度補正予算、地域主権改革一括法の関連による条例改正等であります。

付議事件の順に申し上げます。

議案第3号は、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されること等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

議案第5号から議案第10号までは、地域主権改革一括法の施行による関係法令の改正を受けて、これまで国が定めていた基準等について町が条例を定めるものであります。

このうち、議案第5号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正に伴い所定の基準を定めるものであります。

議案第6号菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正に伴い所定の基準を定めるものであります。

議案第7号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、公営住宅法の改正に伴い、町営住宅の整備や入居者の収入基準等を定めるものであります。

議案第8号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、都市公園法の改正に伴い、都市公園の配置、規模や建築物の面積に関する基準を定めるものであります。

議案第9号菊陽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、公園施設の新設等に当たっての基準を定めるものであります。

議案第10号菊陽町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、道路法等の改正に伴い、町道の構造の技術的基準等を定めるものであります。

次に、議案第11号は、菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、武蔵ヶ丘コミュニティセンターの研修室の増設に当たり、使用料を設定するものであります。

議案第12号は、菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、体育施設の開放日時の明文化や使用料の返還できる期日の統一、所要の規定の整備であります。



議案第13号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。

内容は、組合の構成団体のうち2つの団体の解散に伴い、関係部分を削るものであります。

議案第14号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、鼻ぐり井手公園線ほか3路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第15号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回は、年度末における通常の調整に加えて、特に緊急経済対策が盛り込まれた国の補正予算を精査し、平成25年度に予定していた（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業、菊陽中部小学校改築事業、菊陽中学校増築・改築事業、武蔵ヶ丘中学校空調整備事業、道路新設改良事業の一部を前倒して実施するため、大型の補正となりました。

内容は、歳入歳出予算の総額に13億2,379万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ164億1,419万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金を3億1,141万円、県支出金を2億8,901万2,000円、町債を6億9,480万円、それぞれ増額し、町税を1,651万6,000円減額しております。

一方、歳出では、総務費を4億6,469万6,000円、農林水産業費を2億9,943万8,000円、教育費を5億8,428万円、それぞれ増額し、衛生費を2,190万6,000円、消防費を1,100万円、災害復旧費を4,913万7,000円、それぞれ減額し、調整のため予備費を5,551万5,000円増額しております。

また、緊急経済対策に係る公共事業については実施年度が平成25年度となることから、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業及び菊陽中学校増築・改築事業の継続費を設定し、菊陽中部小学校改築事業についてはこれまでの入札による節減等も踏まえて、総額及び年割り額の変更を計上しております。さらに、緊急経済対策に係る公共事業などについて13件の繰越明許費を計上しております。今回の緊急経済対策事業に係る補正予算については、前倒しで予算が確保できることに加えて、地方債については後年度交付税措置がなされ、事業費の地方負担分の大半が国の元気臨時交付金によって補填されるというメリットもあります。

議案第16号は、平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1,489万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億6,755万6,000円と定めるものであります。

歳入では、財産収入と繰入金を減額し、歳出では諸支出金を減額しております。

議案第17号は、平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から4,002万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ35億479万3,000円と定めるものであります。

歳入では、国庫支出金を589万9,000円、繰入金を441万2,000円、諸収入を947万8,000円増額

し、県支出金を231万7,000円、共同事業交付金を5,749万6,000円減額しております。

歳出の主なものでは、保険給付費を3,205万6,000円増額し、共同事業拠出金を6,009万3,000円、保健事業費を400万円減額しております。

議案第18号は、平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において事業収益を1億2,079万7,000円増額し、12億8,385万4,000円と定め、事業費用を145万8,000円減額し、11億2,733万6,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入予定額を3,467万5,000円減額し、6億2,239万6,000円と定め、資本的支出予定額を8,794万円増額し、12億879万9,000円と定めております。

議案第19号は、平成25年度一般会計についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億円と定めるものであります。前年度と比較しますと、11億9,000万円、率にして8.5%の減となります。先ほど申し上げたように（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事や小・中学校の増改築事業、道路新設改良事業などの一部を平成24年度3月補正に前倒しして計上したことなどにより大幅な減となったものであります。

それでは初めに、歳入の主なものを申し上げます。

町税は、前年度より1億2,534万5,000円、2%減の61億2,334万6,000円を計上しております。主な税目では、個人町民税は人口の増加などにより4,770万9,000円増の17億2,657万6,000円、法人町民税は法人税の税率引き下げなどの影響により9,312万8,000円減の4億7,393万3,000円、固定資産税は住宅等は増えているものの償却資産の減や非課税対象分の増加などにより9,398万5,000円減の35億2,711万3,000円を見込んでおります。

地方譲与税は、地方財政計画をもとに前年度より905万2,000円減の1億7,485万2,000円を見込んでおります。

各種交付金関係では、全体で前年度より4,291万円増の4億6,694万4,000円を計上しておりますが、そのうち地方消費税交付金は3,358万4,000円増の3億6,589万7,000円を見込んでおります。

地方交付税は、4億4,900万円を計上しており、そのうち普通交付税を4億1,900万円としております。

分担金負担金は、保育料等の増により3億3,092万9,000円を計上しております。

国庫支出金は、保育所負担金や障害者総合支援費などの民生費関係が伸びているものの、公共施設整備事業分が事業の前倒しなどにより減少したため、合計では前年度より638万2,000円減の16億943万7,000円を計上しております。

県支出金は、保育所負担金や児童手当、障害者総合支援費などの増により、前年度より1億887万3,000円増の7億716万5,000円を計上しております。

繰入金は、前年度より2,592万5,000円増の9億5,063万5,000円を計上しております。そのうち7億7,000万円は住民福祉の向上を図るため財政調整基金を一部取り崩し、繰り入れるものであります。

繰越金は、前年度と同額の1億5,000万円を計上しております。

町債は、公共施設整備事業分が事業の前倒しなどにより減少したため、前年度より12億2,320万円減の15億2,760万円を計上しております。土木債を2億9,020万円、教育債を7億950万円、臨時財政対策債を4億8,600万円としております。

歳入総額のうち、町税などの自主財源は前年度より7,714万9,000円減の78億6,500万円で、歳入全体の61.4%となり、一方、国県支出金や地方交付税、町債など依存財源は町債の減などがあり、前年度より11億1,285万1,000円減の49億3,500万円で、全体の38.6%となります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

議会費は、前年度とほぼ同額の1億2,918万4,000円を計上しております。

総務費は、（仮称）菊陽町光の森複合施設の建設を前倒しして実施することなどにより前年度より6億2,156万7,000円減の14億7,862万5,000円を計上しております。

民生費は、障害者総合支援対策事業、放課後児童健全育成事業、児童手当、民間保育所2園の開園を含む保育園費などの増や新たな子育て支援事業などの実施などにより、前年度より4億4,778万6,000円増の40億8,877万円を計上しております。歳出全体に占める割合は、この民生費が一番高く32%を占めております。

衛生費は、菊池環境保全組合負担金の減などがある一方で、子宮頸がんや小児用肺炎球菌、ヒブワクチンを含む予防接種委託料などが増加し、前年度より7,209万3,000円増の11億2,135万8,000円を計上しております。

農林水産業費は、土地改良事業の増などにより前年度より3,317万2,000円増の2億9,598万2,000円を計上しております。

商工費は、工場等立地促進補助金の増などにより前年度より5,927万6,000円増の2億1,196万2,000円を計上しております。

土木費は、前年度より5,338万3,000円減の16億4,181万4,000円を計上しております。町道改修費や鼻ぐり井手公園拡張整備費、杉並木公園駐車場整備費、菊陽第二土地区画整理事業費などが増加した一方で、道路橋梁維持費や3年目となる光団地の建替えに伴う工事費などが減少しております。

消防費は、前年度より1億2,231万3,000円減の3億9,143万1,000円を計上しております。平成23年度から取り組んで3年目となります防災行政無線デジタル化更新整備がほぼ完了となるため大幅に減少しました。

教育費は、前年度より9億7,777万7,000円減の22億6,366万2,000円を計上しており、歳出合計に占める割合は18%を占めております。菊陽西小学校の増築、改築事業費が平成24年度で完了し、また国の緊急財政対策を受け、平成24年度の3月補正に前倒しで計上した事業があるた

め、前年度から大幅に減少しています。平成25年度は、継続費の最終年となる菊陽中部小学校の改築事業と菊陽中学校の耐震化事業などを盛り込んでいます。

最後に、公債費は、銀行等への償還が減少したため、前年度より6,831万3,000円減の10億8,745万5,000円を計上しております。

議案第20号は、平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,175万円と定めるものであります。

まず、公共用地先行取得事業債の返還のための公債費等で1億7,721万8,000円を計上し、この分は一般会計から繰り入れることとしております。また、鼻ぐり井手公園拡張整備用地を平成25年度に一般会計で買い取ることでありますので、特別会計ではその売り払い金1億4,434万5,000円を基金に積み立てるものであります。

議案第21号は、平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,051万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億9,734万3,000円、国庫支出金8億7,451万1,000円、療養給付費等交付金2億2,049万9,000円、前期高齢者交付金6億3,932万6,000円、共同事業交付金4億4,613万8,000円、他会計繰入金2億8,693万2,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費を23億131万9,000円、後期高齢者支援金等4億6,776万1,000円、介護納付金2億137万6,000円、共同事業拠出金4億4,614万2,000円であります。

議案第22号は、平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,181万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億1,265万5,000円、繰入金6,795万5,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,149万5,000円であります。

議案第23号は、平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,281万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料4億1,975万7,000円、国庫支出金4億5,054万円、支払基金交付金5億7,284万3,000円、県支出金2億9,351万6,000円、繰入金3億605万6,000円であります。

歳出の主なものは、総務費2,860万6,000円、保険給付費19億4,721万9,000円、地域支援事業費8,497万4,000円であります。

最後に、議案第24号は、平成25年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

第3条で収益的収入予定額を12億729万2,000円、支出予定額を11億3,714万1,000円と定めるものであります。

第4条で資本的収入予定額を3億807万1,000円、支出予定額を8億1,166万2,000円と定めております。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、研修報告について、これより閉会中の特定事件の調査について、議会広報特別委員会、議会運営委員会で研修されました件について各委員長から報告をお願いします。

また、1月23日に福岡県で開催されましたNOMA行政管理講座に、吉本孝寿君、吉山哲也君、渡邊裕之君、坂本秀則君の4名が、2月14日から15日の議会改革集中講座に野田恭子君、甲斐榮治君の2名が参加されましたので研修報告をお願いします。

まず初めに、議会広報特別委員長梅田清明君。

○議会広報特別委員長（梅田清明君） それでは、広報特別委員会の研修報告をいたします。

去る1月31日木曜日、広報委員全員と廣野事務局長計7名で御船町議会みふね広報が全国町村議会議長会特別表彰を受けている、また熊本県町村議会議長会広報コンクール特選にも選ばれて素晴らしいということで御船町議会に日帰りで広報研修に行ってきましたので、その報告をさせていただきます。

御船町議会は、平成22年3月議会において通年議会を盛り込んだ議会基本条例を制定しております。そのため、議会だよりを平成22年4月より毎月発行、年12回発行しております。毎月月末に発行ということで広報委員は2か月分を頭に入れて、毎月7日以上は役場に行っているそうです。そのほか、通年議会ですので、毎月第2木曜日には本会議を開いているそうです。そのほか、全員協議会も毎月開催、各委員会も毎月開催と、大変忙しい議会活動です。その上、全ての会合が費用弁償を廃止でした。また、平成17年4月に議員報酬4%削減、議長31万7,000円、議員23万7,400円になっています。平成19年には議員定数20から16人、次期一般選挙平成27年4月からは14人になるそうです。そのほか、議会報告会、商工会との意見交換会、嘱託員との意見交換会と活発に議会活動をされていました。

私が思ったのは、確かに全国表彰を受けておられますが、議員報酬削減、議員定数20から14に削減、通年議会で毎月3分の1は役場に出勤、費用弁償はゼロ、年金も廃止、これでは半分は議員専従ということで子どもがいる、学校に行っているような人は議員になることは大変厳しいだろうなど思った次第です。菊陽町も議会活性化特別委員等で議員定数問題、議員報酬問題、費用弁償問題、政務活動費問題とありますが、将来を見越した議論、将来の議員に恥じない検討結果を残すべきだと今度の研修で思った次第です。

以上、議会広報の研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 議会広報特別委員長の調査結果の報告を終わります。

次に、議会運営委員長甲斐榮治君。

○議会運営委員長（甲斐榮治君） こんにちは。

議会運営委員会の研修報告をいたします。

議長からありましたように平成25年2月12日から同13日まで1泊2日で福岡県の新宮町、それから苅田町ですね。2か所に行っております。

新宮町というのは、福岡市の北東部、すぐ隣接している町です。人口2万5,000人、菊陽町と似たような状況がございます。それから、苅田町、これは京都郡ですから、もうちょっと瀬戸内海に面していると言った方がいいと思いますが、人口約3万6,000人の町です。

運営委員会としては、参加者は議会運営委員会6名、それに議長、それから廣野事務局長ですね。7名でしたが、13項目の目標を掲げて研修をしております。ただ、その中で今日は5つの項目だけについて報告をいたします。あとは、議会内の問題ですので、この場では割愛をさせていただきたいと思っております。

今、議会が基本条例の制定を目指しておりますけれども、今主な問題としては予算決算の特別委員会をどうするか、それから議員定数、それから議員報酬、政務活動費、費用弁償等について基本条例に盛り込む前にこの辺の議論をきちっとしておきたいということで今議論を展開している最中です。この今申し上げた5項目というのは議会内だけではなくて内外を含めた共通理解が必要な項目です。これは議員だけではなくて行政の方々にも考えていただきたいし、町民の方にもしかるべく情報公開しながら進めていきたいと、そういう問題でありますので、特にこの報酬、定数、政務活動費、費用弁償等については住民の非常に厳しい視線を浴びている問題でもあります。この辺についてきちっとしたやはり考え方を持たないといけないというふうなことで研修項目に上げて2つの町に参りました。

ちょっと時間を少しいただきたいと思っております。項目別に参りますが、まず予決算の特別委員会ですね。本町の場合には3つの委員会に分割して予算が付託されております。ですから、討議に参加できない部門も出てくると。3委員会ですからですね。それを予算の予決算の特別委員会ということになれば全員参加とか、いろんな方がありますけれども全部の項目について議論ができると、そういう特徴がございます。

新宮町では、予算は議長を除く全員、決算も議長と監査委員を除く全員で議論をしておると。委員長は常任委員長が交代して務める。大体1日目に特別会計の説明、2日目に一般会計の説明、3日目に質疑と表決をして、附帯決議があれば附帯決議をする。4日目に予備日をつけておると。議員全員が予決算の全体にかかわれると、こういう形をとっておるようです。

それから、苅田町の方は予決算とも委員がそれぞれ7名ですね。ここは議員の総数が16名ですけれども、正副議長を除いて、あと会派と、それから希望によって議長が調整をして委員を決めると。予算と決算では人が違ったり、あるいはダブったりすることもあると。それから、どちらにも参加しない議員も出てくると、こういうことでした。だけど、支障はないと。審議日程としては、大体予算が3日間、実質2日、決算が4日間、実質3日で結論を得ておる。苅田町の話では、ちょっとやっぱり議論が深まらない可能性があるということを書いていらっし

やいました。この菊陽町としても、この予決算の審議をどうするかというのは今後の大事な課題になってくるかと思えます。

次、議員定員です。

新宮町の場合は、人口2万5,000で16人から4人減らして現在12名ですね。ここで言ってもらっちゃったのはアンケートをとられたそうです。アンケートの回収率が8%と。皆さん御承知のとおりに現今の情勢ですから、ほとんどもう削減削減という、そういうアンケートの結果であったと。だから、それに引きずられたということを言ってもらっちゃいましたが、アンケートをとるならば回収率が100%に近いようなアンケートのとり方をしないと大きな方向を間違うんではないかということが反省として言われておりました。今後の方向としては、議員の仕事、要するに議会の姿が見えないと。見えづらいと。だから、議員の仕事を明確にして議会をできるだけ公開せよと。それから、議会の姿が有権者に見えないと、その評価は落ちると、こういうことを言っておられました。

それから、苧田町は3万6,000人の人口に対して20人いた議員が18人、16人、現在16名ですね。ここも選挙前になると身を切るとか、あるいはパフォーマンスとして定員削減を言う議員が出てくるということで、それに若干引きずられた嫌いがあると。言ってもらっちゃったのは、議会が定見を持って、漠然と考えているんじゃなくて定見を持って住民に発信をしていかないと、これはやはり定数減というふうな形になっていくであろうと、その辺は反省として持つておるということでした。

次、議員の報酬です。

新宮町が、議長月額34万6,000円です。それから、議員が26万4,000円、我々より若干高い。定数についても報酬についても議会として根拠を明確にして理論化する必要があると。漠然と考えていては地域民主主義の根を掘り返されると、こういうことを言っておられました。後でちょっとまた説明します。

それから、議員の報酬の苧田町、議長41万5,000円、議員34万4,000円、我々よりも月額で大体10万円ぐらい高い。苧田町でおっしゃったことは、報酬と定数は別問題であると。よく定数を減らして報酬を上げるとかというのが出てくるけど、そうじゃなくて報酬と定数は全く別問題だと。議員で生活できる報酬にならなければ人材は集まらないと。隣に行橋市という市議会がありますが、その市議会と町議会と活動の量はほとんど変わらない。だから、もっと引き上げるべきだというのが、この苧田町の意見でございました。自分たちとしては一つの目標として絶対今のその状態を切り下げるといふようなことは考えていないという苧田町の発言です。

費用弁償については2,500円、両方ともです。新宮町も苧田町も2,500円。

それから、政務活動費については、新宮町が月当たり1万円、それから苧田町が月額2万5,000円ですね。福岡県では政務調査費を支給している町村は32の中の7であると。少数ですよ、そういう状況であると。これは実情です。時間をちょっととっておりますが、大事な問

題ですので、もう少しちょっとと言わせていただきたい。

研修の中で学んだこととといいますか、お互いに確認し合ったことというのは、定数と報酬を単に行財政改革の視点からのみ見てはならない。地域の民主主義、二元代表制をどう守るかという観点からの検討が必要であるということですね。定数というのは議会運営のあり方、つまり委員会が幾つあるか、委員数が何名か、何名必要かですね。その議会運営上の問題から考えるべきだと。報酬については、今言いましたように行財政改革で縮小縮小というふうを考えるのではなくて、地域民主主義の経済的基盤であるというふうに考えていかなければいけないというふうなことでした。先日、本町でも区長会との意見交換がありましたが、ありがたいことに引き下げろという意見は一つもありませんでした。ほとんどの方がそれ安過ぎるんじゃないかという御意見でしたが、私個人としてはありがたい御意見ですけれども、そんなに甘く考えておりません。この報酬というのはやはりきちっとした基準とといいますか、考え方とといいますか、数値化した、そういう誰でも納得するような、そういう基準をこれから出していかなくてはいけないんじゃないかというふうに思います。漠然と安いとか高いとか、そういうことは避けなくてはならない。

非常勤の特別職という位置づけです、今のとこですね。ですから、労働量、どれだけ働いたか、労働量に対する対価として報酬が考えられています。言うならば、学校の非常勤の先生を考えたらいんですが、大体1時間2,600円ということで決まっております、それを何時間したか、労働量ですよ。これに対して対価を払うと、そういうふうな仕組みに今の議員の報酬はなっております。非常勤ですから、交通関係の手当、住宅関係の手当はつけられません。法的につけられない。ですから、費用弁償とか、それから政務活動費とか、なかなか分かりづらい、そういうことで議員のその活動が支えられておるという現状ですね。それから、期末手当がついておりますが、これは国会議員とのつり合いからつけられておると。もうこれも非常に曖昧ですね。それから、勤勉手当はありません。けども、実態としては皆さん御存じのように個人差がありますけども、議員の場合は出勤は非常勤けれども家におればいろんな要望とか、そういったのを受け付けるとか、在宅常勤の形ですね。そういう形になっておる。こういったことを整理すれば、議員活動とは何か、どういうのが議員の活動か、議会の活動はどういうものか、そういったものを定義づけて、それに従って年間の活動量を数値化する必要があると思います。常勤の特別職、町長とか、あるいは教育長がそうなんですけど、その辺をにらみながら、その実際にどれだけ自分たちが働いているかという数値を、これは平均になると思いますが、確定するのが今後の課題ではないかというふうに思います。

将来的には、今はそうですけど将来的には議員が非常に専門職化しつつあると。だから、専門職として考えていくというのが一つの方向としてあるんじゃないか。チェック機能だけでなく政策立案機能もちゃんと持つと。ですから、これは常勤に近い勤務状態が出てくるんじゃないかならうかと思います。そういったことも今後の問題として考えるべきではないか。

あと、政務活動費、費用弁償については今申し上げたように地方議員の身分をきちんとやは



りしなくちゃいけないと。非常勤の特別職というのは非常に曖昧な規定だというふうに思います。ですから、その辺も我々自身が考えていかななくてはならない。手当を出すにしても、その法的根拠をきちんとしなくてはならない、こういう問題があるかというふうに思います。

それから、この政務活動費とか費用弁償については当然のことながら透明性ですね。支給の透明性を考えていかななくてはならない。大体ざっとこういうことを、ちょっと長くなりましたが、これはもう議員だけではなくて行政の方、あるいは町民の方にも非常に関係のある問題です。ちょっと時間をとらせていただきました。

それから、最後です。これはもう議員の皆さん、誰も持たれたと思いますけれども、どの議会と比較してもこの菊陽町の議会の施設設備はお粗末とまで言ったらこれは言い過ぎかもしれませんが、整っていないですね。委員会室であるとか、いろんなものが整っていない。それから、設備、ファクスとか、コピー機とかですね。コピー機はそろいましたけれども、非常に前近代的な状況にあるという感想を持っております。

それから、事務局体制も2人体制というのは私が見た限りでは菊陽町だけですね。私たちよりも小さな町であっても、大体3人以上の体制が組まれておると。今日もこういう議会があれば総務課からのお手伝いはあると聞いておりますが、ここに2人も入っておりますので、事務局はもう空といますか、そういう状態になる。この辺も一足飛びにはいかないかもしれないけれども、議会議員だけじゃなくてやっぱり行政も含めて今後考えていかななくちゃいけないんじゃないか、そういうことをいろいろ仲間の議員の皆さんと話し合いながら帰ってまいりました。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 議会運営委員長の調査結果の報告を終わります。

次に、吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、研修報告をさせていただきます。

本年1月23日、福岡市博多区パピヨン24、3階会議室におきまして、元東京都総務局法務部訟務担当課長、また熊本大学法学部教授、地方自治法公務員法専攻を務められました林勝美先生を講師にお迎えいたしまして、10時から16時まで地方議員のための議会基本条例、条例制定についてであります。九州圏内の市町村から30名、本町からは坂本議員、渡邊議員、吉山議員と私の4名の参加のもと研修を受けてまいりました。

今回の研修は8つの項目から成り、まずは議会基本条例と議会改革から始まり、議会に対する批判とその対応、議会と政策法務の関係、自治体政策法務の位置づけ、地方分権と自治体政策法務の関係、自治体の自治立法権と条例制定権の限界、自治体政策法務と自治立法のあり方、最後に分権時代のこれからの議会運営についてということで説明がございました。

地域主権改革関連3法律、地方自治法の一部を改正する法律という中で地方公共団体の議会の定数について上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃すると、議員定数の法定上限の撤廃、議会制度の見直しによる議長による臨時会の招集権などの説明がございました。

議会基本条例につきましては、2011年末時点での制定数は全国260件であります。議会条

例制定が議会改革をやっているとの形式だけのアリバイ証明であってはならないし、また議員定数の政策条例を提案するなど、これは先ほど甲斐議員からの研修報告にもございましたが、住民への見える化を図る必要があるとの説明を受け、さらには議員報酬につきましては議会の機能が地方分権の発展に伴い拡大をし、必然的に議員に対して専門的知識の向上が求められてくる現実的視点に照らし、適切な報酬の設定を図る必要がある。職業としての議員でなければ対応ができなくなった。実態を住民に理解してもらうためにも住民との意見交換などの地道な行動を通じて理解を深めていくことしか効果的な方策は見受けられないとの説明を受けました。

議員提案条例とその対応については、個々の議員がその能力の向上に努めることは無論当然ではございますが、専門的知識を有する職員の配置、例えば司法試験の合格者でないとしても、法科大学院の卒業者を専門職として議会事務局で採用をして議会の法務、法規政策能力の向上に努めるべきであるとのアドバイスも受けたところでございます。

地方自治立法の必要性の判断におきましては、条例による規制手法を採用する場合は条例を制定するための必要性、手段的的確性、正当性、社会的な有用性、認知度など、条例を制定のための立法事実の裏づけがなければならないとの御説明もありました。分権時代のこれからの議会運営では、議会が取り組むことは住民との懇談会の場での政策協議、議員同士の自由討議による住民に対し説明する際には問題点を深く的確に伝えることから住民との信頼関係が醸成されるなどの説明を受け、最後に議会には市長部局の職員がローテーションとして採用されるのではなく、先ほども申し上げましたが、議会独自による専門職員の採用などを構築する必要があり、議会の立法補佐機能の充実を図るべきとの考えを述べられ終了をいたしました。

研修を終え、内容が濃く、議会基本条例の制定を目指す研修としては1日の研修は若干物足りないように思えました。今後も各種研修に積極的に参加をし、菊陽町と菊陽町議会のさらなる発展に努めてまいるところでございます。

これをもちまして研修報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の研修結果の報告を終わります。

次に、野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、平成25年2月14日、15日の2日間、議会改革集中講座、地方議員研修会主催の研修に甲斐議員と行ってまいりましたので、御報告いたします。

まず、参加目的。議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることを鑑み、議会の発展に資することを目的として行ってまいりました。

内容は、2月14日、講演内容、政務調査費の使途基準のあり方ということで、全国市議会議長会法制参事の廣瀬和彦先生が講演をされました。そもそも政務調査費とは、地方議会の審議能力を強化し、調査活動基盤の充実を図るための平成12年の自治法改正により制度化したものであります。その政務調査費の名称が政務活動費へ変更されました。政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが規定されました。また、議長に政務活動費について

の使途の透明性の確保の努力義務を課す旨の規定もされました。

政務活動費についての細かい使い道のお話がたくさんありましたけれども、多かつたもの  
すから内容は割愛させていただきます。

以上の内容を踏まえながら、いろいろなこの政務活動費についての裁判の事例を多く挙げら  
れました。

翌日 2月15日、講師は同じ廣瀬先生で、内容は議会基本条例の意義、役割についてです。住  
民の根強い議会不信を払拭するには議会改革が必要であり、住民の多様な意見を集約し、それ  
を議会に反映することにより住民から負託を受けた議会としてより役割を果たすための審議の  
充実、機能強化が求められています。議会基本条例とは、議会の活性化と充実のために議会運  
営に関する事項及び情報公開並びに住民参加を基本とすることを定めた条例であります。ただ  
し、議会基本条例は議会改革をするための一つ的手段であり、目的ではないことに注意が必要  
であると、ここをかなり強調されました。自由討議、反問権、文書質問、議会報告会について  
の他の自治体の事例をたくさん聞いてまいりました。

以上の研修に行つてまいりまして、感想としまして政務活動費につきましては今現在本町に  
は政務活動費ございませんが、今が議論するチャンスであるということで講師の先生から助言  
いただきました。

また、議会基本条例の講演では、大変何度も言いますけれども、この基本条例というものは  
目的ではなくて手段であるということを強く強く考えさせられてまいりました。今後、活性化  
特別委員会を中心に議論を重ね、住民の負託に応えていくよう努力してくべきだと考えさせら  
れて帰つてまいりました。

以上で研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時58分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成25年3月6日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成25年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成25年3月6日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第19号 平成25年度菊陽町一般会計予算について  
日程第2 議案第20号 平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算について  
日程第3 議案第21号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について  
日程第4 議案第22号 平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第5 議案第23号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について  
日程第6 議案第24号 平成25年度菊陽町下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |                |       |
|--------|-------|----------------|-------|
| 町長     | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長    | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 鶴田義晃君 |
| 総務部長   | 松本東亜君 | 福祉生活部長         | 阪本修一君 |
| 産業建設部長 | 坂本恭一君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 |
| 総務課長   | 實取初雄君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長   | 阪本浩徳君 | 税務課長           | 阪本章三君 |
| 福祉課長   | 宮本義雄君 | 健康・保険課長        | 佐藤清孝君 |
| 介護保険課長 | 渡邊幸伸君 | 環境生活課長         | 大山陽祐君 |

町民課長 山崎謙三君  
農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 小野秀幸君  
商工振興課長 吉川義則君  
教育審議員 矢野陽子君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 荒木一雄君

武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 今村敬士君  
総務課庶務長 中島秀樹君  
法制係長 堀行徳君  
図書館長 服部誠也君  
生涯学習課長

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これから平成25年度当初予算について各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第19号 平成25年度菊陽町一般会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第19号の平成25年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

主な施策や全体的な予算につきましては町長の施政方針や提案理由にございますので、財政課からは予算書に基づき、主なものの事業などについて御説明いたしますが、昨日配付しました一般会計予算（案）参考資料には、款項目別の前年度との比較や歳出の性質別内訳、地方債関係事業の明細を記載しておりますので参考としていただきたいと思います。

また、明日予算の概要説明書をお配りする予定であります。

平成25年度の当初予算は128億円で、前年と比較し11億9,000万円減少していますが、緊急経済対策が盛り込みました国の補正予算を受けまして、平成25年度に予定してました事業費の一部を平成23年度の3月補正に前倒ししておりますので、その分が大きく影響しております。

なお、詳細につきましては、御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願ひします。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128億円で定めております。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定め、第4条の一時借入金の最高額は15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めております。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算の歳入であります。

款の1町税は61億2,334万6,000円を計上しており、歳入全体の47.8%を占めております。

税目ごとでは記載のとおりでございます。

次に、款の2地方譲与税は3つの譲与税合わせて1億7,485万2,000円、下段の款の6地方消費税交付金は3億6,589万7,000円を見込んでおります。

3 ページを御覧いただき、中段の款の12地方交付税は4億4,900万円を見込み、款の14分担金及び負担金は3億3,092万9,000円、それから款の15使用料及び手数料は1億3,066万2,000円を計上しております。

4 ページをお開きください。

款の16国庫支出金は16億943万7,000円、款の17県支出金は7億716万5,000円、款の18財産収入は1億477万5,000円、款の20の繰入金は9億5,063万5,000円を計上しております。

5 ページを御覧いただき、款の21繰越金は1億5,000万円、款の23町債は14件分、15億2,760万円を計上しております。町債の詳細は後ほど第3表の地方債で説明いたします。

以上、歳入合計は128億円となっております。

6 ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1議会費は1億2,918万4,000円、款の2の総務費は14億7,862万5,000円、款の3民生費は40億8,877万円、款の4衛生費は11億2,135万8,000円を計上しました。このうち民生費は歳出総額に占める割合が一番高く、約32%を占めているところであります。

7 ページを御覧いただき、款の6農林水産業費は2億9,598万2,000円、款の7商工費は2億1,196万2,000円、款の8土木費は16億4,181万4,000円、款の9消防費は3億9,143万1,000円、款の10教育費は22億6,366万2,000円を計上しました。このうち教育費は歳出に占める割合が2番目に高く、17.7%を占めているところであります。

8 ページをお願いいたします。

款の11災害復旧費は5,126万3,000円、款の12公債費は10億8,745万5,000円、最後に款の14予備費を3,300万1,000円計上しました。

以上、歳出合計も128億円となっております。

下の9ページを御覧いただきまして、第2表の債務負担行為であります。

事項は電子計算機導入に伴う機器借上料で、期間を平成26年度から30年度とし、限度額を1,099万8,000円としております。

なお、平成25年度分につきましては歳出予算の中に計上しているところであります。

また、債務負担行為で翌年度以降にわたるものにつきましては、197ページから調書をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

10ページをお願いいたします。

次は、第3表の地方債ですが、起債の目的、限度額について申し上げます。

まず、臨時財政対策債は4億8,600万円、それから防犯灯設置事業は200万円、サイン設置事業200万円、菊陽中部小学校学童保育建設事業を1,890万円、県営土地改良事業の負担金を980万円、川久保南方線道路改良事業を890万円、光団地建設事業を7,370万円、南方大人足線道路改良事業を1,010万円、八久保片彦瀬線道路改良事業を890万円、鼻ぐり井手公園周辺拡張整備事業を1億8,860万円、防火水槽整備事業を820万円、菊陽中部小学校改築事業を5億



1,180万円、菊陽中学校増築・改修事業を1億9,770万円、最後に農地・農業施設災害復旧事業を100万円、それぞれ計上しております。

以上、14件になりますけれども、合わせまして15億2,760万円と見ております。

起債の方法や利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

なお、地方債の関係につきましては、昨日配付しました参考資料の最後の9ページに目的とか財源内訳を整理しておりますので、後日また御覧いただきたいというふうに思います。

次、11ページ以降は予算に関する説明書でありまして、12ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては先ほど説明しましたので省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。

2の歳入であります。

目の前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は4,770万9,000円増の17億2,657万6,000円を計上しております。内訳は説明に記載しているとおりでございます。所得割、均等割、退職分などがございます。

目の2法人は9,312万8,000円減の4億7,393万3,000円を計上し、内訳は説明に記載のとおりであります。法人税割と均等割がございます。

それから、項の2固定資産税、目の1固定資産税は8,893万2,000円減の34億9,572万3,000円を計上しております。内訳は説明欄のとおりで、土地、家屋、償却資産に分けて計上しております。

15ページをお願いします。

項の3軽自動車税は269万6,000円増の7,519万円。

次の16ページをお開きいただき、項の4町たばこ税は1,136万3,000円増の3億2,053万4,000円を見込んでおります。

それから、款の2地方譲与税は国税収入の一部が譲与されるもので、国が示しました地方財政計画基本に計上しておりまして、項の1地方揮発油譲与税を3,184万8,000円、項の2自動車重量譲与税を6,954万3,000円、下のページを見ていただきまして、項の3航空機燃料譲与税を7,346万1,000円、それぞれ見込んでおります。

次の款の3利子割交付金以降の交付金は県税収入の一部を交付されるものでありますが、18ページを御覧いただき、款の6地方消費税交付金は3,358万4,000円増の3億6,589万7,000円を見込んでおります。

20ページをお願いします。

款の12地方交付税は2,600万円減の4億4,900万円を見込んでおります。そのうち地方交付税を4億1,900万円、特別交付税を3,000万円としております。

21ページで、款の14分担金及び負担金の項の2負担金、目の2民生費負担金で節の1及び2の児童福祉費負担金は公立及び私立の保育所の入所者負担金であります。

中段の目の4 土木費負担金は都市公園事業整備負担金などが皆減となりました関係で、3,140万6,000円の減額としております。

それから、22ページをお開き、款の15 使用料及び手数料の項の1 使用料は町の公の施設の使用料で、次の24ページの項の2 手数料は証明書の発行手数料などであります。

下段の款の16 国庫支出金、項の1 国庫負担金、目の1 民生費国庫負担金は7,664万5,000円増の10億5,783万7,000円としておりますが、節区分1の社会福祉費負担金は障害者関係の負担金で、節区分5の児童福祉費負担金は私立分の保育所運営費国庫負担金で、節区分6の児童手当負担金は前年度まで子ども手当として計上していたものであります。

25ページで、目の2 衛生費国庫負担金は平成25年度から権限移譲される療育医療費の負担金で、目の3 教育費国庫負担金2億3,671万3,000円は節区分1の小学校費負担金が菊陽中部小学校の改築事業、節区分2の中学校費負担金が菊陽中学校の増築・改修事業に係るものであります。

次に、項の2 国庫補助金、目の1 総務費国庫補助金の節区分の社会資本整備総合交付金は(仮称)光の森複合施設建設事業分を平成24年度の3月補正に前倒ししておりますので、減額となりまして1億2,465万1,000円減額しております。

それから、26ページをお願いします。

目の6 土木費国庫補助金、節区分1の住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は光団地建設事業分で、節区分6の公園費補助金の社会資本整備総合交付金は鼻ぐり井手公園拡張整備事業分であります。

それから、下段の目の9 災害復旧費国庫補助金4,234万9,000円は、7・12九州北部豪雨災害の災害復旧事業のうち3月補正で減額計上しております曲手地区に係る分であります。

それから、27ページを御覧いただき、款の17、項の1 県負担金、目の1 民生費県負担金は8,733万2,000円増の4億6,459万円としておりますが、節区分1の社会福祉費負担金は障害者の関係の負担金で、次の28ページの節区分2の保険基盤安定負担金は国民健康保険と後期高齢者医療に係るもので、節区分4の児童福祉費負担金は私立分の保育所運営費県負担金で、節区分5の児童手当負担金は前年度まで子ども手当として計上したものであります。

29ページを御覧いただき、項の2 県補助金、目の2 民生費県補助金は、節区分1の社会福祉費補助金、節区分3の児童福祉費補助金などを計上しております。

次の30ページをお願いします。

目の3の衛生費県補助金は、節区分1の保健衛生費補助金と節区分2の乳幼児医療費補助金などを計上しておりますが、昨年度より減額となっております。

32ページをお願いします。

中段の項の3 県委託金、目の1 総務費県委託金は、節区分1の徴税费委託金5,200万円などを計上しております。

34ページをお開きください。

下段の款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入の節区分1の土地売払収入の第二土地区保留地処分金1億円は、区画整理事業を推進するための財源であります。

35ページで、款の20繰入金、項の2基金繰入金ですが、目の1財政調整基金繰入金7億7,000万円をはじめ、合わせまして9億5,063万5,000円を繰り入れております。内容的には、財源不足分とか公共施設整備、それから学校建設、人材育成、外国青年、花いっぱい運動などなどに充当することをしております。

36ページをお願いいたします。

下段の項の特別会計繰入金につきましては、土地取得特別会計からの繰入金がありませんので廃項という形になります。

37ページを御覧いただき、款の21繰越金は前年と同額の1億5,000万円を計上しております。

41ページをお開きください。

41ページの款の23の町債ですが、内容は第3表の地方債で説明しておりますので、これは省略をさせていただきます。

以上で歳入を終わらせていただきます。

44ページをお願いいたします。

次は、3の歳出に移ります。

目の概要及び前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

まず、議会費であります。議会費は議員報酬等、議会だよりの作成費や会議録の作成費などで1億2,918万4,000円を計上しました。

それから、47ページをお開き願います。

次は、総務費になります。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、行政及び人事一般管理費、市長交際費、行政評価、協働、菊池広域連合管理負担金などを計上しておりますが、主なものは特別職や総務関係職員の人件費などです。

50ページをお願いいたします。

目の2文書広報費は、町広報紙の印刷製本、印刷費などです。

それから、ちょっと見にくいですけど一番下に目の3財政管理費は財政関係の計でありまして、次の議案第20号の土地取得会計への維持管理費及び公債費の繰出金1億7,721万8,000円などを計上しているところであります。

51ページは、会計管理費の分と、それから下で5の財産管理費は、54ページにかけまして庁舎の管理費、それから公用車の維持管理費、それから入札契約、財産管理に関する経費を計上しているところであります。

54ページをお願いします。

目の6企画費は、企画一般業務や消費生活相談業務などの経費を計上しております。

下の55ページで、目の7交通安全対策費は交通安全施設工事費433万円などを計上している

ところであります。

56ページをお願いします。

目の8財政調整基金等費は、歳入の財産運用収入で計上しました基金の利子額をそのまま積み立てるものでありますが、その中で財政調整基金積立金には繰越金の2分の1の積立額7,500万円を含んでいるところがございますので、その分が大きくなっているかというふうに思います。

57ページを御覧いただき、目の10地域政策費は、町内巡回バスや路線バスなどの公共交通関係、それからサイン、まちづくり支援、人材育成などがございますが、前年度より5億925万4,000円減少しております。この理由につきましては、(仮称)菊陽町光の森複合施設の実施設設計及び土地取得費5億円などが減少しているため減額となっているところであります。

それから、次の58ページをお願いします。

目の11電子計算費は、町の電算システムの基幹となります総合行政システムの機器やソフトの維持管理などの経費であります。

下の59ページの目の12自治振興費は、行政区運営支援のための経費ですが、このうち次の60ページを御覧いただきまして、節区分17の公有財産購入費に地区公民館の用地の購入費も盛り込んでいるところであります。

61ページにつきましては、武蔵ヶ丘支所の管理経費であります。

それから、62ページでございますが、目の15西部町民センターの管理費と、それから66ページにつきましては款の17三里木町民センターの管理費を計上しているところであります。

それから、66ページをお願いします。

66ページの款の18男女共同参画社会推進費は当該事業に係る必要な経費を計上しております。

次に、同じページの目の19生活・安全対策費は、次のページにかけましてスクールパトロールや防犯灯設置工事、また地域の防犯灯の設置に対する補助金などを計上しておるところでございます。

68ページをお開きください。

下段の項の2徴税费、目の1税務総務費は税務全般の事務費を載せておりまして、70ページをお開きいただき、目の2賦課徴収費は税の賦課に関する業務、納税通知書や領収書等の印刷、郵送料、滞納処分に係る経費などを計上しているところであります。

下の71ページは、下段で戸籍住民基本台帳費はパスポートの発給や窓口事務、戸籍事務の経費を計上しているところであります。

72ページをお願いいたします。

下段の住居表示事業費は、25年度は廃目というところであります。

73ページをお願いします。

項の4選挙費でございますが、選挙管理委員会の事務費、選挙啓発費のほか、次のページ、

74ページ、75ページで今年度は目の4で参議院議員通常選挙費と目の15の大菊土地改良区総代選挙費を計上し、農業委員会委員一般選挙費は廃目というところで計上しております。

それから、76ページをお願いいたします。

項の5統計調査費は、毎年実施される調査に加え、平成25年度は住宅・土地統計調査が実施するため、これらの経費を計上しているところであります。

77ページをお願いします。

項の6監査委員費は、監査委員に関する経費であります。

以上で総務費を終わります。

次の78ページをお願いします。

次は、民生費になります。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、福祉関係全般に係る経費で、主なものは関係職員の人件費や、79ページを御覧いただき、民生児童委員協議会やボランティア活動、社会福祉協議会への補助金など、また節区分28の繰出金で国民健康保険特別会計繰出金を2億8,693万2,000円計上しているところでもあります。

下段の目の2高齢者福祉費は、次のページを御覧いただきまして、高齢者福祉事業として敬老会、老人会、またシルバー人材センターへの活動支援、老人保護措置、金婚夫婦表彰などのほか、節区分の28で介護保険特別会計繰出金を2億9,934万4,000円計上しているところであります。

81ページを御覧いただき、目の3障害者福祉費は、障害者自立支援事業から名称が変更となりました障害者総合支援給付事業に関するものでありまして、次の82ページから83ページにいろいろ記載してございますが、主なものは節区分の20の扶助費の5億5,486万1,000円でありまして、このページの下から3行目に育成医療給付費とございますが、こちらは権限移譲によりまして新規の事業となっているものであります。

83ページをお願いします。

目の5東部町民センター運営事業費は、当該センターの維持運営費で隣保館運営、デイサービス、地域交流事業などがございまして、次の84ページで平成25年度は節区分の13と節区分の15で施設の改修費なども盛り込んでいるところであります。

それから、下の85ページの目の6人権啓発推進費は、人権啓発推進に係る必要な経費でございます。

それから、87ページをお願いします。

目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費、及び目の10ふれあい交流・福祉支援センターの管理費であります。こちらは指定管理者への業務委託料や維持管理費などを計上しているところであります。

88ページをお願いします。

目の11後期高齢者医療費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で熊本県後期高齢者医療広

域連合負担金を2億6,586万円、節区分28の繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金を6,795万5,000円計上しているところでもあります。

89ページをお願いします。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、児童福祉全般の経費で放課後児童育成健全事業、学童保育の関係の事業であります。こういったことや子育て支援、病児・病後児保育、つどいの広場事業などを計上しております。

次の90ページをお開きいただき、平成25年度は節区分の15の工事請負費で西小学校の3つ目の学童保育室の建設費を計上しているところでもありますし、また同じページで子育て支援の新規事業としまして家庭的保育事業、それから91ページの節区分19の負担金、補助及び交付金で待機児童支援助成事業補助金や認可外保育施設助成事業補助金なども盛り込んでいるところでもあります。

次に、目の2児童措置費は、前年度から4,356万円増の9億3,332万5,000円を計上しておりますが、昨年までは子ども手当としておりましたが、制度の見直しにより児童手当として計上しているものであります。

次に、目の3母子父子福祉費はひとり親家庭の関係の助成、それから次の目の4保育園費は前年度から2億2,603万6,000円増の12億1,055万5,000円を計上しております。

次の92ページを御覧ください。

主なものは、保育所職員の人件費や賃金など、町の8つの公立保育所と子育て支援センターの運営費や、95ページの最後の行になりますけども4月に開園します私立の保育所がありまして、町内5つの私立保育所になります。こちらへの負担金が5億1,132万1,000円がございます。これが大きなものでございます。

次の96ページをお願いいたします。

目の5児童館費は、西部センター内に設置しております児童館の運営費であります。

以上で民生費を終わります。

98ページをお開きください。

次は、衛生費になります。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費は、保健衛生全般にわたる経費で、主なものは関係職員の人件費や1歳6か月健診、3歳児健診、それから99ページを御覧いただき、節区分13の委託料の中で妊婦健診や乳児健診、それから100ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院運営事業を推進するための経費などを計上しております。また、節区分20の扶助費では子ども医療費助成を1億8,000万円、さらに権限移譲による新規事業としまして養育医療事業の給付費を1,220万円計上しているところでもあります。

それから、項の2予防費は、結核対策及び町単独の予防接種などを予定し、前年度から見ますと金額的には8,184万3,000円増の2億2,801万8,000円を計上しております。増加しました要

因としましては、インフルエンザ等の予防接種委託料の増加に加えまして、子宮頸がんや小児用肺炎球菌、ヒブワクチンの接種委託料が増加したことなどであります。

101ページを御覧いただき、目の3環境衛生費は、環境衛生全般、白川一斉清掃、狂犬病関係、地下水涵養などの事業であります。

次に、102ページをお願いします。

節区分19の負担金、補助及び交付金で、前年度に引き続き雨水浸透柵、太陽熱温水器、太陽光発電システム設置費などの補助金を計上しまして、新たに雨水タンク設置補助金も計上しているところであります。

下段の目の4健康増進費は、健康教室や各種健診、健康づくり事業であります。

次の104ページをお開きいただきまして、目の5臨時診療所費は、診療収入を財源とする新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための経費を計上しているところであります。

105ページを御覧いただき、項の2清掃費で、目の1清掃総務費は、ごみ指定袋の作成費用や、ごみ、し尿処理の経費の負担金などでありまして、節区分19の負担金、補助及び交付金で、菊池環境保全組合負担金を2億1,559万3,000円、菊池広域連合のし尿処理費の負担金として3,619万7,000円を計上しております。

次に、目の2塵芥処理費は、次の106ページをお開きいただき、ごみの収集経費やリサイクル奨励、各種環境対策補助金などを計上しているところであります。

次に、目の3のし尿処理費は、し尿処理の運搬に係る経費であります。

以上で衛生費を終わります。

下の107ページからは労働費になります。

款の5労働費、項の1労働諸費、目の1勤労青少年ホーム運営費は、西部センターにおける当該運営費を、それから目の2の働く婦人の家運営費は、三里木町民センターにあります当該施設の運営費を計上しております。

以上で労働費を終わります。

109ページをお願いします。

次からは、農林水産業費になります。

款の6農林水産業費、項の1農業費で、目の1の農業委員会費は、農業委員会の運営などに関する経費でございます。

次の110ページをお願いします。

目の2農業総務費は、農政関係職員の人件費などでありまして、111ページを御覧いただき、目の3農業振興費は前年度から703万円の増となっておりますが、次の112ページをお開きいただきまして、前年度に引き続き節区分19の負担金、補助及び交付金のすぎなみフェスタ実行委員会助成金、農業振興のための組織育成、それから事業推進などの各種補助金、融資の利子助成金などを計上しているところであります。

下の113ページを御覧いただき、平成24年度の補正予算でも計上しております全額県補助の

青年就農給付金事業補助金も600万円計上しているところであります。

次に、目の4畜産振興費は、品評会等での報奨金や、次の114ページで各種の補助金なども計上しているところであります。

それから、目の7の担い手育成総合支援事業では指導員を配置しますとともに、下の115ページで節区分19の負担金、補助及び交付金で補助金として農村集落活性化及び担い手規模拡大推進のための経費を計上しているところであります。

次に、目の8土地改良費は、次のページ、116ページをお開きいただき、農道の維持管理や工事、それから節区分19の負担金、補助及び交付金で、県営等で実施される事業への負担金、町内の用排水路改修工事などの助成金、それから農地・水管理支払共同支援活動事業負担金などを計上しまして、117ページに行きますと上から2番目には農地・水管理支払向上活動支援事業負担金などを計上しているところであります。

次の118ページをお開きください。

15の農業集落排水事業費は、当該事業をするために必要な経費の一部を下水道事業会計に繰り出すもので、6,817万5,000円を計上しております。

次に、目の17農業構造改善事業費は「さんふれあ」の関係経費で、節区分15の工事請負費では駐車場の整備と電気自動車充電設備の工事なども盛り込んでおりますし、節区分19の負担金、補助及び交付金では温泉熱エネルギー供給事業負担金などを計上しているところであります。

それから、下の119ページは、林業費でありまして、町有林に関する経費でございます。

以上で農林水産業費を終わります。

120ページをお願いします。

次は、商工費になります。

款の7商工費、項の1商工費で、目の1商工振興費は、商工業の振興を図るため中小企業等活性化会議や商工会などの団体への支援、それから特産品販売促進への支援などの経費を計上しているところであります。

また、下の121ページの節区分19の負担金、補助及び交付金のうち夏祭り補助金は、平成24年度は教育費で計上しておりましたが、予算を組み替えて商工費の方で計上しているところでございます。

次に、目の2企業誘致費は、原水工業団地をはじめとする企業誘致のための経費を計上しているところでありまして、次の122ページをお願いします。

節区分19負担金、補助及び交付金の工場等立地促進補助金1億6,417万2,000円は、固定資産額の一部を補助するものであります。

それから次に、目の3の観光費は、菊陽杉並木沿線の下草刈りやスタンプラリーなどの経費を計上しているところであります。

以上で商工費を終わります。



下の123ページから土木費になります。

款の8土木費、項の1土木総務費は、職員の人件費や各種負担金などを計上しております。  
124ページをお願いします。

項の2道路橋梁費で、目の1道路橋梁総務費は、県道改良工事負担金などを計上しているところでもあります。

下の125ページを御覧いただき、目の2道路橋梁維持費は、道路植栽、駅前広場等の維持管理費で道路維持工事、それから軽トラックの購入などを計上しているところでもあります。なお、前年度から5,560万9,000円の減となりましたが、橋梁維持工事費が3,700万円ほど減っておりますので、その分が減となったものであります。

126ページをお願いします。

目の3道路新設改良費は、前年度から2,785万8,000円の増としておりますが、主な事業としましては127ページにかけまして委託料や工事費等ございますが、事業で申しますと原水工業団地内の南方護川線の工事、それから中尾地内の道路改良、馬場東合志線拡幅などの単独事業のほか、狹隘道路、それから川久保南方線、南方大人足線、八久保片彦瀬線などの委託料や用地費、工事費、負担金などを予定しております。

また、新規事業としまして原水駅周辺整備事業に係る経費も盛り込んでいるところでもあります。

なお、平成25年に予定しておりました杉並台団地3号線、新山1号線、八久保1号線の改良工事は、緊急経済対策により前倒して補正予算で一応計上しておりますので、申し述べておきます。

それから、次の128ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費は、下の129ページの節区分19の負担金、補助及び交付金の耐震診断及び改修に対する助成金などを計上しているところでもあります。

次に、目の2土地区画整理費は、菊陽第二土地区画整理事業に係る経費などで、次のページ、130ページをお開きいただき、委託料や工事費、補償費などを計上いたしております。

それから、下の131ページの中段の目の3公共下水道費は、公共下水道事業を推進するために必要な経費の一部を下水道事業会計に繰り出すもので、今年度は4億6,955万1,000円を計上しているところでもあります。

次に、目の4公園管理費は、前年度より9,892万8,000円増加し、3億5,541万5,000円を計上しております。

次の132ページを御覧いただきまして、近隣公園や街区公園、緑地などの維持管理などのほか、133ページを御覧いただきますと、節区分15の工事請負費で杉並木公園のトイレ改修や駐車場の拡張といった施設の改修工事も盛り込んでおります。

また、同じ項目のところ平成24年度に土地取得特別会計で取得しました鼻ぐり井手公園周辺整備用地を一般会計で買い取ることでありますため、節区分17の公有財産購入費でその

用地取得費、また節区分15の工事請負費で公園整備工事費を計上しているところであります。

次に、目の5花いっぱい推進事業は、基金を活用し、花の苗を購入し、地域に配布するという事業でございます。

134ページを御覧いただき、目の6緑化推進費は生垣設置奨励補助金などを計上しております。

次に、項の4住宅費で目の1住宅管理費は、町営住宅の維持管理、修繕費などを計上しております。また、下の135ページを御覧いただき、目の2公営住宅建設事業は、前年度に引き続き施工します光団地の建築工事費などを計上しております。建設戸数は8戸であります。

以上で土木費を終わります。

137ページをお開きください。

次は、消防費です。

款の9消防費、項の1消防費で、目の1常備消防費は、消防救急業務に係る菊池広域連合への負担金で、前年度から1,669万1,000円減の3億540万8,000円を計上しているところであります。

次に、目の2非常備消防費は、138ページにかけまして記載しておりますが、消防用備品、それから積載車、小型ポンプの維持管理費などの消防団活動に係る経費や地域における自主防災組織の育成に係る経費などを計上しているところであります。

139ページをお願いします。

目の3消防施設費は、防火水槽や消火栓の設置工事費、それから消防施設の整備に関する補助金などを計上しているところであります。

次に、目の4防災管理費は140ページにかけて記載しておりますが、災害時用の備蓄品、それから防災服の更新、それから3年目となります防災行政無線デジタル化更新事業の残り分、それから防災ヘリコプターや総合訓練などに対する負担金などを計上しているところであります。なお、金額的には前年度より1億447万6,000円減額となっておりますが、要因は防災行政無線のデジタル化更新整備事業が平成24年度でほぼ完了しますので、その分が大きな要因であるところでございます。

以上で消防費を終わります。

次は、141ページをお願いします。

教育費になります。

款の10教育費、項の1教育総務費で、目の2事務局費は、教育委員会事務局職員や教育相談員、日本語指導員などの人件費、それから143ページをお開きいただき、節区分19負担金、補助及び交付金で人材育成基金を活用した中学生海外派遣事業、それから目の21貸付金で奨学資金の貸付金などを計上しているところであります。

144ページをお願いします。

目の3外国青年招致事業費は、2名の英語指導助手の経費で、これも人材育成基金を活用し

ているところであります。

下の145ページを御覧いただきますと、項の2小学校費で目の1学校管理費は、6つの小学校の管理運営費や教育活動支援のための経費などで、基礎基本学習定着サポート事業の講師、それから特別支援指導助手などの配置などで2億1,402万2,000円を計上しているところであります。

少し飛びますが、150ページをお願いします。

目の2教育振興費であります。こちらは教材や児童の図書、それから扶助費などを計上している項目でございます。

それから、151ページに移りまして、目の3特別支援学級費は特別支援学級に係る経費で、目の4学校給食費は6つの小学校の給食に係る経費であります。

次の152ページをお願いします。

一番下に目の5学校建設費は、継続費の最終年度になります。菊陽中部小学校の改築事業費で8億8,504万9,000円を計上しております。前年度から比較しますと13億円以上減っているという状況でございます。その要因としましては、平成24年度は菊陽西小学校の増築・改築事業も10億円ほどありましたので、このようなことが減った要因でありますし、また緊急経済対策で補正予算で前倒しした分もございますので、こういったことが減った要因というところでございます。

154ページをお願いします。

次は、項の3中学校費、目の1学校管理費であります。前年度より5,716万5,000円増の1億5,101万5,000円を計上しております。菊陽中と武蔵ヶ丘中の2つの学校の管理運営、それからさまざまな講師、指導員などの経費などであります。

157ページをお願いします。

この中で157ページの節区分15の工事請負費で5,590万円を計上しておりますが、菊陽中学校の擁壁関係、それから武蔵ヶ丘中の体育館などを予定しているところでございます。

それから、159ページをお願いします。

目の2教育振興費は教材備品や扶助費などでありまして、次の160ページに移りますと、目の3特別支援学級費は特別支援学級に係る経費で、目の4学校給食費は学校給食に係る経費であります。

下の161ページの中段以降が目の5学校建設費でありまして、平成24年度の3月補正で継続費の計上を設定しております。菊陽中学校の増築・改修事業費を3億5,170万2,000円、また武蔵ヶ丘中学校の給食室の改修等の設計費なども計上しているところであります。

162ページをお願いします。

中段的項の4幼稚園費で目の1私立幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励費補助金などを計上している項目でございます。

次に、項の5社会教育費、目の1社会教育総務費は、165ページにかけまして社会教育関係

の職員の人件費や子ども会、それから放課後子ども教室、屋久島との交流、成人式などなどの経費を計上しているところでございます。

165ページをお願いします。

目の2文化財保護費は、節区分13の委託料で鼻ぐり井手の調査委託料や、次の166ページを御覧いただき、補助金、補助金、文化財の補助や、それからボランティア団体に対する補助金なども計上しているところであります。

それから、目の3公民館費は、次のページにかけまして施設の維持管理などを計上しているところでございますが、この中で168ページを御覧いただきまして、ちょっと中段の節区分17の公有財産購入費で用地を取得するように計画しているところでございます。

それから、169ページにつきましては、人権教育費でございますが、集会所の管理運営、子ども集会、各種研修会、交流会などの経費を計上しているところでございます。

それから、170ページをお願いします。

下段の目の8コミュニティー施設運営費は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの維持運営費でございます。

それから、172ページにつきましては、中段から目の10図書館運営費でございますが、ホールを含んだ施設の維持管理費を計上しているところでございます。

174ページをお願いします。

下から4行目になりますけども、図書館ホール自主事業運営業務委託料の中にはさんさんコンサートの経費も含んでおるところでございますが、今年から企画費からこちらの方に移しかえたというところでございます。

176ページをお願いいたします。

目の11南部町民センター運営費は、施設の維持管理費や鼻ぐり井手祭のイベントの経費、それから178ページでございますが、こちらは目の12ふれあいの森研修センター運営費は施設の維持、それから運営費でございます。

それから、180ページにつきましては、項の6保健体育費で、目の1保健体育総務費は保健体育の推進に係る経費で、下の181ページでは補助金などを、体育協会や地区運動広場整備などの補助金も計上しているところでございます。

次に、同じページの目の2体育施設費は、町民総合運動場、それから町民体育館、各小・中学校の施設開放に係る経費を計上しているところであります。

182ページをお願いします。

その中で、節区分13の委託料の中に総合体育施設整備基本構想策定業務委託料も予算を計上しまして検討していくというところでございます。

それから、目の3スポーツ振興費でございますが、こちらは基金を活用しまして、スポーツなどの全国大会の出場の激励金、それから地域型スポーツクラブ育成補助金、スポーツクラブきくようになりますけども、こちらの補助金などを計上しているところでございます。

それから、下の183ページの県民体育祭開催費は24年度の事業でありましたので廃目というところでございます。

以上で教育費を終わります。

次の184ページをお開きください。

次は、災害復旧費になります。

7・12九州北部豪雨災害による曲手地区の災害復旧事業が平成25年度にずれ込むこととなったため、この項目で予算を計上しているところでございます。工事費が5,126万円というところでございます。

それから、次の185ページをお願いします。

次は、公債費になります。

款の12公債費、項の1公債費で、目の1元金は、前年度から7,843万4,000円減の9億1,532万6,000円、また目の2の利子は前年度から1,012万1,000円増の1億7,212万9,000円を計上しているところであります。

次の186ページをお願いします。

最後は、款の14の予備費で3,300万1,000円を計上しております。

以上で歳出を終わりますが、187ページから195ページにかけては給与費の明細書を、それから196ページには継続費に係る調書を、それから197ページから200ページにかけて債務負担行為に関する調書、それから最後の201ページに地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をつけておりますので、御覧いただければというふうに思います。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算について、何点か質問をさせていただきます。

まず第1は、主な新規事業で原水駅周辺整備とか、育成医療給付費とか雨水タンクとかあったんですけども、主な新規事業をちょっと聞き漏らしたところがあるかもしれないので、よければどういうものがあるかというのをお尋ねしたいと思います。

ページ、14ページ、歳入の方なんですけれども、町税の中の固定資産税が8,893万2,000円減額になっていますが、これは償却資産の減なのかどうかということの質問です。

それから、ページ、55ページ、55ページの中に交通安全対策費の中で、私もまた一般質問で通学路とかの質問を予定していますが、この工事請負費、節の15の工事請負費が433万円で、交通安全施設工事というのがあるんですけども、県の昨年平成24年度の調査では町内の通学路とか、一斉に緊急点検をして、18か所改善が必要だというのが出てますけれども、これはこ

の交通安全対策費以外にいろいろ予算化されているのではないかと思います、その予算はどこに計上されているのか。

それから、ページ、58ページ。58ページの地域政策費の中で節の19の負担金、補助及び交付金の中の町内巡回バス購入補助金というのがあるんですけど、1,150万円ありますが、この内容についてお尋ねをします。

それから、ページ、79ページ。ページ、79ページの民生費の社会福祉総務費、目の1の社会福祉総務費の中の節の28の繰出金で国民健康保険特別会計繰出金に2億8,693万2,000円繰り出されていますが、これの法定内と法定外の内訳があれば教えてください。

それから、ページ、86ですね。86の中で款の民生費の中の目の人権啓発推進費の中の19の負担金、補助及び交付金の中で、団体活動助成金は毎回取り上げているんですけども、この団体に今加入されている数と、どういう内容に使われているか、その内容についてお願いします。2団体あると思いますので、2団体ともお願いします。

それから、ページ、90ページ、西小の学童保育については増えたということで建設されるということですけども、予想としてどのくらい増えているのか。

それから、13の委託料の中で、ページ、90ページの家庭的保育者委託料が729万9,000円、それからあと91ページの中に家庭的保育改修等補助金が472万円計上されていますが、現状と今年の今年度の見込みですね。それについて予算化はされていますけど何人ぐらい見込みがあるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、ページ、91ページの待機児童支援助成事業補助金694万8,000円と計上されていますが、この内容についてお尋ねをします。

それから……。

○議長（大塚 昇君） 小林議員、詳細についてはちょっと控えてください。

○16番（小林久美子君） 私、文教厚生じゃないので、産業建設なので文教厚生とかほかの委員会のはここで聞かないと聞けないので。

それから、ページ、100ページなんですすけ……。

○議長（大塚 昇君） 基本的な大綱的な考えとかではいけませんか。

○16番（小林久美子君） そしたら、もう少しで終わりますので。

ページ、101ページの委託料なんですけれども、衛生費の中の予防費で13委託料が2億2,449万4,000円とありますので、この委託料の内訳についてお尋ねをします。

それから、ページ、140ページなんですけれども、消防費の中で防災管理費、今後梅雨に向けてどういうふうには防災をやっていくかというところがあると思いますが、避難とか、そういう、ここでは備品購入費とか705万6,000円計上されているんですけども、避難とか今後特に力を入れたいところがあればその点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、教育のところですけども、教育費の中で学校管理費の中で、これはもう小学校も中学校も基礎基本学習定着サポート事業と特別支援指導助手が小・中ともかなり強化されて

いると思いますけれども、この内容についてお尋ねをします。

それから最後ですが、最後、ページ、169ページの人権教育費の中で1,216万4,000円計上されているんですけども、この集会所運営委員報酬が何名ぐらいい出されているのかということと、この報奨金、講師謝礼が384万8,000円と非常に多いんですけども、この内容について。

それから、170ページの人権教育啓発推進員補助金なども319万3,000円計上されていますので、この内容について、以上についてお尋ねをしたいと思います。

所管の委員会以外の部分でお聞きしたということをお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 最初にお断りしていたとおり、大綱的な答えだけで結構ですので答弁してください。

財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、小林議員の質問でございますが、新規事業はというところだったと思います。

まず、今おっしゃいましたバスの購入補助は新規でございます。それから、新規が多ございましたのが、福祉関係の事業があったかと思えます。育成医療事業は新規事業、これは権限移譲でございますけどもおりてきております。それから、今おっしゃいました家庭的保育等事業、保育ママの事業ですね。この関係事業も幾つか新規で捉えております。それから、環境の方で雨水タンクの設置補助金、それから衛生費の方で養育医療事業、これも権限移譲で来た分でございますが、これは増えております。それから、公共事業でございますけど、幾つかは新規事業ではございますが、もう一年なり、2年なりで終わる事業でございますが、福祉関係の事業とかはある程度継続していくような事業になろうかというふうに思います。詳細につきましては、また個別にでもお答えしたいと思います。現時点ではお答えできるのは以上でございます。失礼しました。それから、原水駅周辺整備事業も新規事業でございます。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 固定資産税の償却資産が減額されているというところの御質問についてお答えいたします。

予算の方は、予算書の方では14ページの下段の部分でございますけれども、固定資産全体で本年度は8,893万2,000円、率にしてマイナス2.5%の減になっておりまして、そのうち償却資産が5,040万8,000円、率にして3.5%の減ということで、おっしゃられるとおり償却資産の減の影響が一番多ございます。この償却資産につきましては、企業の投資の影響が大きく影響しますものですから、その菊陽町にとって大きく影響すると思われる企業については実地調査を行いまして、本年度の予算を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 総務課関係で2点ほどございましたので、少し飛びますけども続けて

させていただきたいと思います。

まず、55ページでございますけども、55ページの交通安全施設工事費として計上させていただいているものについては、内訳は道路反射鏡、あるいは標識、標示ということで予定しておりますが、先ほど質問のあった通学路の点検の関係については、国、県、町も交通安全対策としてやるもの、それから道路関係の対策としてやるものということで、それぞれの担当の中で計上しながら、できる範囲で取り組んでいくということでございます。

次に、140ページについて、これは備品購入費の部分で質問からの内容でございましたけども、これについては防災用の防災服、それから戸別受信機等の設置、デジタル化の整備をしている中で戸別受信機についても今ある程度の整備を進めながら、先ほどの質問の中にもありました避難になるべく的確に行えるようにということでここについても戸別受信機を入れているところでございます。備蓄関係については、別途の予算で消耗品の中で食糧費等は入れておるところでございます。ここは今申した内容でございます。

避難関係等、7月12日の災害の対応、反省を踏まえてといいますか、その避難等々につきましては、今取り組んでおります防災無線のデジタル化の整備が完了した中で、その検証がまず1つあるかと思っておりますし、やはりどうしても雨の中での防災行政無線が聞こえにくいという課題がほかの市町村もそうなんですけどもありまして、これについては戸別受信機もある程度対応しながら、携帯電話にエリアメールを送る仕組みも今ございますので、そういったものも含んだ中で取り組んでいければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 先ほど御質問ありました79ページの国民健康保険の繰出金の法定外、法定内の金額ということですが、法定内の方が1億9,293万2,000円、それから法定外が9,400万円でございます。

続きまして、新規事業ということで、先ほど財政課長の方が申し上げましたけれども、100ページの養育医療給付費の件ですけれども、1,222万円計上しておりますけれども、これは未熟児2,000グラム以下の子どもが生まれた場合に入院費等の医療費分を扶助するというもので、これが大体約30名ほど見ております。ただ、これは国の方からの補助金が2分の1ということでございます。

それから1つは、予防接種委託料の件ですけれども、これはかなり項目が多ございますが、ざっと……

（16番小林久美子君「後からそしたらいただいたら、資料を後で下さい」の声あり）

項目ごとにお上げしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 少しページが戻りますけれども、58ページの巡回バスの件について



て御説明いたします。

巡回バスにつきましては、今、少し大きいバスで委託業務の中で回しておるところなんですけども、やはり効率的ではないというような御意見等もございまして、現在住民の皆さんの意見を聞きながら見直しの作業を行っております。

その中で、住民代表の方、国、県関係の機関、それと交通事業者の方々を含めた地域公共交通会議というようなのを設置しております。こちらの公共交通会議の中で巡回バス運行等の内容を決めていきますと、運行費も含めた助成事業の対象になっていきます。そういった中で、バスの効率性を出すために今の大型のバスからもう少し小型のバスの運行までの変更を考えているところでございます。ただ、どういったものを買うのか、どこの事業者さんに運行を委託するのか、そういったことにつきましてはこれから開催していきます公共交通会議の中で決めていきますけども、そういった会議を設置しましたもので、運行費用についての補助金等が確保できるようになってまいりましたので、そういったものを活用しながらバスの購入も進め、見直していきたいなというふうに考えておりますので、購入についての補助金の予算も今回計上させていただいております。詳細な内容については、これから公共交通会議の中で決めていくというようなこととなります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（松本東亞君） 86ページの19節の団体助成のことでございますが、議員がおっしゃったように一応2団体に対して研修旅費等の助成を行っているところでございます。詳細につきましては、個別にまた後日御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

民生費の児童福祉費関係でございます。ページの90ページでございます。ページ、90の節13委託料の中の項目の一番下でございます。家庭的保育者委託料、それと次の91ページ、19負担金、補助及び交付金の中の下から3番目の家庭的保育改修等補助金でございます。これにつきましては、いわゆる保育ママ事業ということで家庭的保育事業を平成25年度から開始をする予定でしております。これも先ほど財政課長が申しましたように新規事業です。

内容は、待機児童解消のために……

（16番小林久美子君「内容はいいです、また後で」の声あり）

いいですか。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

それと、次の90ページの14使用料及び賃借料のところのこれは学童保育関係でございますが、現在町の学童では今年度では8クラブで児童数が454人ですね。今度、25年度に新しくまた1つ加わりますので9クラブになります。そっちの方でまた新たに定員が増えてきます。

それと、91ページのところの先ほど申しました19負担金、補助及び交付金のところの待機児童支援助成事業補助金694万8,000円と認可外保育施設助成事業補助金79万4,000円、これについても新規事業でございます。

内容につきましては……

(16番小林久美子君「内容は直接」の声あり)

いいですか。

(16番小林久美子君「はい。またお聞きします」の声あり)

じゃ、以上です。

○議長(大塚 昇君) ほかに質疑ありませんか。

小林久美子議員。

○16番(小林久美子君) 教育のところもお聞きしたんですけど、それはもう後でまた直接お聞きします。ただ、今議長の方から総括的にとありましたけど、やはりこの家庭保育ママとか巡回バスのことや、ほかの新規事業というのは今年度初めて行われるわけですので、私たちはここで質問をしないと内容がよく分からないというのがあります。ですから、明日詳細についてはまた委員会に予算説明書というのが送られるかと思いますが、特に新規事業は丁寧にお伝えいただくように要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長(大塚 昇君) ほかに質問ありませんか。質疑ありませんか。

甲斐榮治議員。

○8番(甲斐榮治君) 平成25年度菊陽町一般会計当初予算について3点質問いたしたいと思えます。

菊陽町の一般会計予算案の参考資料を見ていただきたい。

1点目は、町税のところで法人税が約1億円近く減るというふうな予測を立てていらっしゃいますですね、予算上ですね。何か根拠があってそういうことになっているのか。企業の収益が将来減るであろうというふうな漠然たることなのか、その辺をお答えいただきたい。

それからもう一点は、一番最後の方ですが、自主財源と依存財源というのが項がございます。平成24年度は56.8、自主財源、依存財源が43.2という、これは確定した数字だろうと思えますけれども、平成25年度、本年度が予想でしょうけれども61.4と38.6という比率になっていますですね。私たちがざっとした理解では菊陽町は7対3みたいな、そういう感覚でずっと来ておりましたが、昨年度は56.8対43.2というふうになっています。それが若干持ち直すというふうなこれは予測になっていますが、このような傾向というふうにとってよるしいものかどうか。好転するというふうな、昨年度よりもですね。好転するものかどうか、その辺の見込みについて聞かせていただきたい。

それから最後、3点目です。これはもうここにはこの表には関係ありませんが、町長が施政方針を昨日申されましたが、毎年恐らく正確さを期してだろう、そういう気持ちだろうと思

ますが、文章をそのまま読んでいらっしゃるんですね。それはそれで正確なことを一番の責任者ですからおっしゃらなくちゃいけないという、その辺は分かりますが、できればこの文章をもう少し早目に回していただいて、事務的なことです。そして、当日は町長がそういう回した方針の中で何に熱意を持っていらっしゃるのか、優先順位がどうなのかとか、そういったことについてこの施政方針ではやっていただけないものか、事務的なことも含めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） まず、法人税の減額の件につきましてお答えいたします。

金額が9,312万8,000円、率にしてマイナス16.4%減ということになっておりまして、主な要因としましては納税義務者数の方は前年度の予算編成時と比べて70法人ほど増えているんですけども、景気低迷による企業等の業績の伸び悩みですね。というものもありますけども、法人税の税率改正に伴う税率減少分や、企業の資本金などの変更などの分も加味しております。また、さらに額の算定におきましては、24年度の実績をベースに計上いたしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、参考資料の自主財源と依存財源のことにつきまして説明いたします。

まず、自主財源の主なものと申しますとやっぱり町税でございます。それから、依存財源で一番多ございますのが近年では町債であります。今年度の予算が昨年より11億9,000万円一応減っているところでございまして、その中で町税自体は約62億円、61億円ですので1億円しか減っておりません。ですが、25年度は町債につきましては前年が27億5,000万円でしたが、今年が15億円ちょいでございますので、それだけでも12億円減っているというところでございます。ですので、数字上、今年度は町債が減った関係で依存財源の分の数値が減ったというのが実情だと思います。税的にはやっぱり県内でも市もありますけど4番目か5番目に多い税収でございますのでその点はよろしいんですが、やっぱり町債が多いと当然依存財源が増えますし、減れば自主財源が増えるというふうな形であくまでも数字上の問題ということで考えていただきたいと思いますが、いずれにしても町債につきましてはこれも借金でございますので、今後返していく必要があるというところでございまして、ここあと2年ぐらいはちょっと厳しい財政状況が続くということは間違いないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 施政方針のことを言われましたけども、これ施政方針、大変大事にしているものであります。ただ、書かれたものを読んでいただけではありません。そして、事務方で一旦整理したものをベースに私自身がまた手を入れて完成したというものということで御理解

いただきたいと思います。この基本構想に沿って4つの柱、どれも全部大事なものだと考えております。したがって、私自身の考え、熱意を十分反映させたものだということで御理解いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の町長のお言葉ですが、ちょっと誤解されているようで、何も私はこの書かれていることが大事でないとかそういったことを申し上げているわけではなくて、むしろそれは全部大事なんだけど、正確を期するためにはきちっとやっぱり文章化してなくちゃいけないんだけど、議場で言われるときに少しこの辺を大事に思っていますとか、そういう言い方はできないかということをお願いしたわけです。その点はいかがです。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 文章の表現の中でそれぞれそういう思いを込めてこの表現しているということで私は考えておるところであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 最後です。じゃあ、事務的なことをお聞きしますけれども、この施政方針の成文化したものについて、もう少し早く配ることはできませんか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これにつきましては、予算編成をした後で全ての予算化したものを精査しながらやっておりますので、できるだけそういったものをきちんと伝えるようにぎりぎりまで見た上で出しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 先ほど小林議員が質問された90ページですね。保育ママの件です。これは大津町で先進的にされておりますが、いろいろ聞きますとこの下にも改修費等の補助がありますが、御自身でも大分負担をして国の規定にのっとってやらなければならないというような事業のようでいろいろ大変なようなことを聞いております。今回、委託料として700万円ですか、計上されておりますが、どのぐらいの保育ママといいますか、を検討されておられるのか、こちらをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 一応今の予算では2つの箇所ですね。2か所で定員が1か所で大体5人くらい考えています。保育士の資格を持っている人及びその補助者の人数によって5人から最大15人まで1か所でできますので、少なくともやっぱり10人ぐらいは乳幼児、特にゼロ、1、2歳の待機児童の分の要望が多いですので、その人数について解消を図りたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時30分

再開 午前11時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第20号 平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第20号平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第20号の平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,175万円と定めております。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算の歳入ですが、款の1財産収入は、項の1財産運用収入を18万7,000円、項の2財産売払収入を1億4,434万5,000円、計の1億4,453万2,000円を計上しています。

款の2繰入金金は、項の1一般会計繰入金を1億7,721万8,000円を計上しております。

下の3ページは、歳出であります。

款の1土地開発基金積立金は1億4,453万2,000円を基金に積み立てるものであります。

それから、款の2諸支出金は、光の森地内にあります多目的広場と複合施設用地の維持管理費138万4,000円を計上しているところであります。

それから、款の3公債費は、公共用地先行取得等事業債の元金及び利子を1億7,583万4,000円計上しております。

5ページをお開きください。

5ページ以降は予算に関する説明書でございますが、この5、6、7ページにつきましては先ほど説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

8ページをお願いします。

まず、歳出でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、土地開発基金の利子を18万7,000円計上しております。

次に、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入は、平成24年度に取得しました鼻ぐり井手公園拡張整備用地を一般会計で買い取ることにしているため、当該用地の売払い金1億4,434万5,000円を計上しているものであります。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金1億7,721万8,000円は、先ほどの第19号議案の平成25年度菊陽町一般会計予算の中で繰出金として説明していただいたもので、本年度の維持管理費及び元利償還金分を一般会計から繰り入れるものであります。

下のページ、9ページは、歳出であります。

款の1土地開発基金積立金、項の1土地開発基金積立金、目の1土地開発基金積立金は基金利子額18万7,000円と、土地売払い金1億4,434万5,000円、合わせまして1億4,453万2,000円を基金に積み立てるものであります。

10ページをお願いします。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費138万4,000円は、光の森地内の北側の多目的広場と南側の複合施設用地の維持管理費であります。

次に、下の11ページを御覧いただき、款の3公債費、項の1公債費は、公共用地先行取得等事業債の償還金及び利子で、目の1元金を1億6,778万円、目の2利子を805万4,000円計上しております。

なお、地方債の年度末残高につきましては、12ページの調書につけておりますが、平成25年度末では5億334万円となる見込みであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第21号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第21号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、議案第21号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ34億8,051万円と定めております。前年度に比べまして3,805万5,000円の増となっております。

第2条で医療費の支払い等に資金不足が生じた場合の対応としまして、一時借入金の借入額の最高額を2億円と定めるものです。

第3条で歳出予算の流用を定めております。

それでは、飛びますが、10ページを御覧ください。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は7億3,504万2,000円で、前年度に比べまして3,544万1,000円の減を見込んでおります。これは、主に国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の収入減の見込みによるものです。

項の2退職被保険者等国民健康保険税は6,230万1,000円で、前年度に比べまして230万2,000円の減を見込んでおります。

12ページを御覧ください。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付等負担金は6億2,046万3,000円で、前年度に比べまして272万1,000円の減を見込んでおります。これは、主に算出基礎の数値の増減によるもので、国から32%が交付されるものであります。

その下、項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は2億3,449万9,000円で、前年度に比べまして4,704万5,000円の増を見込んでおります。これも主に算出基礎の数値の増減によるものです。節の1普通調整交付金は一般被保険者の療養給付費や療養費に要する費用の7%、節の2特別調整交付金は同じく2%の交付予定になっております。

13ページを御覧ください。

款の6療養給付費等交付金、項の1療養給付費等交付金、目の1療養給付費等交付金は2億2,049万9,000円で、前年度に比べまして5,202万1,000円の増を見込んでおります。

款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金、目の1前期高齢者交付金は6億3,932万6,000円で、前年度に比べまして3,316万4,000円の増を見込んでおります。

14ページを御覧ください。

款の8県支出金、項の2県補助金、目の2県財政調整交付金は、節の1普通調整交付金と節の2特別調整交付金を合わせまして1億7,450万1,000円で、前年度に比べまして468万9,000円の増を見込んでおります。

その下、款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金は、目の1高額医療費共同事業交付金と目の2保険財政共同安定化事業交付金を合わせまして4億4,613万8,000円で、前年度に比べまして5,239万8,000円の減を見込んでおります。

15ページを御覧ください。

款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は2億8,693万2,000円で、前年度に比べまして2,409万1,000円の減を見込んでおります。このうち節の5財政調整繰入金は法定外の繰入金で9,400万円を計上しております。

16ページを御覧ください。

款の14繰越金、項の1繰越金、目の2その他繰越金は前年度から2,000万円の繰越金を見込んでおります。

続きまして、18ページをお願いします。

歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は964万9,000円を計上しております。これは本町の国民健康保険係に要する事務費でありまして、内容は説明欄のとおりであります。

目の2連合会負担金は熊本県国民健康保険団体連合会に支払う事務費負担金で174万6,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。

項の2徴税费、目の1賦課徴収費は355万1,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は17億9,850万円で、前年度に比べまして3,300万円の増を見込んでおります。

目の2退職被保険者等療養給付費は1億9,260万円で、前年度に比べまして1,125万円の増を見込んでおります。これらは被保険者の増加の見込みによるものです。

その下、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は2億3,182万5,000円で、前年度に比べまして1,072万5,000円の増を見込んでおります。

22ページを御覧ください。

目の2退職被保険者等高額医療費は2,520万円を計上しております。

23ページを御覧ください。

中央の表です。

項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は2,773万4,000円を計上しております。25年度は66件を見込んでおります。

24ページを御覧ください。

款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金は4億6,772万8,000円で、前年度と比べまして2,301万1,000円の増を見込んでおります。

25ページ、下の欄を御覧ください。

款の6介護納付金、項の1介護納付金、目の1介護納付金は2億137万6,000円を計上しております。前年度と比べまして1,057万7,000円の増を見込んでおります。これは介護保険法に基づく第2号被保険者の保険料でありまして、40歳から65歳未満の方の分であります。



26ページを御覧ください。

款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金、目の1高額医療費拠出金は6,432万9,000円を計上しております。

目の2保険財政共同安定化事業拠出金は3億8,181万1,000円を計上しております。前年度に比べまして4,759万1,000円の減を見込んでおります。これは国保連合会によります算定数値の増減によるものです。

27ページを御覧ください。

款の8保健事業費、項の1特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は2,337万2,000円を計上し、特定健診受診者を2,000名、特定保健指導受診者を140名と見込んでおります。内容はもう説明欄のとおりになります。

28ページを御覧ください。

項の2保健事業費、目の1保健衛生普及費は528万4,000円を計上しております。

目の2疾病予防費は1,154万5,000円を計上しており、人間ドック補助のため460人分を見込んでおります。

款の12予備費、項の1予備費、目の1予備費は499万8,000円を計上して、歳入歳出の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第22号 平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第22号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 議案第22号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,181万2,000円と定めております。前年度に比べまして2,149万2,000円の増となっております。

飛びまして、8ページを御覧ください。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

款の1 後期高齢者医療保険料、項の1 後期高齢者医療保険料は、目の1 特別徴収保険料と目の2 普通徴収を合わせまして2億1,265万5,000円で、前年度に比べまして1,288万7,000円の増を見込んでおります。

款の4 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の1 事務費繰入金は1,280万7,000円で、前年度に比べまして184万3,000円の増を見込んでおります。

目の2 保険基盤安定繰入金は5,514万8,000円で、前年度に比べまして200万9,000円の増を見込んでおります。

9ページを御覧ください。

款の5 繰越金、項の1 繰越金、目の1 繰越金は500万円を計上しております。

10ページを御覧ください。

款の6 諸収入、項の5 受託事業収入、目の1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入は436万7,000円を計上しております。これは、健康診査費用として492人分を見込んでおります。

その下、項の6 雑入、目の5 雑入は120万円を計上しております。これは、人間ドック助成2万5,000円のうち、後期高齢者医療広域連合から受託分として1人1万5,000円の80人分を見込んでおります。

続きまして、11ページです。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費は174万4,000円を計上しております。内容は、説明欄のとおりでございます。

その下、項の2 徴収費、目の1 徴収費は保険料徴収に要する経費で132万6,000円を計上しております。

12ページになります。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1 後期高齢者医療広域連合納付金、目の1 後期高齢者医療広域連合納付金は2億8,149万5,000円で、前年度に比べまして1,997万4,000円の増であります。これは、被保険者の療養給付費等として後期高齢者医療広域連合に支払う納付金であります。

款の3 保健事業費、項の1 健康保持増進事業費、目の1 健康保持増進事業費は663万3,000円を計上しております。これは健康診査、人間ドック補助など、被保険者の健康保持のために必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第22号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第23号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について**

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第23号平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） 議案第23号平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成25年度当初予算につきましては、平成24年度から平成26年度までの3か年を対象期間とします第5期の菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた平成25年度の介護保険給付費等の見込み額を中心に算定した予算編成としております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,281万9,000円と定めております。前年度に比べまして1億8,067万9,000円の増となっております。

第2条で、保険給付費等の支払いに不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条で、歳出予算の流用を定めております。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入の主な内容について御説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で4億1,975万7,000円、前年度に比べまして3,509万2,000円の増を見込んでおります。

表の一番下でございます。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は3億4,848万8,000円で、前年度に比べまして3,264万2,000円の増を見込んでおります。これは、介護給付費及び予防給付に要する国の負担分でございます。

続いて、11ページをお開き願います。

項の2国庫補助金、目の1調整交付金は8,373万円で、前年度に比べまして531万円の減としております。これは、財政調整のために国が交付するものでございます。

目の2地域支援事業交付金と目の3地域支援事業交付金、これはともに介護予防事業と包括的支援事業・任意事業を合わせたものでございます。合わせまして1,832万2,000円で、介護予防事業要支援1、2の方の介護予防ケアプラン作成や地域包括支援センターの運営事業でございます。

その下でございます。款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金は5億6,469万3,000円で、前年度に比べまして4,825万7,000円の増を見込んでおります。これは、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので

ございます。

続いて、12ページです。

款の6 県支出金、項の1 県負担金、目の1 介護給付費負担金は2億8,435万7,000円、前年度に比べまして2,143万9,000円の増でございます。

その下でございます。項の3 県補助金、目の1と2は地域支援事業の県交付金でありまして、915万9,000円を見込んでおります。

続いて、13ページです。

款の9 繰入金、項の1 一般会計繰入金は2億9,934万4,000円で、前年度に比べまして2,936万円の増を見込んでおります。

項の2 基金繰入金、目の1 介護給付費準備基金繰入金は671万2,000円でございます。

続いて、14ページをお開き願います。

款の10繰越金、項の1 繰越金、目の1 繰越金は、前年度の繰越金でありまして1,000万円を計上しております。

続いて、15ページです。

款の12諸収入、項の5 予防給付費収入は1,007万2,000円を計上しております。これは、要支援1、2の方の介護予防サービスプラン作成費用の収入でございます。

続きまして、16ページです。

歳出でございます。

主なものについて御説明いたします。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費は390万7,000円を計上しております。これは事務費でありまして、内容については説明欄のとおりでございます。

続いて、17ページです。

項の2 徴収費は110万3,000円、その下の表、項の3 介護認定審査会費、目の1 介護認定審査会費は905万1,000円、それから目の2 認定調査等費は1,129万8,000円をそれぞれ計上しております。

続いて、19ページをお開き願います。

項の5 計画策定委員会費は258万1,000円で、前年度と比べまして216万6,000円の増になります。これは、3か年を対象年度とする次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定費用でございます。

続いて、20ページです。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費は18億9,566万5,000円で、前年度と比べまして1億6,378万8,000円の増を見込んでおります。これは、第5期菊陽町介護保険事業計画の平成25年度給付費見込み額に基づきまして計上しております。

ページの一番下の表でございますけども、項の3 高額介護サービス等費は4,345万4,000円を計上しております。

続いて、21ページです。

項の4 高額医療合算介護サービス等費は600万円を計上しております。

続いて、22ページをお開き願います。

款の4 地域支援事業費は、主に介護予防のための事業や地域包括支援センターの運営事業であります。

項の1 介護予防事業費は、目の1と2を合計しまして2,810万8,000円を計上しております。

次に、その下の表です。

項の2 包括的支援事業・任意事業費は、主に地域包括支援センターの運営事業でありまして、目の1から5までを合計して、26ページをお開き願います。その計のとおりでございます。3,680万4,000円を計上しております。

それから、その下の表ですけども、項の3 特定事業費は、介護保険制度以外の高齢者福祉サービス事業で、766万円を計上しております。

27ページをお願いします。

項の4 介護予防支援事業費は、要支援1と2の方の介護予防サービス計画、いわゆるケアプラン作成に係る事業でありまして、1,240万2,000円を計上しております。

以上で平成25年度介護保険特別会計当初予算の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第24号 平成25年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第24号平成25年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第24号平成25年度菊陽町下水道事業会計予算について説明いたします。

それでは、1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございますが、菊陽町下水道事業会計予算は公共下水道事業、それと農業集落排水事業との連結予算でございます。

第2条で、平成25年度の業務予定量を示しております。

まず、水洗化戸数は、公共で1万4,100戸、農集で240戸であります。前年度比、公共で

4%、農集で2.5%の増でございます。

次に、年間有収水量は、公共で639万6,568立方メートル、農集は7万4,156立方メートルであります。前年度比は公共で1.37%、農集で0.35%の増でございます。

次に、1日平均処理水量でございますが、公共で1万7,524立方メートル、農集は203立方メートルであります。

次に、主な建設改良費であります。公共下水道施設整備費が2億1,430万8,000円、農業集落排水施設整備費は3,200万円で、24年度当初予算と比較しまして150%の減でございます。

本年度は、24年度からの繰越事業、武蔵ヶ丘処理区での長寿命化工事や白川左岸枝線工事のリハビリ周辺工事などがございまして、これに1億4,000万円余りが加わることになります。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条予算は、収益的収入及び支出の予定額であります。事業収益を12億729万2,000円とし、事業費用を11億3,714万1,000円としておりまして、内容につきましてはこの後実施計画の部分で説明いたします。

3ページ、第4条予算、これは資本的収入及び支出の予定額であります。

資本的収入を3億807万1,000円、資本的支出額を8億1,166万2,000円としておりますが、御覧のように収入額が支出額に対して不足しておりますので、その補填財源について説明を上段の方に記載しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億359万1,000円は、過年度損益勘定留保資金46万9,000円、当年度損益勘定留保資金4億3,292万5,000円、繰越利益剰余金処分額598万1,000円、当年度利益剰余金処分額5,880万2,000円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額541万4,000円で補填するものとしております。

これはまず、損益勘定留保資金につきましては、損益計算書を通して発生いたします減価償却費や消費税の資本的収支に係る内部留保資金、そして利益剰余金処分額は3条予算収支での営業利益の一部を補填財源に充てるものでございます。

なお、各項目については実施計画で説明いたします。

次に、4ページをお願いいたします。

第5条企業債の発行総額でございます。先ほどの3条予算及び4条予算に計上されます各企業債の発行額で、限度額を1億7,680万円としております。

第6条では、一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。本予算では消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、5ページの第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5,139万6,000円を計上しております。これは人事異動で不足が生じた場合には補正予算での対応となります。

第9条は、他会計からの補助金として汚水処理に係ります一般会計繰入金からの繰入金の総額で3億6,677万円を計上しております。これには雨水処理に係る繰入金は含まれておりません。なお、この繰入金で基準内繰入金は1億7,827万5,000円で、基準内率は48.6%で、残り51.4%が基準外ということになります。

最後に、第10条は、利益剰余金の処分について定めておりますが、24年度からの繰越利益剰余金のうち598万1,000円を、そして当年度利益剰余金のうち5,880万2,000円を24年3月制定いたしました菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づいてそれぞれ減債積立金に処分することと定めるものであります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

予算の実施計画書でございます。

主なものを御説明いたします。

款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、予定額7億1,742万2,000円、目の2他会計負担金、予定額1億6,810万6,000円は、雨水処理に係ります一般会計繰入金です。

目の4その他営業収益、予定額1,471万3,000円は、合志市からの維持管理負担金でございます。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金3億668万5,000円は、汚水処理に係ります経費及び企業債元利償還分の一般会計繰入金です。

以上、収益的収入合計は、予定額12億729万2,000円でございます。

次に、9ページ、款の2事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、予定額2億7,669万1,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費で、この中には熊本北部流域下水道維持管理負担金も含まれております。

目の6減価償却費、予定額4億3,868万8,000円は、有形、無形の固定資産減価償却費、項の2営業外費用、目の1支払い利息、予定額2億2,164万3,000円は企業債の利息でございます。

以上、支出合計は予定額11億3,714万1,000円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、款の3資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、予定額1億7,680万円、項の4補助金、目の3他会計補助金、予定額6,008万5,000円は、汚水事業、老朽管対策等の改築更新費用に対する一般会計繰入金です。

項の7その他資本的収入、予定額96万6,000円は、堀川雨水幹線築造の企業債元金償還に係ります合志市からの負担金でございます。

以上、資本的収入合計は、予定額3億807万1,000円でございます。

次に、11ページ、款の4資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、予定額2億4,630万8,000円は、これは委託費も含んでおりますが、工事関係では汚水管渠及び雨水管渠や老朽管対策工事を実施、さらには集落内開発制度による住宅等建築に係ります汚水管築造工事を、これは農業集落排水地区を含めた全地域で計画的に取り組んでまいります。

項の2企業債償還金は、公共下水道事業、農業集落排水事業を含めまして予定額5億6,001万4,000円です。

以上、支出合計は予定額8億1,166万2,000円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

資金計画書でございます。

ここでは下水道事業の資金調達方針を示しております。様式は前年度との比較様式となっておりますけれども、当年度予定額の特徴といたしましては新規事業が前年度よりも少なく、交付金や企業債の借入額が少なくなった反面、24年度の繰越事業支払い費用が増えております。

主なものを申し上げますと、まず受入資金の1事業収益が1億1,383万1,000円減少しておりますが、前年度決算見込み額に北部流域内部留保金返還金が含まれておりますので、このような減額となっております。この返還金につきましてはこの後説明をさせていただきます。

次に、支払資金では、1の事業費用についてゆうちょ銀行借入資金の利子分が当年度予定額に含まれて4,229万円の増、次に3の建設改良費、当年度予定額3億5,156万4,000円は、繰越事業費を含めておりますが、1億5,719万1,000円の減、これは前年度、当初に比べまして事業費が減少したことによるものでございます。

次に、4の企業債償還金は、元金分の定期償還が増加したことによる1億725万7,000円の増でございます。

以上、当年度予定額は差引738万3,000円の黒字としております。

14ページから17ページまでは、職員給与明細でございますので、説明は省略いたします。

それでは、18ページをお願いいたします。

24年度の損益計算書でございますが、いわゆる決算時で予定されます下水道事業の経営成績を示すものでございます。これは決算時の数値に非常に近いものでございます。この後説明いたします貸借対照表の利益剰余金等の根拠となるものでございます。

内容を申し上げますと、1の営業収益が8億7,063万7,238円、2の営業費用は8億5,727万9,585円で、営業利益は1,335万7,653円が予定されます。

次に、3の営業外収益が3億7,784万6,000円、4の営業外費用が2億3,379万8,429円で、経常利益は1億5,740万5,224円となり、当年度純利益が1億5,740万4,224円を予定しております。これは21ページのバランスシートの利益剰余金の部分に計上されております。この24年度におきましては、先ほど申し上げました熊本北部流域下水道からの返還金がございます、特に営業外収益が特別に多くなっております。そういうことから大きな利益が生まれたものでございます。この返還金につきましては、明日審議されます補正予算の中で詳しく説明するものでございますが、この新年度予算におきましても関連してきますので、簡単に申し上げたいと思います。

熊本北部流域下水道に対しましては、熊本市、合志市、菊陽町の関係市町から維持管理負担金が長年支払われておりますが、その負担金の一部が熊本県の流域下水道事業特別会計内に流



用されてまいりました。このたび県におきましては適正流用金を残して24年度において5億円が関係市町へ返還されることとなったものでございます。菊陽町へは負担金納入総額の案分比率により算出されました1億2,261万5,000円が返還されることとなったものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

この19ページは、予定貸借対照表に関する注記でございますが、これは公営企業法施行規則第35条の規定により作成したものでございます。会計処理の基準及び手続や表示方法についてあらかじめ注記することとなったものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

この20ページから予定貸借対照表でございますけれども、この20ページにつきましては明日の議案第18号補正予算（第3号）に添付したものと同一のものでございますので、ここでの説明は省かせていただきます。

続いて、22ページの平成25年度の予定貸借対照表について簡単に説明を申し上げます。

まず、資産の部、1の固定資産につきましては、(1)の有形固定資産ではハの構築物につきまして24年度工事の完了により建設仮勘定から固定資産に振り替えられたことによりまして、帳簿価格が増加しておりますが、そのほかにつきましては正常償却により帳簿価格は減少しております。

(2)の無形固定資産、イの施設利用権につきましては、24年度の北部流域建設負担金の追加計上は行われておりますが、これもまた正常償却により固定資産の価格は減少しております。

(3)の投資につきましては、北部流域下水道内部留保返還金が24年度において下水道運営基金に積み立てられまして、固定資産合計額は251億9,308万9,009円となります。

次に、2の流動資産、イの預金につきましては、先ほどの資金計画書の黒字予定額738万3,188円を計上しております。

次に、未収金につきましては、まず営業未収金は使用料や合志市から納入されますセミコンテクノパーク分の維持管理負担金、その他未収金につきましては受益者負担金などをそれぞれ見込みまして、流動資産合計を8,974万8,146円とし、資産合計は252億8,283万7,155円となります。

続いて、23ページ、負債の部についてでございますが、4の流動負債につきましては、まず営業未払金は3月まで履行期間があります維持管理業務委託料、さらには熊本市に支払います負担金などがございます。

そして、営業外未払金は25年度決算に基づきます消費税の納税額、そしてその他未払金につきましては4月に支払うこととなりますOA機器等々の25年度賃貸料でございます。これらの合計が2,558万8,499円でございますが、合志市に支払います預かり金を含めまして負債合計は4,856万267円を予定しております。

次に、資本の部については、(1)自己資本金のうち口の組み入れ資本金に1億5,142万4,000円を計上しております。これは前の21ページの24年度貸借対照表の当年度未処分利益剰

余金を基金と減債積立金に積み立てることで固定資産を取得することとなりますけれども、その際にこの剰余金を自己資本化するために組み入れることとなりますことから計上されるものでございます。

次に、(2)借入資本金、イの企業債残高は91億710万4,388円を見込んでおります。

次に、6の剰余金、(1)資本剰余金につきましては、補助金、交付金等により行われた建設工事等の資本取引により剰余金は増加をいたしまして、合計は141億2,941万9,538円となります。

また、(2)利益剰余金は、ハの前年度未処分利益剰余金598万224円、ニの当年度未処分利益剰余金は6,755万3,190円を予定しております。

以上、資本合計が252億3,427万6,888円となり、そして負債と資本の合計は252億8,283万7,155円となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第19号から議案第24号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時32分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成25年3月7日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成25年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成25年3月7日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第3号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第4号 菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 菊陽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 菊陽町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第12 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第15号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第14 議案第16号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第17号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第18号 平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |

15番 上田茂政君

17番 梅田清明君

16番 小林久美子君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

教育長 赤峰洋次君

総務部長 松本東亜君

産業建設部長 坂本恭一君

総務課長 實取初雄君

財政課長 阪本浩徳君

人権教育・啓発課長 堀川俊幸君

健康・保険課長 佐藤清孝君

環境生活課長 大山陽祐君

武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君

建設課長 松村孝雄君

下水道課長 今村敬士君

総務課庶務係長 中島秀樹君

図書館長 堀行徳君

生涯学習課長 服部誠也君

副町長 中富恭男君

教育次長 鶴田義晃君

福祉生活部長 阪本修一君

会計管理者兼会計課長 平野誠也君

総合政策課長 吉野邦宏君

税務課長 阪本章三君

福祉課長 宮本義雄君

介護保険課長 渡邊幸伸君

町民課長 山崎謙三君

農政課長 志垣敏夫君

都市計画課長 小野秀幸君

商工振興課長 吉川義則君

教育審議員 矢野陽子君

学務課長 松本洋昭君

農業委員会事務局長 荒木一雄君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第3号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

議案第3号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されること等に伴い、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の1ページでございますが、第2条の受給資格者の第2号で「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正します。この法律は別名障害者総合支援法と呼ばれております。

次に、障害者自立支援法第19条第3項等の「規定により」を障害者総合支援法第19条第3項等の、これは「規定の例により」に改正します。これは重度心身障害者医療費助成事業における受給資格者要件を障害者総合支援法で規定します施設等への入所、入居者の居住地特例に準用するためであります。

次の2ページでございますが、項目の一部負担金の第1号で「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、そして第2号で障害者自立支援法を先ほど説明しましたが改正される法律名に、そしてさらに第3号で「第24条の20の規定による障害児施設医療」を「第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療及び第24条の20の規定による障害児入所医療」に改正するものであります。

そして、第3条第2項は、生活保護法の法律番号が前条第2条の医療費の条文の中に明記してありますので、今回削るものであります。

次に、条例の本文を御覧ください。

本文の2ページのところでございますが、附則で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行日に合わせて、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

以上でこの条例改正の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第4号 菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第4号菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

議案第4号菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、平成24年5月、法律第31号で公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本町に設置される菊陽町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

今回、御提案いたしました菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例は、国の特別措置法に規定されていない事項があるため、法第37条において準用する第26条の規定に基づき、市町村で条例として定めるものであります。

それでは、2枚目の菊陽町新型インフルエンザ等対策本部条例を御覧ください。

第1条で、この条例の目的を定めております。

第2条では組織の中の本部長及び本部員の役割と任命、第3条では対策会議の招集について、第4条では対策本部に必要な部を置くことの規定を定めるものです。

附則として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第5号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第5号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

議案第5号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法による介護保険法の改正に伴い、法第78条の4の規定により指定地域密着型サービス事業に関する基準について条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地域密着型サービスとは、平成18年4月に創設されたもので、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住みなれた自宅または地域で生活ができるようにするため、身近な市町村で提供するサービスです。この条例は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準をもとに要介護の認定を受けた方が受けることができるサービスを規定するもので、第1章から第9章及び附則で構成しております。

条例は第1章から第9章立てで、条文は第1条から第202条まで全202条に及んでおり、基本的には国の基準で定められております内容でありまして、文言を町条例に合う文言に置きかえが主であります。例えば、市町村とあるのを町へ、市町村長とあるのを町長へ、それぞれ置きかえており、基本的には内容の変更はありません。

1ページをめくっていただいて、条例の構成は、第1章が総則で、第1条は条例の趣旨を、



また第2条で定義を定めています。

次に、第2章から第9章まではそれぞれ第1節で事業の基本方針等、それから第2節で職種及び員数を定めた人員に関する基準、それから第3節で設備、備品等を定めた設備に関する基準、それから第4節で事業所を運営していく上での細かな基準等を規定した運営に関する基準の4項目にわたって定めておきまして、第2章は定期巡回、随時対応型訪問介護看護について、それから第3章は夜間対応型訪問介護について、第4章は認知症対応型通所介護について、第5章は小規模多機能型居宅介護について、第6章は認知症対応型共同生活介護について、第7章は地域密着型特定施設入居者生活介護について、それぞれ規定しています。

次に、第8章は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についてですが、この事業は事業所が定める地域密着型施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養所の世話を行うもので、昨年公募により選定を行いました小規模特別養護老人ホーム、29人以下ですけれども、この事業がこれがこの事業に該当いたします。この事業を行うためには、介護保険法に基づき町が地域密着型介護老人福祉施設の設置許可を、また老人福祉法に基づき県が地域密着型特別養護老人ホームの設置許可を行います。この基準の中の居室の定員に関する規定、第152条第1項についてですけれども、これにつきましては国の基準では1つの居室の定員は1人とすること、ただし必要と認められる場合には2人とすることができると規定していますが、県の条例では後段の必要と認められる場合は2人から4人とすることができると規定しており、仮に町条例を国の基準どおりとした場合、県が4人部屋の許可をしても町では許可できないとの矛盾が生じることになります。そこで、利用者のニーズも踏まえ、町条例についても1つの居室の定員は1人とすること、ただし入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は2人以上4人以下とすることができると定め、県との整合性を図った基準としたものであります。

次に、第9章は複合型サービスについて規定しております。

最後に、附則の第1条において、この条例は平成25年4月1日から施行すると規定しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第6号 菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の 制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第6号菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） 議案第6号菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法による介護保険法の改正に伴い、法第115条の14の規定により指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

地域密着型介護予防サービスとは平成18年4月に創設されたもので、高齢者が要支援状態となっても可能な限り住みなれた自宅または地域で生活できるようにするため、身近な市町村で提供するサービスです。この条例は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準をもとに要支援の認定を受けた方が受けることができるサービスを規定するもので、第1章から第4章及び附則で構成しています。

条例は、第1章から第4章立てで、条文は第1条から第9条まで全90条に及びますので、主な箇所を説明させていただきますが、先ほど説明いたしました議案第5号と同様、基本的には国の基準で定められた文言を町条例に合う文言に置きかえたものが主であり、基本的には内容の変更はありません。

条例の構成は、第1章が総則で、第1条は条例の趣旨を、また第2条で定義を定めています。

次に、第2章から第4章までは、それぞれ第1節で事業の基本方針、それから第2章は第2節で人員及び設備に関する基準を規定し、第3章以降ではそれぞれ第2節で職種及び員数を定めた人員に関する基準、それから第3節で設備及び備品等を定めた設備に関する基準、それから第4節で事業所を運営していく上での細かな基準を規定した運営に関する基準、そして第5節で利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に事業を行うための介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について5項目にわたって定めておりまして、第2章は介

護予防認知症対応型通所介護について、第3章は介護予防小規模多機能型居宅介護について、第4章は介護予防認知症対応型共同介護についてそれぞれ規定しています。

最後に、附則の第1条において、この条例は平成25年4月1日から施行すると規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第7号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第7号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 議案第7号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の改正に伴うもの、及び平成24年度光団地の建替えに伴います第3条町営住宅の設置の別表が変わるため菊陽町営住宅条例を改正する必要性があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、整備基準及び入居者の収入基準等の改正につきましては法令を参酌すべき基準になっており、今回の条例改正におきましては法令で定められる基準を検討し、条例で規定しているところであります。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。

新旧対照表によりまして改正内容の説明をいたします。

改正部分につきましては下線の部分になります。

まず、目次中第1章総則、第1条から第3条を第1章総則、第1条から第3条、第1章の2、町営住宅等の整備基準、第3条の2から第3条の16に改めます。

第1条中、管理の次に「並びに町営住宅等の整備基準」を加えます。

第2条中、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号「町営住宅等、町営住宅及び共同施設をいう。」を加えます。

2ページをお開きください。

第2条の後に、第1章の2、町営住宅等の整備基準を加えます。

次の第3条の2から第3条の16までが町営住宅及び共同施設の整備に関する基準になりますが、特に説明を要するものだけを説明させていただきます。

第3条の2、健全な地域社会の形成は、町営住宅等はその周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備しなければならないと定めております。

第3条の3で良好な居住環境の確保、第3条の4の費用の縮減への配慮ですが、町営住宅等の建設に当たっては設計の標準化、合理的な工法の採用により建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならないと定めております。

第3条の5では位置の選定について、災害発生のおそれが多い土地を避けるなど、第3条の6で敷地の安全等、3ページに行きまして第3条の7で住棟等の基準、第3条の8で住宅の基準、第3条の9で住戸の基準、4ページをお開きください。

第3条の10で住戸内の各部の措置について、第3条の11では共用部分、第3条の12では附帯施設について、第3条の13から次のページの第3条の16までは児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路の共同施設に係る基準について規定しております。

以上、整備基準につきましては別途整備要綱を定めております。

次に、第6条の入居者の資格であります。この改正につきましても地域主権改革一括法の施行に伴い公営住宅法が改正され、公営住宅の入居収入基準が条例に委任されることとなったことから改正を行うものであります。

次に、第6条第1項中、「次条第2項において」を「以下」に改めます。

次の同項2号、ア、イ、ウに掲げる金額につきましては、現行では省令を引用することとしていた規定を、改正案では省令の基準どおりの額に改めるものでありまして、アの入居者が身体障害者である場合等は21万4,000円、次のページにわたりますが、イの災害により住宅が滅失し、町営住宅に入居する場合21万4,000円とするもので、ただし当該災害発生の日から3年を経過した後は15万8,000円とするものです。

ウは、ア及びイに掲げる場合以外の場合、15万8,000円とするものです。

次に、別表は、平成24年度光団地建替えによりまして光団地の建設年度の昭和41年度「25戸」を「16戸」に、「昭和42年度12戸」を削り、「平成24年度20戸」を新たに追加するものです。

それでは、最初の改正文の4枚目をお開きください。

附則になりますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第8号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第8号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第8号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

提案理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市公園法が改正されたため、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準及び都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を定めるため、菊陽町都市公園条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の条例は、町において法令を参酌して定めることができることを受けて検討しました結果、法令で定められている基準を採用したところであります。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。

新旧対照表によりまして改正内容の御説明をいたします。

改正部分につきましては下線の部分になります。

まず、題名の次に目次をつけております。

次に、第1条中、「法に基づく命令」を「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下

「令」という。)」に改め、菊陽町都市公園の次に「(以下「都市公園」という。)」を加えます。

その第1条の後に、第1章の2都市公園及び公園施設の設置基準の章を加えます。

その後、第1条の2から第1条の4まで追加し、都市公園の技術的基準や住民1人当たりの標準となる敷地面積、都市公園の配置及び規模の基準を定めています。

次に、3ページを御覧いただき、第1条の5を追加し、都市公園における建築物の建築面積に関する基準を定めております。

それでは、最初の改正文3枚目をお開きください。

附則になりますが、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚 昇君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大塚 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大塚 昇君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大塚 昇君) 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第9号 菊陽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

○議長(大塚 昇君) 日程第7、議案第9号菊陽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長(小野秀幸君) 議案第9号菊陽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、内容の説明をいたします。

提案理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたため、町が設置する都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定

により議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の条例は町において法令を参酌して定めることができることを受けて検討しました結果、法令で定められている基準を採用したところであります。

それでは、内容の説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、まず第1条でこの条例の趣旨について述べております。

第2条は、この条例における用語の定義について定めています。

次に、第3条では、災害時における公園施設の設置の特例について規定しております。

第4条は、園路、広場における出入り口、通路、階段などの構造や寸法について定めております。

ページを3枚めくっていただいて、第5条、第6条では、屋根つき広場と休憩所や管理事務所の寸法や構造の基準について定めております。

第7条は、高齢者、障害者が利用する野外劇場や野外音楽堂の寸法や構造の基準について定めております。

ページをめくっていただいて、第8条は高齢者、障害者用駐車スペースの数や寸法、表示について定めております。

ページをめくっていただいて、9条、第10条、次のページの第11条では、高齢者、障害者が利用する便所、便房の寸法や構造の基準について定めております。

第12条、次のページの第13条では、高齢者、障害者が利用する水飲み場や手洗い場と公園に設置する掲示板や表示の構造について定めております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第9号なんですけれども、これは障害者や高齢者の方たちが移動しやすい公園をとということだと思いますけれど、イメージとしてはどういう公園、町内であればどういう内容なのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 今まで設置されております町内の公園については、バリアフリーという、そういう基準に基づいて設置された公園というのはほとんどありませんけれども、今後鼻ぐり井手の拡張公園を今進めておりますけれども、その中ではこの条例の基準に合った公園施設をつくるということ考えているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第10号 菊陽町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第10号菊陽町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第10号菊陽町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法、及び高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い町道の構造の技術的基準等を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

1枚目をお開きください。

第1条では、条例の趣旨について定めています。

第2条、町道の構造の技術的基準であります。これまで道路法に基づき、道路構造令により定められておりました車道や歩道の幅員、カーブの半径、勾配などの基準について定めるものですが、詳細につきましては国の定める道路構造令を参酌して、必要な事項を規則で定めることとしております。

次に、第3条、町道に設ける道路標識の寸法であります。これは菊陽町が管理する町道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識等の寸法及び文字の大きさについて定めるものですが、道路の設計速度、道路の計上、交通の状況、または沿道の状況により案内標識及び警戒標識等の寸法及び文字の大きさを国の定めている基準の2分の1まで縮小できるよう特例規定を設けております。これにつきましては、熊本県の条例も同様の特例規定が設けられております。それ以外の基準については国の基準を参酌して同一の基準としております。

次のページをお開きください。

第4条、立体交差とすることを要しない場合であります。道路法第48条の3のただし書き



で条例で定める場合は立体交差とすることを要しないことと定めるものでありまして、道路法施行令第35条第1号の当該交差が一時的である場合、または3号の立体交差とすることによって増加する工事の費用がこれによって生ずる利益を著しく超える場合、立体交差を要しないと規定するものであります。

第5条移動円滑化のために必要な町道の構造に関する基準であります。これにつきまして、も国の基準であります移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌し、規則で定めるものとしておりますが、独自基準としまして歩道に排水口を設置する場合は、そのふたはつえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とする独自基準を追加しております。これも熊本県と同様の国の基準以外の独自基準であります。

なお、附則になりますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第11号 菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第11号菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

教育審議員、説明を求めます。

○教育審議員（矢野陽子君） おはようございます。

議案第11号菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由であります。菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンターの研修室を増設するに当たり、条例を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求

めるものであります。

参考資料の最後のページを御覧ください。

右側に10条の和室が2部屋ありますが、その左側が図書コーナー、ギャラリーラウンジとなっており、面積は88.8平米ありまして、その一角約40平米を研修室Bとして確保し、平成25年4月1日からこの研修室Bを有料施設として開放するため、条例の改正を行うものです。

今回の条例の改正につきましては、新旧対照表をお開きください。

左側が現行で、右側が改正案であります。

別表の菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティーセンター使用料、現行の下線部分「研修室」を改正案の下線部分「研修室A」と新たに「研修室B」を設けるものであります。使用料については、研修室Aと同額としております。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 記憶が間違っとったら申し訳ありませんが、この研修室Bは仕切りがございませぬか。図書館の間に。

○議長（大塚 昇君） 教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） パネルで区分けをしております。パネルで。

（8番甲斐榮治君「壁ではないんですか」の声あり）

壁ではないです。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） お尋ねします。

研修室Aと今ただいまラウンジの一角を仕切りをつけて研修室Bとされるとおっしゃいましたが、照明器具、また防音施設、設備等の環境についてどう整備されているのか、そのままで研修室Bとされるのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） 今回、補正で照明の設置はする予定です。あと、仕切りについてはもうパネルの方で対応するような形になります。もう現在でも主催講座、それからいろんな会議等でも使用してございまして、この研修室Bにつきましては大体40人ぐらい収容ができます。

そういった形でよろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第12号 菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第12号菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長（服部誠也君） おはようございます。

議案第12号菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由ですが、1つは体育施設である菊陽町民体育館、菊陽町町民総合運動場並びに社会体育及び社会教育の普及のために開放している町立小学校施設の開放日時を定めていないことから、これを明文化するため、もう一つは、これらの施設の使用を取り消し、または変更した場合に使用料の返還ができる申し出の期日が統一されていないことから、これを統一するため改正するものであり、またこれらの改正と合わせて所要の規定の整備を行うものであります。

それでは、1ページめくっていただきますと、改正文がありますが、改正内容が専門的でありますので、新旧対照表で説明させていただきます。

なお、字句の改正及び条の繰り上げ、繰り下げについては説明を省略し、政策的な部分を中心に説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

左側が現行で右側が改正案であります。

まず、提案理由の一つ、体育施設の開放の日時に関する規定について説明します。

菊陽町民体育館条例第3条を入退場の規定を開放の日時に関する規定に改め、開放する日を1月5日から12月27日まで、開放する時間を午前8時30分から午後10時までとするものです。なお、旧条例の入退場の規定は、第5条に使用の制限規定があり、この中に同様の趣旨が定められています。

次に、菊陽町立小学校施設の開放の日時の規定について説明します。

8ページをお開きください。

菊陽町立小・中学校施設の開放に関する条例第6条に開放の日時の規定を設け、開放する日を1月5日から12月27日まで、開放する時間を午前8時30分から午後10時までとし、運動場については午前6時から開放するものとします。

次に、菊陽町町民総合運動場の開放の日時の規定について説明します。

14ページをお開きください。

菊陽町町民総合運動場設置条例第3条に開放の日時の規定を設け、開放する日を1月1日から12月31日までと、夜間照明の使用は1月5日から12月27日までとし、開放する時間は午前6時から午後10時までとするものです。

次に、提案理由の2つ目、施設の使用取り消し、または変更した場合に使用料の返還ができる申し出の期日を統一する規定について説明します。

まず、菊陽町民体育館の使用の返還に関する規定について説明します。

2ページに戻ってください。

菊陽町民体育館条例第9条に使用料の返還の規定を設け、ただし書きで使用者が使用者の責に期することができない理由により使用できないとき、または使用日の3日前までに取り消し、もしくは変更を申し出て、町長が相当の理由があると認めるときは、その全部、または一部を返還することができるものとします。

次に、菊陽町立小学校施設の使用料の返還に関する規定について説明します。

10ページをお開きください。

現行第10条を第11条に繰り下げ、同条第2号中「使用前に使用許可を取り消し、又は」を「使用者から使用日の3日前までに使用の取り消し又は」と改め、使用日の3日前と明文化しております。

次に、菊陽町町民総合運動場の使用料の返還に関する規定について説明します。

16ページをお開きください。

現行第8条を第9条に繰り下げ、同条第2号中「使用の前日2日」を「使用者から使用の日3日前」に改めます。

以上のとおり、使用の日3日前までの申し出に対し使用料の返還ができるように統一いたします。

次に、政策的な改正に関する部分の説明をいたします。

1ページに戻ってください。

町民体育館になりますけれども、現行第7条の独占的使用等に対する特例の規定を削ります。

次に、7ページをお開きください。

菊陽町民体育館条例別表第3項を第4項に繰り下げ、使用料の次に「（電力使用料を除く。）」を加えることにより、町外者の使用料の3倍料金の適用は施設使用料のみとし、電気使用料には適用しないこととします。

次に、13ページをお開きください。

菊陽町立小・中学校施設の開放に関する条例別表に第4項として「町外者の使用料（夜間照明・電力・冷暖房使用料を除く。）は、3倍額料金とする」を加え、町外者の施設使用料は夜間照明、電力、冷暖房使用料を除き、3倍額料金とすることを定めています。

次に、17ページをお開きください。

菊陽町町民総合運動場設置条例別表第1の第1項、菊陽町町民総合運動場使用料1面当たりの表中「陸上競技場の個人使用料は1年間1,050円」を「備考1、上記料金には、備品料金を含む。2、陸上競技場で野球又はソフトボールをする場合は、野球場又はソフトボール場の料金を準用する。」に改めるものです。このことにより陸上競技場の個人使用料は徴収しないこととなります。

以上が主な改正内容になります。

それでは、表紙から4枚目に戻ってください。

附則の部分について説明をさせていただきます。

この条例の施行日は附則第1項のとおり、平成25年4月1日から施行します。

また、附則第2項は経過措置の規定ですが、これは菊陽町立小・中学校施設については使用料の返還期日を定めていなかったものを3日前までと定め、また菊陽町町民総合運動場については使用料の返還期日を2日前までとしていたものを3日前までと改めており、改正後の規定は附則第1項で平成25年4月1日から適用させることから、平成25年3月31日までは従来の運用とすることを確認するために設けたものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 2点質問いたします。

ただいまの条例は、例えば町民センターとかコミュニティーセンター等に小体育室がございますね。そういったものにも適用されるのかどうか、ちょっと不勉強で申し訳ないですけど教えていただきたい。

それから、3つですね。

もう一つは、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの柔道場、剣道場がございますですね。これは管理責任はそのコミュニティーセンターにあるのか、あるいは中学校にあるのか、その辺。

それからもう一点は、こういった施設を使用する場合に町内の使用者と町外の使用者が混在している場合がありますですね。そういう場合の判断はどうするのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） まず、町民センターの軽運動室についてはそれぞれのセンターの設置条例がございますので、その中に使用料の規定が定めてありますので、今回の分には該当になりません。

それから、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターにつきましては、今質問にありましたように柔道場、剣道場につきましては、これはいわゆる学校施設の開放という形になっておりますので、管理の方は学校という形になっております。

それから、3点目の町外と町内の使用の混在がということですがけれども、確かに施設によっては町外の方もお使いになっている部分もありますけれども、もうほとんどが町内の方が使用されているというような状況でございます。よろしかったでしょうか。ちょっと答えになっておりましたでしょうか。すいません。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の最後の点ですが、これはちょっとここには関係ないかもしれませんが、やはりこの小体育室等で町内の人と、それから町外が混在している人がいる場合にこういう場合にはどういうふうに判断をされますか。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） 町外か町内かの判断ですか。それは申し込みの申請……

（8番甲斐榮治君「使用料です」の声あり）

使用料ですか。使用料につきましては申込書に町外者の方が申し込まれた場合にその実態をお聞きして、今の運用としては町内の方の利用が半分以上、その団体ですね。中に半分以上の方がいらっしゃった場合には町内料金として適用させております。

（8番甲斐榮治君「町外料金」の声あり）

町内ですね。半分以上であればですね。町内の方、菊陽町の方が半分以上いらっしゃれば、それは町内料金を適用するという形で運用しております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第13号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第13号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（實取初雄君） 議案第13号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により熊本県市町村総合事務組合を組織する団体の数を減少し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

2ページめくっていただき、参考資料として新旧対照表をおつけしておりますが、別表第1は組合を組織する地方公共団体で左側の現行、73団体中、下線の益城町及び御船町中小学校組合、及び川辺川総合土地改良事業組合を削り、71団体とするものです。

下のページで、別表第2は組合の共同処理する事務で、第3条第1号の退職手当に関する事務を行っている左側の現行64団体中、同じく2団体を削り、62団体とするものです。

ページをめくっていただき、最後のページでございますけれども、第3条第9号の公務災害等補償に関する事務を行っている左側の現行70団体中、同じく2団体を削り、68団体とするものです。

最後に、表紙にお戻りいただき、下段少し上の附則として、この規約は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第14号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第14号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第14号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定によりまして、町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、御承認をいただきたいのは、鼻ぐり井手公園線ほか3路線であります。内容につきましては、参考資料の位置図によって御説明いたします。

参考資料の1枚目をお開きください。

まず、鼻ぐり井手公園線であります。場所は曲手の県道瀬田熊本線から県道曲手原水線、通称空港線へつながる道路であります。今まで県道曲手原水線の取り付け道路として県が管理をしておりましたが、平成25年度から整備を予定しております鼻ぐり井手公園に面しており、公園整備区域の関係から県と協議をしまして、今回県から移管を受け、町道として認定するものであります。

延長が213メートル、幅員が14メートルから31.6メートルであります。

次のページをお開きください。

新山26号線及び新山27号線であります。

場所は、北新山区の一番東に位置します市街化区域の開発行為で造成されました道路であります。

新山26号線が延長20.8メートル、幅員が6.03メートル、新山27号線が延長70.07メートル、幅員が6.02メートルから6.04メートルであります。

次のページをお開きください。

北沖野6号線であります。

場所は県道新山原水線沿いの沖野公民館の西側で古閑牧場の南に位置します。集落内開発制度で造成されました道路であります。

延長が132.2メートル、幅員が6.01メートルであります。

一番前の議案に戻っていただきたいと思っております。

路線の起点終点であります。4路線とも同じ位置でありまして、鼻ぐり井手公園線が起点



終点とも菊陽町大字曲手字山ノ上地内、新山26号線及び新山27号線が菊陽町新山3丁目地内、北沖野6号線が菊陽町沖野2丁目地内であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 教えていただきたい。町道の場合は行きどまりであっても認定されるわけですね。行きどまりであっても認定を受けられるのかということ。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 行きどまりの場合が35メートル以上あるものについては転回広場を設ける必要がありまして、その要件を満たしておれば行きどまりでも転回広場を設けてあれば町道認定をしておるところでございます。

以上です。

（8番甲斐榮治君「車が転回できればという意味ですね」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第15号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、議案第15号平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第15号の平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は年度末を迎え、国県支出金や町債などが決定したもの、収入額が確定したも

の、また歳出予算において事業の進捗状況等により過不足が生じたものなどについて計上しております。

さらに、今回は緊急経済対策が盛り込まれた国の補正予算を受けまして、平成25年度に予定していた事業であります（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業、菊陽中部小学校改築事業、それから菊陽中学校増築・改修事業、武蔵ヶ丘中学校空調整備事業、道路改良事業、その他の事業などの一部を今回の補正に前倒して計上しているため大型の補正となっております。

この緊急経済対策に係る事業は国庫補助金の確保はもとより後年度交付税措置がなされる有利な地方債を活用できるものであり、またこれらの事業は国の経済対策において追加される公共投資の地方負担を支援するため創設されました地域の元気臨時交付金の対象となる事業であります。この地域の元気臨時交付金は、正式には地域経済活性化・雇用創出臨時交付金と申しまして、公共投資の地方負担を支援するため創設されたもので、全体としましては1兆4,000億円ございます。対象となる事業費から地方の負担額を算出し、本町の場合、その7割程度が元気臨時交付金となる予定でございます。実際の交付に当たっては後日提出する必要があります実施計画に盛り込んだ事業に充当するというのもできるものでございます。

なお、国の補正予算は、去る2月26日に成立したばかりであり、今後の日程等が不透明な部分がございますが、3月から4月以降にかけてさまざまな事務が発生するというふうに思いますので、町としましてはこの交付金確保に向け全力で取り組んでいくところでございます。

それでは、補正の説明に入りますが、内容につきましては主なものについて御説明を申し上げます、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に13億2,379万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億1,419万4,000円と定めるものであります。

また、第2条で継続費の追加及び変更を、第3条で繰越明許費の追加を、第4条で債務負担行為の変更を、それから第5条で地方債の追加及び変更をそれぞれ第2表から第5表によると定めております。

2ページをお開きください。

まず、第1表の歳入歳出補正の歳入ですが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税は、町民税を1,651万6,000円減額し、計を62億7,405万9,000円に、6の地方消費税交付金は2,765万6,000円増額し、計を3億5,996万9,000円に、12の地方交付税は1,070万1,000円増額し、計を4億6,686万2,000円に、それから16の国庫支出金は国庫補助金の増などにより3億1,141万円増額し、計を21億9,263万6,000円に、17の県支出金は県補助金の増などにより2億8,901万2,000円増額し、計を10億6,877万2,000円に、下のページを御覧いただき、

一番下の段でございますが、23の町債を6億9,480万円増額し、計を33億4,700万円としております。

以上、歳入合計は補正額としまして13億2,379万7,000円を増額し、総額は164億1,419万4,000円となるものでございます。

次の4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費は、総務管理費の増額などにより4億6,469万6,000円増額し、計を28億7,395万8,000円に、4の衛生費は清掃費の減額などにより2,190万6,000円を減額し、計を10億8,328万8,000円に、6の農林水産業費は農業費を2億9,943万8,000円増額し、計を5億8,418万3,000円に、下の5ページを御覧いただき、8の土木費は道路橋梁費の増額、それから都市計画費と住宅費の減額など合わせまして370万1,000円を増額し、計を17億1,848万5,000円に、9の消防費は消防費を1,100万円減額し、計を6億3,498万9,000円とし、10の教育費は小学校費と中学校費の増額などにより5億8,428万円を増額し、計で38億9,466万3,000円とし、次の6ページをお開きください。

11の災害復旧費は4,913万7,000円減額し、計を2億1,868万円とし、最後に調整のため予備費を5,551万5,000円増額し、計の1億2,691万9,000円としております。

以上、歳出合計は、補正額としまして13億2,379万7,000円を増額し、総額は164億1,419万4,000円となります。

下の7ページを御覧ください。

次は、第2表の継続費の補正であります。

まず、1の追加ですが、緊急経済対策が盛り込まれました国の補正予算を受けまして、事業を前倒しで実施するため新たに設定するものであります。

1行目は、款の2総務費、項の1総務管理費の(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業で、総額が9億525万円、年度は平成24年度から平成26年度までの3年間で、年割額は平成24年度が4億9,201万3,000円、平成25年度が0円、平成26年度が4億1,323万7,000円であります。

次は、款の10教育費、項の3中学校費の菊陽中学校増築・改築事業で、総額が20億3,139万3,000円、年度は平成24年度から平成26年度までの3年間で、年割額は平成24年度が3億266万6,000円、平成25年度が3億4,986万5,000円、平成26年度が13億7,886万2,000円であります。

次は、2の変更で款の10教育費、項の2小学校費の菊陽中部小学校改築事業の変更であります。国の補正予算を受けまして前倒しで実施することとしているため、またこれまでの入札による節減等も踏まえまして総額を5億8,392万1,000円減額しまして、変更後を36億7,557万9,000円とし、平成24年度の年割額を2億2,091万円増額し、14億8,652万6,000円とし、平成25年度の年割額を8億483万1,000円減額し、8億7,098万1,000円とするものであります。

次の8ページをお開きください。

次は、第3表の繰越明許費補正の1の追加で、本年度内に完成が困難であると予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります事業につきまして繰越額の限度額を定めるものであります。

今回の補正では、緊急経済対策が盛り込まれました国の補正予算を受けまして前倒しで実施している7つの事業及び年度内に支出が終わらない見込みがあります6つの事業を追加するものであります。

まず、款の6農林水産業費、項の1農業費の団体営農業水利施設保全合理化事業、これは経済対策です、1,357万円。

続きまして、団体営農業基盤整備促進事業、これも経済対策ですが315万円。

それから、強い農業づくり交付金事業、これは県の経済対策でありまして2億6,712万5,000円。

それから、款の8、項の2道路橋梁費の道路路面性状調査事業、これも経済対策で1,558万円。

それから、橋梁長寿命化修繕事業を3,737万円。

狭あい道路整備等促進事業を700万円。

それから、南方護川線付替改良事業を5,928万7,000円。

それから、八久保1号線他道路改良事業、これは3路線ございますが、7,215万円。

それから、項の3の都市計画費の鼻ぐり井手公園拡張整備事業を733万1,000円。

それから、ひかりの森公園遊具等設置事業、経済対策ですが2,000万円。

款の9の消防費、項の1消防費の防災行政無線デジタル化更新事業を2億3,098万8,000円。

それから、款の10教育費、項の2小学校費の菊陽西小学校運動場拡張事業を2,050万円。

項の3中学校費の武蔵ヶ丘中学校空調整備設置事業、経済対策です。7,856万7,000円を計上しているところでございます。

下の9ページは、第4表の債務負担行為の補正でございますが、該当がございませんでしたので0円に変更するものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

次は、地方債の補正で追加と変更がございます。

追加としましては、新たに前倒しで実施します事業が7件、変更につきましても2件含めて8件の限度額の調整を行っております。

まず、1の追加でございますが、順番に行きますと、県営土地改良事業を2,070万円、団体営農業水利施設保全合理化事業を1,110万円、団体営農業基盤整備促進事業を310万円、八久保1号線他道路改良事業を4,610万円、ひかりの森公園遊具等設置事業を1,280万円、菊陽中学校増築・改修事業を2億2,810万円、それから武蔵ヶ丘中学校空調整備設置事業を6,090万円計上しております。

以上が追加です。

それから、2の変更につきましては、まず（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業、これは緊急経済対策分ですが、2億5,230万円を増額し、合計で4億6,190万円となります。

それから、光団地建設事業は2,930万円を減額しまして1億2,220万円に、それから小型動力ポンプ購入事業を10万円減額し100万円に、防災行政無線デジタル化更新事業を2,930万円減額し2億540万円に、それから菊陽中部小学校の改築事業を1億6,260万円増額し10億2,990万円に、これは緊急経済対策分でございます。

それから、西小学校の増築改修事業を580万円減額し5億4,320万円に、それから農地・農業施設災害復旧事業を3,020万円減額し500万円に、それから最後ですが、防火水槽整備事業を820万円減額し0円としております。

以上、地方債の補正額としましては6億9,480万円を増額し、地方債の総額を33億4,700万円とするものであります。

なお、今回の地方債の補正は減額もございますが、このうち6,300万円につきましては前倒しで実施するものでございますが、後年度交付税措置がなされます有利な地方債を活用するものでございます。

11ページ以降につきましては補正予算に関する説明書でございまして、14ページをお開き願いたいと思います。

金額の多いものを説明させていただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の1個人は現年課税分の所得割と均等割の増で3,070万3,000円を増額し、目の2法人は法人税割と均等割の減で4,721万9,000円減額するものであります。

それから、款の6地方消費税交付金は2,765万6,000円を増額し、計を3億5,996万9,000円に、それから款の12地方交付税は普通交付税を調整額としまして1,070万1,000円増額し、計を4億6,686万2,000円とするものであります。

下の15ページを御覧いただき、款の14の分担金及び負担金は、項の2負担金、目の2民生費負担金は保育所入所者負担金を1,850万6,000円増額し、目の3農林水産業負担金は節区分の1の農林災害復旧費負担金は1,442万円減額するものであります。

次の16ページをお開きください。

中段の款の16国庫支出金、項の2国庫補助金ですが、目の1総務費国庫補助金は節区分3の社会資本整備総合交付金を1億9,495万1,000円増額していますが、これは経済対策であります（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業の分をはじめ道路関係の分でございます。

下の17ページをお願いします。

目の7教育費国庫補助金、節区分1の小学校費補助金は5,672万円を増額していますが、こちらも経済対策分の菊陽中部小学校の建設事業に係る補助金などでありまして。

それから、節区分2の中学校費補助金でございますが、こちらも前倒し事業の菊陽中学校の増築改修事業、それから武蔵ヶ丘中学校の空調整備事業に係る補助金であります。

それから、目の9の災害復旧費国庫補助金は衛生災害復旧費補助金が865万8,000円増額しまして、農林水産業費の分を4,217万3,000円減額しております。

19ページをお開きください。

款の17県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節区分3の農業振興費補助金のうち強い農業づくり交付金の2億6,712万5,000円は、JAのニンジン選果場施設整備に係る補助金であります。

21ページをお願いします。

下段の款の20繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金は、土地取得特別会計からの繰入金を531万円減額していますが、これは売払金が減ったため減額するものでございます。

22ページをお願いします。

22ページの下段は款の20の諸収入でございますが、説明欄のとおり計上しているところであります。

それから、下のページ、23ページから24ページにかけましては款の23の町債の分でございますが、先ほど地方債の補正で説明しておりますので、これは省略させていただきます。

以上で歳入を終わらせていただきまして、25ページをお開きいただきまして、これからは歳出になります。

歳出も増減が多々ございますが、大きいものを中心に説明させていただきます。

なお、人件費にかかります給料等につきましては詳細は52ページ以降の補正予算給与費明細書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、27ページをお願いいたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費は経済対策で前倒しで実施する予定であります（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業の監理委託料や建設工事費などを盛り込んでいるところでございます。

それから、少し飛びますが、33ページをお開きいただき、民生費に移りますけど、項の2児童福祉費、目の4保育園費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で私立分の保育所運営費負担金655万4,000円などを計上しているところであります。

次の34ページをお開きください。

下段の款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費は、菊池環境保全組合負担金が2,621万円減額となっておりますので、その分の減でございます。

36ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で、強い農業づくり交付金を2億6,712万5,000円計上しております。これは熊本県の緊急経済対策でJA菊池が実施しますニンジン選果施設整備に係る補助金でありまして、財源は県の補助金であります。

下の37ページを御覧いただき、目の8土地改良費は緊急経済対策により実施する事業を盛り込んでおります。

まず、新町井手の整備費の委託料や工事費を計上しまして、節区分19の負担金、補助及び交付金で順番に申しますと県営上井手んがい排水事業負担金を578万9,000円、それから県営下井手かんがい排水事業負担金を765万5,000円、それから馬場楠井手地区県営ため池等整備事業負担金を932万3,000円。

38ページをお開きいただき、団体営農業水利施設保全合理化事業負担金を991万2,000円、それから団体営農業基盤整備促進事業負担金を315万円計上しているところであります。

次に、目の15農業集落排水事業費は農業集落排水事業に係る下水道事業会計への繰出金で562万円を減額しているものであります。

40ページをお願いします。

土木費になります。

下段の項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、節区分13の委託料を1,558万円計上しておりますが、これは経済対策であります道路路面性状調査業務の委託料であります。

また、目の3道路新設改良費では、節区分15の工事請負費を7,215万円計上しておりますが、内容は経済対策であります杉並台団地3号線、新山1号線、八久保1号線の道路改良であります。

下の41ページを御覧いただき、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は調整のため3,135万2,000円を減額し、目の3公共下水道費は下水道事業会計繰出金を3,172万3,000円減額しているものであります。

それから、目の4公園管理費では、そのままのページでございますが、ひかりの森公園遊具等整備費を節区分15の工事請負費に2,000万円計上しております。これも緊急経済対策の分でございます。

次の42ページをお開きください。

下段の項の4住宅費、目の2公営住宅建設事業費は光団地の建設工事費を2,434万円減額しております。

下の43ページで、これは消防費になりますけども、目の3消防施設費は防火水槽設置工事費を1,100万円減額しているところであります。

45ページ、お願いします。

款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費は、経済対策により前倒しで実施します菊陽中部小学校改築工事費で、節区分15の工事請負費を2億2,091万円計上しております。内容は、校舎、調理場、プール、屋体、屋内体育館などの整備であります。

次の46ページをお開きいただき、項の3中学校費、目の5学校建設費は、国の予備費と緊急経済対策により前倒しで実施することとしております菊陽中学校増築改修事業で、節区分15の工事費を3億266万6,000円計上しております。

また、武蔵ヶ丘中学校の空調設備整備事業の工事費を7,856万7,000円計上しているところがございます。

下の47ページが一番下を見ていただきますと、先ほど議案第11号のコミュニティーセンターの条例改正案の中で審議されましたが、また質問ございましたが、こちらはコミュニティーセンターの研修室の照明の工事費を16万3,000円計上しているところがございます。

49ページをお願いいたします。

次は、款の11の災害復旧費で節区分15の工事請負費を5,126万円減額しているものでございます。これは24年度に予定していました曲手地区の災害復旧費が平成25年度にずれ込むということになったため減額するものでございます。

それから、51ページをお願いいたします。

最後は、款の10の予備費であります。予備費は5,515万5,000円増額し、計を1億2,691万9,000円としておりますが、予備費はこれまで豪雨災害に係る費用など約3,700万円を充当しておりますので、現時点における残は3,450万円という状況であります。今回の補正分を合わせますと約9,000万円予備費が確保できるという状況になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第15号の24年度菊陽町一般会計補正予算について質問をさせていただきます。

第1は、ページ、7ページの継続費の補正で変更で教育費、小学校費で中部小学校改築事業、補正前が42億5,950万円が36億7,557万9,000円ということで補正、約6億円減少していますが、入札残というふうにも聞いているんですけども、かなりやはり全体の額が大きいのでどういう内容が一番影響しているのかについてお尋ねをします。

それから、継続、経済対策の継続明許費で補正もされているし、ひかりの森公園の遊具等設置事業で2,000万円の工事をということですけども、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、今回の補正はかなり緊急経済対策ということで13億円というのがある、かなり膨大になっているんですが、これに伴ういろいろな建設事業や、それに伴う事務量がかなり煩雑になるのではないかと考えるんですが、そういうところはどんなふうに対応が可能なのかっていったら対応は可能なんだろうけど、今の人員でどういうふうに工夫されていくのか、ちょっと心配するところがありますけれども、その辺はどういう対応をされるのか、3点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。



○学務課長（松本洋昭君） ただいま中部小学校の継続費の減額について御説明したいと思えます。

主な要因という形でのお尋ねでございましたので、そちらの方でお話をしたいと思います。今回の5億8,392万1,000円の減額につきまして一番大きいものとしましては建築本体工事の建築、電気、機械設備ですね。この3工事でございます、これの設計額で予算を立ててまいります。そういう中で設計額がその3本合わせまして31億4,000万円ほどでございました。これが実際工事入札を実施しまして、請負残ということで残った部分がこれだけでも4億6,000万円という部分で不用額が出てきたという部分でございます。それから、今現在はもう先日の運動場工事、それからその前の擁壁工事ですね。ここがまた3億円なり4億円なりという形で工事を発注しております。このあたりも含めましてございほかに工事の方を発注しておりますが、このあたりの請負残が集まりまして今現在5億8,392万1,000円までは落とすことが可能であったということで御了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 御質問のあった緊急経済対策ひかりの森公園遊具等設置事業についてお答えいたします。

平成23年3月に光の森7町内よりひかりの森公園内の遊具設置要望を受けておりまして、子育て世代が多く流入しているこの地区に子育て環境の充実を図るために親が子どもを安心して遊ばせることができるように大型遊具やあずまやを整備するものであります。事業費は2,000万円でございます、事業の内容は複合の遊具の設置が1基、それからあずまやを1基設置する予定でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 先ほどの緊急経済対策関係につきましては、補正予算、地方債だけでも6億円で、事業費だけでもかなりの量になっておりますし、特に学務課、それから総合政策課、多課に、複数課に及ぶ量の業務が今回3月の補正を組んで以降25年に向かう中で町長の施政方針等の中で15か月予算とかということも話もありましたように、年度をまたがる形で進んでいく事業になります。そのために25年で予定しておったものを少し前倒しで事務を始めていくということで当然24年度の年度末ということでもありますし、職員の負担が大きくなる部分はやむを得ないと思っている部分がございますけども、時間外対応も含んで国の施策に菊陽町の方も適切に対応すべく頑張っていくしかないというふうに思っておりますし、そのことによって菊陽町の経済の活性化等も、あるいは事業の進捗も進んでいくものというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大幅な補正ですけれども、次のように理解してよろこびますかね。国の緊急財政対策のそのお金を前倒しで24年度予算に入れたと。ですから、当然これ繰越明許費が増えますよね。そういう関係になるというふうに理解をしてよろこびますかね。

そして、そのこれは先の話になりますが、昨日自主財源と依存財源の数字が出てまいりましたが、昨日の段階では56対44ぐらいの24年度決算の数字でしたが、これさらにちょっとやっばり変わると。言うならば依存財源の方が増える、決して悪いことじゃないんですけどもそういうふうに理解してよろこびますか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われましたように今回の大型補正になっておりますけども、この25年度に予定しておった分あたり、事業の方の進めぐあい心配される点もあったかと思っておりますけども、この中には既に大体設計等も終わって発注できるような準備できとるものもありますし、15か月予算ということでこの早目に取り組むということは今回決まればできるということになります。そして、もう内示もあっておる分もありますので、先に進めることでできるだけこの事務の不足しないように考えているところでありますけども、それともう一つ、この24年度の決算の中で自主財源、依存財源の割合については当然今言われましたように変わりますが、非常に町としましては有利な今回の国の大型補正でありますので、そういった面最大限に活用してできるだけ結果的には町の財政負担がかからないようところで取り組むところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第16号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、議案第16号平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2

号) についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第16号の平成24年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

内容につきましては主なものについて説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページをお願ひいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出それぞれ1,489万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,755万6,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

まず、第1表の歳入歳出補正の歳入ですが、款の1財産収入を523万8,000円減額し、計を4億9,489万5,000円とし、款の2繰入金を965万9,000円減額し、計を3億7,266万1,000円とするもので、歳入合計は補正額としまして1,489万7,000円を減額し、総額は8億6,755万6,000円となります。

下のページ、3ページを御覧いただき、次は歳出になります。

款の1土地開発基金積立金を7万2,000円増額し、計を20万5,000円とし、款の2諸支出金を1,496万9,000円減額し、計を4億5,262万6,000円とし、歳出合計は補正額としまして1,489万7,000円を減額し、総額は8億6,755万6,000円となります。

5ページをお開きください。

5ページ以降は補正予算に関する説明書ですが、8ページをまたお願ひしたいと思います。

まず、2の歳入でございますが、款の1の財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は土地開発基金の利子7万2,000円であります。

項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設用地の一般会計への売払金を531万円減額するものであります。

款の2繰入金、項の2基金繰入金、目の1土地開発基金繰入金は、鼻ぐり井手公園拡張整備事業に係る用地取得費が予定より低くなったため、土地開発基金を965万9,000円減額するものであります。

下の9ページを御覧いただき、次は歳出になります。

款の1土地開発基金積立金、項の1土地開発基金積立金7万2,000円は、歳入で説明しました基金の利子を積み立てるものであります。

10ページをお開きください。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は965万9,000円を減額するものですが、内容は鼻ぐり井手公園拡張整備事業に係る土地売払い費と補償費の減額であります。

それから、項の2繰出金、目の1繰出金は、歳入で説明しました（仮称）菊陽町光の森複合施設建設用地の売払い金が531万円減ったため、これに合わせまして一般会計に戻し入れする

ための繰出金を531万円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第17号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、議案第17号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第17号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の第1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,002万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億479万3,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、歳入では共同事業交付金を減額し、歳出では保険給付費の増額と共同事業拠出金の減額を行うものです。

8ページを御覧ください。

歳入について御説明を申し上げます。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金を1,216万7,000円増額し、目の2高額医療費共同事業負担金を223万1,000円の減額を行うものです。

項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は、特別調整交付金400万円の減額を行うものです。

9ページを御覧ください。

款の8 県支出金、項の1 県負担金、目の1 高額医療費共同事業負担金は223万1,000円の減額を行うものです。

款の10 共同事業交付金、項の1 共同事業交付金、目の1 高額医療費共同事業交付金は1,613万6,000円の増額、目の2 保険財政共同安定化事業交付金は7,363万2,000円の減額を行うものです。

10ページを御覧ください。

款の13 繰入金、項の1 他会計繰入金、目の1 一般会計繰入金は441万2,000円の増額を行うものです。

款の15 諸収入、項の4 雑入、目の5 一般被保険者第三者納付金は859万3,000円の増額を行うものです。

12ページを御覧ください。

歳出について御説明を申し上げます。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費は2,750万円を増額いたしております。

13ページを御覧ください。

項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費は450万円を増額いたしております。

款の3 後期高齢者支援金等、項の1 後期高齢者支援金等、目の1 後期高齢者支援金は財源の入替えであります。

15ページを御覧ください。

款の7 共同事業拠出金、項の1 共同事業拠出金、目の1 高額医療費拠出金は928万1,000円を減額し、目の2 保険財政共同安定化事業拠出金は5,081万2,000円の減額を行うものです。

款の8 保健事業費、項の1 特定健康診査等事業費、目の1 特定健康診査等事業費は、特定健診受診勧奨事業業務委託の中止により400万円の減額を行うものです。

款の12 予備費、項の1 予備費、目の1 予備費は807万1,000円の減額をして、予算の調製を行っております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第18号 平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、議案第18号平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第18号平成24年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず最初に、今回補正予算の編成をいたしました理由について申し上げますと、理由は3点ほどございます。

まず1点目は、収益的収入及び支出予算、いわゆる営業収支予算につきまして主に使用料収入の増収見込みによります一般会計繰入金の減額がございます。

2点目は、同じく営業収支予算において営業外収益の雑収益として熊本北部流域下水道からの返還金の受入れを行っております。

そして3点目は、資本的収入及び支出予算、いわゆる建設改良収支予算において下水道工事請負残分の減額や熊本北部流域下水道建設負担金の減額によりまして建設改良費は減額となりましたが、熊本北部流域下水道から受け入れました返還金を菊陽町下水道事業運営基金へ積み立てますことで資本的支出予定額が増額となるものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

1ページから4ページまでが御承認いただきます補正予算の全容であります。特に説明が必要な部分を申し上げます。

詳細につきましては、この後、実施計画書で御説明いたします。

2ページの上の部分を御覧ください。

第3条で、資本的収入及び支出予算における不足額の補填について説明を行っております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を5億8,640万3,000円に改め、これを補填するための利益剰余金処分数額を当年度利益剰余金処分数額1億5,142万4,000円に改め、さらに消費税等資本的収支調整額を1,015万4,000円としております。これらの補填財源につきましては、おおむね現金の裏づけがあるものでございますが、特に今回の補正予算におきましては営業外収益として熊本北部流域下水道より1億2,261万5,000円の内部留保返還金を受け入れておりまして、当年度利益剰余金処分数額が大きな金額となっております。

この返還金については先日も申し上げましたけれども、今回詳しく申し上げますと、熊本北部流域下水道に対しましては施設の供用開始から現在まで関係市町から施設維持のための維持

管理負担金が支払われております。近年、関係市町におきましては汚水処理人口が増加し、企業等の大口の排水事業者も増加しましたことから、流域下水道に対する負担金も増加してまいりました。一方で、流域下水道においては指定管理者制度が導入されまして、施設管理業務が民間企業に委託され、薬剤等の調達費や人件費等の維持管理コストを大幅に縮減することができました。そのことから、関係市町から支払われました負担金の一部が熊本県に内部留保されることとなり、このたび熊本県におきまして適正規模の内部留保金の策定が行われ、今後必要とされる留保資金を除きました総額5億円が熊本市、合志市、そして菊陽町へそれぞれ負担金納入案分比により返還されることとなったものであります。この返還につきましては、この後利益剰余金の処分の項目で建設改良積立金として処分し、下水道事業運営基金に積み立てることとしております。

それでは次に、3ページの方をお願いいたします。

3ページの第4条であります。企業債の発行総額を計上いたしております。

まず、流域下水道事業分、これは流域下水道の建設負担金でございます。それと、流域関連公共下水道事業分、これは町施行の下水道建設事業でございますが、これらについて減額を行い、限度額を3億2,550万円としております。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費については職員手当等の増額により補正予定額40万3,000円の増額でございます。

第6条の他会計からの補助金につきましては、3億4,396万円に改めておりますが、これは使用料の増収によります営業外収益の一般会計繰入金の減額が大きいため、全体としては減額ということになるものです。

次に、4ページの第7条、利益剰余金の処分でございますが、当年度利益剰余金のうち1億5,142万4,000円について、そして2,880万9,000円を減債積立金に、1億2,261万5,000円を建設改良積立金で処分し、減債積立金は企業債の元金の償還に、建設改良積立金は下水道事業運営基金に積み立てて、自然災害時等の施設復旧費など緊急支出財源として活用していくものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

補正予算の地方債説明資料でございます。

主なものを御説明いたします。

まず、款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料2,138万2,000円の増額は、主に企業等の排水料の増加による増収見込みによるものでございます。

項の2営業外収益、目の2他会計補助金、一般会計繰入金の2,289万7,000円の減額は、営業収益における使用料増収見込みによるものでございます。

次に、目の5雑収益1億2,261万5,000円の増額は、熊本北部流域下水道内部留保返還金でございます。

以上、収入合計は、1億2,079万7,000円を増額し、12億8,385万4,000円とするものです。

次に、7ページ、款の2事業費用について、項の1営業費用、目の2ポンプ場費217万8,000円の減額は工事入札請負残、項の2営業外費用、目の5雑支出36万円の増額は使用料の不納欠損処分額でございます。不納欠損の内容は転居先不明者や生活困窮により5年間、その支払いが行われなかった債権につきまして地方税法第18条第1項の消滅事項により使用料の徴収を停止するものでございます。

以上、支出合計は145万8,000円を減額し、11億2,733万6,000円とするものです。

続いて、8ページをお願いいたします。

款の3資本的収入につきましては、項の1企業債、目の1企業債2,330万円の減額は北部流域下水道建設負担の減額によるものと公共下水道事業費の減額により企業債の減額でございます。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金1,371万9,000円の減額は污水改築更新分の事業費減額に伴うものでございます。

以上、収入合計は補正予定額3,467万5,000円を減額し、6億2,239万6,000円とするものです。

次に9ページ、款の4資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、補正予定額3,467万5,000円の減額は、主に委託料や工事請負費における入札請負残分の減額によるものでございます。

次に、項の3投資、目の1投資、補正予定額1億2,261万5,000円の増額は、熊本北部流域下水道内部留保返還金を下水道事業運営基金へ積立てを行うものでございます。

以上、支出合計は、補正予定額8,794万円を増額し、12億879万9,000円とするものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

資金計画書であります。下水道事業の資金調達方針を示しております。

まず、受入資金では主に使用料の増収による他会計補助金の減額、建設事業費の減額による企業債の減額などがございまして、受入資金は20億7,356万3,000円で、1,234万5,000円の減額を見込んでおります。

次に、11ページ、支払資金では、特に3の建設改良費では24年度の未払いや、25年度への繰越金が見込まれますことから、補正後予定額は5億875万5,000円で、2億4,081万2,000円の減額としております。

また、5の合志市使用料の預かり金返納を、こちらは合志市の要望によりまして25年4月に行います。よって、1,415万円の減額でございます。

また、7の基金積立てでは1億2,261万5,000円の増額であります。

以上のことから、支払資金は18億7,719万9,000円で、受入資金、支払資金差引1億9,636万4,000円の黒字を予定しているところでございます。

それでは続きまして、14、15ページをお願いいたします。



こちらは平成25年3月31日、いわゆる24年度末での予定貸借対照表について御説明をいたします。

簡潔に申し上げますと、まず14ページの資産の部、1の固定資産でございますが、(1)の有形固定資産につきましては、ハの構築物と(2)の無形固定資産、イの施設利用権につきまして減額補正により有形、無形の固定資産の価格が減少することとなりました。

しかし、(3)の投資につきましては、北部流域下水道内部留保返還金を下水道運営基金に積み立てますので、固定資産合計額は252億9,544万6,895円となります。

次に、2の流動資産、イの預金につきましては、先ほどの資金計画書の黒字予定額1億9,636万4,322円を計上いたしております。

次に、未収金につきましては、使用料等の営業未収金やその他未収金をそれぞれ見込みまして、流動資産合計を2億9,768万3,750円とし、資産合計は255億9,313万645円となります。

続いて、15ページ、負債の部につきましては、4の流動負債につきまして、まず営業未払金は3月まで履行期間のあります維持管理業務委託料など、営業外未払金につきましては償還金利子分や24年度決算に基づきます消費税の納税額、そしてその他未払金は4月に支払います24年度完成の工事請負費等でございます。

これらの合計が1億5,792万6,194円でございます、合志市に支払います預かり金2,829万9,000円を含めまして負債合計は3億3,680万4,283円となります。

次に、資本の部については、5の資本金、(2)借入資本金、イの企業債残高は今回の補正予算による事業費の減額等により93億7,310万2,005円が見込まれます。

次に、6の剰余金、(1)資本剰余金につきましては、国庫補助金に減額がございましたが、受贈財産評価額について今回武蔵ヶ丘北2丁目のにじの森開発物件、現在売り出しが行われておりますが、こちらの下水道施設を受贈いたしましたので、資本剰余金合計は139億5,302万5,585円となります。

また、(2)利益剰余金、ニの当年度未処分利益剰余金は24年度の予定損益計算において北部流域下水道内部留保返還金が営業外収益として大きく影響し、1億5,740万4,224円を見込んでおります。

以上、資本合計が252億5,632万6,362円となり、そして負債と資本の合計は255億9,313万645円となるものでございます。

最後に、14ページの下注記部分を説明いたします。

この注記は、平成24年度の当初予算書内の開始貸借対照表上の営業外未払金と、その他未払金の計上において、まず消費税につきましては確定申告後の実際の納税額との差であります16万9,600円を、そして4月2日に支払われました企業債元金償還額について、開始貸借対照表の未払金に計上することが結果として必要でなかったことから7,031万9,268円を、このバランスシートの15ページ、資本の部のイの固有資本金に含めることで調整を図ったものでございます。このような注記は企業会計原則に基づいて行うもので、財務諸表の信憑性を高め、財務

諸表利用者に対して誤った経営実態情報を与えないために行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時24分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成25年3月13日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成25年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成25年3月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書 記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |        |       |
|----------------|-------|--------|-------|
| 町 長            | 後藤三雄君 | 副 町 長  | 中富恭男君 |
| 教育委員長          | 曾我惟雄君 | 教 育 長  | 赤峰洋次君 |
| 教育次長           | 鶴田義晃君 | 総務部長   | 松本東亜君 |
| 福祉生活部長         | 阪本修一君 | 産業建設部長 | 坂本恭一君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 | 総務課長   | 實取初雄君 |
| 総合政策課長         | 吉野邦宏君 | 財政課長   | 阪本浩徳君 |
| 税務課長           | 阪本章三君 | 福祉課長   | 宮本義雄君 |
| 健康・保険課長        | 佐藤清孝君 | 介護保険課長 | 渡邊幸伸君 |
| 環境生活課長         | 大山陽祐君 | 町民課長   | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長        | 堀川正信君 | 農政課長   | 志垣敏夫君 |
| 建設課長           | 松村孝雄君 | 都市計画課長 | 小野秀幸君 |
| 下水道課長          | 今村敬士君 | 商工振興課長 | 吉川義則君 |
| 総務課庶務<br>法制係長  | 中島秀樹君 | 教育審議員  | 矢野陽子君 |

図書館長 堀 行 徳 君  
生涯学習課長 服 部 誠 也 君

学務課長 松 本 洋 昭 君  
農業委員会事務局長 荒 木 一 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） おはようございます。議席番号8番甲斐榮治、一般質問を行います。

本日は早朝からお見かけしたところ、区長会の皆さん、それから前区長あるいは区長会のOBの皆さん、たくさんおいでのようで。地域の要求に根差していろいろ問題を発想すれば、こういうふうに関心を持っていただけるのかなというふうに改めて感慨を催しております。同時に大変プレッシャーを感じております。

昨日、おとついですが、東日本大震災のちょうど2年目がめぐってまいりましたが、2万人を超える命があつという間に瞬時のうちにさらわれて帰ってまいりません。いまだ数千人が行方不明という状況で、決してこの災害は終わっていないという感を改めて強くいたしました。離れていて何もできませんけれども、今度の3月17日には議会も細々ながら募金をしまして、そして金を集めるだけではなくて、震災はまだ終わっていないということを皆さんにもアピールをしたいというふうに考えております。若手の議員の発想です。やはり議会もある程度若くないとこういう行動的なことは出てまいりません。そういう思いでおります。

さて、今議会が一番主な任務は、新年度、平成25年度の予算を定めることとあります。この大切な議会における一般質問の一番やりになりました。先人を切る名誉にあやかっております。傍聴者の方もたくさんいらっしゃっておりますので、こういう機会に、議員の皆さんに成りかわって、ちょっと議会が今取り組んでいることをまず御紹介をして、あわせてその中で本日の質問を位置づけていきたいというふうに思います。

現在の議会の構成が成立してやがて2年になります。私たちは議会活性化特別委員会を発足させまして、さまざまな取組をしてまいりました。ほかの自治体の議会では改革という言葉が使われておりますが、私たちは議会本来の姿を合い言葉に、そのあるべき姿を模索してまいりました。議会改革というふうに大上段に振りかぶらずに、手近なやれることから始めて、最終的にはそれらを議会の基本を定める条例に盛り込むというやり方をとっております。これまでに以下のことを取り組んでおります。簡単に申し上げます。

一般質問で一問一答制を採用しました。質問回数1項目につき3回という制限を撤廃しております。ですから、60分以内であれば十分に議論をすることができます。

2番目に、行政の方に反問権を認めております。

それから3番目、議会全体あるいは常任委員会で、町内の各種団体との意見交換を進めております。

4番目、各常任委員会を原則公開としております。どうぞ、各常任委員会は皆さんに一番身近な問題を討議する場です。傍聴においでいただきたいと思います。

それから、議会の広報紙、議会だよりで議案ごとの各議員の賛否を掲載するようにしました。それから、賛成討論、反対討論も議員名をちゃんと付して、議員の動きが有権者に分かるように配慮をいたしました。

それから、研修の目的を明確にしております。物見遊山的な研修を廃していくということです。報告を義務づけて、研修の成果を町政に反映させるようにいたしております。

それから7番目に、町議会議員の政治倫理条例を作成して、議員の政治倫理の基準を明確にしております。

8番目、月に1回は議会の活性化特別委員会を開いてきました。また、月に1回は全員協議会を開いて、当面する課題についていろいろ議論を深めております。

以上、8項目ほどが現在もう既に取り組んでいるところです。

それから、これからは議員定数、それから報酬、政務活動費、費用弁償等について議論を深めていきたいと思っております。有権者の目が一番厳しく注がれる部分で、議会の本質と存在意義にかかわる、そういう問題であるかと思えます。議会内で議論するだけではなくて、有権者に問題を明らかにして、その御意見もお聞きしながら、結論を議会基本条例に盛り込むという予定で動いております。

取組を一言で言うならば、町民に開かれた議会ということであります。有権者に議会の姿が見えぬでは話にはなりません。議会が自ら有権者に働きかけ、情報と問題、課題を共有してこそ、民主主義はかけ声だけではなくて中身を伴ったものになると存じます。議会基本条例の制定は、そのこと自体が目的ではなくて、地域民主主義をいかに定着させるか、そのための一手段であると言ってよいかと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐議員に申し上げます。質問に移ってください。

○8番（甲斐榮治君） すぐ移ります。

実は、本日私が一般質問に取り上げた問題も、2月18日の区長会との意見交換会に提出された問題であります。請願としても出されることとなって、総務常任委員会に付託をされました。今日は議会本会議という公の場で問題の皮切りをし、行政、議会、有権者の共通の課題としてともに考え、問題点を浮き彫りにし、解決へ導く糸口になればという思いでここに立っております。本日足りなかった議論は総務常任委員会に譲ります。どうぞそちらの方にも多数傍聴にお出かけください。お願いをしまして、あとは議席から質問に移ります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 資料の方に少し誤字がありますので、まずその訂正からさせていただきます。

す。

私の一般質問の要項のところに、「地域公民館」というふうにしてありますが、正確にはこれは「地区公民館」、「区」ですので、全てそういうふうに訂正をいただきたいと思います。それから、大きな2番目の④「街灯の電気量」、「量」になっておりますが、これは「料金」です。料金の間違いですので、訂正をお願いいたします。

それでは、1番目の質問に移ります。

まず、この請願にある事項は補助金を増やせないかという非常にストレートな問題でありますけれども、それについては、公民館の位置づけとか、町長がどうその辺を考えてらっしゃるかとか、そういったことがまず前提として大事になると思いますので、その辺から始めたいと思います。

①地区公民館についての基本的考え方と町政におけるその位置づけを示していただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 町長にという御質問でありましたけれども、事務的なものも含んでおりますので、総務課長の私の方から答弁させていただきます。

地区公民館、今訂正がありまして、地域公民館と地区公民館の部分がございまして、答弁の中で誤って地域公民館として申し上げる場合もあろうかと思っておりますけれども、御了承ください。

地区公民館についての基本的な考え方と町政におけるその位置づけであります。第5期菊陽町総合計画基本構想の中で、地域住民のコミュニティー活動の中心となる公民館活動を支援していくこととしております。地域コミュニティー活動とは、区や自治会などの範囲の住民の皆さんが自主的に参加し、その総意と協力、住民同士の連携と親睦の中できずなを深め、福祉、健康推進、生活環境の保全、地域を美しくする運動、文化、スポーツ、交流、防犯、防災、交通安全などを通して、住みよい地域社会をつくっていくための活動であり、その活動拠点の一つとして地区公民館があります。

また、本年4月1日から施行します菊陽町町民参画協働推進条例の中でも地域コミュニティーの役割について定め、地域コミュニティー活動を推進することとしており、住みよいまちづくりを進めるために、地域コミュニティー活動は重要な位置づけとされているところであります。

ここで、社会教育法に基づき、町が設置している中央公民館があります。中央公民館では、地域公民館連絡協議会を組織し、町内にある地区公民館相互の連絡調整、地区公民館活動の支援、社会教育研修会等の開催による指導力の向上、地域活動推進モデル事業の実施と公民館大会での発表などを通して、社会教育を推進しているところであります。

地区公民館は社会教育法に基づくものではなく、区または自治会において、先ほど申し上げました地域コミュニティー活動、それから地域住民にとっていつでも学べる生涯学習の場所を確保するために、地域住民のよりどころとして地区公民館を設置されています。



次に、町では地域コミュニティー活動の拠点の一つとして、小学校区ごとの町民センター等を整備してきました。そこでは、PTAや学校活動などとも連携しながら、体育協会や青少年健全育成協議会、婦人会や老人会などの活動のほか、いろいろな形で住民の交流があり、小学校区内の行政区の連携による活動も展開されてきております。すなわち、地区公民館と町が小学校区ごとに配置している町民センター等との連携により、その範囲を中心としてコミュニティー活動が展開されているということであります。

なお、これらのコミュニティー活動または地区公民館活動は、それぞれの地域特性を踏まえた内容で進められています。そこで、町といたしましては、地域コミュニティー活動の重要性を認識しますとともに地域の個性や自主性を重んじながら、町が持っている情報の提供など、今後も支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 以後、答えは、私もちょっと長たらしく言いましたが、簡潔にお願いしたいと思っております。

要約しますと、地域の活動の拠点の一つ、大事な拠点であるということです。そしてさらに、町長の施政方針にある第4の柱「みんなで協働して支えるまち」、それから今度つくられました新設条例の町民参画協働条例の視点からも大変大切な位置づけをしておるといふふうに理解してよろございますが、これは町長、簡単でよろございますからお答えを。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われたとおり、そういう地区の活動の拠点として位置づけておりますし、今度の町民参画条例の中でも同じような考えでつくったものであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 2番目に移ります。

地区公民館の現状とその問題点をどう認識しているか。また、解決すべき課題は何か。これも、やれば非常に時間のかかる問題かと思っておりますので、できれば箇条的に、簡潔にお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今、質問の中でおっしゃったとおり、課題としてあるのか、問題点とか、それから地域特性の中でいろいろな事情の中でとか、いろいろもろもろあるかと思えます。質問にもありましたように、それら全てを一つ一つ地域ごとというふうなことで、なかなか説明できないものもございまして、代表的な例も踏まえながら幾つか紹介したいと思います。

1つ目は、せんだって、町中央公民館と地域公民館連絡協議会において、2月17日に公民館大会が開催されましたが、その中で地域活動推進モデル事業に取り組まれている地域3か所からの発表がありました。それぞれの地域の特色ある活動があり、年間を通じた地域住民の交流

や親睦の中で、生き生きとした住民の皆さんの姿を紹介いただいたようです。町ではそういった発表の機会などを設けながら、それぞれの地域の特色に応じた活動が展開されることを期待するものであります。

ところで、1点目、行政区が62ある中で、現在地域公民館のないところが8行政区ありますし、現在利用されている地区公民館の中にも建築後相当年数が経過し老朽化したり、また自治会が膨らみ手狭になってきているというお話も聞きます。

また、地域公民館活動は、それぞれの地域特性に応じた地域住民の総意や自主的、自発的な活動になりますが、活動を進める際のリーダーがおられないというお話も聞くところであります。

そこで、まずハード面で課題のある地域におかれましては、住民の皆さんが地域コミュニティー活動を行われるに当たって、地区公民館だけでなく町の町民センターなどの施設を有効にかつ有機的にうまく利用いただきたいと思っておりますし、町といたしましては強く支援していきたいと考えているところでございます。

また、ソフト面につきましては、中央公民館、生涯学習課、各町民センター、町の関係各課により、課題となっている地域の事情をお聞きしながら支援したいと思えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 設問の仕方がちょっと大ざっぱにしてありましたので、答えにくかったかと思いますが、以下ちょっと具体的なことを申し上げますので、それについて見解をお聞かせいただきたい。

なお、あらかじめ示しておりませんでしたので答えづらいものもあるかもしれませんが、先ほど申しあげましたように、本質問の趣旨は、ここで問題点、課題点を明らかにして今後の討論につながるという観点でございますので、どうぞその辺でお答えをいただきたいと思えます。

6点ありますが、これは地域から上がってきた問題として6点続けて申し上げますので、できればメモしていただいて、これもできれば町長から簡単に結構ですから見解を伺いたいと思えます。

1番目、昭和50年代建設の集会所は人口世帯増の中で手狭になっておる、総会、敬老会、ふれあいサロン、子ども会行事などに対応できない現状にあると、こういう認識です。

それから2番目、地区住民の家屋のほとんどが耐震基準を満たしておらず、近くに緊急一時避難できる安全な施設がない。それにかわる公民館が欲しいという意味だと思います。

それから、災害時に要援護者避難誘導の指定場所がありますが、現状では遠過ぎると。地区によって違うところがあるかもしれませんが、概して遠過ぎる。

それから、持ち家以外の居住者に自治会の非会員が増えて、つまりこれは集合住宅等の住民だろうと思えますが、地区活動への資金提供、公民館の建設資金とか、その資金提供の要請が困難になってきている実情にあると。

それからもう一点、これはちょっともうすぐにはどうにもならない問題があるかもしれませんが、地区の公民館ができてきた過程で、その団地なりをつくったときの工事事務所あたりを改造して公民館として使用してきたという経過の中で、登記も何もされておらんと、宙ぶらりんでどこが管理責任を持つか分からん、そういうものがあると。その辺はどういうふうに考えられるか、今後です。

それから、人口が増加すると同時に、これはもう町長の施政方針の中にも明確に書いてございますが、住民の要求が多様化していると。大体新興住宅地あるいは新興住宅と在来の住宅の混在地です、そういうところだと思いますが、要求が多様化している、それに対応し切れていないと、今の地区公民館の状況がです。そういう声が地区から上がってきております。これについて、できれば町長、簡単に結構ですので見解をお聞かせいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 50年代に建てたところが手狭になっておるといことでありますけども、老朽化もあるかと思っておりますけども、それはそれぞれ人が増えておる地域については確かに手狭であるということは認識をしております。

それから、耐震基準にそれぞれの住宅が対応できていないから、そういう場合の避難箇所としては狭過ぎるというようなことかと思っておりますけども、そういうところもありますけども、一方では、この災害時の要援護者等の施設については町の方でこの場所を設定しまして、さらには関係する福祉施設、医療機関等のところと協定を結んだ、そういう準備もしているところがあります。

それから、いわゆる借家、アパート関係のあたりの加入世帯、区離れというか、加入されないようなところの分の町内会、あるいは区費の分があるということでもありますけど、この件については、これはもう区長会の方もいろいろ課題の中で情報提起をされとるかと思っておりますけども、いろいろ気になって、年度末総会後に各区の決算状況が出ておりますけども、それを見てもみますと、全部じゃないかもしれませんが、アパートのところにつきましてもそのアパート関係の分で町内会費はかなり入っとるなということもあります。そういうところについては、区の中で、地域の中ですので、ぜひ自分たちの中でそういう加入促進というを図っていただきたいというのが本音であります。その中で生活が始まるとるわけでありまして、そういう自治会あたりに入っていないと、例えばごみ出しのルール等も分からないというようなところは、やはりその地域の中でぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それから、開発されたときの事務所をそのまま公民館に使われとるということでもあります。そういうものについては、そういうためにこの公民館の建設の補助金制度もつくったわけがありますし、手狭のところについては増改築関係の方も見直しをやりながら、もともと増改築100万円であったところを200万円まで引き上げたり、下水道を引かれる場合はそういった面での補助制度もつくっておるようなところでもあります。

それと、人口増加の関係で住民の要求が非常に多様化しておるといのは、言われるとおりの

でありまして、それぞれのこの町全体でいいましても都市化している部分と農村部がありますけれども、そういうところもありますし、地区の中でも混在地等がありまして、また全体的な中で要求等、複雑多様化しているというのは確かにそうであるかと思えます。そういう中でどう対応していくかというような中で、活動の拠点となるのがやはり公民館であるということでありまして、特に振興地の場合あたりは新しく自分の家を持って、この公民館の建設までの取組ができないというようなところがありますけれども、そういうこともありまして、本町で取り組んでおるのが公民館の建設用地、これも町の方で、これは一度に何か所はできませんけれども、土地を取得してそのうちの5分の1を10年間で町の方に使用料として払っていただければその後は無償貸し付けという形をとっているということでもあります。

そういうことで、いろいろできるだけ活動の拠点となる公民館のためのいろんな施策、直接そういう振興地の方から相談もあつてのところでありまして、そういうような対応をしております。認識と言いながら少し取り組んだことも言いましたが、まずはこの辺で一回終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大体、町長の認識も今上がってきましたことを手でなぞっていらっしゃるというふうに理解をいたしたいと思えます。

ただ、集合住宅等に入居した人の自治会への入会ですけれども、これはもちろん、町長は地域で努力をしてほしいということでしたが、それもそうかという気もいたしますが、なかなか現実には難しい側面があるかと思えます。あと、地域が何ができて、町が何ができてということはあるかと思えますが、この集合住宅等をいかに地域の自治会の中に振り向けていくかについては、また今後の検討の中で町ができることあるいは地域ができること、その辺を弁別をして協力してやっていけたらというふうに思えます。

今、最後の方で町長が新興住宅地の件あたりも申されましたので、これも本一般質問は特定の地域をやってはいけないとは思いますが、非常に町全体にも関係するような象徴的な光の森地域の実情がありますので、御存じかと思えますが、この辺についても見解をお聞きしたいと思います。

光の森の場合には、この菊陽町の人口増の一番大きな要因を形成しております。そういった意味で、一地区の問題ではなくて、人口動態それから経済の面でも非常に大きな町に、全体に関連する問題を含んでおると思えます。ここでの一つの大きな問題が地区公民館がないと。今回多目的施設が整備をされますけれども、それぞれの地域にはまだないと。しかも、先ほど町長が申されたように、ローンを抱えておって公民館の資金までは手が回らんという状況があるようです。

それで、問題は2点ほどあるかと思えますが、1つは今度多目的施設が完成をいたします、26年度に。そのときに、光の森地域が公民館が全然今皆無の状態の中で、できれば地域交流スペースを優先的に光の森の公民館ができるまでの間は使わせてもらうようなことはできないか

と、そういう要望が上がっておりますが、ただこれも多目的施設の使用規定が万人に納得できるようなものにならないといけないと思いますので、できればそういう意見も含み込むように、使用規定をつくる際に住民の意見を吸い上げる、そういう方策を講じていただけないかということが1点です。

それから、この地区で、ほかにも共通しますけども、町の方から公民館の用地50坪、それから70坪程度のものが確保されておりますが、これは後でまた触れますけれども、今後の地域の活動を思うときにこれではちょっと足りないという意見が上がっております。そのことも一つ認識をしていただきたいと。

2点目は、今光の森地区にしても、あの近辺の人口増の方たちにしても、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターあるいは西部町民センター、その辺を使ってらっしゃいますが、非常にスケジュールが込み合ってきて押し出される可能性もあるということを聞いております。ですから、それがいずれ光の森の多目的施設の方に吸収されていく、そういう見込みはあるかとは思いますが、出ておりますのが、日祝日に各小学校区域にある町のセンター的な施設を開放していただけないかと、そういう意見も出ておりますが、その辺について、ここで明快な答えは出ないと思いますが、今の見解をお聞かせいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 光の森、もう1町内から7町内までできとるかと思っておりますけれども、今議員が言われるとおりは新しくできたところで、地区の公民館ができていないのはもう言われるとおりであります。これまでも、武蔵ヶ丘団地周辺あるいは三里木周辺あたりで、この振興地の中で自分たちの公民館を持ってないということでの取組としては、10年ぐらいのスパンの中で積立金を積み立てながら、公民館の建設費の方も町内会費と別にあわせて、そういった建設費も積立てをされて取り組んできたところでもあります。その間、そういうないところの方々がいろんな会合をされる場合には、そういうためもあって三里木町民センターの中にも、ここは働く婦人の家がありますけれども、その中に地域センターというものはその地域の方々が使っていただくというようなところで整備したところでもあります。三里木あたりはそこでいろいろ使っておられましたけれども、現在は自分たちの地区公民館まで建てておられます。それから、西部町民センター、ここは勤労青少年ホームと児童館、それにこれも地域センターをつくって、地区公民館ができるまでの間の会合は、地域のことはそこで使っていただきたいということで整備したものであります。

今回の光の森の複合施設につきましても、光の森の方たちが使われるように、そういう地域センター的なところもありますし、多人数であれば小体育館的なものもそこに、これは今までの町民センターの中で一番規模的には大きな施設になりますけれども、そういうものも計画の中に入れてあります。そういうものを使っていただきながら、そして光の森につきましても、今町内会ができておりますけれども、その折に、町の方で将来当然地区の公民館が必要になるということで、用地の方は町の方で既に確保して建てられる場合の準備もいたしておるところであ

ります。

そういうことで、町としましては利用していただける、将来のことも見据えた上で、あそこの用地も早目に確保しとかなないと建ってしまっただけでは場所を確保できないってことで、早目に準備をしているところであります。

それと、2点目は何だったっけな。

(「使用規定」の声あり)

公民館用地が狭いということでもありますけども、これは本町の場合は大体基準をつくっておきまして、それよりも広く要る場合については取得時に、当然狭いところについては世帯数もかなり多い地区だと思えますけども、そういう場合は超えるものについては同時期取得して、地区の方で基準よりオーバーする部分についてはその地区で取得分を出していただくような、そういう内容だったかと思えますけども、詳細についてはまた総務課長の方から答えさせたいと思いますので。そういうような準備といいますか、取り組めるような経費の負担がどうかということがあるかと思えますけども、これも建物の場合につきましては、とにかく早く自分たちの公民館を建てたいけども自己資金がないと言われる場合に、以前はその地区の代表者の何名かが金融機関からいろいろ借金をされておったような形もありましたけども、現在は地縁団体を立ち上げていただきまして、そうすれば地区名、自治会名で金融機関から金が借りられるようになりますけども、金融機関の方としては、担保という形じゃないんですけども、それに見合う分を町の方の今持っております基金等の中から借りられた相当分をそこに預金することによって融資を受けられる、そういう制度も導入して、それを使って建てられたところもありますので、そういう面については、個別にいろんなそれぞれの地区で建設の方に向かっていかれる中では、町としてできるようなことにつきましては全面的に協力、支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) これは、むしろ事務的な段階かと思いますが、使用規定等について町民の意見を吸収できないかという、その補佐ができないか、それから日祝日の開放、これについてはどういう課題があるか、問題があるか、課長で結構です。

○議長(大塚 昇君) 総合政策課長。

○総合政策課長(吉野邦宏君) 複合施設の運営につきましては、26年の建設を目指しまして、今内容等についても十分庁内の方で検討しているところでございます、建設に当たりまして、検討委員会を設置しながら住民の皆さんの御意見をたくさん聞いてまいりました。その中では、やはり地域交流機能もたくさん出されておりますし、子育てあるいは健診等の機能も出されております。また、日曜日、祝日等の施設の開放についての御意見もたくさんいただいております。

そういった御意見を聞きながら、施設の機能につきましても、地域の会議が開催されるような機能も設けていきたいというふうにも考えておりますし、また土日の開放についても、その

ような方向で今検討をやりながら進めさせていただいております。今後も住民の皆様の意見は聞きながら、規定の方は整理したいなというふうには思っておるところです。

以上になります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ぜひその機会を設けていただきたいと希望して、次に移ります。

今、町長の話にありましたように、菊陽町で公民館をつくる際には500万円の融資があります。さらに、バリアフリーを加えれば600万円になりますが、さらに、私は十数年前にはなかったと思いますが、その後融資制度ができて1,200万円が限度でしたですか。その区で借りることができる、ただし町がそれに相当する金を銀行、郵便局等に、郵便局はなかったですか、担保として入れとくというふうな融資制度もあると。これは、もちろん近隣の市町村を調べてみても、菊陽町はいい助成制度を持っているということは百も承知で申し上げますが、先ほど地域の実情を申し上げましたが、地域の要望が出ておりますので、それをどうするかということで質問にかえたいと思います。

1点目が災害発生時の緊急一時避難場所、徒歩で行ける近距離、それから避難シェルターの役割を果たし一時最低限の生活のできる場所、そういったものとして公民館を位置づけたいと。

それから2番目に、屋内で子どもたちが活動でき、年寄りが軽スポーツができるような、そういう建物として公民館を考えたい。

それから、もちろん地区の公民館ですから、地区で管理運営をして、いつでも誰でも使える施設としたいと。こういったのを合わせていきますと、先ほど積立ての話も出てきました、特に既設の地域では、これまで公民館をつくられたところでは、積立てを基本にして自助努力をしながらつくられた経過はあるかと思いますが、例えば光の森地域の公民館用地50坪ないし70坪、これはもう前もって確保してあるというのはありがたいことですが、例えばこれからの公民館を考えた場合、今言いましたような要望をずっと集約していきますと、結局一定の駐車場を持った施設、それからある程度の広さを持った建物、公民館の、それからできればそこに広場を隣接した、そういう地域のセンター的なものが欲しいという結論になるかと思えます。将来の地域の地区の公民館というのはそういう形になるべきかなと、これは理想論ばかり言っても金がついてこんどどうにもならない問題ではありますが、そういうふうにも思われます。

今、最後に言いました、駐車場を備えた、それから一定の広さを持った建物、近接に広場を持つてる、そういう地区のセンターみたいな、行政区のセンターみたいな、そういうものについてつくろうという考え方についてはいかがなものか。これは町長、結構です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われるような施設ができれば一番いいとは思うんですけども、今でも62地区ありますけども、そういった中でなかなかどう取り組んでいくかとなると非常に大きな

課題であります。

そういった中で、さっき総務課長も答弁しましたように、小学校区単位に町民センターあるいはコミュニティーセンターを建てておりますが、このような取組をしておるのも、近隣の中でも菊陽町は小学校区単位でできておりました、そういう多人数になるようなときはそういうものも活用していただいて、現時点ではそういうことでしていただくようなところで、既に事業を開始しておるのはそういうふうな内容であります。

それで、確かにこの市街化の中で、いわゆる区画整理事業等をやっていないような地域の中で、公園もない、民間開発の中で開発があった場合の公園的な用地はほんのその中の一部分の中で占めるし、非常に狭い面積であります。そういった中で、ここはどうかせんといかんなどというようなところは確かにありますけども、ただ駐車場までということになると、なかなか地区公民館の場合、農村部の方で自分たちが大きな土地を持っておられたところはそういうことがありますけども、ほとんどのところが2台か3台ぐらいしか置けないなというところでありまして、その辺はまた非常に今の時点でまたそれを拡張できるかという、既にもう住宅が張りついているような状況もありますので、厳しい面はありますけども、課題としては受け止めておきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 時間が、ちょっと次の問題がまだありますので、2分ぐらいであとおさめたいと思えますが。

今の駐車場の件は広い駐車場じゃなくて四、五台程度の、そういうものではないかというふうに思います。

それで、ちょっと私もこれは不勉強で分からないんですが、都市公園があります。都市公園の中に地区公民館はつくれないか、つくれるとしたらどの程度の広さのものか、その辺をちょっと教えていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 都市公園の中ということでありまして、都市公園関係につきましては、今議会中にもう既に都市公園条例の見直し等も可決いただいたところでありまして、そのときに、市町村で今回は条例の中でそういうものができるような部分があったということで、担当の都市計画課の方に、その時点で今までの国の基準よりも多く面積がとれるようにそこを緩和したようなことができないかということで検討させました。担当課の方でも、最初県の方も同じような考えを持っておられてされておりましたけども、この公民館施設、単なる地区公民館という位置づけではなくて、いろんな学習施設あるいは公園施設の中でうちができる建物、そういうようなことも一緒にあわせていろいろ計画していただくと、面積的には確保できるというようなことでありましたので、それを利用される公園といいますと誰でも利用できるわけですけども、特に利用者等の周辺の理解が得られれば、公園の面積が少し潰れるかもしれませんがそこにも一体的な収容できる学習施設等を、公園の中で認められたような施設の



機能を持った公民館であればできるというようなことで。そういうところで、十分できるということでありましたので、そういった面ではまたいろいろ意見を聞きながら、できるだけ実際使われる方々にとって限られた土地を一番有効に使えるような方策は十分検討していきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 先日、都市公園の改正に伴う菊陽町の都市公園の条例が変更されましたので、あるいはそれが適用できるのかなという思いでおりますけれども、変わったばかりですので、これは今後の実際例が出てきた場合の検討事項というふうに理解してよろしいでしょうか。

（町長後藤三雄君「はい」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、あと12分ですが、各地区の街灯、防犯灯の電気料金を町負担にできないかという要望についてであります。

時間もありませんので、一括して質問をいたしますが、全く住民の視点で申し上げます。

課長、これは課長だろうと思えますけど、街灯と防犯灯の区別、それからもう一つは、生活道路と主要道路の定義と区別、この辺を聞かせてもらいたい。

どうも、九電が電気料金の値上げをするというふうな方向がもう決まっておりますので、これが地区の自治会の財政を圧迫する要因にもなるかと思えますが、この電気料金を町が負担することが法令的にも、あるいは実際の財政上も可能性があるのかなのか、その辺をお聞きしたいというふうに思えます。前にどなたかが一般質問をされたときに、例えば大津町は街灯等の電気料は全て町負担と、しかし菊陽は違うという質問があったと思えますが、そのときに菊陽町の場合には自治会費の補助金です、これが大体それに該当するというふうなお答えがあったかと思えますけれども、その辺も従来どおりに考えてらっしゃるのか、課長、これはよろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今御質問がありましたのは、大きな2番の①、②、③、④全て一括して答弁させていただいてよろしいということですか。

（8番甲斐榮治君「そうです」の声あり）

1点目は、生活道路と主要道路の分けにつきましては、これは国道、主な国道、主要な県道、県道、主要な町道、町道、それから農道といったぐあいに入っていくかと思えますけども、そこについては私の方ではっきりした答弁ができかねる状況がございますので、またそれと防犯灯等の絡みはあるかと思えますけど、もしよければ宿題とさせていただければと思えます。どうしてもということであれば、後で御質問ください。

もう一点目が、街灯と防犯灯ということでございますが、その前に後であります法令関係ということがあります関係で申し上げますと、法律の中で防犯灯あるいは街灯といった法律名と

しては出てきませんので、国の方の要綱には防犯灯というのと街灯というのが出てくる文言はありますけども、その中できちんとした区分けはされてなかったような気がしております。ただし、一般的な解釈として考えられますのは、街灯が広い範囲での道路、歩行者を照明する明かり、それから防犯灯はどっちかというと防犯のための明かりということでございますので、街灯につきましては交通安全のための明かりというものを含んでいるというようなイメージではなかろうかというふうに解釈しております。ただし、これには交差点とか、歩道に設置してあります道路照明灯というのはこれ以外のものになろうかというふうに思ってます。

じゃあ、答弁します。

まず、防犯灯とは道路を照明するもので、夜間における交通安全及び防犯のために設置するものと定義いたしまして、地域住民の安全の確保及び犯罪防止のため、地区または町が防犯灯を設置しております。

次に、防犯灯の設置要件としては、交通安全及び防犯上特に必要であり、かつ次のいずれにも適合するものとして、1つ目は設置する防犯灯が道路管理者、すなわち国、県、町が信号機のある交差点や横断歩道に設置する道路交通照明灯以外のものということで、先ほど申し上げた内容。それから、設置防犯灯から直線距離が30メートル以上あること。防犯灯を設置しようとする場所に、九電柱、電話柱もしくはこれらに類するものがあり許可できること、または防犯灯用の小さな柱を立てることができることと定めております。

次に、費用の負担であります。防犯灯の設置及び維持管理等に要する費用は各行政区の負担とし、町は予算の範囲内とはなりますが、限度額は定めずに、以前は20万円までの限度額がありましたけども、定めずに設置費用の2分の1を補助しているという状況でございます。

一方、町が行政区と行政区を結ぶ区間に防犯灯を設置する場合の設置及び維持管理等に要する費用は町が負担しております。なお、町が設置する防犯灯の整備につきましては、通学児童・生徒の安全対策に力を入れてきており、行政区と行政区の間の児童の通学路となっている区間を中心として予算の範囲内で年次計画的に整備を進めているところであります。そういったことで、予算の範囲もありますので、町が設置しております今の防犯灯は蛍光水銀ランプを中心として施工しており、LEDの活用の点についても考えている部分はございます。一方、地域において設置される防犯灯では、各地域のそれぞれ事情の中で、質問の中で甲斐議員も御存じとは思いますが、課題があるものと思っております。

防犯灯の設置管理につきましては、住民に最も身近な区や自治会が地域の防災力の向上を目指して、防犯活動の一環として取り組んでいただき、課題があれば地域の中で解決いただき、町といたしましては必要に応じて支援していくという姿勢でおります。方針がございましたが、町が設置します防犯灯については、小学校児童の主な通学路についてはある程度の整備を進めることができましたので、今後は中学校生徒の主な通学路など、歩行者や自転車を中心とする視点で、農作物への影響にも配慮した上で、防犯や交通安全対策の面から予算措置できる範囲で逐次整備を進めていきたいと考えております。ただし、防犯灯を設置いたしますと、そ

の分の電気料をはじめとする固定的な経費や環境負荷などがかかってきますので、適切な配置を心がけていきたいということでございます。

一方、地域で設置していただく防犯灯につきましては、新設だけでなくLED等、エコ照明への切り替えも含めて、地域の設置、切替え等の要望に沿えるよう、支援としての補助金額の予算確保について努力をしていきます。

最後の部分で、菊陽町では、先ほど言いました規定を定めまして、地域住民の皆さんの安全の確保及び犯罪防止のため、防犯灯は地区または町が設置するというところでございます。近隣市町村の状況で、先ほどありましたように、幾つか紹介しますけども、菊陽町の場合は設置費用に対してのみ限度額なしの2分の1、その他でありますと、設置費に対して限度額1万5,000円の範囲で3分の2を補助とし維持管理費に対しても1灯当たり1,700円を交付している例、設置は全額市の負担とし維持管理費は全て地域が受け持っている例、設置費補助はLEDに限定して限度額3万5,000円の範囲で3分の2の補助をし維持管理費は全て町が負担している例、設置費に対しては限度額4万円の範囲で3分の2を補助し維持管理費は全て地域が受け持っている例があります。

また、先ほど質問にもありましたように、本町では行政区運営費補助金を年額で各行政区に6万5,000円と1世帯当たり200円を交付しており、これは各行政区の予算では一般財源となり、防犯灯の維持管理の一部にも充当いただいているものと思っております。なお、近隣市町村において本町のような行政区運営補助金はおおむね交付されていないようです。

これらのことから、防犯灯に対する町の現行の制度は、隣接市町と総合的に比較しても相対的に遜色ないものであり、現時点においては現行の制度を継続したいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この防犯灯について、地区にある問題意識というのは、1つは先ほど出ました自治会の非会員の問題がございます。自治会の非会員は自治会費は全然納めないが、結局電灯料金あたりは自治会が負担しておりますので、その恩恵だけは受けるという、そういう非常に不平等なことになっておると、この辺も考えていただきたいということです。この問題、もうここでは詰める時間がないので、あとまた委員会の方にお譲りしたいと思います。この問題もどうぞ総務委員長さん、テイクノートしとっていただきたいと思います。

それから、LEDへの転換です。これもやっぱり将来の方向としては一つの大きな方向ではないかというふうに思います。ただ、1基2万5,000円ですか、非常に初期費用、投資がかかりますので、早急にはできないという問題ではあるかと思いますが、将来の問題として、これもやっぱり議論をしていきたい。

それから、行政区の運営費補助金が大体年額700万円強です。それから、街灯の電気料金が、私も25地域からのを集計して推定しますと800万円ぐらいというふうに思いますが、これは一応全く別物で、これをやっているからこれをと、行政区に補助をしてるから電気料は勘弁

して……。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君に申し上げます。時間が来ましたので速やかに終了してください。

○8番（甲斐榮治君） もらいたいという話ではないと思いますので、その辺も今後の問題として提起しておきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 皆様おはようございます。

本日は傍聴ありがとうございます。菊陽政策研究会の渡邊でございます。まずもって、2年目の3月11日が参りました。心から犠牲になられた皆様に哀悼の意を表します。

そしてまた、いまだ進まない復旧復興、一日も早い復興を願うばかりでございます。それから、1か月後に私どもは改選をされ、そしてこの18名がこの議場におります。その際に皆さんが公約としてささげたものがこれであります。菊陽町議会議員一般選挙の広報でございます。私どもはここに思いやそれぞれの施策を示し、そして町民に判断をしていただきこの場におります。あれから2年がたとうとしてしています。私どもはここに書いていることをしっかりと履行していく、町長じゃございませんので執行権はございません。全て通るわけではございませんが、やはり真摯に取り組んでいくことこそが、町民との約束であり政治の使命であろうかと思っております。もし、ここに書いてあることを何ら進めない、絵に描いた餅であれば、お金をかけてこういうものをつくる必要はありません。選挙管理委員会に申し上げます。今後は、それぞれの思い、そして4年間で取り組む施策というものを明確に書かせる、統一したものを書かせるようにしていただきたいと思います。それによって、住民の皆さんが判断材料となるようなものになるということと、やはりこの検証をしていく材料になるかと思っておりますので、ぜひ、議長もそうですけども、御検討をお願いしたいと思います。

私どもは、こういったものを進めるために、1月28日菊陽政策研究会、吉本代表と野田議員と3人で8項目にわたり町長に提案をしてまいりました。この中の質問を私ども3人で今回はしてまいります。どうかこの私どもの進める施策について真摯に取り上げていただきますように要望いたします。

それでは、これから質問いたします。

今回質問する3項目全て国の施策、方針でございます。文科省、内閣府、国土交通省、そして経産省でございます。そして、この町長が掲げておられる第5期総合計画にも記載している内容でございます。明確な答弁をお願いいたします。

それでは、質問席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、熊本県版コミュニティ・スクールの導入検討動向はということでございます。

前回23年9月議会にて一般質問いたしました。当時の水上教育次長が、私が18年3月にこの質問をした後に春日市へ視察に行ったがそれから検討はしていないと、推進する方向にもないが、熊本県版と文科省版が似通ったところもあるので、そこら辺を今考えているということでもございました。教育長も、いろいろと考えてはいきたいと思うが、現段階ではこれをすぐにとりいう状況にはないとの答弁でもございました。それから時間もたっておりますが、それから教育委員会としてはどのような検討をされたかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 失礼いたします。

現在、熊本県教育委員会が推進している熊本版コミュニティ・スクールは、家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりを目指し、平成22年度から各学校において導入を進めているものです。各学校で学校応援団を組織し、学校が行うさまざまな活動に対して支援を行うものです。

その支援の内容としましては、学習支援、安全パトロール、学習環境整備等があります。本町でも各学校が独自にボランティアを募集し、本の読み聞かせやプリントの丸つけ、授業時のゲストティーチャー、登校指導や下校の見守り、美化作業等に協力をいただいております。

また、本町では菊陽町学校応援団を組織し、事務局の菊陽町学校支援地域本部を生涯学習課内に設置しております。そこには、中学校区単位でコーディネーターを置き、各学校から要請があった活動に対してボランティアを紹介、派遣する業務を行っているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今お答えになったのは学校応援団のことかと思えます。制度でいうと学校支援地域本部でございます。私がお尋ねしているのはコミュニティ・スクールでございます。それについてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 2番の導入方法を示せという関連もありますので、お答えをしていきたいと思えます。

まず、議員が御質問されておりますコミュニティ・スクールというものは、地教行法、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定をされておりますコミュニティ・スクー

ると、前段の御質問にございました熊本県版コミュニティ・スクールの2つがございます。似ているところがございますが、決定的に違いますところは学校校長の教育方針、学校経営方針をコミュニティ・スクールで規定をされました学校運営協議会が年度初めに承認をすると、予算についてもそうです。それから、学校に欲しい人材、年度末が人事異動の対象になります、この任命権者は熊本でいいますと熊本県教育委員会となります。その任命権者に対して、こんな人材がうちの学校に欲しいという意見を申し述べることができます。これが地教行法に示されたコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度です。前段の御質問にありました熊本県版コミュニティ・スクールはそういった権限は持たされておられません。地域の人と一緒に学校づくりを推進していこう、家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりを推進していこうというものです。先ほど申し上げました権限等は持たされていないと、地教行法に示されたコミュニティ・スクールとはその点が違っております。

そこで、本町ではどういった形でそれを推進しているかといいますと、これは導入方法を示せということですので、引き続きその質問とも関連しますがようございますか。

(5番渡邊裕之君「どうぞ」の声あり)

各学校には、会長以下役員を選出し、規約を持ち、年間計画を立て、そういったきちんとした形の学校応援団という組織はないものの、学校支援のための活動が保護者や地域住民の協力によって日々展開されているところです。教育委員会では平成13年に菊陽町立学校評議員設置要綱を定め、各学校に学校評議員制度をスタートさせております。学校評議員の方からは、学校運営に関して校長に貴重な意見をいただいておりますし、教育委員会としましても、校長に対して学校評議員制度などの既存の組織とのさらなる連携を推進するよう機会あるごとに指導しているところです。また、学校の強力な応援団としてPTAの組織がございます。Pである保護者はその地域の住民でもあります。校長とPTA会長が互いに手を取り合って絶えず児童・生徒を中心に据えた教育活動を展開するように、校長に対して指導を行っているところでもございます。熊本版コミュニティ・スクールが目指す家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりは、本町の学校では着実に前進していると考えております。

以上でございます。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) 私が今回熊本版コミュニティ・スクールと、前回は文科省のコミュニティ・スクールについて御質問をいたしました。次長はいらっしゃらなかったですけども、1月に県の教育委員会と懇談を持ちましていろいろお尋ねしました。私の中での誤解は、この今お話しになった文科省版の運営協議会の持つる権限を外すことの意味でございました。お尋ねしますと、将来的にはコミュニティ・スクールの移行を視野に入れということで、この制度化を図ろうというようなことでございます。この中で、やはり大きく違うのが、今おっしゃった運営協議会です。しかし、熊本版コミュニティ・スクールの中には、各学校が設置する協議会等というふうになっております。また、委員も学校がと、いわゆる校長の権限がとてもあるよ

うに思えます。私はそれから出発するしかないのかなということで、今回熊本県版、県も大変力を入れて推進をされております。近隣でも教育長が、また指定校について手を挙げられたというようなお話も聞きます。そういった先ほどの学校応援団ではなくて、やはり我々保護者も、中学校の場合3年、小学校の場合6年でいなくなります、先生方も長くて7年ということで、やはり校舎と地域だけが残ります。地域の皆さんがそこに入ることのでつないでいく教育の現場があるかと思えます。そういった意味でコミュニティ・スクールの重要性を18年から問うております。そういった意味で、今学校応援団を見ると、ボランティアで応援だけしてくださいというようなことで、私ども中学校でも地区懇談会というものを地域の皆さんには大変暑い夏に来て2時間ぐらいの懇談と、これは学校のPTAのあり方の問題として反省すべき点ではありますが、やはりそういう地域の皆さんが常日ごろよりかかわって意見を言い、一緒に責任を共有する制度としてコミュニティ・スクールの導入をすべきだということで御提案をしております。

この協議会等の設置について、じゃあお尋ねをいたします、熊本県版の。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） その前に御説明しておきますが、今議員さんがお持ちの菊陽町学校支援本部が出ております学校応援団というものと、先ほど私のが各学校ではきちんとした規約にのっとった形の学校応援団という組織はないものと言いましたけれども、若干意味合いが違います。そちらの方は本町の県庁の社会教育課の流れで、放課後の子どもたちの学習をどう支援していこうかという放課後学習事業あたりから学校支援地域本部事業への流れをくんで、地域が学校に対して何かお手伝いできないかといった流れから来ておりますし、また学校内で設置をします学校応援団というのは、熊本版コミュニティ・スクールが推進している、地域のいろんな方をその組織の中に入れて会議を持ち学校運営を一緒にやっっていこうという考え方の学校応援団です。若干意味合いが違いますので、そこら辺を説明させていただきます。

教育委員会としましては、先ほども申し上げましたように、まず学校評議員制度を、こういった方たちから既存の制度をきちっと活用して足元をきちっと固めた上で、いろんな方の意見も聞きながら、当然各学校の運営責任、経営責任は校長にありますから、校長がリーダーシップと責任をきちんと持った上で学校経営を進めていってほしいということを日ごろからお願いしているところです。また、そういった合議制といいますか、一緒に学校を運営していきましょうという組織につきましては、人選等も含めまして、将来そういった組織ができればいいのかなと教育委員会も考えておりますので、まずは学校の強力な応援団でありますPTAの組織としっかり連携をとって学校運営、経営を進めてほしい、学校評議員制度もしっかり活用してほしいというところをしっかりと校長に指導をしているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） では、タイムスケジュールをお尋ねいたします。

その協議会が設置する、いつまでにというふうに教育委員会でお考えになっているのか。明

確に何年ということでお答えできればお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今、次長の方で説明しましたように、熊本版コミュニティ・スクールというなのは、今議員がおっしゃるような文科省が示しているコミュニティ・スクールとは運営の方が違うんです。それは十分御理解いただいていると思いますが。結局、ただ目的は地域とともにある学校の実現ということでありますから、この熊本版コミュニティ・スクールというなのは、文科省が言う学校運営協議会というきちっとした組織的なものを設置するとかというようなことではありません。

したがって、今文科省が言うコミュニティ・スクールというなのは、学校支援地域本部であるとか、学校評議員制度であるとか、そういったものを一緒にしたものが現在文科省が進めているコミュニティ・スクールですよ。

（5番渡邊裕之君「はい」の声あり）

ですから、今次長が申し上げたのは、学校の校長、教頭であったり、教務主任であったりと一緒になって学校評議員あるいはPTAの役員さんと、会員さんもそうなんですが、一緒になって今その辺の既存の組織の充実を含めながら、十分学校で検討してほしいということで校長には指導をしております。

したがって、熊本版コミュニティ・スクールというのの協議会設置というのを今考えている状況はありませんが、おっしゃる目的は一緒ですから、学校、地域、家庭が一緒になって子どもたちを育てるという面では一緒だなと。そういう意味で、特段今研究指定校的な、そういう指定を考えているということではありません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今、県の方では益城の中央小学校と上天草市の姫戸小学校が指定されているということで、これは前回で県庁でありましたシンポジウムの資料でございます。熊本県版コミュニティ・スクールシンポジウムということで姫戸小学校から出されているもので、きちっとここは協議会をつくっておられまして、駐在所さんや中学校のPTA、それと校長先生と地域の消防団長さん、いろいろな方をつくっておられます。先ほどおっしゃった方針の承認や人事権はない、協議会をつくって運営されている。私がお尋ねしているのはこの協議会がつかないかということで、まだそこは明確に検討していないということでよろしいですか。

では、町長にお尋ねをいたします。

町長、この中の前期基本計画45ページ、具体的施策として熊本版コミュニティ・スクールの実施ということを書いております。私が申し上げているのと、ひょっとしたら教育長、次長がおっしゃっている部分はこっちで達成したというようなことかもしれませんが、こっちには地域支援本部、これはさっきのということでおっしゃるんでしょうけども、この協議会も含めて、研究指定校は取り組んでおります。熊本県版コミュニティ・スクールというなら、やっぱここまでやるべきだと思います。27年までということで、これは約束をされております。そこ



についての教育委員会とのすり合わせ等はなさったんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この学校教育の充実の中に掲げてありますように、この総合計画は町の中で全体的につくったものでありますけども、こういうそれぞれの所管に関係するものについては、当然教育委員会の方が主体的になって出されたものを、また審議会の中で十分練っていただいてまとめた内容になっております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これを履行するのは町長の責任であります。ですから、今教育長がおっしゃった中で検討をされてないということであれば、そこは責任者としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。検討されてないということですから、これ以上申し上げません。私としてはまた提案いたしますが、義務教育課長にお尋ねした際に、この県版のコミュニティ・スクールの設置のやり方は文科省版と一緒にというお尋ねをしたら、一緒だということでした。文科省のホームページによりますと、指定はどのような手続をするのかということで、学校の、いや地域の実情を踏まえることが重要だと、特に学校が地域コミュニティの拠点であることに留意し、保護者や地域の皆さんの主体的な意欲と要望を尊重しつつ、積極的な検討を行うことが望まれますということを書いております。情報が全くPTAにも保護者にもおいておりません。前回も申し上げました、フェアではないと。きちっとこういった情報をPTAの会長さんたちでも知らない方がいっぱいいらっしゃいます。こういった制度があるということ、県の教育委員会も一生懸命進められておりますので、これをまず進めていただきたい。そして、ここに書いてありますとおり、保護者や地域の皆さんの主体的な意欲と要望を尊重して積極的な検討を行うということです。そういうような積極的な意欲と要望があった場合には検討されるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 設置協議会についての話をしていないということで、今申し上げましたように、既存のそういう組織を十分やりながら、これでもうやっぱりできないかと、それならばコミュニティ・スクールは必要だなという状況が出たら、それはそれで検討しなければいけないと思いますが、申し上げたように、今私たちが指導している校長あるいは評議員、PTAと一緒にその辺の話ができれば、そういう学校と一体になった学校運営ができるんじゃないかというようなことでの指導をしておりますので、その辺がどうしても協議会を立ち上げて組織運営をするという必要が出てきたら、その辺については検討していきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私がお尋ねしたのは、今度は主体的な意欲と要望があれば尊重するというようなことで、県も緒方課長もそのとおりだというふうにおっしゃいましたんで、これはこれで保護者の立場というふうになりますが、要望をしてみたいと思っております。

時間もございませんので、次に参りたいんですが、地域コミュニティーの拠点ということで、これは日本教育新聞の中に佐々木先生という博多高等学校の顧問の先生が書いておられます。非常にこの必要性というのは、東日本大震災から必要となって、コミュニティ・スクールが急増しているというようなことで、大人の責任で地域ぐるみで教育を行う営みであると、すなわち子どもを育てる狙いを学校と家庭、地域が共有しともに育てる視点を持つこと、相互の理解が深まり、学校のよき理解者として関係が強固のものとなる、こうなると保護者や地域住民から忌憚のない意見や子どものために何かできることはないかなど提案が入ってくるというようなことでございます。まだ読みたいんですが、時間がございません。この中でもやはり学校側の閉鎖性、独善性が、家庭、地域の信頼を損ねたり、子どもたちの効果的な教育活動を阻害する結果を招くことがあつてはならないということで、もともとは明治から学校は教育の場というだけではなく地域コミュニティーセンターとしての役割を持った教育施設であったということで、やはりそこに戻って、子どもは何も、前回の質問で誤解されたかと思いますが、人事権を持って学校に何か権限を持ってということではございません。いろいろと問題がございます。そういったところで、次長にもいろいろお世話になりましたけども、責任を共有する。今を生きる全ての大人が子どもたちを立派に責任を負うということです。先生方の御苦勞を見ておりますと、学校にだけ、しつこくまでお願いをする親が増えてきている。そういった中で、親の学びプログラムですとか、県議会で4月から条例もできました、家庭支援ですかね。ですから、そういう面で、子どもがいかに関心を持つかということで、より深く入ることで、子どもたち、また学校のさまざまな問題にPTAも変わってまいります。ですから、変わらない一つの制度として、ぜひ推進をいただきたいと思っております。

先ほども申しましたとおり、また質問いたしますし、この制度については取り組んでまいります。よろしく願いをいたします。

それでは、次に参ります。

中心市街地活性化基本計画策定を検討したかというような内容でございます。

昨年3月議会で一般質問いたしまして、このときは、どちらかというと地域商店街の活性化というのがメインでございました。中心街をつくって、この拠点としてというような話の中で、私がこの法律、中心市街地活性化法、これにのっとった、まず基本計画を策定、検討したかということでしたが、総合政策課長からはそこまでの検討はいつてないという答弁でございました。ちなみに、この法律でございます。特に議員の皆さんにも御理解をいただきたい。

どういふものかと申しますと、中心市街地の活性化とは、単に商店街を活性することではなく、都市全体のコンパクトなまちづくりを進めるマスタープランのもと、居住、公益施設、交通と町中居住、商業、この5つの要素を中心に、生活拠点としての総合的な中心市街地のまちづくりを進めると。そのためには、基本計画を策定し、内閣総理大臣の承認が要ということでございます。基本計画は、地域住民や関連事業者等、さまざまな主体の参加、協力を得て、自主的、自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推

進するための基本的な計画ということでございます。その後、何らかの検討なりされたのかどうか、まずはここをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 中心市街地活性化の基本計画の策定に向けましてということで、まず我が国のまちづくりの基本につきましては、中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法の、いわゆるまちづくりの三法が制定されております。近年の中心市街地の衰退状況や事業者の出店が中心市街地から郊外化というような立地場所が焦点となりまして、これまでの大店法による大型店の出店調整にとどまらない総合的な観点が求められるようになりまして、平成9年に大店法の廃止が決定され、平成10年に関連法を一体的に推進し、地域の実情に合ったまちづくりを行うことを目的としましてまちづくり三法が制定、都市計画法は改定されております。中心市街地ということではございますけれども、まちづくり、この三法が関連してまいりますので、少しお話をさせていただきます。

まちづくり三法は、中心市街地活性化法及び各種の支援策によりまして地域活性化を実現しようとするものでありましたが、制定から7年を経て、中心市街地の活性化に取り組む地域は数多くございましたが、目に見えるような効果が上がってるところは少ないと。中心市街地の状況は必ずしも改善されていないために、現状のまま中心市街地が衰退し、市街地の機能が郊外へ拡散していきまると、少子・高齢化により人口が減少に転じる中で、町財政が都市のインフラ整備のためのコストに耐えられなくなったとともに、高齢化や治安の悪化等によるコミュニティが荒廃するおそれがあると。こうした危機感の中で、市街地の郊外への拡散を抑制し、町の機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方が提唱されています。このような状況を背景といたしまして、まちづくり三法の見直しが進められまして、平成18年5月にまちづくり三法の改正法案が成立しております。

概要といたしましては、先ほど申されましたように、これまでは中心市街地の活性化が商業者保護のように捉えられ地域住民の十分な協力が得られないケースもありましたようで、改正中心市街地活性化法では、目的を少子・高齢化、消費生活等の状況変化に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力向上を総合的かつ一体的に推進すると改められました。また、市町村が中心市街地活性化法に基づく支援措置を受けるためには、中心市街地活性化基本計画を策定しなければなりません。策定手続が見直され、内閣総理大臣による認定制度に改められ、各省庁間にまたがる支援策の総合調整や支援施策の選定が厳正に行われるようになっております。

本町の状況といたしましては、検討したかということでございますので、まず町内に法に定める活性化基本計画を策定すべき中心市街地に該当する地域が存在するかということが問題になろうかというふうに思います。本町の商業地といたしまして、光の森周辺から三里木、あるいは第2区画整理地の商業地につきましては、空洞化が進む中心市街地と異なりましてまだ来客数が著しく減少しているという状況ではございません。中心市街地活性化基本計画を策定し

て事業を進める地域には該当しないんじゃないかというような作業を行っているところではございません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それは、内閣府の地域活性化推進室、熊本では九州地方整備局が窓口になりますが、事前相談はされた上での今の判断なんでしょうか。中心市街地がそういうふうにはなっていないとおっしゃいますけども、本当にそうなんでしょうか。既存地域に対しては、やはりこの中でも書いてあるとおり衰退の減少といいますか、そういったものはあるんじゃないかと思いますが、庁舎内で、担当部局でそういうふう判断されたのか、まだあなたのところは基本計画を承認されるに当たらないというように事前相談でそういうふうを受けたのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 基本計画を作成していくためには、いろんな状況分析、いろんな状況を詳しく整理しまして、確認していく必要はあるかと思っております。ただ、そういう具体的な内容を整理しておるといような状況ではございませんが、県や担当の内閣府の方にも町の状況を一応、簡単な整理ではございますけれども、整理しました上で確認いたしまして、本町のような状況の中で中心市街地活性化基本計画を策定して事業を進めるような状況ではないのではないかと。具体的な内容を詳しくお示したわけではございませんけれども、そういうようなことは確認いたしております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 熊本市に合併をいたしました植木町でもこれを策定をしております。なぜこういう制度を使わないのか、今おっしゃいましたとおり、私は中心市街地というところだろうと、三里木の商店街かなという発想ですけども、今この法の趣旨に言いましたとおり、単なる商店街の活性化ではないと、都市全体ということで、私どもは顔をつくっていく、菊陽町が中心となって、そして両隣の市と将来的には大きな第二都市をつくっていくと、それぐらいのビジョンは持っていかなければならないと思っております。

そういった中で、光の森から第2区画までをテナントミックスとして、そこを一つのいわゆる中心市街地として持っていくことが、私は国がこれをだめだと、基本計画は通らないと言うとは思えない。ぜひいま一度検討していただきたいと思います。そんなちょっと状況だけ説明して、当たらないというのは、これはちょっと納得がいかないです。ほかに何か策があればいいですよ、この法律じゃなくても。この後に聞きますけども、どういうまちづくりをやっているかというのは、大変残念ながらこの中では見えてこない。だから、こういう法律で一体的に進めていくべきということで御提案しております。いま一度答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 中心市街地の活性化計画につきましては、既存の市街地があり、

衰退していく市街地がある中で、新たにその市街地を活性化させていこうという中で、基本的には求められていってる支援措置かなというふうを考えております。また、基本計画を作成した場合には、いろんな多くの支援措置も行われるということも承知しております。本町の場合には、衰退していく中心市街地の活性化というよりも、どちらかといいますと新しい地域をつくっていったおるといような状況にあるかというふうにも考えております。

そういった中で、基本計画策定した支援措置が計画を策定していないと受けられないかという、そういうことではございませんで、それぞれの状況の中でいろんな支援措置は活用できるかと思っております。例えば、支援措置の一部に社会資本整備総合交付金とかそういうものもございますけれども、これは計画がなくてもいろんな個別事業の中で支援は受けられますし、そのほかにもたくさんの商業関係の支援制度はあるかと思えます。そういったものを活用していくべきではないかというふうなことを検討いたしておるような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私は、この基本計画の策定にはまず協議会をつくっていくと、中心市街地活性化の協議会、熊本市などは、これは都市機能増進のまちづくり会社を、株式会社まちづくり熊本ということで、構成員が46名ということで、そうそうたる企業が名を連ねております。役員15名で事務局は市の商工会議所ということで、菊池はNPO法人を立ち上げられて、山鹿は山鹿温泉まちづくり株式会社と。やはり地域はそれぞれ生き残りのために、それぞれの地域の商工業者の皆さんのお知恵とお力、そして住民、我々議会も入っております、一体としてどういうまちづくりをつくっていかうかというふうなことを考えております。しかし、残念ながら、行政の中だけで考えておって、顔のない町とやゆされて、まだそういうところも全然進んでないというようなことよりも、こういった法律、ほかにあればですよ、一体的に何かこういったまちづくりのための施策があればいいんですが、この法律はよく私はできてるなと思っ、これにのっとなって進められないかというふうなことで御提案をしております。

では、具体的なまちづくりの基本計画はというふうに書いておりますが、どのようにこの一体的なまちづくりをしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 御質問の具体的なまちづくりの基本計画を持っているのかということでお答えします。

まちづくりの基本計画としましては、まず平成23年に菊陽町総合計画及び基本計画を策定しています。これは、町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めたものであり、町が目指す将来像の実現に向けて、その考え、施策を示したものでありまして、町民の皆さんと行政、企業、団体などが一体となって取り組むべき目標を示した町民共通の指針であるとともに、町が推進すべき施策を掲げた町政運営の基本となるものでございます。

土地利用という観点では、平成21年に菊陽町国土利用計画を作成しています。これは、国土利用計画法に基づくもので、町道の利用に関する基本構想や町道の利用目的に応じた区分ごと

の規模の目標及びその地域別の概要等、これらを達成するための必要な措置の概要等をまとめております。

また、平成22年3月に菊陽町都市計画マスタープランを作成しています。これは都市計画法に基づくもので、菊陽町が属する熊本都市計画区域において、知事が定めます都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の広域的な都市計画に係る方針に即し、住民に最も近い町の立場で都市づくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地ゾーン、地域別の整備、課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等の方向性を定めているものでございます。具体的なまちづくりにおいては、これらの計画を基本にまちづくりを進めている、そのような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 全く検討しないということですから、この後の質問もやりづらいんですけども、私はこの支援措置であります3つ、都市機能の集積促進、町中居住の推進、商業等の活性化、これらを活用して成長戦略を立てて、4万3,000人、32年度というようなことでございますが、ぜひとも5万超修正増して単独市制に向かう、このぐらいのことを訴えるべきではないかというようなところで、この法をぜひ活用してというようなことでございます。

まず、この人口についてですが、4万3,000、32年度ということで、これは自然減とかというのはわかりますか。コーホート要因法というんですか、この積算の、何かこれを使ってのということで、ある起点を人口からそういう計算法でされてるとということなんで、将来どのぐらいの自然減があるかというようなことは出ますですか、わかりますか、分らないですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 人口につきましては、統計的な手法に加えまして今後の状況等も少し加味させていただきながら想定されておるといような形で定めております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） その想定がどういった想定なのか。今、光の森が人口が増えているというような自然、自然増じゃないですね、これは。そういった中での増だと思いますが、今申し上げましたそういうまちづくりに対してのビジョンが正直見えづらいし、条例にのっとってこれから地域の商工業の連携の中でやっていくということでございますが、何かもう少し戦略的にこれを伸ばすような施策というものは。これはそういうものを入れて4万3,000ということですか、精いっぱいやって4万3,000ということなのか、まずそこについてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 人口増加の統計的な指標の中で見ていきますと、過去何年間の状況を見るというような形になりまして、単なる数字だけのものになってしまうと、その中で町のこれからの開発状況等を見ながら想定したということでありまして、おっしゃられている商業の活性化につながるような部分での人口というような部分は加味されていないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それをお聞きしたかったんです。どういう戦略を持って人口を維持していくのか、定住者を増やすのかというようなことが、この中心市街地活性化法の中の主な一つのテーマとして書かれております。先日、議運で荻田町に視察に参りました。あそこも大変企業が多くて立派な町であります。そこで、もともとは6万5,000でしたですか、そのぐらいの人口を目指す、市になるということで単独を目指されてきたというようなことでございます。

残念ながら、今のままだったら10年後も町ですよ。やはり単独市制になってそれなりのイメージもそうですし、定住するような魅力がある、今度ソニーも本社を持ってきてくださるということで、以前、これは何回も言いますが、富士フイルム九州ももともとは東熊本市になるだろうということを見越しての希望、期待があったというようなことを町の幹部の方からお聞きしたこともございます。そういうような希望があるような中で、この企業の進出もあったということで、企業の誘致もそれなりの商業の活性化もまたプラスになってくると、市制を目指せば。

そういったところで、今後中心市街地の話が検討されてないんで、これから成長する、定住者を増やすために、この後吉本議員が集落内開発について質問されます。そういった均衡ある発展と、それから自然減で数字が出ないかもしれませんが、どこの地域も御年配の方がいっぱいいらっしゃる。今後家余りというのが日本全国で問題になってきます。その再生等推進事業、これはまた今度時間があればお尋ねしたいんですが、そういったものを利用した定住者を増やしていく。いわゆる労働人口、これは今生産年齢人口というんですか、その定住者を増やしていくということこそが町がさらに発展するための不可欠な要因かと思えます。そこに中心市街地活性化法が、先ほど3つ申し上げました、こういった施策に取り組む。そして、企業誘致、そして公立高校の誘致ですけども、これも前から私もテーマとして言っております。次回こういう質問をしたいと思えます。古賀にある古賀竟成館高校、これは一部組合立高校です、県立ではありません。こういったものの誘致をするなどのいろんな施策を用いて、やはり5万を超える新しい市を目指す、そういう成長戦略を持つべきだと思っております。これは一方的な提案ですので、答えは出ないかと思えますが、これは町長、提案でございまして町長の思いをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、総合計画の方を総合政策課長が申し上げましたけども、町の平成32年度の目標の人口は基本構想で立てておる4万3,000人であります。そして、1月現在の県の推計人口からいいますと、本町の場合は住民基本台帳よりも多くて3万9,262名までいっとったかと思えます。議員が言われます単独での市、人口5万が必要ですけども、それを差し引いてみますとまだ約1万1,000人ぐらいは人口増が要るわけでありまして、現実的には、光の森ができて平成17年ごろからは年間に1,000人を超えるような勢いで伸びておりましたけれども、現在は大体700人から800人ぐらいのところかなという感じです。そこから見ますと、32年

度目標の場合は、あと1万という1,000人増えても5万人にはまだ達しないというような状況なんです。

そういった中で、日本の人口も総人口が減少化傾向に出とる。熊本県でいいますと、今年の1月1日の熊日にも出ておりましたように、現在の181万ぐらいなのがまださらに減っていく。これまでの国勢調査で見ても、5年間の単位でいいますと大体2万人から2万5,000人減少傾向なんです。そういった中で、本町としては区画整理事業、光の森もありますけども、第一、第二、さらには集落内開発制度で約380ヘクタールぐらいの家を建てられるようなところがありますけども、そういった中で見てみますと、非常に人口、これからの増というのはどんどんどんっていくと、そういうような状況ではないかと思っております。

ただ、施策としては、十分住宅地としての土地は用意してありますので、人が菊陽町に住むためのいろんなハード面、ソフト面、企業誘致もそうでありますけども、やはり本当に住みやすいような地域、そういう町をつくるのが大事であるかなと思っておりますけれども、現在ある行政課題を着実に住民福祉というところに結びつけながら、将来実現すべく将来像を掲げておりますので、精いっぱいいろんな議員が言われますようないろんな手法はないか、そういうものもまちづくりの中で十分検討を重ねながら、そして活力あるまちづくりを進めていかなければならない、そういうふうな思っておるところであります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私の目的は前に進めることでございます。行政と相対して何か違うことをやろうとは思っておりません。ですから、思いは一緒でございます。議長にもお願いしたいんですが、今中心市街地についてはそのようなことで基本計画は考えないということでございまして、この中心市街地活性化及び均衡ある発展に関する調査研究の特別委員会の設置を要望いたしますし、町長には、我々もそのまちづくりに関しても、今度は都市計画もそうですし、総合政策もそうです、さまざまな分野での勉強し研究しなければなりません。その際はぜひ御協力をいただきたいと思います。議長にはぜひ全協に諮っていただいて、議員として、議会としてそういった町が成長するための施策を町長に提案できる、こういった取組をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

NPOなどの育成によってソーシャルビジネス、コミュニティービジネスの推進ということで問うております。新しい公共という言葉が鳩山内閣のときからうたわれてきました。新しい公共とは、内閣府のガイドラインによる新しい公共の定義としては、官だけではなくて、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財、サービスの提案及び提供主体となり、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり、学術文化、環境雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動というようなこととございます。先日協働の条例もできました。町としてもそのような方向になっていくかと思っております。

そういった中で、まずNPOや企業と協力して社会問題を解決するソーシャルビジネス、コ



コミュニティービジネス、総合計画の中では農業振興でコミュニティービジネスということで取り組むというようなことで書いてはおりますが、まず町としてのこの方向性について、全般的なことで結構でございます、方向性としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ソーシャルビジネス、コミュニティービジネスにつきましては、営利を目的とせず、環境や福祉、教育など、社会的課題の解決に経営やビジネスの手法をもって貢献する企業、NPOなどの社会的企業が生まれまして、社会的課題をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようと、そういうものでございます。本町でも子育てや介護など、幾つかの活動が行われております。また、国の方でも経済産業省ではソーシャルビジネスの推進ということで、地域社会において多種多様な社会課題が顕在化しつつある中に、地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、さまざまな主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むことが推進され、そのことによって行政コストが削減されるだけでなく、地域における新たな企業や雇用の創出等を通じた地域活性化につながることも目的とされております。

本町のソーシャルビジネスの取組につきましては、本町にとって解決すべき社会的課題があり、その課題の解決にとって企業やNPOなどの社会的企業がビジネスとして事業性を確保しながら解決することが有効であれば、ソーシャルビジネスによる対応を考えていくこととなります。また、現在の社会情勢の中はそういったケースも増えてくるのではないかというふうにも考えております。具体的なケースがございましたら、社会的課題として解決すべき内容を地域のいろんな組織と連携を図りながら支援していくと、そういうような役割を町の方で果たしていくことになろうかというふうに考えておるところです。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 社会的課題は、今申し上げましたとおりいろいろあるかと思いますが、現段階では菊陽町は町の行政部局だけでやっというお考えなのか、今のところ具体的にこの分野はNPOなり企業にというようなことは考えてないというのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） どの分野をどのようにしてソーシャルビジネスの取組として行っというふうかというようなことではございませんで、町にとって社会的な解決すべき課題が企業あるいはNPOの社会的企業、あるいはソーシャルビジネスを活用したがよいというようなケースがございましたら活用していきたいというふうに考えておるようなところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） この後、吉本議員が、吉本議員ばっか出して恐縮でございますが、NPOの質問を具体的にされますんで、そこはかかわらないようにしますが、野田議員もお尋ねになる部分もそうですけども、大津町では既にそういった子育てですとか、スポーツ、地域総合など

もNPOでされております。そして、それが独自にさまざまな活動を広げておりますので、やはりそういうものを町としても、アウトソーシングという言い方が行政に合うのか分かりませんが、事務量が膨大でということで、施政方針の中で町長もおっしゃいました。確かに総定数が制限の中でいろんなことを我々が提案しても、行政も手がいっぱいできないという現状もあるかと思っておりますので、まずそこは今後この分野がまず取り組めると、そういう事例はいっぱいありますので、まずNPOに関してはそれをお願いいたします。ソーシャルビジネスとコミュニティービジネス、僕はずっとコミュニティービジネスを言っておりました。これは同義でございます。ただ、課題の範囲がソーシャルの場合はないということです。地域のそういう事業がコミュニティービジネスというようなことでいって、ソーシャルは社会全体ですから、町とかそういうものに縛られないというくくりの違いのようです。

そこで、これも総合計画の中で、農業振興でコミュニティービジネスを展開するなどということで検討されております。この90ページに第6次産業、地産地消の取組を積極的に推進するとともに、コミュニティービジネスを展開するなど、農業の6次産業化を求められますということで、具体的にコミュニティービジネスにそういう着手をされているのか、どこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 総合計画を策定しておりますので、そういうような立場でお話しさせていただきますけど、今計画の中でそういうことを掲げながら、コミュニティービジネスの必要性も感じておるところではございますが、農業について具体的に今立ち上がり検討が具体的にされておるかという、まだちょっとそこまでは行っていないんじゃないかなというふうに感じております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） せっかくコミュニティービジネスをとということですばらしい方向性でいらっしゃいますので、やはりこういうものが地域活性化につながります。地域コミュニティーの話、私もずっとこのコミュニティービジネス、コミュニティーソリューションの話をしてまいりましたが、特に農業の分野でも有効だと思いますので、先ほどおっしゃった社会的課題、これも一つの取組としてできるかと思っておりますので、これは何も地域だけでなく企業も可でございますので、そういったところもぜひ、企業によるこういったものの推進は地場企業にとっても活性化というようなことでございますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

時間もございませんので最後にいたしたいと思っておりますが、総合計画の第4の「みんなで協働して支えるまちづくり」の中にも、民間委託の推進というようなことをうたわれております、これは行革の中でです。それは、今課長が答弁なさったような意味合いでいいのか、ソーシャルビジネス、NPOにもそういうものを委託していくというような方向性として捉えていいのか、また違う意味だったらその答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 行政改革につきましては、財政あるいは人間的部分も含めてなるべく効率化をやっていく必要があると考えますし、またアウトソーシング、外部委託をうまく使っていく方法もあるかと思えます。その中の一環としてソーシャルビジネスの活用という方法もあろうかと考えております。そういう中で、行政コストの削減、そういうものを図ってきたいなというふうなことを書いておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） では、具体的に今ということではないんですね。すいません109ページです、突然申し訳ありません、具体的施策の中に民間委託の推進ということで、何をどのように推進するのかというのをお尋ねしたかったのですが、ありますですか、今答えが、分かりますか、よかですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 事業の中で具体的にこれをということでは、今すぐはちょっと申せませんけれども、効率性の問題の中で外部委託した方がよろしければそういう形をとっていくべきだというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これは具体的な施策として書かれていますから、具体的にお答えにならんといかんわけですね。そして、27年度までの前期の計画ですから、ソーシャルビジネス、特にNPO等、後で質問されますけど、特に吉本議員が質問される内容はもうすぐにでもできるような内容かと思えますので、まずそういうものを行政が指導して、アウトソーシングを進めていくというような方向が正しいのではないかと思います。

5分ほどありますけども、今回私がお話ししましたのは、もちろん国の方針でもありますし、やはりそういうものを有効に利用して、協働、コミュニティーソリューションという言葉を使いますが、民間地域による、民間っていいですか、地域市民による自分たちで解決しているという姿勢を我々も持たなければならぬし、それに対して行政も支援していかなければならない、コミュニティー・スクールに関しましては、地域の力をかりて学校運営を進めていくと、一方的に何かお願いをするのではなくて、学校が地域に何をしてくれるのか、家庭に何をしてくれるのかということ、お互いの3者が一体となって取り組んでいくということも大事だろうというふうに思いますし、中心市街地に関しましては、残念ながらまだその方向性に行っていないということですから、ぜひ今後どのような考えかというものも、この場ではお尋ねませんが、きちっとお話を聞いた上で、我々としての意見を進めてまいりたいと思います。

4分ほど残りましたが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時8分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

今日の通告ですが、第1に通学路の整備について、第2に肺炎球菌ワクチン接種について、第3に防災対策の充実について、第4に白川河川改修についてとしております。

通告に従いまして質問を行いますので、今日は傍聴席の後押しが全くありませんので、執行部はその辺は考慮していただいて、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

第1に通学路の整備についてです。

通学路の整備については、昨年の3月議会、6月議会においても質問しています。通学路については、学校また保護者の方で状況を確認し通学路を指定されると聞いています。整備については、国道であれば国、県道関係であれば県への要望、町道については町で対応するという答弁を受けています。また、横断歩道や停止線、交通規制標識、信号機の設置などの要望は大津警察署へ要望していくということでした。特に、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童などの列に自動車が入り込む事故をはじめ、先般菊池市でもありましたけれども登下校中の児童などが死傷する事故が連続して起こっています。そのため、昨年度、通学路における緊急合同点検が行われていますが、その結果はどうだったのかお尋ねします。菊陽町の対策必要箇所は18か所と聞いておりますが、その点について、まず初めにお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの緊急合同点検の今までの状況、こちらの方から御説明させていただきます。

通学路における緊急合同点検につきましては、今年度登下校中、今議員申されましたとおり、児童らを巻き込む重大事故が全国で相次いで発生したことを踏まえまして、国からの依頼を受けて町内全ての小学校の通学路を対象に教育委員会、建設課、総務課が連携して実施しています。点検に際しましては、まず8月中旬に町内の小学校が、保護者などの協力を得て通学路の点検を行い、危険があると認められる箇所を抽出しまして、抽出した危険箇所の内容を教育委員会へ報告をいただきました。教育委員会は、学校からの報告を受けて、8月下旬に学校、保護者、自治会長など、地域の方と道路管理者である国、県、町、警察署による緊急合同点検を実施いたしました。その結果が、対策必要箇所が18か所となっております。現在、緊急合同点検の結果をそれぞれ道路管理者、それから警察署において対応いただいているところでございます。その中では、状況としまして、今年度中に道路管理者において対策改善が進められる箇所、それから県道ですが、今年度末の工事発注が決まりまして、道路管理者から点検を行

った関係者へ現地での改善計画について説明をいただいております。

そういう状況の中で、年度の整備箇所はまだですかね。

以上、そういう状況でやっております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私の方も資料をいただきましたけれども、通学路の中身で中部小関係が4か所、また南小関係が3か所、北小関係が3か所、武蔵ヶ丘小関係が2か所です。西小関係が3か所、武蔵ヶ丘北小関係が3か所ということですが、いずれにしても早目に対応しないといけないところなのかなというふうに思います。平成24年度、緊急経済対策等で補正とかが組まれていますが、平成24年度に手をつけれる箇所があるのかどうかということと、平成25年度どの程度対策をとれる予算をつけていくのかどうか、この点について今分かってるところがあればお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 一応、この合同点検につきましては、教育委員会が連絡調整を行うというようになっておりますので、私の方で調査した結果を述べたいと思います。

平成24年度整備につきましては、国からの報告はまだいただいております。県道が1か所ございまして、熊本菊陽線、北小校区の中尾入り口が1か所でございます。それから、町道関係につきましては、町道20号線、武蔵ヶ丘中学校前から玄武堂、この部分でこれは町道になります。その2か所が本年度、または本年度から来年度早々にかけてという状況になるかと思っております。

それから、平成24年度から着手するというので報告を受けている部分としましては、熊本大津線、武蔵ヶ丘北小校区の花立地区の1か所が用地等に取り組んでいくという部分でございます。

それから、平成25年度でございますけれども、平成25年度では曲手原水線、南小校区です。こちらは熊本リハビリテーション前の歩道のところ付近になります。それから、中部小校区で2か所、これは町道になります。今申しました曲手原水線は県道でございます。それから、町道の緑ヶ丘41号線、津久礼で井野木工所前付近になります。それから、町道の宮の上道明線、これが山口歯科から下ります町道で、中部小学校の今改築しておりますが、そこまでの突き当たりの交差点部分になります。以上が25年度3か所、県道が1か所、町道が2か所という状況で報告をいただいております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 平成24年度の県道の中尾入り口と武蔵ヶ丘小から玄武堂のところはどういう内容にするのかっていうのが第1点の質問です。

それから、24年度着手する花立地区の1か所はどういう計画かについてお尋ねをします。

それから、25年度は、私の校区なんですけど、西小は3か所対応をしなければいけない点検

状況が上がっているんですけども、25年度にはこの西小の対応はされないのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のお尋ねに答えたいと思います。

まず、県道熊本菊陽線中尾入り口でございます。北小校区になりますが、こちらは要望としましては信号機の設置という部分が大きかったのかなと思いますが、現状として対応していく部分と当面早急に対応する部分として、中尾の方から県道をまたぐところが横断歩道がございますが、横断歩道を渡りましてJ R豊肥線沿いの歩道がございます、県道の歩道です。そこに今ガードレールで車道と歩道を分けておりまして、ガードレールが幅が広いもんですから、子どもが横断歩道に立ったときに通行車両から子どもが見えないという部分を解消するためにガードパイプへ、小さいパイプへ、車止めの機能を持ったガードレールのかわりに見通しのきくパイプへ変更したいということと。それともう一点、照明灯が横断歩道に道路照明が立っておりますので、こちらは見えにくい場所に今照明灯が立っておりますので、それを位置をずらして横断歩道に立ったときに見えるような状況をつくるという部分が、早急に手当てをしていただくというところで報告を受けております。

それから、武蔵ヶ丘中学校から玄武堂の間については、今現在カラー舗装等を行ってまして、視覚的な制御をかけております。交通車両が注意するようというところで、そのプラスチックのポールなんですけど、これが車と歩道歩行者を分けるという部分で設置されておりますが、この辺の問題点の改良を早急に行っていただくということで今聞いております。

それから、24年度からの花立地区の部分ですが、ちょうど県道の熊本大津線で高速道路が横断しております。そのポイントになりますが、向陽台から武蔵ヶ丘北小学校へちょっと来た部分になりますけど、トミタマイカーというところがございまして、その県道北側の歩道が今未整備でございますので、この部分の用地交渉から入っていきたいという部分で、今県の方から報告をいただいております。

それから、あと西小学校の部分が来年度25年度では今のところ報告を聞いておりません。ですから、今後の中で予算措置なり、計画、検討を進めていかれるという部分で改善に取り組んでいただくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の西小のところなんですけど、県道新山原水線の新山公園先の味菜から杉並台方面に抜ける町道のところなんです。私はいつも具雑煮の前というか、あそこでいつも宣伝をするんですけども、非常に杉並台の方から子どもさんの通学がもう驚くほど多いんです。それで、あそこは両方、誘導される方とそれから保護者の方と立ってらっしゃるんですけど、やっぱりあそこの出入りのところは、子どもの数からして非常に多いし、かなり早目に対応を、いろいろほかの箇所がありますからそこだけとはいきませんが、できればあそこ

は非常に危ないのではないかと思いますので、平成25年度に何とか対応できるように要望しておきたいと思います。

それから、通学路については、今質問したところで、地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中的支援ということで、国からのお金も防災安全交付金ということで来るのかなというふうに思いますので、ぜひ平成25年度での事業を追加でも要望しておきたいと思います。

それから、子どもの、これは通学路ではないソフトの面ですけれども、登下校中の安全対策について、今PM2.5、微小粒子状物質による大気汚染が大きな問題になってまして、この心配が保護者の方からもあるかと思います。登下校中だけではなくて学校の方でどういうふうに今対応を考えられているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。ちなみに、荒尾市などでも、市の教育委員会では70マイクログラムを超えた場合は、もう屋外の運動を避ける方針とか一応決められたということで熊日でも報道されていましたがけれども、菊陽町の今の対応についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの学校での微粒子状の物質PM2.5についてのお答えをしたいと思います。

まず、微小粒子状の物質をPM2.5ということで一般的に言われてまして、2.5マイクロメートル以下ということの超微粒子です。ということで、大きさにしては漠然としてますけど、髪の毛の30分の1程度の大きさという状況ですので、やっぱり見えない、いつの間にか吸い込んでしまうというような大きさになるかなと思います。これにつきましては、ちょっと説明をしたいと思います。まず、前段として説明して、学校での取組を御説明したいと思います。

国の環境基準がまずございまして、これが平成21年9月に告示されておまして、環境基本法第16条第1項という規定で、微粒子状物質の大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準ということでうたわれております。これにつきましては、国の定める環境基準ということですが、今申しました微小粒子状の物質に係る環境基準は次のとおりとするということで、1年間の平均値が15マイクログラム、1立方メートル当たり、1メートル、1メートル、1メートルのサイズの中で15ミリグラムかつ1日平均値が35マイクログラム、パー立米ですけども、以下であることということで制限されております。これは一般的に事業者が排出する微小粒子という考え方でもいいのかなとか、車の排気ガス関係になってくるのかなと思います。そういう部分が国での基準がございまして、それを受けて、最近中国からの黄砂にまじったPM2.5の飛来について問題になったものですから、2013年2月27日ですけども、環境省の専門家会合というのを持っておりまして、これが27日に住民に外出を控えるよう呼びかけるなどの注意喚起を行う濃度としまして1日平均70マイクログラム、倍です、国の環境基準の倍の基準を超すとときに暫定指針と定めておまして、それについては健康を守るために望ましいとされるPM2.5の環境基準値は35ミリマイクログラムなん

ですけれども、指針の値がこの倍、70ミリマイクログラムになったことについては、これがその専門家の会合の座長であります京都大学名誉教授の方の記者会見でございますけれども、どうして倍になったかという質問に対して、環境基準は非常に厳しいと、そういう中でこれを超えてもすぐに健康に被害が出る値ではないということと言われております。ただ、そのときつられて指針としましては、健康な成人を想定してつくった値であって、子どもや高齢者、肺の持病を抱える人などは、この値に達しなくても注意してほしいということで考えられた値であるということが根本になってまいります。

これを受けまして、同じく13年3月5日に熊本県の環境生活部局長より注意喚起依頼通知が初めて参りました。そういう中では、熊本県の場合は、朝の5時から5、6、7時、各1時間、3時間になるんですが、これの各1時間の値で県内18か所、自動観測する場所がございます。その中の一つが、今先ほどもあった荒尾の方が1か所観測地点が該当しておりますが、県内18局のうち一局でも85マイクログラムを超えている場合は、熊本県の場合は日平均値が70ミリグラム、先ほど言いました国が決めた70ミリグラムという暫定指針、これをその日の1日はこれを超える可能性があるということで、午前8時までに熊本県が県民に対して注意喚起を、お知らせを行うようになっております。私も登録しておりますので、午前8時までにはPM2.5のおそれがある場合はすぐメールで携帯電話の方に入るようになっておりますし、それを登録していただきたいというのが、県の環境課が皆さんに県民全体に登録してほしいという部分のコマーシャルも含めておりますが、登録してほしいということでございます。

などを受けまして、菊陽町の教育委員会としましては、もうすぐだったんですけど、3月5日に、その同日なんですけれども、微小粒子の対応について注意喚起がすぐなされました、5日の日に県の方からです。教育委員会としてはどういう対応をとるかということで、先ほど申しましたように、この数値は健康な成人を想定してつくってあります、ですから子どもや高齢者、肺の持病を抱える人などについてはなお注意してくださいということでございますので、教育委員会としては、各小・中学校に対して屋外活動及び校外活動は中止とします、屋外の学習活動、部活動、休み時間等、屋外での学習活動、遠足等は中止ということになります、その日はです。その夜中にそれが解除されます、12時にです。そういうところです。それから、呼吸器系の疾患がある児童・生徒は保護者と連携して慎重な行動に配慮することとしておりますので、まずその当日、菊陽町ではニュースで武蔵ヶ丘北小学校の方がお別れ遠足を予定しておりまして、それを中止をいたしました。それで体育館で食事をとっているところが報道されております。登下校につきましても、学校の生活等につきましてもそういう状況で、今注意喚起をしているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 通学路に続いて登下校中の安全ということで答えていただいております。緊急にこういう問題が出てきているので、またしっかりと対応していただきたいと思ひます。



それでは、次の2番の肺炎球菌ワクチン接種について質問をいたします。

熊本県の後期高齢者医療広域連合というのがありまして、今回2月14日に議会がありまして、私は初議会だったんですけれども参加してきました。平成25年度に広域連合の方で肺炎球菌ワクチン接種助成モデル事業というのを実施されます。これは、県内15市町村が希望、手を挙げて、結果的には熊本市は入らずに、熊本市以外の14自治体で実施することになりました。肺炎球菌ワクチンというのは、皆さん、子どもの肺炎球菌ワクチンというのは聞かれたことがあるかと思いますが、高齢者の死亡原因の第4位が肺炎ということで、その肺炎の予防という観点から、広域連合で議員の方から提案をされて今年度25年度にモデル事業として行うというふうになったものです。全国の広域連合においては、1,000円、2,000円、3,000円とそれぞれ助成の幅が違いますけれども行われておりまして、九州、沖縄においては福岡、佐賀、大分、沖縄の4県が実施をされています。

この肺炎球菌ワクチンというのは5年有効になるんです。だから、1回接種すれば、毎年接種をしないといけないというインフルエンザとかとは違っていて、5年有効であるというところなんです。広域連合では、この事業については予算が1,400万円つきましてモデル事業がスタートしました。このモデル事業は大体1回接種をすればおおよそ7,000円の負担の中の2,000円を補助するというのが今度の中身なんですけれども、今回町としては希望がなかったということなんです。私自身はやはり予防という点からは、広域連合では全自治体に、そんなにお金が多額ではないですから、ぜひ接種を広げて予防していったって医療費を抑制していくということで、非常に大事ではないかというのを一般質問でも質疑でも取り上げたところです。今回菊陽町がなぜ希望されなかったのかっていうところの理由があるかと思いますが、ぜひこの点について担当課の方からお願いします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 今モデル事業については議員の方から御説明がありましたので、このモデル事業について今回応募しなかった理由としては、モデル事業についての説明が広域連合からあったわけなんですけれども、事業としては広域連合が主体となり、接種助成金の助成方法、それから実施する医療機関での問診や5年経過せずに接種した場合等の副作用の説明など、基本的な考え方、方針が示されました。25年度のこのモデル事業を希望しなかった理由なんですけれども、広域連合では今回実施要綱が示されず、その基本的な考え方、方針の中で参加する市町村が分担しなければならない業務やワクチン接種者の5年以上間隔をあける接種履歴の管理方法、また副作用による健康被害への対応など、まだ不透明な部分がありましたので、今回1年目の希望を見送ったものです。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 実施要綱が示されなかったということなんですけれども、私は広域連合の方にお尋ねしたときは、各自治体の担当者の方に説明を行っているということだったので、そのことがどうだったのかということと。

それから、実際肺炎球菌ワクチンの接種は、このモデル事業が始まる前に、荅北とか大都町とか、玉東とか、65歳からしてるところもありますし、いろいろあるんですけども、実際そういうふうには実施されていますので、不透明なところがもしあったとすれば、それは広域連合の事務の方にしっかりとお尋ねいただいて、これは町がお金を出す分ではありませんので実施ができたのではないかというふうに思います。

それと、今回モデル事業で手を挙げなかったのであれば、町独自でもしこの助成を、2,000円の補助をするとすれば、大体どのくらいの人数で幾らぐらいの予算なのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 今75歳以上の方の人数で計算しますと、大体人数が3,150名いらっしゃいます。これを2,000円で掛けますと費用的には630万円というようになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 3,150名の方が全部するわけではないですよ。だから、やっぱりその中の、そしてまた5年なので、例えば年間でいえば100万円とか、そのくらいで済むのではないかと思います。町独自で今回する計画はできないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 先ほど申し上げましたけれども、5年以内に再接種した場合の副作用の可能性や個人ごとの接種履歴の管理方法が不明であるとの課題があると考えております。本町でこの事業を単独で実施する場合、先ほど言いましたけど、5年以上にわたる接種履歴の管理を行うためのシステム改修が必要となってまいります。これは費用的にも技術的にも容易ではありませんので、これからの広域連合やモデル事業を実施する市町村の取組を把握して検討したいというふうに考えております。

それから、今現在全国医師会を中心に肺炎球菌予防接種の定期化に向けた取組がなされておりますので、この動向も見守っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 菊陽町の疾病の中で肺炎の罹患、その辺はどうですか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 後期高齢者医療連合からの統計があるわけなんですけれども、23年度中、肺炎による罹患患者数というのは710件報告されております。

（16番小林久美子君「それは町内だけ」の声あり）

これは県内です。市町村ごとというのがちょっと出ておりませんでしたので、今県内の数で710件ということで申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、肺炎の710件だけでは何番目とか、ちょっと分からないので、多分上位に位置していると思いますので、引き続きぜひ検討していただきたいと思います。5年以内の、把握していくという事務量とか、その辺の問題があるかとも思いますが、他の自治体でのことも参考にされて、ぜひ前向きに検討していただきたいということを述べて、次に移ります。

次が防災対策の充実についてです。

九州北部豪雨から8か月が経過しようとしています。数か月後には梅雨の時期を迎え、不安な思いも抱えています。今後の豪雨災害に対する備えに関して、災害の想定はどのようにされているのか。豪雨、台風、地震などが考えられると思いますが、今回は白川の河川改修等の関係もありますので、特に豪雨、台風などにちょっと狭めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 豪雨に対する暴風等に絞って災害に対する想定ということでありませう。

昨年の7月12日の豪雨による冠水、河川の逸水等が当面考えられる最大の被害想定になろうかと思えますけれども、基本的な部分で申し上げますと、豪雨につきましては、各家庭にもお配りしておりますハザードマップ、その中にも掲載してありますとおり、白川、それと堀川の浸水想定区域がございます。また傾斜30度以上で高さが5メートル以上の急傾斜地については、土砂災害警戒区域として指定し、警戒態勢を強化することとしております。

なお、昨年7月12日の豪雨などにより、道路が冠水した地域、河川の逸水のあった地域、先ほど申し上げた部分と重なる部分がございますけれども、土砂災害警戒区域に重点を置いて、菊陽町及び上流域の雨の量、河川の水位、地域の状況を町職員、本部機動隊、消防団、自治会や自主防災組織、その他の防災関係機関や団体とも連携を密にしながら、状況を早期にかつ的確に把握し、早目の警戒態勢を整えていくこととしております。

また、町の地域防災計画の中では、福祉や医療、衛生関係の施設、鉄道や航空機などの事故や災害、ガスや電力施設の災害についても定め、国、県をはじめ、防災関係機関や団体との連携により応急対策を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 昨年9月議会でもたしか質問をしたと思いますけれども、その中には、第1に役場内の情報収集体制で避難勧告が発令できるような仕組みづくり、第2に地域の消防団や地域の皆さんとの連携、それから第3に県に対しては白川の水位を監視するための水位計、監視カメラの増設を要望する、第4に防災行政無線、サイレンを組み合わせた情報発信、雨の場合は非常に聞こえないというのもありますので、そういうものを、メールサービス、エリアメールの活用等あったんですけれども、具体的に防災計画の中にマニュアルとして入れ込んでいくという答弁だったかと思いますが、特に昨年の9月から半年の間で改善され

た、対策が一步進んだところがあればその点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今ありました中で、警戒態勢から防災対策本部の設置、その間に早目の避難勧告の体制づくり、それから地域との連携等々について、具体的な一つ一つの部分について今段階的なものを整理しておる状況でございます。

また、防災行政無線が今デジタル化を進めておりまして、これが今度の梅雨に間に合うかどうかのタイミングでございますけども、その無線の切替え後の状態等の点検も必要かと思っております。いずれにしても、防災無線についてはそれが全ての全1万2,000戸にきちんと通るといことはなかなか難しい状況がございます。今おっしゃったように、豪雨の際には、また夜中とか昼間とか、条件次第では雷も鳴りますし、厳しい状況もございます。

そういう中で、携帯メールの話も今されましたように、活用できる部分もございますので、そういった組み合わせをきちんとできるような体制づくりを進めたいと考えているところでございます。

もう一点は、今日の朝の質問の中にもございましたけども、避難所の開設をどのようにするかというのもポイントがあると思っております。確かに、地域公民館がまず1番目の住民の皆さんの集まる場所でありまして、そこで要援護者等の確認をいただくとともに、必要に応じて救出、それから早目の避難をやっていただくというような体制づくりから始まって、ただし町が避難所として今指定しておりますところにおいていただく中で避難所をどのように体制をつくっていくか、そこも課題としておりまして、その部分のマニュアルも今完成に向かいつつありまして、後で質問があります備蓄関係のものとの関連と職員それから地域、220名の職員だけでは平日とそれから休日の対応で変わってきますので、そういった部分の体制づくりを整理しているところでございます。

また、これは防災行政無線の予算化のときにも申し上げましたけども、行政無線にはスピーカーで流すものと、戸別受信機を設置していくものがございますので、本年度の当初のこの前の入札があった部分につきましては、地域の区長さんと消防団の幹部の方々に配付しながら、予算の残等もございますので、その分も活用しまして、地域の方にできる範囲でおろしていきたいと思っておりますが、最終的に課題として残るのは、やはりどうしても聞こえにくい、マンションの陰であったり、どうしてもスピーカーでは聞き取りにくい箇所等があるというのは、それと車の通りが多いところあたりが聞こえないという課題も感じておりまして、そこにどれだけ対応していくのかについては、一つ一つ今回のデジタル化の完成後に検証しながらチェックしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ちょっと聞きそびれたんですけど、結局一番最初に7・12の豪雨災害のようなことが起こり得るという想定でいろいろ組んでいくのか、それともあれは1,000年に

一回とか、非常にまれなものということで考えてやるのかによって随分中身が違うと思うんですけど、それは今どういうふうを考えられているのかを、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

鹿児島県の奄美大島では、平成22年、23年と2年連続での人的被害、浸水被害、土砂災害とかあってますし、また平成24年度も台風で被害を受けてるんですけども、町においては同規模の降雨がある可能性を前提に対策をとっておくべきではないかと私は考えますが、今どういうふうにご検討されるかというのが1つです。

それからもう一つは、防災無線のデジタル化はかなり多額のお金をかけて今やられているわけなんですけれども、それは戸別の受信とか、今までにない内容がどういうふうに含まれるのかについてもお尋ねをしたいと思います。

3つ目ですけど、以前は食料の備蓄とかというのは余りなくて、ほとんどスーパーとかそういう飲料会社と協定を結んで、水の備蓄しか、私が以前質問したときはなかったんですけども、その後の食料の備蓄とかいろいろやられてますので、今の状況と今後の計画がどうか、それから一緒に福祉避難所の物資の充実も続けて答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） まず、第1番目の想定災害ということでありまして、先ほど町の地域防災計画というお話をされましたときに、町では今までの災害というのを一覽にしまして、それから想定を、想定といいますか、最大のものに対応すべく資料の整理は行ってきております。冒頭に地震の場合は今回は控えるというお話がありましたので、そういったものも含めてもろもろを含めてどこまで対応していくのか、町だけでは対応していけない部分をどのように自衛隊等と消防署、警察等との連携を含めてやっていくのか、後であります備蓄についても、町だけで全ての3万9,000の人口の方々に食料を提供できるわけではありませんで、そういった部分も県、国等との連携の中で対応をさせていただくというような部分で整理していったつもりでございます。したがって、当面は7月12日の災害の想定が一番と思っておりますが、ただし地震とかほかの災害も想定はしないといけないというような状況の中で整理していただいているということでございます。

2番目の防災行政無線につきましては、基本的には今回対応しておりますのは、本体と、それから子局について、国の方針もありますしデジタル化を進めるということで、そのことにより消防署との連携、それから双方向もろもろの可能性が出てくる部分がございますが、一度に全ての対応をするということではございませんで、デジタル化を最小限でやるということ。

それから、戸別受信機につきましては、従来の防災無線におきまして、区長さんあるいは消防団の幹部等々には配布している状況がございまして、今回も最低限同じような形で、あともう一つつけ加えさせていただきたいのは、今までのアナログでの戸別受信機もそのまま使えるということでございます。そのような状況の中で、戸別受信機、今配布しているもののデジタル化に更新させていただくと同時に昨年度の被害のあった部分、あるいは聞こえにくいとこ

ろ等の対応について一つ一つ押さえていくということでございます。

3番目は備蓄でよかったですかね。

(16番小林久美子君「備蓄は、そしたら備蓄はまた次に聞きましょうか」の声あり)

食料など備蓄の状況と今年度の計画はどうなっているかでよかった。

(16番小林久美子君「簡単でいいです」の声あり)

簡単、簡単ですね。

簡単ですけども、災害の発生状況によりますが、まず避難場所が一つポイントがあるかと思えます。6つの小学校、2つの中学校、6つの町民センター、町民体育館、町民グラウンド、杉並木公園、光の森多目的広場、2つの地域公民館、合計20か所の避難予定場所を定めております。あと、福祉避難場所が10か所と定めているところでございます。これを念頭に置いた中で、まず備蓄倉庫の整備として、平成23年度に役場敷地内に設置いたしまして、現在三里木町民センター敷地内に設置するよう工事を進めており、さらに（仮称）光の森複合施設の完成に合わせて備蓄倉庫を設置してまいります。

次に、当該備蓄倉庫に収納しているものとしたしましては、平成23年度に非常用食料のアルファ米、乾パン、カロリーメイトロングライフを計1,040食、生活必需品の災害用マンホールトイレを3セット、毛布を200枚、救急品22人用を3セット備蓄し、現在今言いましたアルファ米、乾パン、カロリーメイトロング2,080食、トイレ3セット、毛布200枚、救急品22人3セットを購入を進めております。また、25年度においては、同様にアルファ米、乾パン、カロリーメイトを2,080人分備蓄する計画であります。28年度には最大値の1万2,000食以上を備蓄するよう進めていきたいと思っておりますし……。

○議長（大塚 昇君） 答弁者に申し上げますが、ゆっくり、もう少し声を大きくして答弁していただきたいと思えます。

○総務課長（實取初雄君） 分かりました。

また、今申し上げましたのは町内に備蓄するものでございまして、後で福祉避難所における備蓄についても説明があるかと思えますが、そのほかに、町当局だけでは備蓄は到底無理な部分がございますので、1つには町内大手スーパー2社との間で緊急時における物資等の供給に関する協定書を締結しており、町の要請に応じて食料品、飲料水、日用品、医薬品、医療などを供給してもらうこととしております。その他、農林水産省の米穀など、あるいは熊本県の乾パンなど、大津菊陽水道企業団のペットボトルなど、日本赤十字社の救援物資などが保管されています。

最後に、各家庭に置かれましても、非常持ち出し品の中に最低3日分の非常用食品を入れておいていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。宮本課長さんには申し訳ないんですけど、文章でいただいていいでしょうか。大変申し訳ありません。食料などの備蓄と福祉避難所の物資の充実、それから非常に大事な問題なんですけれども、直接またお伺いして、そしてやっぱり災害のときの要援護者です。物資の前に本当は人の方が先なので、要援護者の計画をこの間つくられてきてると思いますが、先日熊日にも掲載されてたようにそれを支援する人が非常に足りない、昼間だったらもう仕事に行ってる、それからそういう問題で、熊本市内ではそういう訓練もしてるということでしたけれども、その問題はまた、申し訳ありませんが次の議会にそのことを含めて質問させていただきたいと思いますので、準備していただいて大変申し訳ありませんが、後で個別に教えていただきたいと思います。

それでは、4番の白川の河川改修について移ります。

この白川の河川改修につきましても、前回の議会で取り上げていますので、その後今後計画がどういうふうに今組まれているのかということは何点か質問したいと思います。

まず、被害箇所への復旧を取り急ぎ実施をするということで、しゅんせつや掘削、川幅の拡幅については、なかなか河川整備計画等がなければできないというような答弁もいただきましたが、当面の原形復旧、いつどの程度行われるのかについて、ひとつ質問したいと思います。私もちょっと日時は覚えていませんが、県の土木事務所の方とずっと河川を菊陽から大津まで、調査と一緒に同行させていただいたんですけれども、またいろいろ計画もつくられていましたので、この菊陽町に関する計画はいつどの程度、どういう計画で行われるのかというのが第1点です。

それから第2点目は、河川整備計画の策定が必要だというふうに要望しているということでしたが、県は今どういう反応なのかという点についてお尋ねをします。

それから、第3点目ですけれども、下津久礼、特に下流の方で川がみらい大橋の下が蛇行して、熊本市の方から逆流してくる問題とかありますが、これは前回お聞きしたときは、松村課長さんは河川改修が必要だというような答弁でしたけれども、この問題等はその後どういふふうになっているのか、この3点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） ではまず、今後の計画ということで申し上げたいと思います。

白川の災害復旧につきましては、河川管理者であります熊本県に対して、早急な災害復旧、河川改修について繰り返し要望を行ってきたところであります。

復旧計画につきましては、広報きくようの昨年11月号、12月号及び今年2月号でお知らせしていますように、12月10日から14日までの5日間にかけて、町も同行しましたが、地元説明会が行われ、今後の復旧のスケジュール等について説明があったところであります。今回の豪雨被害については、被災した箇所をただ単に復旧するだけでなく、再度の災害を防止するため改良復旧も実施する計画とされています。県では災害発生直後から被害状況の把握に努められ、緊急的な災害関連事業の着手に向け、国と協議を行いながら検討が進められて、今後お

むね3か年で緊急的な河川改修を進めることとし、家屋浸水被害の解消に向けて検討されているところであります。

再度の災害を防止するための災害関連事業につきましては、予算の成立が昨年12月であったことから、今年1月から測量設計が行われており、それに基づきまして今月中に地元説明会が計画されております。改修計画は家屋浸水防止を中心に、先ほど議員が言われました堤防のかさ上げ、河床の掘削、河川の拡幅等であります。このため、今後の計画は部分的に用地買収が伴いますので、境界立ち会い等を行い、用地買収を実施し、文化財調査が必要な箇所は調査を行い、工事に着手される計画であります。また、用地買収を必要としない災害復旧につきましては、既に着工されている箇所もありますが、順次工事に着手される計画であります。

町としましては、今後も県に対しまして迅速な災害復旧工事の着手を働きかけるとともに、抜本的な白川河川改修計画策定についても引き続き要望してまいりたいと考えております。

次の2番の河川整備計画についての御質問ですけれども、河川整備計画については、昨年8月31日ですけれども、県に対して白川の護岸災害復旧とあわせて、今後の災害防止のため、河川整備計画を早急に策定し、今河川改修を行うよう要望しているところでございますけれども、県の見解で申しますと、まずは熊本市で今から行われます河川改修がある程度進んでからでないと、上流であります菊陽、大津については河川整備計画の策定は難しいということでございます。それと、下津久礼の蛇行しているところで逆流ということでございますけれども、これについては上津久礼と下津久礼の方から町に対しまして、白川河川改修計画についてということで陳情書が上げられております。これをもとに、県の方に先月2月21日に両区長さん、区の役員さんを入れて要望しておりますけれども、その中でみらい大橋下流の下津久礼地区への逆流防止対策を施してほしいということで要望しておりますので、これについては県の方で検討していくということをお願いしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねをしますが、やはり白川の改修というのは、立野ダムと大きく影響してくるということで、前回町長は立野ダムがあればもう少し時間調整が可能だったのではないかとというようなお答えだったんですけども、私自身は今立野ダムは421億円、お金がすぎ込まれて、立野ダム最初のときの計画は425億円というふうに言われてたんですけども、今917億円、倍近く増えているんです。このお金が河川改修につき込まれれば、今回の災害は防げたのではないかとこの部分と、それとダム計画があるとその分ダムがこれだけ水量を調整するので、堤防が低く計画されるという中身があるというふうに思います。先ほど實取課長さん、前回の7・12豪雨の量を想定するというのであれば、ダムを待っていたらまた同じような災害が起こるのではないかっていうのが、私はそういう建設の専門家ではないんですけど、素人的にはそういうふうな部分と、ダムにお金をそれだけ使うのであれば河川改修にもっと使った方が効率的ではないかとこのように考えるんですけど、その点についてはどの



ようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この白川の改修でありますけども、国、県の方に要望しているのは、このダムの建設とともに白川の抜本的な改修計画、これをつくって進めていただきたいというところでもありますけど、現時点では今回出されておりますこの白川の河床の掘削、また洪水災害があるかも分かりませんので、そういうようなところで今出されておる計画を早急に進めてもらうとともに、ダムの方と、そしてあわせて白川の河川改修、菊陽から大津間はまだできておりませんので、そちらを早く示していただきたいということでもあります。そういうところで思っております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私たちの提案なんですけれども、町長はダムも考えながら河川改修ということですが、立野ダムを含まない河川改修、それから遊水地計画です。阿蘇など黒川周辺では遊水地とかできてるんですけれども、この菊陽町でも遊水地の計画などを遅くとも5年以内にぜひ完了していただきたいということと、情報伝達とかハザードマップの整備などを早急にできるところは行っていただきたい。あと、立野ダム計画は凍結して、やはりもっと地元へのきめ細かな説明の場を設けてほしい。それから、治水対策のあり方、費用、安全性、環境、観光、地域経済のテーマごとの県民が参加できる、町民が参加できる、そういう討論集会を開催してほしい、そういうことを今考えて、提案を最後に述べて終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時8分

再開 午後2時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 皆さんこんにちは。議席番号No.9 芝議員です。

本日はありがとうございます、雨の中傍聴に来ていただいて、本当に感謝をいたしております。

自民党、公明党連立による安倍政権が誕生して、経済問題、いわゆる経済の再生、外交、防衛政策は力点が置かれております。強い日本に向かって日一日と前進していますが、東北の東日本大震災の復興はまだ遅々として進んでおりません。我々も一生懸命応援をしたいと思っております。

なお、日本国内の状況はというと、国外、北朝鮮それから中国、ともに共産圏の国でありま

すが、尖閣の領有権をめぐる、あるいはミサイル、続いて核実験等を行う、非常に怖い国が隣にあります。我々は一生懸命日本の国を守るために、平和ぼけをしないで頑張っていかなければいけないと思います。

前置きはこれぐらいにして、さて質問は、男女共同参画事業について、（仮称）光の森複合施設及び多目的広場の活用について、光の森駅利用者の駐輪場について、それから交番の設置について、小・中学校通学路の安全確保について、細部については質問席で行います。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 第1項の男女共同参画事業について質問をいたします。

第5期菊陽町総合計画の基本構想前期基本計画「みんなで協働して支えるまち」、第2章男女共同参画の推進について問います。

非常に立派な町の計画ができております。こういう立派な計画ができてますけども、私としては非常に不満が多いところであります。なぜならば、中身がちょっと濃くないということです。それでは、第1項目の男女共同参画について、意識の啓発、体制づくり、施設等を進めていますが、町長としてのこの事業に対する見解を述べていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えいたします。

男女共同参画につきましては、男女共同参画社会基本法が平成11年に施行されまして、男女共同参画社会は男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会と規定されております。本町ではこの視点に基づきまして、町民の誰もが自由と平等を享受し、性別にかかわらず、自分の意思に基づく生き方が実現でき、男女がともに支え合い、そして安心して生活することのできる地域社会の実現を目指し、平成21年に菊陽町男女共同参画計画を策定しまして、男女がともに歩む明るい心豊かな男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいるところであります。そういった中で、後の質問にもありますけども、昨年12月28日に菊陽町男女共同参画都市宣言も町民の皆さん参加のもとに行ったところであります。

今後におきましても、菊陽町の女性と男性が、それぞれ自立した一人の人間として互いの個性を認め合い、真に平等な立場で家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画できるようなまちづくりを目指して、男女共同参画社会推進懇話会や菊陽町男女共同参画さんさんの会の皆さんとも連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今、述べていただきまして、誠に結構だと思います。

しかしながら、この男女共同参画都市宣言後の努力目標と、それから効果について具体的にはどうなったのかということをおひとつ上げてもらいたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 町では、先ほど町長が申し上げられましたように、男女がともに自らの生き方を選択でき、その選んだ道を実現できるまちづくりを積極的に推進するとともに、町、町民、学校、事業所などが一体となり、男女共同参画社会づくりに取り組む姿勢を明らかにし、なお一層その機運を広く醸成することを目的として、昨年1月28日に菊陽町男女共同参画都市宣言をいたしました。

具体的な内容は、質問とずれるかもしれませんが、平成21年に策定しました菊陽町男女共同参画計画が平成25年度までの計画でありますので、その計画に対する状況について申し上げます。各種の委員会や審議会委員等の女性登用率の目標を30%として取り組んでおります、1つはです。計画策定当初の平成20年度は19.7%でありましたが、平成23年度末では21.7%となっており、少しずつではありますが着実に成果が上がっております。さまざまな分野における政策、方針決定、家庭に男女が対等に参加することは、男女共同参画を推進する上で重要な課題の一つであります。審議会等における女性の登用や管理職への女性の登用など、女性の政策、方針決定過程への参画をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今、総務課長から説明を受けましたけれども、内容としては家庭、地域、学校、それから若者、職場、働く男女、結婚、子育て、それから高齢者、介護などの未来の達成像を小さくうたってありますけれども、そういう中でいろいろ、さんさんの会とかああいう団体の方が頑張っているんですけど、じゃあ町としてこういう計画を出した場合に、やはり率先垂範というのが、僕はそういう理想像だと思うんです。町はこういうことをやりますよ、自分たちはこういうふうな模範を示しましたということで、やっぱりそれが住民の中、町民の中に理解をされて、もともと男女が共同して生活をするというのはもう基本でありまして、これは昔から同じだったと思うんですよ。私も結婚以来、女房が働いておりましたから、いろんな面で共同しながら生活をしてきて現在に至っております。

そこで、現在登用されている町政の、町の中の女性管理職、これについて伺います。その配置は適材適所か、あるいは管理職会議等で企画、提案などできるポジションかというふうに質問に上げておりますが、現在何名管理職の方がいらっしゃるか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまの質問の中で、③と、それからその下の(1)、(2)も質問の中に申されましたけれども、(1)、(2)はなくて、本体のみでよろしいでしょうか。

（9番芝 和長君「うん」の声あり）

女性の課長以上の管理職職員でございますけれども、現在1名で、課長以上の職員の約3.6%であります。そのほか課長補佐では14.3%の2名、保育園長を含めた係長は39.5%の15名、参事クラスになりますと75%の21名となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今、細かく数字を言われましたけど、私が議員になって覚えているのは、女性会計管理者ですか、それから村田課長は何だったですか。

（総務課長實取初雄君「健康・保険」の声あり）

健康・保険課長です。そういう方がいらっしゃいましたけども、ともに在職は1年か一、二年、短命だったと思います。それで、こういう町職員の中に男性でないといけないという面もあるだろうし、また女性であるという細やかな視点を持った、考え方の方がいらっしゃると非常にうまくいくんじゃないかなと。例えば、介護あるいは子育て、そういう職務にある方が女性であるというのは、やっぱり女らしい、女性らしい視点で物を見詰めて、問題解決に当たるというふうな観点があるんじゃないかなと、そのように思います。

次の質問ですけれども、出先機関に女性管理職はいますか。いるとすればその数を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 出先機関の課長以上の女性管理職は1名です。また、保育園長を含めた係長は11名、参事は11名となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 大体分かりましたけど、例えば滋賀県の大津、ここに女性市長がいらっしゃいます、しかも弁護士さん。それで、県知事も女性の嘉田さんです。嘉田さんについて私もちょっとその人が理解できませんけども、大津の方の市長さんは中学生の自殺の問題で涙を流して解決法を早急にやるというふうに、そして速やかにその対処をやられたというのが、やはり女性であるためにそういう観点で物事をすぐ進めるというふうには僕は感じたんです。それは女性という優しさがやっぱり優先して出てきたんじゃないかなと、そのように感じました。これは私個人の意見ですから、皆さんはどういうふうにお考えになったか分かりませんが、そういうことです。男女共同機会均等法の観点からすると、次の質問で伺いますけども、この町は教育長は男性です。それから、副町長も男性の方がいらっしゃるわけです。非常に申し訳ありませんけども、町長に直接伺います、この次に採用されるとき、女性の登用は考えていらっしゃらないかと。隣の大津町は教育長は女性です。そういうこともありますので、隣の町に右へ倣えとは言いませんけども、そういう気持ちがあるかないかということ伺いたしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の質問でいうと、幾つか飛んでおりますけども。

（9番芝 和長君「いや、大体いいですよ」の声あり）

ただいまの質問にお答えいたします。

副町長につきましては、私が議会の同意を得て選任をいたしますけれども、副町長には人格が高潔で識見を有する者のうちから、町長である私を補佐し、菊陽町長である私の命を受けて政策及び企画をつかさどり、そして職員の担任する事務を監督し、さらには菊陽町長の職務を代理する者としてできる適任者を選任することとしておりまして、女性、男性にかかわらず適任者をと考えております。

次に、教育長につきましては、教育委員会において委員の中から任命を教育長はされますけれども、私が議会の同意を得て、やはり同じく人格が高潔で識見を有する者のうちから、女性、男性にかかわらず適任者を教育委員として任命することといたしておるところであります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今、説明がありましたとおり、非常にそういう、採用するという余地はお持ちになっていらっしゃる。これは非常にいいことだと思います。町長が率先をしてそういう行政をやられるということになれば、この基本構想に示された男女共同参画の実質が上がるというふうに私は考えます。

以上で次の質問に移りますけれども、2項目の（仮称）光の森複合施設及び多目的広場の活用についてということでございます。

それで、もうこれは何回も私がばかみたいに質問しておりますけれども、この複合施設の最終設計図は完成しましたか。これは、議員に対しては全員協議会において説明がありましたが、住民に対してのPRはまだ不足していると思います。この設計図についてお願いをします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 複合施設の設計につきましては、3月末を工期としまして、最終の作業を現在進めておりまして、本年度内には設計を完了する予定としております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） それでは、2項めの予算規模、それから3項めの着工の時期、完成時期、これは予測です。これについて教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 費用につきましては、これまで基本計画に約300万円、実施設計に約2,000万円、用地費が土地取得会計から一般会計の買いかえに約5億円を要しています。

今後の経費につきましては、建築工事及び外構工事が約8億円、施工管理費用や耐水性の貯水槽、環境対策の補助を活用した太陽光発電システムの設置も予定していますので、これらの合計が約9億円ということで、用地費を含めると約14億円の予算規模ということになります。

この経費の財源といたしましては、社会資本総合整備交付金として約3億9,700万円、今回の国の補正予算の、いわゆる元気交付金としての見込み額になりますけれども、これが約1億9,800万円を見込んでおります。合わせて太陽光発電設備による環境対策の補助金を予定しておりまして、約3,300万円を予定しており、交付金の合計額は約6億円程度になる予定でございます。

います。さらに、事業費のうち起債の対象の経費につきましては、20%から50%が交付税に算入される経費とされているというような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 大体分かりましたけども、今年度の補正予算において4億9,200万円、これは前倒しで計上されております。それからまた、26年度に4億1,327万7,000円ですか、こういうふうに計上されておりますが、僕としてはもう毎回質問のたびに大きい施設をというふうに申し上げておりました。これはなぜかという、現在も基本設計図もでき上がると思いませんので、もうこれ以上は追求しませんけども、やはり菊陽町の顔としてこの複合施設ができ上がるのを僕は非常に希望したわけなんです。なぜならば、もう人口が平成20年度の目標に4万7,000ですか、こういうふうに設定をされております。しかしこの設定については私は少し不満があります。なぜならば、もう少し大きく設定をしてもらって、その努力の結果によって市に昇格をするというような構想はなかったのかなというふうに考えております。それは、今後の町の施策、あるいは人口増に対する産業の誘致とか、あるいは団地の造成等があればどんどん増えていくわけですから、これは次の期の計画に5万人を超すというような人口目標を持って、それからそれに対する町はどうして5万人にするかという施策を載せてもらえればいいわけですが、現状ではしょうがないかなと、4万7,000という目標達成にとりあえず努力をしていくということが先決であろうというふうに考えております。

次に、供用開始時期及び施設の利用について、それから住民への説明、第4番目に上げておりますけれども、この辺の考え方をひとつお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、先ほどの御質問で、少し着工の時期及び完成の時期を申せておりませんでしたけれども、着工につきましては平成25年の半ばに予定しており、完成につきましては平成26年10月ごろを目標といたしております。供用開始の時期につきましては、完成予定の平成26年10月ごろを目標に、できるだけ早く供用を開始したいと考えております。また、住民の皆さんへの説明は、設計完了後に内容の説明を行い、その後も着工など、さまざまな機会を活用しまして、施設利用についてのお知らせをしていきたいというふうに考えておるようなところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今、25年半ば着工、26年10月完成というふうに明確に示してもらいましたから、住民の方がいつ始めていつでき上がるのかということ非常に期待をしているわけです。立派な施設ができることを願っておりますけども、でき上がったら住民に十分よく説明をしてPRをして、活用してもらいたいと思います。つくったばかりで利用者がなかったというんなら非常に困るわけですから。その辺のPRも一生懸命やっていただきたいと思います。

その次に、多目的広場、これについて質問をいたします。

第1項めに何をつくって、これは施設で、どう利用するかというのは考えてらっしゃるのは概略でいいですからお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 光の森の北側、多目的広場につきましては、現在平成21年度に整備を行い、管理を行っていますが、平成25年度から本格的な検討に入っていきます、平成28年度までに整備を行う予定であります。

この広場の活用方法につきましては、さまざまな御意見があると思います。例えば、ある程度緑地として保全しながら、災害における避難場所や防災施設、仮設住宅としての利用が考えられますし、あるいは商業施設などの進出を期待する声もあります。町民の安全や健康などに寄与する活用方法も一つの考えであると思います。しかしながら、これ以上の過大な投資は適当でないという御意見もございます。一方では、都市計画法上の用途の制限の中で利用を考える必要がありますし、起債の借入れ目的による制約の中で利用を考える必要もございます。そのような中で、今後の財政状況を踏まえまして、国等の財政的支援があるような計画ができないということも含めまして、町民の皆さんの理解を得ながら利用計画を進めていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 大体概略のことは分かりましたけども、2項め、3項め、完成までのプログラムを示す、それから町民へのヒアリング、これをあわせて、もう一回細部を、計画で結構です。広場の利用については、費用の一例を前回の質問に述べましたけれども、やはり災害という前提も一つ考えなければいけないということを頭に置いて、固定した施設をつくってしまえば地積が狭くなると、その場合には後からの災害時には使い勝手が悪いというふうな場面もあるかと思えます。そういうことをいろいろな多方面からの検討をされて、最終的にはどうするということを決心されたら一番いいことだと思います。それには、今申し上げたとおり、プログラムを示して、あるいは町民にこういうものをつくりますよ、町民の意見はどうですかということをよく聴取をされて、その時点で計画そのものは修正ができるようにやっても構いませんから、その場面場面に適切な考え方を持って完成をしてもらいたいと思います。とにかく、今子どもたちがこのごろは非常に暖かくなりましたからよく遊んでおりますけれども、いつも通れば余り利用が少ないわけです。それで、私もこれはどんな施設ができるかなというふうな疑問をいつも持ちながら、同じ町内の地域ですから、いつも考えております。その辺で、第2項、第3項、これについて答えてください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 第2番目の完成までのプログラムを示されたいということで、平成25年度から本格的な検討に入ってまいりまして、平成28年度までには完成させたいと考えています。そういうことで、これから施設や規模、予算といったことに取り組みまして、その状

況についてお示ししていきたいというふうに考えております。

また、3番目の町民へのヒアリングはということでは、町民の意見を聞くということでは、昨年の12月に町民参画協働推進条例の議決をいただきまして、本年4月から施行となっております。この条例の趣旨にのっとりまして、計画段階からできるだけ住民の皆さんの意見を聞きながら、今後の財政状況も踏まえながら検討を進めていきたいと、そういうふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） ぜひとも、立派な施設をつくるために、大いに知恵を絞って努力をしてもらいたいと思います。

また、この前の区長さんとの議員との交流会において、やっぱり御意見をと言われても、形ができてしもうてからの意見陳述じゃ何も言うことはありませんということで、意見聴取等は早目早目に行ってもらいたいと思います。

次に、光の森駅利用者の駐輪場について伺います。

町長、それから建設部長、建設課長さんには自転車の駐輪の状況のお写真を白黒で渡しましたけども、こちらはカラーであります。経費を節減しましたので申し訳ないですが、概要は分かると思います。今、なぜこういうことを質問をするかということは、もう駅周辺の通路に自転車がずっと写真のとおり並んでいるわけです。これは、もう今は1列ですけども、まだ2列になる可能性もあるかもしれません。そしたら住民の歩く人の邪魔になるわけです。ほいで、そこを憂いて質問をいたすわけですけれども、もう写真を渡しましたから周囲の道路を占拠している状況というのは把握をされたと思います。

そいで、1項めはもう省略をしまして、2項めの現状の改善対策について検討されているかどうかを伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 光の森駐輪場につきましては、駅の昇降口の東側に94台分、駅西側、町敷地内に144台分、東側のゆめタウンから借地しております駐輪場に約181台分、合計419台分確保しております。菊陽町、合志市、熊本市から通勤、通学により多くの自転車、バイク約370台程度の利用がある状況であります。現在歩道に駐輪している状況でございますけども、改善対策については、現在土曜、日曜、祝日を除く午前6時半から午前8時まで、自転車等の整理及び移動指導のため、ゆめタウンに委託し2名の自転車の整理員を配置しております。

対策としましては、現在の3か所の駐輪所で、台数的には確保できておりますので、整理員の移動指導の徹底を行い、また整理員がいない時間帯もありますので、駐輪禁止等の看板設置などの検討をしているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。



○9番（芝 和長君） 今説明を受けましたけど、これは、ここに並んでる自転車を私は実際行って目で確認したわけです。正規の駐輪場、これは満杯ですよ。僕も自転車を持ってって、入れようと思っても入れません。だから、道路に皆さん、はみ出した分を置いてるわけです。これはよく見れば、横に写真がありますけど、これは熊本市の武蔵塚のところにある市営の駐車場です。ここは4階建て。これが正面です、それから一部欠けておりますけども4階建てビルの写真です。管理室がこの辺にありますけども。それから、中の駐車体系が2段式になっております。大体約1,000台収容可能ということです。

ほいで、今建設課長の言われましたように、整理員がいて駐車可能だとおっしゃるけども、実際駐車できないんです、だから置いてるんです。私も行って、置く場所がないんで困ったなと思って、押し込もうとしても入らないわけです、正規の駐輪場に。あそこの付近に、今光の森の北側の入り口の東側の方に駐車場がありますけども、その駐車場のまた東に三角地帯があって、そこが今売り出しに出てるんです。明和不動産と書いてありますけども、あそこでも買収して駐輪場をつくれば、五、六十台ぐらいは可能になるんじゃないかなと、これは私の素人考えですけども、そういうふうに思います。そういうことで、熊本市の場合は、4階建てで約1,000台収容、それから今管理はNPOに委託をされておるそうです。5時45分から夜中の0時まで2交代制。通学生は自転車を置く人は登録制で無料だそうです。一般の人も登録または簡易カードというのを、プラスチックのカードを利用して、駐車をするときはそのカードをもらって駐車をして、出るときはそのカードを返すというふうにやっぺらっぺら。

現在、光の森駅からバスも発着しております。乗り合いも日に何本か出てるんですけども、観光バスの定期発着分が今あそこにあるわけです。例えば、阪急交通の観光バスが日帰りのバスとかなんとかというのが、光の森行き、発というふうな本数が何本かあります。それから、大分の杉乃井ホテルのバスも光の森に発着をするようになっております。非常に見えますと、バスをおりてから、お年寄りだから自転車は余り使われることはないんですけど、若い人あたりはやっぱり利用する可能性があるということです。

それで、僕は考えたんですけども、なぜあそこに駅ができて、駅は昔は国鉄といって、国有鉄道株式会社だったんですけども、今は民営です。民営だから、こちらもどんどん意見を言って、駐車場が足りない、どうすんだということも言っぺらっぺらじゃないかなと考えますけど、その辺の法律的なことはまだ調べておりませんが、やっぺらっぺらということも調べて、今大都会は交差点を高架に全部ほとんど民営の鉄道もやっぺらっぺらしております。東京の蒲田駅周辺なんか、もうかなり十何年ぐらい工事をやっぺらっぺらしております。それで、やっぺらっぺら町内にも道路横断の踏切、通常踏切が狭いのがいっぱいあると思います。これらの改良も、やはり民営化会社だから、こちらの方も強く言って、道路管理者としての意見を述べて改善していくべきじゃないかなというふうに思います。昔国鉄の場合は、日本国の法律で定めたところの強い権限でやっぺらっぺらと思うんですけども、もう民営化ですから、我々や一般人と変わらないわけです。金もうけのためにやっぺらっぺらしていると、あるいは利便性といえどもとっぺらっぺら走らせる

べきであって、1時間に1本とかなんとか、そういう運行の形態ですから、余り会社としても強く言えないと思うんですけど、その辺はやはりよく研究をされて、申し入れた方が町としても経済的にも助かるし、いろんな心配もしなくていいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） その前に、光の森の駅の駐輪の状況ですけども、私も今週月曜日7時半から9時まで光の森の駐車場に止めてずっと見てたんですけども、特に駅の西側ですけども、奥はほとんど止まっておりません、自転車が。にもかかわらず、やっぱり遅く、時間に間に合わなかったりとか、そういう通学の生徒さんが歩道に止めてそのまま列車に乗っていかれてる状況です。整理員さんを置いてますけども、整理さんの指導もないもんですから、歩道に止めているような状況です。

それと、JRを利用する方々が自転車で来て止めるということですけども、どこの自治体もこういった利用客の多い駅前についてはかなり苦慮されているようで、いろいろよその事例を見ても、JRが整備はできないということで、自治体が整備をしているような状況でございます。

それと、都会には私鉄がありますけども、私鉄については私鉄と自治体と3分の1程度で補助金を利用したりして、整備をしている例もあるようです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） JRはもう民営化されとるわけでしょ。例えば、東武鉄道とか、西武鉄道とかというのはもちろん昔からある私鉄ですよ。しかし、昔でいう鹿児島本線とか、東海道本線とかとっていった時代の鉄道の形式は国有鉄道だったわけですから、それが民営化されたわけです、中曽根さんのときに。だから、やはり民営の鉄道会社だというふうに私は認識を持っているんですが、その辺はどうですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 民営化されておりますけども、そういったハード的な事業費を伴うようなものとか、先ほどの踏切についてもなかなかこちらの要望については取り入れてくれないような状況です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） あと、今苦しい立場はよく分かりますけど、何かアクションを起こした方がいいんじゃないんですか。署名活動をやって国会に届けるとか、そういうふうにして何かやらないと、物を言わないと何も前進はないと思うんです。その辺は大いに法律も研究されて、検討してください。

じゃあ、次の質問に行きます。4番目の交番の設置について。

菊陽町も人口は間もなく4万人に近い数になっておりますけども、この人命、財産を守る治安維持のための西部地区に交番の設置が必要と考えます。県への要望等はどうか、ちょっと伺います。

今、西部地区には人口が大体27区、西小学校から西の方で1万7,578名、町のもう約半数です、半数あるわけです。ほいで、交番は合志菊陽交番があるわけですけども、駐在所はこの南、役場のそばの津久礼にあるわけです。勤務の方が2名ということで、僕は駐在所に電話をかけて聞きました、勤務員は2名で、名称は駐在所です、それから交番というの意味が違いますということで、いろいろお話を聞いたんですけども、光の森に大型のゆめタウンがありますし、それから駅もあります、人口の流動も激しいわけです。ほいで、このままで、菊陽の人口が4万近くなるのに、交番もないと、警察署もないというふうなのを非常に不便に感じます。菊陽町よりも小さい市が5市あります。そこにみんな警察署があります。阿蘇警察署、水俣警察署、人吉警察署、それから上天草警察署、そういうふうにあるわけです。何事も菊陽町は県で一番勢いのある町にもかかわらず、全てのもとについて何か見劣りがするわけです、交番もない、高校もない。そういうことで、非常に私は不満に思います。それで、不満と言っちゃあ誤解がありますが、人命を守るためには、やっぱり交番あるいは警察署が必要じゃないかなというふうに考えますけども、県への要望等はどうか、町長お答え願います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 交番の設置については、芝議員さん言われるとおり、本町の現状からして、警察力の強化というのは機会ごとと言っておるところで、あるごとに県の方に申し上げておるところであり、要望しているところでもありますけども、現状として菊陽町の管内の警察関係の施設は津久礼駐在所だけでありまして、菊陽と大津の境界、大津地内になりますけども、大津署があつて、合志菊陽交番も武蔵ヶ丘に交番があつたのが向こうに移動したような状況になっておりますので、この津久礼駐在所、2名体制で地域の治安を取り組んでおられるということでもあります。

そういうことで、警察の方に要望する段階でありますけども、21年度の刑法犯認知件数の約半数、大津警察署管内でありますけども、664件が合志菊陽交番管轄で発生しておりますことから、23年3月29日に熊本県に対して安全・安心なまちづくりを目指す菊陽町民連絡協議会の皆様方の協力、力添えいただきまして、1万2,646名の署名を提出して、大津警察署管内の警察の強化について要請したところであります。これは菊陽町及び合志市が都市化等によりまして、定住人口、そして特に土日になりますと、光の森ゆめタウン等もある関係で交流人口が物すごい数になっております。それで、犯罪などの抑制が厳しい状況にあるため、住民が抱える不安を解消し安全で安心な町となるよう、区長の代表者の方と一緒に、管内の警察力の強化を強く要請したところであります。

特に、大津署の方にも言うておりますけども、それから県の方に行ったときも言うておりま

すけども、22年と24年度の刑法犯認知件数の状況について比較してみますと、熊本県全体では1万5,309件から1万3,104件減少して、大津警察署管内でも909件から905件に減少しておりますけども、菊陽町の管内で見ても423件から452件ということで、29件の増加になっております。

また、熊本県警察本部では、熊本市の合併などにおきまして、警察署の再編等の検討を今さらとるような状況であります。今年度中にはどういう形になるかが示されるかと思っておりますけども、昨年は1月10日と5月7日、今年も1月8日に副町長と一緒に新年の挨拶を兼ねて、直接熊本県の警察本部長に面会をさせていただきまして、本町、特にこの西部地域における警察力の強化に向けて、県警警察本部長はじめ、関係部長全て回りまして、再度強く要望したところであります。

また、何か警察関係の集まりがあるごとに、言われるように菊陽町よりも小さい市や町の中に警察署がある、それはそれで大事なところであるけども、菊陽町の現状を見てぜひ強化していただきたいということは言うておりますけども、芝議員さん、議員各位におかれまして、この警察関係の集まりとかがある場合はぜひ皆さん方からも声を発していただきたい、そう思っているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 機を見て、要望書等を出されてはいらっしゃるんですけども、もう何回も何回もやろうではありませんか。町長、忙しいと思っておりますけど、町長を先頭に我々議員一同もついて、とにかく安心・安全な町の目標を掲げてる町長の目標達成のために、やっぱり議会も町も共同して、毎日でもいいですから押しかけていって、お願いをしますというふうに、ひとつ努力をいたしましょう。とにかく、安心・安全な町に菊陽町がなるように、一つでも目標達成を行いましょ。私たちの住んでる自治会は毎月1回、班担当で自分の地域の巡回をしております。それから、自主防災のために光の森地域の巡回を計画にのっとなってやっておりますので、自分の町は自分で守るという気概は十分持っておりますけども、やはり民間人とそれから権限を持った交番がある、あるいは警察署があるということになると、光の森も安全になると思います。それで、そういう機会があったら、町長どうぞ私たちにも声をかけて、一緒に行きますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。警察の交番設置については以上で終わります。

次に、小・中学校の通学路安全確保について。

これは先ほど小林議員がいろいろと質問されておりましたけども、違う観点から、私はこの2点を取り上げました。

去る2月25日、菊池市片隅で登校中の児童がはねられる事案がありました。非常にもう安心をして通学ができないという状況が熊本のその辺まで来てるわけです。京都の亀岡、遠いところの交通事故じゃないわけです。一昨年でしたか、山鹿でもありました、国道で児童が亡くなる。今回はけがで済んだからいいですけども、いつこういう事故が発生するというのは、目に

見えてると思います。それで、先ほど不安全地帯が18か所、いろいろあるというて、説明を学務課長からやっていただいて、なるほどなと思ってましたけども、やはりここは施設の改良面からしたらどの部課が対象になるかということが問題なんです。ほいで、十分に危険箇所の改良等については、お互いに協働しながらその解消に向けてプログラムを組むというのが、僕は一番手っ取り早い方法だと思うんです。例えば、学務課サイドで先ほど説明されましたけども、いろいろPTAとか、地域の方とか、あるいはそういうもので検討した結果、18か所というふうになっていると。しかし、状況は一概には言えないわけです。例えば、私がいつも道明の国道についての歩道の設置について質問したことがありました。あのときは建設課長は要望しておるということでお答えになってましたけども、やっぱりまだ改善は何年かたつけども全然見えないという状況だと思います。私は何回も通るけど、工事を始めた形跡もないし。そういうことで、例えば武蔵ヶ丘小学校に光の森の西の方の5町内の生徒が大量に通学をするわけです。狭い道路に集中して、人員的には400超してるでしょ。そういう状況と、例えば表現して悪いと思いますが、南小学校の通学路には60か70名ぐらいの生徒さんが何組か分かれて行くわけです。その状況と光の森からどおっと行く状況はまた違うわけです。危険度というの、もっと向こうの方の小学校よりも多いわけです。何百人という生徒がある一定の時間にさあっと通るわけです、狭い道路を。改善をしていただいて、非常に助かっておりますけども、いろいろまだ問題はあります。私はやっぱり東側から進入を止めていただいたから、西側からも1時間だけ止めていただくという要望をいつも持ってしておりますけど、なかなかおいそれといかないと。警察に話しても何か住民の意向はというふうに言われる。じゃあ、東から入るのは住民の意向を聞いたから止めたんじゃないかねえかって、それは西側も一緒じゃないかという理屈は成り立たないのかなというふうに考えるわけです。東と西は全然話は別なのかと。東側から来るから安全度が低くなったんだと、じゃあ西側は止めなくてもいいんだというふうなバランスのとれないような感覚であるわけなんです。だから、その辺が非常に不満であります。だから、通学の状況は、先ほど小林議員のときになると説明を受けたから、これで終わりますけども、危険箇所があれば早急に手当てをしていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 通学路ですけども、危険箇所があれば早急に改善すべきと考えておりますけども、通学路には町道、県道、国道、交通規制に関することがありますので、警察がすべきこととか、町でできることは早急に改善したいと思いますけども、県道については熊本県、国道については国土交通省あたりに、やっぱり改善の要望をしていかなければいけないと思っております。町でできることについては早急に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今述べられたとおりに、やはり子どもたちの生命を守るために万全の努力をしていただきたいと思います。その辺で、学務課あるいは建設課、横の連携を密にとってい

ただいて、しっかり守っていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時19分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成25年3月14日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成25年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成25年3月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書 記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |                     |       |
|----------------|-------|---------------------|-------|
| 町 長            | 後藤三雄君 | 副 町 長               | 中富恭男君 |
| 教育委員長          | 曾我惟雄君 | 教 育 長               | 赤峰洋次君 |
| 教育次長           | 鶴田義晃君 | 総務部長                | 松本東亜君 |
| 福祉生活部長         | 阪本修一君 | 産業建設部長              | 坂本恭一君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 | 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長 | 實取初雄君 |
| 総合政策課長         | 吉野邦宏君 | 財 政 課 長             | 阪本浩徳君 |
| 税 務 課 長        | 阪本章三君 | 福 祉 課 長             | 宮本義雄君 |
| 健康・保険課長        | 佐藤清孝君 | 介護保険課長              | 渡邊幸伸君 |
| 環境生活課長         | 大山陽祐君 | 町 民 課 長             | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長        | 堀川正信君 | 農 政 課 長             | 志垣敏夫君 |
| 建 設 課 長        | 松村孝雄君 | 都市計画課長              | 小野秀幸君 |
| 下水道課長          | 今村敬士君 | 商工振興課長              | 吉川義則君 |
| 総務課庶務<br>法制係長  | 中島秀樹君 | 教育審議員               | 矢野陽子君 |



図書館長 堀 行 徳 君  
生涯学習課長 服 部 誠 也 君

学務課長 松 本 洋 昭 君  
農業委員会事務局長 荒 木 一 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） おはようございます。

議席番号2番、菊陽政策研究会、野田恭子でございます。

昨日は、熊本県内の公立高校の合格発表の日でありました。私ごとですが、我が家の娘も受験でございまして、結果はさておき、一つの使命を終えたと思います。今、この内容を中学校へ報告に行き、また入学の手続等の確認、通った塾の先生などへお礼に行くなどしまして、日常生活での必要な礼儀などを教えることができました。いい機会になったと思います。

さて、今回の一般質問は、町民の方からの御意見と昨日渡邊議員の方からもありましたが、1月28日に私たち党派より提出いたしました平成25年施策提言及び事業推進の要望書の中より質問いたします。通告書に従いまして、1番、高齢者福祉の充実について、2番、子育て支援の充実についてです。

続きは質問席より行います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、早速質問に移ります。

1番、高齢者福祉の充実についてです。

現在の本町の高齢化率は県内で最も低い位置にありますが、平成37年には9,666人と、高齢者数に対する増加率は県内で最も高いとされています。先日行いました議会と区長会との交流会の場でも、10年先を見据えて福祉の充実を望むという御意見がございました。

そこでまず、通告内容の1番、介護予防についての具体的な施策にふれあいサロンの充実とありますが、誰が主体になってどのような内容でやっているかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

今の議員の①番の御質問の中で、ふれあいサロンの充実とはとございますけれども、第5期の菊陽町総合計画の前期基本計画において、基本施策の第3章、高齢者福祉の充実の中で具体的な施策として掲げています。

ふれあいサロンは町が社会福祉協議会に委託している事業で、おおむね65歳以上の地域との交流が希薄な高齢者を対象に、地域の公民館等へ集っていただき、地域の特性を生かし、地域

のボランティアの支援を受けて交流を図ることにより、要支援や要介護の状態になるのを防止することを目的に実施しているものでございます。平成23年度の実績では、町内26地区で毎月1回開催され、1地区当たり平均20名の参加者を数えております。参加者は、簡単な体力測定及び血圧測定を受け、楽しみながら健康体操、絵画や習字等各種の活動をされております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 参加される人数は平均20名ということですが、ボランティアとして参加されている方の人数というのは、大体で結構なので分かりますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） ボランティアにつきましては、各地域で異なると思いますが、二、三名のところもあれば、もうちょっと多いところもあるというふう聞いておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、その内容、血圧測定ですとかがあるということなんですけれども、例えば費用がかかるような内容の場合、助成というのはあっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） 費用につきましては、こちらの町の方から社会福祉協議会の方に補助金として出しております。事前にボランティアさんの方が月1回社協の方で講習を受けられて、何をしたいかということにもよりますが、それについて講習を受けられて、費用につきましては社協の方から出るということで運営をしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、2番の質問に移ります。

②ふれあいサロンの活用の、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、地域差があるということですが、具体的にお分かりになればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） ふれあいサロンの活用の地域差はないのかとの御質問ですが、塗り絵とかちぎり絵、ゲーム、小物づくりのような、基本的にはどの地域でも同様の内容ではありますけれども、地域の特色を生かした活動も行われております。例を挙げますと、体力測定、ダンス、カラオケ、ホウ酸だんごづくり、童謡、それから交通安全講話等、それぞれの地域において社会福祉協議会やボランティアの協力を得ながら、地域の皆さんの創意工夫で特色のある運営をされております。また、地域によっては、子ども会や保育園児との交流会も開催されているようでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません、ちょっと先ほど聞きそびれましたけれども、ボランティアをされている方の男女比なんですけれども、お分かりになれば教えていただきたいと思います。実は、私婦人会の方に入らせていただいているんですが、やはり婦人会が中心になってというところもありますと、どうしても女性が中心ですよね。そうなりますと、体力的に必要な場合が、どうしてもそういった内容のことができなかったりするのじゃないかと思われまして、構成比、男女の比率が分かればお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） 男女のボランティアさんの構成比ということですが、そちらの方については把握はしておりません。ただし、こちらのサロンに参加される方につきましては、大体がほとんど女性の方が多いというふうにお伺いしておりますので、そういう意味でも、ボランティアさんについても女性の方が多いんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 本来であれば、女性は外に出るのは大好きなんですけれども、男性の方も参加していただきたいですね。

3番の方に移ります。

ふれあいサロンでの、先ほど伺いましたけれども、どうしても公民館での室内の内容が多いかと思いますが、ショッピングモールなどへの外出はできないか、これは若干提案の部分もございましてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） ふれあいサロンでのショッピングモールなどへの外出はできないかとの御質問ですが、ふれあいサロンは、地域の公民館等において地域の皆さんが会話や運動、食事、物づくり等を通じて触れ合う場を提供することを目的としています。現在、町内の全サロンでは、希望があれば毎年1回、町社会福祉協議会のマイクロバスを利用し、近隣のテクノパークあるいは東部清掃工場、県運動公園、武蔵塚公園、ゆめタウン光の森、菊陽ジャスコ等約12か所を指定しまして、外出の支援事業を実施しています。ちなみに、上津久礼サロンにおいては、ゆめタウン光の森へ外出されているとお聞きしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません。正直、答弁に少し驚きました。できないという回答が来るものだと思い込んでおりましたので、びっくりいたしました。

私の祖母は、以前入居しておりました老人ホームで、年に1回ではなくてもう少し頻繁に月1回ぐらいのペースで、春であればお花見、秋であればもみじ狩り、また買い物にも連れてい

ってもらっていたようなんですね。買い物についてなんですけれども、特にサロンの方は女性の方が参加される方が多いということで、女性にとって買い物というのは非常に楽しいものなんです。たまに、買って失敗したと思うときもありますけれども、まあそっちの方が多いかもかもしれませんが、買い物というのが脳の活性化に非常にいいのではないかと、私自身の体験からも思っております。財布の中身と比べながら、ああどうしようかな、でもこれを我慢したら買えるかなとか、いろいろ計算します。ここですごく活性化されているのではないかと思います。

介護予防というものは、皆さん御存じだと思いますけれども、介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからはその状態を維持、改善して、悪化させないようにすることだとあります。先日、ちょっといただいたんですけれども、この「ピンピン、コロリ」という言葉を皆さん御存じかと思えます。死ぬまで元気で過ごすという意味のピンピン、コロリですね。その内容をちょっと御紹介したいと思います。1番、老人力の意義を思い出すとあります。老人力は、物忘れや体力の衰えなどを老人力がついたと肯定的に考える考え方だそうです。物忘れが進んでも、老人力がついて嫌なことも忘れられるようになったと前向きに捉えると、楽しく暮らしていけるということです。2番、笑って暮らす。これはもう御存じかと思えますけれども、笑うとNK細胞が働き、病気の回復を促すということです。3番、頭の体操ですね。これは読み書き、計算など脳の活性化を促すことが医学的に証明されているとあります。4番、ハートを躍らせる。あの世を見るまでは死ねないなどと、心躍る目標を持つといいということです。5番、おしゃべり。無口は偏屈老人の第一歩ということですね。おしゃべりは相手に合わせて言葉を選ばなければならないので、頭の体操にもなります。カラオケなどもいいというふうに書いてあります。6番、よくかむ。よくかむことで消化器官が働き出す、情緒が安定するなどのメリットがあります。ここには、歯も安易に抜かない方がいいというアドバイスもございます。7つ目、体をまめに動かす。まめにとは、毎日のように体を動かすことです。月に一、二回ゴルフをする男性より、毎日家事をする女性の方がよっぽどいいということです。この中で、買物がどれに当てはまるかといいますと、まず3番、先ほど申し上げました頭の体操ですね、財布の中身とこの商品が買えるかどうか。4番、ハートを躍らせる。例えば、かわいい服を見てやあきれいねとか、これに似合うかしらとかということですね。衣料というのは大体少し先の商品が出てまいりますので、今の時期ですと春物を見て、ああこれ着てあそこに行きたいわという、ハートを躍らせることが大事かと思えます。また、5番ですね。お友達と行って、似合う、似合わないという、そういう会話ですね。心の中では大したことはないと思っても、やあそれいいわよというのは大体女性はそういうものでございますけれども、このおしゃべりが大事かと思えます。

また、提案のショッピングモールをあえて上げたのは、ショッピングモールというのは大変広うございます。一応、私の考えたプランがありまして、午前10時ぐらいに集合します。それから、みんなでバス、先ほど課長がおっしゃいました社協のバスに乗せていただいて、ショッ

ピングモールへ行きます。午前中を大体、午前中というのは以外とお店はすいてございますので、うろうろしててもいいかなと思います。買い物をするなり、目の保養をするなりできます。それから、お昼ですね。お昼御飯をモール内で、平日ですとランチ、割と安くおいしいものが食べられますので、ここでランチを自由に食べるわけです。お友達とどれを食べようかと悩んで、ふだん家ではつくらないようなものを食べる。それで、午後は帰宅するといった形で、ほぼ半日かかりますけれども、楽しく、たくさん刺激を受けて、脳の活性化がされるかと思えます。

ただ、これが年に1回、大変うれしいお話があったんですけども、年に1回ですと少し活性化するには回数が足りないかなと思うんですが、それはもう少し回数を増やすことはできませんでしょうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） 現在、年1回実施しておるところですけども、確かに買い物といえますのは皆さん気が晴れて、特に女性の方でしたら健康に一役買うんじゃないかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたけども、ふれあいサロンの目的、これ自体につきましては、地域の公民館等において、地域の皆さんが会話や運動、食事、それから物づくり等を通じて触れ合う場というふうな位置づけをしております。したがって、基本的に外出の概念というのはございませんので、年1回程度であれば、基本的に官公庁を除きまして町内どこへでも外出可能というふうにしておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、ふれあいサロンという枠組みの中では難しいということであれば、新たにそういった仕組みづくりというのはできないものでしょうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） 確かに、ふれあいサロンという枠組みの中では、現時点では外出ということは年1回ということで規定しておりますので無理かと思えますけども、もし仮に実施するということであれば、ほかの別事業として考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（中富恭男君） 御指名はありませんけども、私も何か所かふれあいサロンにお邪魔させていただいたことがありますので、その感想を含めてお話ししたいと思います。

野田議員からとても楽しい企画の御提案がありました。私も、実は買い物好きなものですから、しょっちゅう我が家の食材の買い出しとか自分でやって、実は楽しんでやっております。ちなみに、野菜はほとんど「さんふれあ」で買っております。

ふれあいサロンでございますけども、私がお邪魔したときに本当に、大半はおばあちゃんで

すけども、楽しく集って何かお話ししながら、何か見て楽しみながらとやってらっしゃいます。その中に、やっぱり足が余りよくないとかという方もいらっしゃいますので、たんびたんび外にというの厳しいかなということで、基本的には月1回公民館に出ていくというのを本当に楽しみにしてらっしゃいます。その中で、公民館での活動をいかに楽しくするか、それぞれにどんなことをやりたい、あんなことをやりたいということがありますから、そういう参加者の方々、地域の方々、そういうお声を聞きながら、社協の方とボランティアさんの方で企画を練ってやってらっしゃると思います。その延長線上で、年に1回ぐらいはどこかへ出かけたいということもありますので、実はそれも今年はどこに行きたいと楽しみにしていらっしゃって、そういう会話も耳にいたしたところでもあります。その中で、もっと出たいという方につきましては、できましたら御家族とか仲間内とか地域の中で、じゃあ希望者を募ってどこへ行こうとか、そういったふうに発展していただければありがたいなと思います。そういった中で、皆さんがそれぞれに楽しめる、そしてそれ以上に楽しみたい方は、またそれぞれに企画してやっていただくということで、この事業が展開していかないかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） そうですね、基本は家族というのは私もよく分かっております。ただ、現状皆さんが息子や娘、孫と一緒に住んでらっしゃるわけではございませんし、ましてや近場にいるわけでもございません。そういった中での提案でありましたので、社協のバスをもう少し使えるようになれば、あとはふれあいサロンの中でももう少しそういった外出の計画を立てられる、ふれあいサロンではちょっと難しいということでしたので、別の企画を立ててバスを貸してくださいといった場合に、いいですよ、よかですよというお返事をいただければ大変ありがたいなと思います。

④番の質問に参ります。

ふれあいサロンのボランティアを将来的に小学校高学年からインターンシップ事業としてできないかという質問であります。

このインターンシップというのは、御存じだと思いますが、一定期間を研修生として体験することですね。先ほども、地域によっては子ども会との触れ合いがあったりということ伺いましたけれども、社協のホームページの方にボランティアセンターの活動というところがありまして、この中に社会福祉教育を推進しますと書いてありました。町内の小学校、中学校をボランティア協力校と指定して、児童・生徒のボランティア活動の普及を図りますということです。現在、こういった活動というのがあるのかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） おはようございます。

現在の活動ということですがけれども、各学校にボランティア校指定をしまして、いろんな活

動を各学校に支援をしていただいているところです。

また、夏休み等長期休業等を利用して、ふれあいワークキャンプあたりを社会福祉協議会で主催をしていただきまして、希望を募られて、小学生あたりがボランティア活動に参加しているという現状がございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） ということは、特にこの学校でやってくださいという指定があっているわけではないということですかね。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 全ての学校に支援をしていただいているということです。

この学校だけ特にとということではございません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません、ちょっと私も余り賢くなくて理解をしがたいんですが、学校が支援をする側ですか、それともされている側でしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 各学校ではそれぞれの教育活動目標を持ってやっておりますが、その活動、ふれあいサロンだけではなくていろんなボランティア活動を展開してはいますが、学校の美化についてもそうです。そういったことに対して補助金をいただいております、全ての学校に。その補助金を活用して、各学校で有効に使わせていただいているということです。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すみません、ちょっと。学校がお金をもらっているということは、学校側が受けてるということですかね。子どもたちが高齢者の方のところに行ってお話し相手になったりとかという、そういった高齢者に対してなのか、子どもたちがされている側なのか、すみません、もう一度お願いします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） ボランティアも幅が広がりますので、各学校で計画するボランティア活動に従って、その補助金として8小・中学校に補助金をいただいているということです。ですから、活動内容は学校によって異なります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、特に高齢者に限らずということで幅広く、例えばみんなでごみ拾いをしました。そのときのごみ袋代を補助金から賄いますといったぐあいですかね。

（教育次長鶴田義晃君「そうですね」の声あり）

分かりました。

すみません、私の4番の質問は、あえて介護予防にポイントを当てまして御提案でございます。先ほど、ふれあいサロンは月1回ということでしたので、これを例えば夏休みの8月に1



回行くではなくて年間を通して、ふれあいサロンのときには行って一緒に遊ぶですとか、血圧のはかり方を子どもにさせるというのはちょっとどうかとは思いますが、年間を通して体験といいますか、ボランティアできないかという提案なんです、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 学校の授業に取り入れたらどうかという御質問ですので、教育委員会からお答えいたします。

まず、学校の教育課程は、文部科学省が告示する学習指導要領にのっとり実施されています。そして、児童・生徒や地域の実態等により各学校において具体的な計画を立て、毎時間の授業が実施されております。

次に、インターンシップとは、学生が一定期間企業などで働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度です。小・中学校においてインターンシップを実施することはございません。しかし、望ましい職業観、勤労観を育む教育として、小・中学校にはキャリア教育があります。児童・生徒の発達段階に応じて各学校ごとに目標を設定して、教育活動に位置づけて計画的に行われております。キャリア教育における体験活動をどの授業で展開するかというと、その中心となるのは総合的な学習の時間です。菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校ともに、中学2年時に町内の各事業所で3日間の職場体験学習を実施しております。この数年、中学校からは、ふれあいサロンの実施主体であります社会福祉協議会へは協力依頼を行ってはおりません。一方、小学校においては、ふれあいサロンに参加することで、どんな力を子どもたちに身につけさせたいかをしっかりと持ち、年間計画に位置づけ、計画的に実施することが大事となってまいります。小学校の場合、このケースにおいては職場体験というよりもお年寄りとの交流に主眼を置き、お年寄りを敬う心の育成など、心の教育を展開していくことが妥当であると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません、今回もできませんという答えを期待していたんですけども、小学校においてそういった計画をされているということは、大変うれしく思いました。もう全部次長に言われてしまいましたけれども、子どもの教育にも高齢者との交流というのは大変いいというのは多分皆さんも御存じだと思いますし、高齢者の方も若い世代と交流すると若返るといいますか、活性化、また先の楽しみができてくると思います。これ、私の大好きな一石二鳥という言葉がございます、転んでもただでは起きないというところで。できれば、中学校でのキャリア教育の中に職場体験がございます。現在、社会福祉協議会の方にはないということでしたので、今後職業を選ぶ段階で、職種として福祉関係というのは幅広くなってくるかと思っておりますので、せつかく小学校でやっていらっしゃるのであれば、中学校でもそこそこの学校の先生の判断にもよるかと思っておりますけれども、菊陽町の教育方法として、これだけ福祉につ

いて勉強してますよというところで展開していただければなという希望までにしておいて……

(教育次長鶴田義晃君「よろしいですか。ちょっと発言に誤解があったようで」の声あり)

誤解がありましたか。では、お願いします。

○議長(大塚 昇君) 教育次長。

○教育次長(鶴田義晃君) 失礼いたします。小学校ではふれあいサロンに参加しているというふうな誤解を受けたかと思imasので、もし参加するとすれば、そういった狙いをしっかりと持ちということでお話をしたところでございます。あとは、各学校が子どもたちにどんな力を身につけさせたいのか、その場面をどこに求めるのかということが大事で、その計画は各学校が責任を持って行いますし、その最高責任者は校長となります。

中学校の3日間の職場体験学習につきましても、ここ数年社会福祉協議会へは協力依頼は行っていないということでしたので、その職場開拓の一事業所として校長等には紹介をしておきたいなと思っております。ただし、それが中学校が展開します職場体験の狙いと合致した場合には、中学校の方からまた協力依頼があるのかなと思っております。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 野田恭子君。

○2番(野田恭子君) すいません、先ほどから何度も理解不足で申し訳ございません。

ただし、そういったこともできるかもしれないという想定内に入っているというふうな受け止めておいてよろしいでしょうか。すぐにやってくれということは私も申しませんが……。

(「よろしいですか」の声あり)

○議長(大塚 昇君) ちょっと待ってください、ちょっと。

どうぞ。

○2番(野田恭子君) あくまで提案でございますので、実際やるやらないというのは細かいことを詰めないといけないかと思imasが、その点について町長からお願いします。

○議長(大塚 昇君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) ふれあいサロンの場ではありませんけども、各地区で敬老会があつて、御案内がありますのでそこに出かけますと、地区によっては敬老会の日に、休みの日にされる場合は子どもたち、小学生たちがお年寄りのところでいろんな、ステージで踊りをしたり、そして老人を敬うような言葉をかけて、そういった高齢者の方と子どもたちの触れ合いの場があつて、見ていて大変心が温まるようなことがあつておりますけれども、それは各地区の自治会とかが主催されるときにきちんと子どもたちも呼んで、そういうお年寄りを敬うといひますか、そういう場面もあつておりますので、一応御紹介をしておきます。

○議長(大塚 昇君) 野田恭子君。

○2番(野田恭子君) 敬老の日のイベントは、私も経験してまいりましたのでよく分かつており

ますが、正直その日だけではなくて、継続して交流ができたらいいなというところまでございました。うちの子どもも、近所のひとり暮らしのお年寄りのところにお手紙を書きました。そうすると、書いた本人の住所とかを書かずに出してしまうんですね。あの子はどこの子からもらったのか分からん、お礼が言いたいから、うちの場合はたまたま2軒隣のおばあちゃんだったのでお返事が来ました。そういった先の交流、長い目で見て交流をしていかないことには、お年寄りを敬うといいましても、その日一日一緒にお話しただけではなかなかどうかなという部分もございますので、あくまで地域がまずは基本だというのはよく分かっておりますけれども、少し形をつくってあげたらどうかと思います、今回の一般質問を出させていただきました。

では、2番の子育て支援の充実についてに移ります。

①本町のファミリー・サポート・センター事業への助成状況はどうなっているかについてですが、この内容は先ほども申し上げましたけれども、私ども菊陽政策研究会より提出いたしました施策及び事業推進の要望の中にもございました。この中からお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

厚生労働省のファミリー・サポート・センター事業は、核家族の進行、子育て世代の増加、女性の社会進出等を受けまして、既存の保育サービス等では対応し切れない住民ニーズに応えるために、地域住民が協力して子育て支援を行う福祉サービスであります。子育て世代で子どもの預かり等の援助を希望する人を利用会員、その援助を行う人を協力会員として登録しまして、協力会員の人的サービスに対して、利用会員が協力会員に一定の利用料金を支払うシステムであります。町では、これまで社会福祉協議会のボランティアセンターが実施しますキャロットサービス、子育て支援活動の中で、今言われましたファミリー・サポート・センター事業と同様の事業が実施されていたために、ボランティアセンター職員の人件費を町が負担することを通して、キャロットサービスを財政的に支援してきました。そして、平成25年度から、菊陽町次世代育成支援行動計画を踏まえまして、キャロットサービスの中の子育て支援活動を拡充しまして、国の子育て支援交付金を活用したファミリー・サポート・センター事業として実施をいたします。町が社会福祉協議会に委託し、利用会員の負担軽減と利便性の向上を図るため、利用会員が協力会員に支払う料金をキャロットサービスよりも引き下げる計画であります。具体的には、午前8時から午後7時までの時間帯において、利用料金をこれまでの1時間800円から300円引き下げて500円、そして早朝や夜間の時間帯の場合は、1時間900円から200円引き下げて700円に、それぞれ引き下げます。利用料金は引き下げますが、大切な子どもを預かる非常に責任ある仕事でありますので、協力会員の収入はそのまま据え置きます。このため、利用料金との差額は町の負担としまして、平成25年度一般会計の歳出予算において、ファミリー・サポート・センター事業として人件費も含め240万5,000円を計上しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 具体的な数字を言っていただきまして助かりました。今現在キャロットサービスさんは、すいません、2番も一緒にお答えいただいているような形になってますが、このパンフレットの表示は30分400円という表示です。1時間にすると800円ですよ。これが新しいファミリー・サポート・センター事業になると500円になる。300円を助成していただいて500円になるという認識でよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 先ほど私が1時間と申しましたのは、今議員がおっしゃったように、基本的には30分が400円でございますが、一番キャロットサービスの利用時間帯が多いのが1時間です。それで、1時間換算でしております。ですから、今おっしゃったように、時間からすると1時間で800円から500円に、30分ですとその半分になりますけども、そういった料金に変わるということでございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません、もともとのキャロットサービスについて少しお尋ねしようかと、2番、仕組みはどうなっているかですが、これの認知度といいますか利用率を教えてくださいいただけますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、平成13年4月にスタートしましたキャロットサービスでございますが、これは援助を希望する依頼会員と人的サービスを提供します協力会員が、事前に社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しまして、依頼会員からの要請を受けて同ボランティアセンターが最寄りの協力会員に連絡し、業務終了後に依頼会員が協力会員に直接利用料金を支払う、これは町社会福祉協議会独自の福祉サービスであります。現在、依頼会員として532人、そして協力会員として50人の方が登録されております。利用料金は、先ほど申しましたけども、早朝や夜間を除いて基本単位としては30分400円を基本としておりまして、1時間利用が大半ということでございます。

この援助活動のうち子育て支援の部門ですが、これが年間276件、そしてその内容でございますが、保育園や学童クラブの送迎、あるいは保育園の終了後の子どもの預かり等が子育て支援の部門になってます。もう一つの部門として、障害者、高齢者に対する支援の部門もあります。これは、年間1,088件であります。内容は、調理、買い物、掃除などの家事援助、あるいはごみ出し、犬の散歩、安否確認、薬とりというところで、キャロットサービスの中でも一番利用度が高いのが障害者、高齢者に対する支援の援助活動であります。そして、これらのキャロットサービスのうち、先ほども申しましたけども、子育て支援の部門については平成25年度からファミリー・サポート・センター事業としてします。そして、障害者、高齢者に対する支援については、引き続きキャロットサービスとして実施しまして、いずれの活動に対しましても、今後とも町が財政的にしっかり支援をしていくという方針であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 私も、子どもが小さいときに調べたことがございます。仕事をしておりまして、どうしても保育園のお迎えに間に合わない可能性がある場合、そういうサービスがないかなと思って調べました。このキャロットサービスに行き当たりましたが、利用するまでの一歩が踏み出せなかったんですね。周りでも使ってるよというお話も聞きませんでしたし、いいよという話も聞きませんでした。

そこで、実際の普及度といいますか認知度、今件数は伺いましたけれども、実際どれだけこういうサービスがあるというのを知っているかどうかというのを、もしお分かりになればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 質問に対してお答えします。

件数の方につきましては、具体的に先ほど申しましたように分かっておりますけど、認知度がどこまでかということについては、ちょっとそのところは把握しておりませんができるだけ、これは町の社会福祉協議会の広報紙ひばり等があります。あと、また今後キャロットサービスと、先ほど申しましたファミリー・サポート・センター事業、これは25年度から特に力を入れて、子育て支援の部門でやっていきますので、さらに認知度をしっかりケアしながら高めていくというところは、今後も町と社会福祉協議会が一体となってやっていくという気持ちは持っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） ぜひ、いい機会ですので、できるだけ広めていただきたいと思います。

ちょっと参考までに、大津町では子育てサポートセンターほほえみということで子育て、うちも今からスタートするわけなんですけれども、NPO法人としてやってらっしゃいます。こちらの利用料金が、実は菊陽より若干お安くございますので、利用する側からいけば安い方がありがたいですね。そのあたりも25年度からスタートということで、金額が決まってしまうのかもしれませんがいま一度検討いただいて、社会福祉協議会だけではなかなかいっぱいいっぱいで大変なところもあるかと思っておりますので、こういったNPO法人さんなんかも活用していただければなと思います。

少子・高齢化の中ではございますけれども、今回の一般質問、2つ、充実という言葉を上げましたけれども、本町はとてもいい内容の事業をやっているかとは思いますが、もっと踏み込んで、あそこは子育てが素晴らしい環境だからと、菊陽町は素晴らしいから子育てするには最高だし、ついに住みかにするにも、介護予防が物すごく盛んだからずっと住み続けたいと思われる町になっていただきたいと思います。

それで、人のコミュニケーションの中で一番すごいというのは口コミ、本当かどうかはさて

おき、ロコミというのが一番間違いない情報として人は信用してしまうものだと私は思っております。また、今ネット社会で、インターネットで一言菊陽町は子育てしやすいから住むにはとてもいいよと誰かが書いたとしますね。それを見てほかの方が、じゃあちょっと新しく家を建てるんだったら、菊陽も視野に入れてみようかなというふうになるのではないかと思います。この後、吉本議員の一般質問にもございますけれども、定住人口を増やすためにはできるだけ民間を活用した、先ほど申しあげましたNPOで、お母さん方同士が子育てのファミリー・サポート・センター事業を新たに立ち上げるということも考えられるかと思っておりますので、人口4万3,000ではなくて5万人をぜひ視野に入れて、政策を立てていっていただきたいと思っております。第5期菊陽町総合計画の中にも、平成27年以降は高齢人口が年少人口を上回ると予想されておりますが、それはあくまで予想であって、具体的には未来ではないじゃないですか。未来は変えられると、私の大好きな言葉です。未来は変えられるのでありますし、子どもにも常に言っております。できれば、社会全体が少子・高齢化社会だから菊陽もそうになって仕方ないではなくて、菊陽町は素晴らしい政策があるからさすが、予想は外れたねと。高齢化社会というのはどこの話かなというような町になっていただきたいと思っておりますので、お互いにいろいろなアイデアを出して前へ進んでいけたらと思っております、今回の一般質問をさせていただきます。

以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時46分

再開 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 菊陽政策研究会の吉本でございます。

まずもって、傍聴者の皆様、ようこそおいでいただきました。改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

先週だったでしょうか、菊陽中学校の卒業式に私が卒業して以来約30年ぶりぐらいに出席をさせていただきました。僕らが卒業したときと違うことが2点ありまして、1つは坊主やないということだったですね。男子生徒におきましては、非常に都会的な子が多かったなあというふうに感じておりました。そしてもう一つが、学校の中でチャイムが鳴らないということでもございました。これは、お話を聞いてみますと、自分で自分を監督するという意味から、チャイムを鳴らさないで自分たちで行動をするということでもございました。これは、私たち大人もしっかりと学ぶべきことなのかなというふうに思って出席をしておりました。会の中で、松本前

生徒会長、それと多数の生徒の皆さんが感謝の気持ちを述べられました。先生、友達、そして我々大人向けでございました。とりわけ、学校、先生におきましては非常に感謝の気持ちが強く伝えられ、子どもたちがいかに菊陽中学校で先生方とともに豊かな環境で学んでこられたのかなというふうに、改めまして実感をしたところでございます。卒業式の中で大人向けのメッセージとして、子どもたちから環境をつくっていただきましてありがとうございましたという言葉がございました。まさしく、私たちがやっていくことは、子どもたち、そして町発展のためにはさまざまな環境をつくっていくことなのかなあというふうに思い、非常に学びの多い1日でございます。

そういった中で、今回はさまざまな環境、その2つではございますが質問に取り上げたいというふうに思います。質問に関しましては、自席にて行わせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） おはようございます。

まず、最初の質問でございます。

民間参入を活用した集落内開発の拡充についてでございます。

この質問は、大塚議長も以前質問をされておられます。吉山議員も、平成23年の12月定例会におきまして、集落内開発制度の普及と活性化について質問をされておられます。第5期菊陽町総合計画の中で、平成32年度の目標人口は4万3,000人と設定をされております。昨日来話が出てますが、私も単独市政で考えてみますと、人口が市制施行の要件、現在は5万人でございますが、超える見込みのある町村が合併を行わずに市制を施行することであり、現在検討中の自治体、単独市制を念頭に入れている自治体は19存在をし、福岡県筑紫郡那珂川町におきましては、5万人をわずかに下回っておられ、2015年の国勢調査まで持ち越しという状態にあるようでございます。先ほども述べましたが、平成32年度の目標人口は4万3,000人ということで設定をしてありますが、個人的には、先ほども申しましたが、単独市制を念頭に入れ、課題はあるかもしれませんが、ぜひとも5万人を目指すべきであるというふうに考えるところでございます。

それでは、1番目の質問でございます。

集落内開発制度の成果はという質問であります。

この質問は吉山議員も質問されておられますが、現在までの進捗状況を知る上であえて質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） おはようございます。

集落内開発制度の成果はということでございますので、答えさせていただきます。

お尋ねの集落内開発制度といいますのは、都市計画法第34条第1項第11号の県条例で指定する区域内における開発許可制度であり、地域コミュニティーの維持が困難になりつつある集落の活性化、地域活力の低下防止、既存集落の疲弊に歯止めをかけることを主な目的としており

ます。

菊陽町では約383ヘクタールが区域指定され、平成20年4月から制度運用開始以降、数多くの許可申請がなされており、制度開始以降から平成25年2月末までの許可申請数は125件で、294区画となっております。その内訳は、津久礼地区が24件の81区画、3.28ヘクタール、原水地区が71件の149区画、3.83ヘクタール、久保田地区が19件の53区画、1.56ヘクタール、白水地区が11件の11区画、0.46ヘクタールとなっております。各地区ごとの全体の区域面積に対する整理割合は、津久礼地区9.65%、原水地区2.21%、久保田地区2.46%、白水地区0.45%となっております。

このように、制度運用開始前に比べますと、既存宅地以外でも宅地分譲による開発が可能になりましたことで、年間の戸建て住宅の区画数が約3倍に増えております。この区画全てに戸建て住宅が建築されたと仮定し、1世帯当たりの平均世帯数を2.6人で計算いたしますと約770人、集落内開発制度によりまして、5年間で約770人増加したのではないかと推察することができます。

このようなことから考えますと、立地箇所には差はありますけれども、集落内開発制度によりまして、ある一定の成果はあったものと認識しているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ただいまの答弁からいたしましても、やはり地区によっては若干差があるのかなというふうに改めまして思うところでございます。

2番目の質問でございます。

活性化を図るためには、市街化区域や市街化調整区域におきまして、開発と保全との調和を図りながら、良好な市街地形成や土地利用を図っていくことが重要となり、そのためには地区の状況を調査、分析をし、それぞれの地域特性に合った集落内開発制度の説明を、地区住民と協力をしながら進めていくことが重要であるというふうに考えます。

そこで、集落内開発制度指定地域に対しまして、制度の説明と意識の調査を行われたのかということをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

地域指定に対します制度の説明につきましては、平成19年4月の県条例施行に合わせまして、広報きくよう4月号に集落内開発制度施行のお知らせを掲載し、制度概要についてお知らせをいたしております。その後、同年9月末から10月初めの5日間、町民センター等5か所におきまして、集落内開発制度の説明会を開催しているところであります。この説明会への参加案内につきましても、広報きくよう9月号及び指定地域に関する行政区嘱託員を通じ、各世帯への回覧によりまして説明会開催の周知を行っております。指定区域についての説明につきましては、県との協議調整完了後に区域指定箇所を公衆の縦覧という方法を取りまして、平成



20年2月13日から2月26日の土日を含む14日間、役場都市計画課で指定区域の地図をお見せしているところでもあります。この縦覧開催時におきましても、指定地域に係る行政区嘱託員を通じ、各世帯への回覧によりまして御案内いたしておるところでもあります。その後は、都市計画法によります手続が進められ、平成20年4月30日の熊本県告示によりまして集落内開発制度の区域が確定し、同時に制度運用が開始されたことを受け、同年6月の広報きくようにおきまして、集落内開発制度の運用が開始されたことをお知らせしております。指定区域につきましては、当時縦覧という方法で実施しておりますので、その期間に区域図を閲覧に来られてなければ、詳しい箇所までは把握されていないかと思われかもしれませんが、区域図につきましては、県条例施行後はいつでも閲覧できる状態でもありますし、約5年ほど経過しておりますので、大方どのような場所が指定区域に入っているのかは認識されているものと考えております。その後、関心がある方は、役場に來られて確認をされているところでもあります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 説明がされているということでございますが、本年まで約五、六年、時が経過をしております。新聞の記事によりますと、これは2013年3月5日の読売新聞の記事でございますが、2月8日に合志町であります。地区計画説明会というのが開かれたそうでございます。説明された地区は黒石原地区の地区計画について、そして計画の変更についてであり、市街化調整区域で住宅用地の開発をするためには、地区計画を制定することが一つの方法であり、関係者からの協議が必要なことはもちろんですが、どういう経緯でこの地区計画が進められているか、それを市民全体に説明する会は今回が初めてだったそうであります。こういう情報公開のあり方は非常に大切であるというふうに思いますし、約20名ほどの市民の方が聞きに來られたそうであります。開発に関する不安や質問の形をされたそうでございます。住民の生の声を聞く場が設けられたということは、非常にすばらしいことだというふうに思うところでございます。そういった積み重ねこそが今後さまざまな分野で求められてくると思いますが、こういったことを町長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この集落内開発制度でありますけれども、これにつきましては、線引きのあっているところは合志市もそうであります。それから、益城町、嘉島町、それに菊陽町がありますけれども、市街化調整区域活性化連絡協議会というのを作りまして、こういった地区開発等の緩和策といいますか、そういうものについてこの中でいろいろ協議しながら、県内でも4市町だけが、熊本市もそうでありますけれども、離れたところに協議会をつくるところは1市3町でありますので、その中でいろいろこういうのができるようなところで、緩和されるような要望あたりはいろいろやっているところであります。

そして、地区計画の詳しい内容についてはまた担当から答弁させますけれども、緩和を県の方に要望するために平成23年2月8日に要望活動を熊本県の方に、このときにはそれぞれの各市

町の議員さん全員に呼びかけていただいて同行していただいた上で、要望活動をやっていると  
ころであります。なかなか厳しいところはありますけども、そういう面はあります。

そして、制度につきましては、本町の場合は特に市街化区域の中で今大きな土地区画整理事業、よその市町は合志市あたりは、特に大きな市の方では取り組んでおられるところはありませんけども、本町の場合は今第二の方、ここをどうして進めていくかという課題もありますけども、そういった中で、調整区域内のことについてもできるだけのそういうPR活動、そういうものについては取り組んで、周知徹底の方をしたいと思います。と思っています。

ただ、調整区域の中に該当されとる集落の中で、開発を望まれる方とまたそうでない方、今の方がいいよと言われるところもありますので、そういう面のお互いの合意をとっていくところも必要でありますので、そういうものにも配慮しながら、そして特に本町の場合は、市街化区域に近い方からの集落内開発制度がさっき言ったように進んでいるような状況でありますので、どういう課題があるか、どういう合意が必要であるか、そのために町としてもまた取り組まないといけないところがありますけども、例えば上水道関係でいえば、白水地区の方あたりは非常に水を送るとるものも施設も規模が小さいということで、そういう見直しも今企業団の方ともいろいろ話はしておりますけども、そういう受け皿的なところも必要ということでもありますけども、全体的にはこの制度をできるだけ活用して、高齢化の進まないような方法はないかということでは取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今、町長が言われました水道とかさまざまな問題があるということは私も認識をしております。しかしながら、平成20年に説明がされたということですが、経済の動向がかなり違ってきているということもございますし、やはり時の流れというものは早いものでございます。ぜひとも、近いうちにもう一度説明会とか意識の調査、こういうことをしていただきたいというふうに思います。

次の質問でございます。

地域格差による人口減少地域への対応はという質問でございます。

菊陽北小学校、菊陽南小学校の過去5年間の児童数は、北小学校が187名から194名、南小学校が64名から71名で、減少児童数も2校とも7名というところの間で推移をし、ともに1クラスずつしかなく、光の森周辺と比較をすると格差は広がるばかりだというふうに思います。現在、菊陽町の地区計画におきましては、花立第1地区計画、南受地区計画があるようでございます。現在ある地区計画制度にさらに計画を追加し、農地に新たな付加価値がつくような仕組みをつくり、家庭菜園付きの住宅建設ができるなど、地区計画制度を利用すれば農地であるというデメリットがメリット——これは地下の安さと豊かな農地ということでしょうか——に変わるのではないのでしょうか。可能性はゼロではないというふうに思いますし、先ほども町長が言われましたが、平成23年2月に、合志、菊陽、益城、嘉島で集落内開発及び地区計画制度の要件緩和というところを県に提出をされたということですが、県からの答弁は、個別

の対応を含めて検討をしますとの回答を受けたそうでございます。さらに、先に述べた1市3町で構成している市街化調整区域活性化連絡協議会において、土地のさらなる活性化のため、熊本都市計画区域東部地区活性化ビジョン制定支援事業、これは平成24年度完了としてありますが、委託をし、ビジョンをもとに県とより具体的な協議を行うとされております。また、合志市に昨日尋ねてみましたら、昨年の地区計画は81件でございまして、323区画の実績があったということをお聞きしております。菊陽町に現在それだけ指定をする地域があるかどうかということでしょうけども、これはやはり周辺自治体に学ぶことは学びながら、町の発展につなげていかないということを考えますし、本気でやる気があれば、町長自らが個別の対応を受けるべく、昨日の答弁では県には出向かれていっているということではございましたが、さらに県に幾度となく足を運んでいただき、菊陽町の顔として、そしてまたリーダーシップを発揮していただきたいというふうに改めてお願いをするところでございます。

そこで、地域格差による人口減少地域への対応はどのようにとられてきたかということをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 地域格差による人口減少地域への対応はについてお答えいたします。

人口減少地域における集落内開発制度の許可申請数は、少ない結果となっております。御存じのように、菊陽町は区域区分、いわゆる線引きがなされております。また、農業振興地域におきます農用地区域も多く存在しております。そのため、都市計画法によります地域格差解消や人口減少に対します対応は、現行制度の中で知恵を絞りながら対応していかざるを得ないと考えております。また、あわせて土地利用規制緩和に向けた取組として、近隣の1市3町で構成いたします市街化調整区域活性化連絡協議会によります熊本県への要望活動を、集落内開発制度制定以前から行ってございまして、平成23、24年度におきましては集落内開発制度等の調査及び検討を行っております。そのバックデータとともに、平成25年度におきましても周辺自治体と連携し、県に集落内開発制度の区域指定要件の緩和として、共同住宅を建築可能に、日用品販売店店舗面積を上限500平米から1,500平米にすること等につきまして、粘り強く要望していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 粘り強くということですが、さらに粘り強く交渉をしていただきたいというふうに思います。

また、空き家問題を抱えている南阿蘇村では、対策といたしまして固定資産税を免除する九州では初の取組を行い、人口増加に成果を上げているようでございます。人口減少地域への活性化対策で制度のもとに新たに家を建築される方に、地域の行事ごとや消防団などに入ることを大前提といたしまして、菊陽町が行ってきました企業誘致の際に活用される固定資産税の免

税、いわゆる不均一課税を受けるようにできないものかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 固定資産税の免税、すなわち税の優遇措置をということについてお答えいたします。

家を建てた場合は、固定資産税として土地と家屋について課税されることとなります。土地については、集落内開発による住宅建設に限ったことではありませんけれども、集落内開発の対象地域は市街化調整区域ということで、市街化区域に比べて評価額が低いいため、税額もその分低額となります。例を申しますと、市街化区域では本町の宅地における平成24年度基準価格は、1平方メートル当たり8万2,600円であります。三里木駅周辺の宅地標準価格が、1平方メートル当たり2万9,000円台から3万6,000円台となっています。一方、市街化調整区域では、白水地区と県道337号線の北側の原水地区の宅地標準価格は、1平方メートル当たり1万1,000円台から1万2,000円台、それから陣内線の南側の久保田地区が1万3,000円台、陣内線の南側の津久礼地区が1万5,000円台となっています。このように、現状において市街化区域等調整区域では、固定資産税の宅地区画で既に差がついております。もし、固定資産税の優遇措置ということになれば、家屋に係る固定資産税の減免や課税免除、あるいは不均一課税の制度を適用するということが考えられますが、これらの制度は担税力が減少した方や公益性、公共性の高い場合、あるいは町にとっての利益が大きい場合に限り適用すべきもので、奨励金や補助金の代用として活用するものであってはならないものです。

そこで、今回の集落内開発によって家を建てた場合に、この減免等を行うことが果たして町民一般の利益を増進することとなり、公益上に必要があるかということですが、税の考え方からすれば、他の納税者との関係における租税負担の公平の観点からしまして、できません。したがって、本件に対する固定資産税の優遇措置はできないと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 平等性に欠けるということは私も十分理解をしております。しかしながら、この問題が抱えることは町の利益と言われますが、言葉は悪いですが、過疎化が進んでいる地域に対しまして何らかの手を打ってあげなければ、これ以上進んでいくのではないのでしょうか。当然、不平等ということは分かると思いますが、それに増してもそういうところには手厚い何らかの策を打っていつてあげなければますます過疎化が進みますし、それこそ町の利益を損なうものではないかなというふうに思います。それぐらいこの問題は重要な問題なのかなというふうに思います。

そういうところで、一番最後の質問でございます。

定住人口を増加させるために民間を活用した取組は考えないかという質問でございます。

活性化を図るためには、市街化区域や市街化調整区域におきまして、開発と保全との調和を図りながら、良好な土地形成や土地利用を図っていくことが重要であり、そのためには土地の

調査分析をし、それぞれの特性に合った地区計画の導入を地区住民と協力しながら進めていくことが重要であるというふうには思います。また、路線バス、こちらは供合線の便数を調べてみましたが、平日の熊本市行きでは6時台に3便ありまして、7時台に2便、10時、14時、15時、この3つに1便ずつしかございませんで、計の8便しかありません。土曜、日曜も9便と、運行する企業の経営状況もあるかもしれませんが、非常に少ないというふうに思います。人が少ないから運行便数も少ない、店舗も少ない、当然ではあります、ならば定住人口を増加させるために人、車、公共交通が連携した総合的な交通体系の実現に向け、生活交通の拠点となる交通結節点機能を、鼻ぐり公園周辺や原水駅周辺を軸に民間の知恵をかりつつ、集落内開発地区計画と照らし合わせながら強化するべきではないでしょうか。西原村、合志市の人口増の要因には、地区計画同様に民間の参入があるというふうに考えます。例えば、地権者の方々の同意を受けることが最重要の課題ではございますが、南小学校周辺の農地を地区計画に指定をし、民間参入を促す、また熊本リハビリテーション前の土地利用を考えていくなど、新興住宅周辺の地域と違いもう一工夫すれば民間も興味を示すような地域にするために、総合計画にもあります集落内開発制度の適正な活用、また地区計画を指定して民間参入を促し、一緒に知恵を出し合い、取り組む考えがあるのかこちらをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

まず、集落内開発制度と地区計画制度ということで、別々の制度でありますので、まず集落内開発制度のことについて説明いたしまして、それから地区計画のことについて概要、それから回答の方をさせていただきたいと思っております。少々長くなりますけれども、よろしく申し上げます。

集落内開発制度は、集落内指定区域内であれば、地上10メートル以下で地上階数が2階以下の戸建て住宅、日用品販売店舗、店舗併用住宅であればどこでも誰でも建築ができる制度であります。この制度を利用されまして、制度開始以降24件の許可申請によりまして194区画の宅地分譲開発が行われており、このうち22件が民間開発業者による申請であります。開発申請につきましては、行政主導によります土地区画整理事業以外は民間主導で行われるものでありますので、白水地区におきましても民間主導での開発を期待しているところであります。都市計画課としましては、宅地分譲の開発行為につきましては、民間等からの相談等が寄せられた際には、地域の方の意見も十分お聞きしながら問題解決について前向きに検討を行いまして、民間主導による土地利用推進に向けて協力していきたいと考えております。さらに、集落内開発制度のさらなる周知に向け、広報等により周知強化を図り、推進していきたいと考えております。

次に、地区計画の件でございます。

地区計画とは、それぞれの特性に応じて一体的に良好な環境を整備、開発、保全することを目的とする計画であります。そのため、地区計画では目標と方針を定め、必要に応じて地区の

まちづくりの内容を盛り込む地区整備計画を定めることができます。地区整備計画には、地区施設であります道路や公園の配置、規模、建築物や敷地の制限であります用途、容積率、建蔽率、壁面後退、高さ等を定めることができますのものであります。地区計画は、多少の条件など若干差はありますけれども、市街化区域、市街化調整区域に関係なく定めることができますのものであります。今回の御質問は、市街化調整区域における地区計画、特に住居系地区計画についての御質問でありますので、その点に絞りましてお答えさせていただきます。

市街化調整区域内に地区計画を定めるには、都市計画法以外に熊本県の市街化調整区域内地区計画の協議または同意に関する指針、また菊陽町の市街化調整区域内における地区計画策定基本方針及び計画基準に則している必要があります。この県指針及び町基準の中に、住居系地区計画については計画位置、地区面積、地区施設の配置及び規模、建築物に関する事項が細かく規定されておりまして、一例としまして面積が3,000平米以上、接続道路の幅員が最低6メートル、高さが10メートル以下であることの規定があります。また、都市計画法では、市街化調整区域は原則市街化を抑制することとされておりまして、しかしながら、市街化調整区域内であっても計画的で良好な開発行為や、市街化調整区域内の既存コミュニティの維持を目的とする開発行為などの一定の開発行為は必要であるというふうな考えでありますので、熊本都市計画区域マスタープランでも、市街化調整区域における地域の振興と活性化に寄与する計画的な土地利用を誘導する旨の方針も示されているところであります。

市街化調整区域の地区計画は、町が都市計画決定の主体となりますので、市街化調整区域内に地区計画を定める場合においては、このような県の考えや方針、町の都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、慎重に策定する必要があります。特に、計画する位置につきましては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図りながら、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持、形成、周辺の景観、営農条件等との調和、地域の活性化等を図るよう定めることとなっております。菊陽町では、これまで市街化区域内に未利用地もありますことから、市街化調整区域内での住居系地区計画は余り見受けられず、地区計画決定された箇所が2か所ありますけれども、市街化区域隣接地のため既に市街化区域に編入されておるところであります。集落内開発制度施行後は、市街化調整区域内における地区計画の相談等も余り見受けられなくなってきておりまして、理由として考えられますのは、地区計画を決定しなくても集落内開発制度の指定区域内であれば開発が可能となったためではないかというふうに思っております。また、原則農用地区域は含まないことになっているため、集落内開発制度の指定区域外の白地農地が地区計画の対象となりますけれども、なかなか適地がないのではないかというふうに思っておるところであります。

このような状況ではありますけれども、市街化調整区域内の地区計画は町が決定主体でありますので、地区計画の相談等がありましたら、条件等との整合性を検討しながら個々に対応していきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 町が決定するということでございます。全ての最終判断は町長しかできません。検討ではなく、さまざまな問題はございますが、積極的に努力をするというふうな用意があるかどうかということにつきまして、町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、先ほど議員の方からもいろいろPR、アンケート、そういうものをとったかということでありましたけども、この集落内開発制度ができる区域についてもう一度精査して、やはり今区画整理事業をやるところの法律関係の方についても、不動産関係の業者の方等に呼びかけて、そういう取得をしていただいて、いろいろ開発の呼びかけもやっておりますけども、この辺についても、もちろん地元とのいろんな調整も必要かと思っておりますけども、きちんと精査した上でそういう方法もとれないか、またそれをするためにはどんな受け皿が、またやっておかなければならないこともありますので、そういうものを精査しながら、市街化調整区域の活性化の方に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 積極的に努力をする用意はあるということでは理解をしようございますか。いえいえ、まだようございますかね、ということです。

平成20年4月30日に地域間の格差是正のために運用が開始され、その集落内開発に指定された区域であります。冒頭説明がございましたように、ますますその格差が広がってしまったような気がいたします。集落内開発の本来の目的達成と地区計画にも絡めた発展性のある制度の運用を期待いたします。人口が増えてくると、それに伴いさまざまな問題が発生してまいります。高齢化に伴い医療費の問題もそのうちのひとつと数えられるということでございますので、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問事項、医療費の増加を最小限にとどめるための取組についての質問でございます。

まず、医療費軽減対策としてどのような取組が行われたか、またどのような効果があったのかという質問ですが、医療費の軽減対策といたしましては予防接種、こちらが特に効果的であります。ここでは、個人個人が取り組める健康増進の事業、こちらがどれぐらい行われたかということをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ただいまの御質問について、医療費軽減対策としての取組についてお答えいたします。

御質問の医療費軽減対策は、日常生活の中で町民一人一人がいかに健康や体力を維持し、また向上を図っていく施策があるかという質問かと思っております。本町では、各種の検診事業を実施しております。母子保健事業として乳幼児健康診査や不活化ポリオ、ヒブ、子宮頸がんなどの

ワクチン予防接種、成人保健事業としては肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がんなどのがん検診、また特定健康診査、特定保健指導などですが、これらは病気の早期発見、早期治療、そして生活習慣病の予防に重点を置いた保健事業であります。これらの取組の結果が医療費の軽減につながっていくものと考え、現在接種率や受診率の向上に努めているところです。

また、これらの検診事業のほか、受診者の体力維持や健康増進を図り、医療費の軽減につながる事業として現在3つの事業を行っております。

1つ目は町が直接実施しているもので、6月に実施する総合健診の結果説明会の参加者を対象に募集するヘルスアップセミナーで、これは西部町民センター、三里木町民センター、中央公民館の3会場でそれぞれ15名の参加者を募り、1年間の5回シリーズで実施しております。内容は、健康診査で血圧、血糖値などの異常が見られる方を対象に、自分の体の変化を理解し、自ら自分に必要な健康な行動を起こすことを指導するもので、生活習慣病の重症化予防を目的に行っております。

2つ目は、6月に実施する総合健診、10月に実施するがん複合検診の結果説明会の後、年2回募集するフレッシュステーション健康教室で、これは町がスポーツクラブきくように委託しているものです。委託料は、年間2回の実施で5万円です。この事業は、中高年の軽スポーツの定着化に視点を置き、体力の維持増進を図ることにより、疾病等にかかりにくくすることで健康づくりにつなげることを目的にしております。1回は3か月で6日実施し、1回の参加者は25名程度です。内容は、健康診査で異常が見つかった方だけでなく、運動や健康生活に関心のある方に紹介するもので、ストレッチ体操、ノルディック・ウォーキング、筋力トレーニング、ソフト3B体操といった軽スポーツなどの紹介を行うことにより、中高年の軽スポーツの定着化を目指して指導しております。特徴的なことは、この事業が終わった後、さんさん公園を利用したノルディック・ウォーキンググループへの紹介があることです。これは、日常的な運動の継続を行う機会として、スポーツクラブきくようが提供しているものです。

3つ目は、これも6月と10月に実施する健康診査やがん検診の結果説明会の後、年2回募集するヘルスアップクラブ事業に案内をしております。参加者は1回8名程度が参加されております。内容は2つ目と同じで、健康診査で異常が見つかった方だけでなく、運動や健康生活に関心のある方に紹介するもので、自宅や運動教室でできる軽運動として、ストレッチ体操、筋力トレーニング、有酸素運動などを指導しており、健康的な活動を行う仲間づくりにつながることを期待しております。効果としては、体重や腹囲の減少がある、健康維持につながっていると参加者から聞いております。

以上、3つを申し上げましたが、参加者はこの3つから自分の身体状況を相談し、また知りたい健康知識、簡単な運動法など、自分の希望に合ったものを選ばれて参加されております。これらの事業は、自分の健康に関心を持っていただき、自ら健康的な活動を行っていくことで医療費の軽減につながっていくものと考えております。医療費の増加や減少にはいろいろな要因があり、医療費軽減を示すデータはありませんが、先ほど申し上げましたスポーツクラブき



くようが実施しているフレッシュステーション健康教室について、平成23年度8月から10月まで参加された18名の国民健康被保険者の平成22年度と平成23年度の医療機関の受診回数と医療費を調べてみますと、わずかですが回数が減り、医療費で約87万円の減となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常にきめ細やかな説明をいただきましてありがとうございました。時間の関係上、2番と3番、せっかく質問をとということでお考えいただいたと思いますが、ちょっと時間の都合で最後の質問ということで、2番、3番を割愛をさせていただきます、すいません。

クラブを核として地域が活性化するために、総合型地域スポーツクラブきくようをNPO法人化する考えはあるのかという質問でございます。

お隣の天津町には、総合型地域スポーツクラブNPO法人クラブおおづがあり、南関町におきましてもNPO法人A-lifeなんかんがございます。また、三重県いなべ市におきましては、天津、南関町同様、本町からも研修に行かれたというふうにお聞きをいたしておりますが、市から委託を受け、医療・介護費を抑制しながら、生活の質、維持を目的とする元気づくりシステム運動を通じた健康増進と介護予防事業に取り組んでおられる社団法人元気クラブいなべがあります。3クラブとも先進的な活動が行われ、全国的に注目を浴びているところでございます。菊陽町も、総合型地域スポーツクラブ発足は県下で1番目だったというふうにお聞きをいたしております。NPOの組織化により、スポーツクラブきくようの活動資金の町補助金を削減をし、委託費として計上することで、行政コストの削減、組織の自立化、受託することによるリーダーの育成、またスポーツの技術力向上や意識高揚、ジュニア競技者の育成及び強化を図るため、また一流の選手及び指導者を招聘し、教室、講演会、試合などを行う団体等を支援するトップアスリート招致支援事業、こちらの補助金などのさまざまな補助金等も申請可能となり、組織化の活性につながると考えます。各事業なども外部に委託をするのではなく、町内で指導者を育成をし、事業を行い、夢街光の森会や商工会、JA、こちらとも協力をし、会員カードなどを作成をし、御利用の際は会員証を提示すれば何らかの特典が受けられるなどの工夫をすれば、サービスの輪は広がり、会の会員の方々にも喜んでいただけるのではないのでしょうか。

さらには、町長が施政方針でも言われた町民総合体育館、町民総合グラウンドが整備されたときには、町体育館施設等の指定管理、こちらにもつながると思いますし、そのためにも人材の確保は課題ではあると思いますが、町の強力なサポートのもと、総合型地域スポーツクラブスポーツクラブきくようをNPO法人化する必要があると思いますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） お答えいたします。

その前に、まず南関の例を挙げられましたけれども、南関の場合には体育協会とスポーツクラブが合併した形でのNPOでございます。

それでは、お答えいたします。

現在、菊陽町にはスポーツクラブきくようと菊陽町体育協会の2つのスポーツ団体がありますが、いずれも法人化されていません。医療費軽減対策の将来展望として、菊陽町が介護予防、健康増進の政策をスポーツクラブきくように委託し、事業を展開していくことも一つの方法であると思います。委託することにより、スポーツクラブきくよの事業費収入による財源の確保や、雇用の創出を生み、ひいてはクラブの自立、発展にもつながります。しかしながら、現在のスポーツクラブきくようでは、菊陽町からの委託を受けるまでの体制が整っていない状況でございます。スポーツクラブきくよのNPO法人化については、時期は分かりませんが、将来的には法人格を取得したいとの意向もあるようですので、今後法人格を取得するならば、町としても全面的に協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） スポーツクラブきくようをNPO法人化していくための課題と今後の取組については、総合型地域スポーツクラブの活動に公共的意味合いを付加し、体育協会、医師会、大学など各種関係団体との連携や協力関係を構築する上で、住民が指導者広域スポーツのコーディネート機能の必要性を理解し、本事業においてはまず町と総合型クラブとのパートナーシップ関係の強化に取り組む必要があるというふうに思います。組織の自立化をまた、先ほども申しましたが、総合型クラブにおいても、担当部署との報告、連絡、相談、こちらを密にするなど、行政との新たなパートナーシップ関係の構築に取り組みながら、事業を展開、継続していくことが必要でもあり、人的、財産的な後押しがなければ、地域の問題に入っていけないのではないかとこのように思っているところでございます。南関町のA-1 i f e なんかんのように、指導者が総勢80名、住民が指導者で、学校の授業、部活動への支援を通じてコミュニティ・スクールへの発展に寄与するということがまさしく先日より渡邊議員が提案をされておられます部分にもつながっていくというふうに考えるところでございます。

ここ数年で、菊陽町は急激な人口増に伴い行財政改革を推進する中で、多種多様な問題に直面するとお聞きをいたしております。地方分権のもと、莫大な仕事が町におりてまいります。町には仕事がたまるばかりで、職員の皆さんの御苦勞が絶えないことは理解をしているところでもございます。総合計画にも掲げてありました経営的な視点に立った効率的な行財政運営に努めていただきたいと思うと同時に、これ以上に職員の給与削減を行っていけば、人材の育成と確保どころか早期退職者も出てくるのではないのでしょうか。そのようなことがないように、改めてお願いをしたいというふうに思うところでございます。

最後になりますが、石原慎太郎氏が2月12日の衆議院予算委員会の質問において、私たちの子孫の生命を担保するためにはというルーマニアの作家の言葉を引用しておられました。紹介

をさせていただくと、いかなるときでも人間のなさねばならないことは、世界の終えんが明日であっても、自分は今日リンゴの木を植えることだというような言葉でございました。まさしくまだ見ぬ私たちの子孫、100年後の菊陽町民が豊かに暮らせるために、町長をはじめ職員の皆さんと私ども議会がともに考え、行動を起こすことが菊陽町の未来の発展につながるというふうに考えるところでございます。

そのような中で、これが私一番言いたかったことですが、今月24日に貴重な財産を後世に受け継ぐ事業、菊陽町有林の植林が開催されます。24日ですかね、志垣課長。健康増進のために3キロほどのトレッキング体験もでき、健康な体をつくることで医療費削減にもつながると思いますので、ぜひとも体力的に問題のない方は、将来の子どもたちのために参加をしていただきますようお願いをし、少し時間は余りましたが私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 皆さんこんにちは。

傍聴席の皆さん、本日はありがとうございます。まだまだプレゼンが下手な中岡敏博です。

初めに、皆さんも御存じの平成23年10月に起きました大津市の中学2年生のいじめ、昨年12月大阪市立桜宮高校のバスケットボール監督の体罰による生徒の自殺、全日本女子柔道監督の体罰問題等について、非常に心を痛めております。当然、いじめ、体罰に反対、賛成などはありません。本町にもたくさんの指導者がおり、どのように指導されているのか強く関心があり、私も指導理論について意見を求められることもあります。我が母校の九州学院は、野球、陸上、水泳、卓球、バドミントン、ハンドボール、バスケットボール、ラグビー、自転車競技、柔道、剣道、空手道、ボクシング、弓道、佐藤議員及び堀図書館長もかかわりますサッカーと、全国的に活躍するスポーツ、武道の部活がありますが、体罰とは無縁でございます。結果、競技の向上、能力開発に体罰は必要ないと言えるのではないのでしょうか。最も怖いのは、空回りの熱血監督、スポーツ指導の研修や講習会を受けていない指導者、最新の指導方法を身につけず、選手を物と扱い、暴力、暴言などでコントロールしようとする者、それを当たり前のように見てしまう傍観者も問題を拡大させていくと考えます。本町にはないと思いますが、このような問題がないことを望みます。

この後は通告に従いまして、研修で学んだことを生かしながら質問席でいたします。今回も

是々非々で参りますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） まず、初めの質問をいたします。

本町はさまざまな特徴を持つ町であり、一部の地域の都市化により地域の触れ合いが減少し、人間関係が希薄になりつつある現状は皆さんも御存じのとおりです。町長の施政方針にもございました第5期総合計画まちづくりの目標である人を大切にする町、基本施策の2つ目、生涯学習、生涯スポーツの充実にも関するものです。

平成22年3月の定例会で、芝議員も御質問されました公共施設、町民センター等の運営状況についてお尋ねいたします。

本町には中央公民館をはじめ、6小学校校区に1つずつ町民センター、コミュニティーセンターというものがあります。町民の皆様はいま一つ、これらの施設の大まかな目的がコミュニティーの拠点であるとか、カルチャーセンターなのかくらいしか理解していないようであります。また、関心が薄い、必要な興味がある講座がない、気軽に立ち寄れないなどの意見も耳にします。それでは、センター等が建つ地域性も関係あることと考えますが、各センターの所管の違い、目的の違い、統一しているところなどを確認させてもらいながら、本町議会の一問一答方式を十分に生かしながらお尋ねいたします。

まず1番ですが、本来のこれら町民センター等の目的、趣旨、全体的なもの、センター別で特徴や違いがあるならばお答えください。当然、合計7施設、1つずつ丁寧に説明をしてもらいたいのですが、それでは持ち時間60分がなくなってしまいます。簡単に分かりやすく、要点を捉えてお答えください。

○議長（大塚 昇君） 矢野教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） それでは、お答えいたします。

初めにお断りでございますけども、総括的にはお答えいたしますけども、それぞれの所管がまたがりますので、詳細については担当課にてお答えをします。

初めに、町部局であります三里木町民センターでは、働く婦人の家と三里木レクリエーション施設、地域センター施設を併設しておりまして、女性からの各種相談への対応やエンパワーメント活動の支援、女性が働きやすい条件整備に向けての講習会、研修会、パソコン3級資格取得講座等を実施し、また託児室を設置しておりまして、親子が気軽に参加できる支援事業等を実施しているところです。また、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な政策の指針となる男女共同参画行動計画を平成21年3月に策定し、働く婦人の家を拠点として、男女共同参画の視点に立った地域づくり事業に努めています。西部町民センターでは、勤労青少年ホーム、武蔵ヶ丘児童館、地域センターを併設しておりまして、勤労青少年ホームでは、15歳から35歳までを対象に勤労青少年向けの講座を支援しています。武蔵ヶ丘児童館では、就学前の子どもから小学生まで情操豊かにするための遊び、体験講座等を実施し、母親同士のコミュニケーションを図っています。東部町民センターでは隣保館としての役割を担って、対象地域及びその

周辺地域の住民の方々に対しまして、福祉の向上、地域交流の促進及び学習活動を推進し、同和問題をはじめとする人権問題の速やかな解決を図ることを目的に、技術支援事業、啓発広報活動及びふれあいサロン、ミニサロン等を実施しているところです。

次に、教育委員会部局の中央公民館は、社会教育法に基づき設置しておりまして、町内の地区公民館の活動の活性化と連絡協調を図るため、52地区の地域公民館長を対象とした地域公民館連絡協議会事業、講演会、研修会、ニュースポーツ講習会、県九州地区の公民館大会も積極的に参加していただいております。そのほか、青少年健全育成町民会議事業、家庭教育学級支援事業、高齢者大学講座等の事業を実施しているところです。武蔵ヶ丘コミュニティーセンターでは、生涯学習の推進と地域の活性化を図るため、センターの中でも昼夜とも利用が多く、各講座が活発に行われておりまして、新たに24年度より子ども講座、おもしろサイエンス物づくり教室等を加えて、青少年健全育成に向けた講座を中心に、地域のニーズに応える講座等が開催されております。また、利用者連絡協議会とタイアップしながら、センター祭、七夕祭りも実施しているところです。南部町民センターでは、6地区の協力と連携で世代間交流事業、地域交流事業を行い、また総合教育の一環で菊陽南小学校と連携し、自然風土や歴史文化等の郷土愛を育むために実施しております学社融合事業、地域とともに各関係機関の協力で開催しています鼻ぐり井手事業等を行っているところです。また、利用者連絡協議会事業では、会員相互の親睦の中で活動を行っています。ふれあいの森研修センターでは、青少年が体験活動のできる宿泊施設と自然観察を育むためのキャンプ場があり、屋久島町子ども会との交流会、学校クラスによるレクリエーション等の活動が行われています。また、南部地区と同じく、世代間交流事業や地域交流事業として、センター祭と地域が連携した桜祭り事業等を行っているところです。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 主なセンター等の目的、内容というのをお尋ねいたしました。

先日、生涯学習課の職員に、7つのセンター等の利用団体、利用状況の調査を依頼しましたら、嫌な顔をせず細かくデータを調査していただきました。

2番になります。これを参考に、午前、午後、夜間と3つに分けた場合の利用者数と職員数、利用団体の状況を全体に見た場合と、絞って見た場合の視点からお尋ねいたします。

このデータでは、夜間、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの6日間での利用者が357人、それに加えて、見学、送迎の保護者、家族を50人としましても、1日当たり夜間3時間だけで多くの町民、子どもたちがセンターを活用していることとなります。曜日等の偏りはあるかと思いますが、それに対してシルバー人材センターの方1人がいらっしゃいます。この利用者数、防犯上、業務内容で今の人員で適正であると言えますか、課題はないかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 矢野教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） 夜間利用では、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの利用者数が最も多くて、中でも武蔵ヶ丘中学校の武道場の利用者数も多いようです。武蔵ヶ丘コミュニティー

センターにおいては、ほかのセンターと同様に、午後5時から午後10時までは町のシルバー人材センターに委託してありまして、1人体制で管理業務を行っていただいております。業務としては、受付業務、各部屋の点検、鍵の施錠等をお願いしているところですが、利用者の皆様の協力を得て運営してありまして、現状のままで問題はないかと思っております。日中、夜間を問わず安全面には気をつけておりますが、利用者の皆さん、特に子どもさんが夜間講座を受講される際には、安全面では、講師の先生と保護者の皆さんにこれまでどおり変わらない御協力をお願いしたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） これは全部のセンターに言えることなのですが、私が気にかけているのは講座生に対するつきまとい、待ち伏せ、声かけ等のストーカー犯罪、事務所荒らし、置き引き、車上荒らし、自転車盗難、不審物、危険物所持者や酩酊者、精神異常者、薬物依存者の侵入などの対応、火災、地震等災害の発生や講座生の体調不良等における救急車の要請、通報、緊急避難指示等を現状でリードできるのかを心配しております。よく係員の指示に従ってくださいとの文言は見たり聞いたりしますが、いかがでしょうか。

また、今おっしゃいましたこれを補うために講座生の講師、代表者、講座生に対して万が一のときの緊急避難指示、防犯、交通事故防止のための手引、通報手段、AEDの使用を含め、訓練の実施などを促したことはありますか。また、実施したその回数まで教えてもらえるとうれしいです。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 矢野教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） ただいまの御質問ですけれども、確かにいろんな災害等被災とかいろんな防犯については最小限に食い止めるために、職員が防災意識の高揚を図りながら、各センターを利用される方々に防災知識の普及徹底を図る必要があると思っております。消防署から来ていただいている防火訓練あたりは、今西部町民センターが児童館、年2回ほど行ってありまして、三里木町民センターそれから中央公民館につきましては以前何回か実施しております。その他の町民センターでは、自主的な訓練等と口頭による注意はしているところです。今後は、いろんな施設長会議等でも懸案事項として捉えまして、周知して訓練の方をしてまいりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 大体訓練をしているということと、児童館におきましては、私は児童館の審議員をさせていただいております。それでは、年間12回訓練をされているということと、西部町民センターとの合同の訓練がまだ実施されていないということでしたので、そのところは強化していただければと思います。

続きまして、3番の質問に参ります。

これは、町民センターの本来の姿を変えてしまう、機械的で実績や数字を求める方向と、それを評価する人物がセンターの主と化して、歳入——いわゆる使用料なんです——を増加さ

せ、利用者を増加させ、部屋の隅々まで提供し、功績を得たような錯覚に陥るおそれもございます。生涯学習、生涯スポーツの充実は方向を間違えると、先ほどおっしゃいました本来の目的よりカルチャーセンター化となり、それがゆえに講座生や職員と地域の関係、町長がセンター祭の挨拶でいつも言われますきずなが希薄になると危惧をしておりますが、この点につきましてお尋ねいたします。

また、昨日もお話に出ました地域の方々が使いやすく、地区公民館が利用できない場合は、現状で使用できないところも出てくるのではないかと心配しております。この点についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 矢野教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） 生涯学習の推進、生涯スポーツの充実を図るためには、それぞれの設置条例、施行規則によりまして目的に沿って運営を行っています。開設要綱に基づき、毎年センターの目的、指針に沿って説明を行いまして、まずコミュニティーの施設の役割というのは、やはり地域づくりに欠かせないのが人づくりであり、行政と町民がお互いに顔の見える位置にいないと横の連絡はとれていけません。町の施設で開催されている主催講座、自主講座につきましては、成果の活用が図られ、コミュニケーションを深めることができます。その成果として、それぞれのセンターの発表会でも、受講生も講師の先生も職員も連携強化の中で展示発表、ステージ発表をしていただいています。さらに、個々の知識及び教養を高めていただき、生きがいを持って充実した日々を過ごすとともに、お互いの連帯感を深めながら親睦と融和を図りながら、人づくり、地域づくり、まちづくりを目指していくことが大切なことだと思っております。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） 今の質問の中に、地区公民館としての利用ができないような状況もあるんじゃないかということですが、昨日町長の答弁にもありましたように、今地区公民館を持っていないところ、光の森の1町内から7町内、それと花立から分区しております南花立、そしてにじの森、ここらあたりが地区公民館を持っておりませんが、三里木町民センターには地域センターを設置しておりますし、西部町民センターにも地域センターを設置しております。また、今後建設されます光の森の複合施設の中にもそういった開放を想定しておりますので、自治会を立ち上げるときにも、こういった地域センターを活用していただくようにということは申し上げておりますので、そちらの方をぜひ今後も活用していただければと思います。

現状では確かに、特に光の森あたりは自治会活動で使えないというような状況もありますけれども、今のような部分で今後改善を図っていくならというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 1つのところを出しますが、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターでは自主講

座が67、主催講座が単発も含め22、合わせますと89も講座があって、その中で地域の方が使いたいときに支障があるのではないかなという思いで質問させていただきました。

時間も制限がありますので、次に参ります。

4番目の地域の触れ合い活動の拠点、核となる活動支援や町民主催による学習についてお聞きします。

もう既に実施されているプログラム等がありましたら、それを含めお答えください。

○議長（大塚 昇君） 矢野教育審議員。

○教育審議員（矢野陽子君） まず、地域住民の皆さんの活動拠点となるのは、中央公民館をはじめ各町民センターです。これらの施設では、講座発表会以外にも住民の協力と連携で交流会が行われています。鼻ぐり井手祭や桜祭りと、それから3月17日は、中岡議員さんもこれにはいろんな協力をされていると思うんですけど、コミュニティーセンター祭、子どもと大人の触れ合い交流会が行われます。地域の特性もありますけれども、西部地域は本当に新しい住民の方が多くて、コミュニティーの形成が重要な課題の一つでもあります。特色ある活動も視野に入れて、地域づくりのためのリーダーの人材育成支援やネットワークづくりを進めて、新旧住民の方が気軽に参加できる交流事業等も考慮していただき、地域に愛着を深めながら親睦と融和が図られるような地域づくり、まちづくりの拠点として目指していきたいと思っています。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それでは、次の大きな2の質問に参ります。

通告書にございます社会教育関係団体等の位置づけを明確にし、公共の施設等の利用目的が利用者以外の町民の福祉の向上に寄与している場合は、町がその活動を評価し、支援する必要があると考えますが、本町には生涯学習の充実、講座の努力等により、町の伝統文化、健康増進、青少年健全育成で活躍する団体がありますが、それをしっかり見ず、評価せず、認めず、横並びの自主講座としての扱いが見られます。また、子どもを中心とした講座、障害者及び介護者の講座などの使用料の免除や減免を申請に基づき実施している自治体はたくさんありますが、具体的になりますが、このような支援の考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

本町においては、町の伝統文化、健康増進、青少年健全育成のほかにも、芸術文化、地域振興などさまざまな分野で活躍されている団体があります。これらの団体の皆さんには、それぞれが誇りと喜びを持って活動されており、そこで学ばれた成果を地域に還元され、本町の生涯学習の推進はもとより、人づくり、地域づくりにも大いに貢献いただいているものと評価しております。

次に、中央公民館及び各センターにおける主催講座と自主講座の取扱いについて説明させていただきます。

主催講座、いわゆる菊陽町または菊陽町教育委員会が講座内容、講師の選定等を企画立案



し、運営するものについては、基本的に1年以内で修了することを原則としています。仮に、この講座を2年目以降も継続しての開催を望まれる場合には、自主講座に移行していただき、自立して運営を行ってもらうこととしています。また、自主講座の中には、主催講座から自主講座へ移行するものだけではなく、学びたいことや取り組んでみたいことを町民の皆さん自らが企画運営している講座もあるようです。行政が企画運営する主催講座には、その内容、講座の数にも限りがあり、また多くの町民の皆さんに参加していただく機会を創出することも必要でありますので、現在自主講座として運営されているものにつきましては、引き続き自主講座として継続していただきたいというふうに考えております。

また、団体等への支援につきましては、町民の皆さん自らが企画運営する自主講座については、会場の確保などを支援していきたいと思っております。それと、後の方で、使用料の減免のお話が具体的にありましたけれども、使用料の減免につきましては、これは各センター、施設間で基準を統一しておりまして、使用料といいますとやはり受益者負担の原則もございまして、公平性、平等性、そういった観点から、特定の団体に対して使用料を減免するというようなものは、今のところは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 今、便利な社会になりまして、インターネット等で全国各地の自治体の取組、子どもいろんな講座への支援とか考え方というのを調べさせていただきました。その中で、公平性を保つということで、今課長がおっしゃいましたような文言が書いてある自治体もございました。菊陽町の考えとしてどのように考えているのかを、今ちょっとお尋ねいたしました。

時間に限りがあります。では、2番に参ります。

次に、25年間以上活動されている、これは菊陽町の宝、伝統文化と言っても過言ではありません。菊陽町の顔になっている菊陽武蔵剣豪太鼓の活動等の支援についてお尋ねいたします。

菊陽武蔵剣豪太鼓は、1985年、昭和60年、本町に49棟あります。県営団地の発展のために、思い、考えて和太鼓を利用し、町民のために発足した団体であります。この25年という月日の努力、活動の努力ははかり知れない、私は10年ほどではありますが、晴れ舞台での活動、裏の地道な練習、両面をしっかりと見させていただきました。町長も御存じのとおり、紹介できないほど多数の夏祭りから町行事の開会セレモニー、災害復興チャリティー、商工会主催の行事、自治会、地元業者のお祭りや激励の演奏など、これほど町の福祉に貢献し、町民のみならず菊陽町に訪れた町外、県内、県外の方々にも感動を与え、外部のイベント司会者も皆知っており、広報きくようの表紙一面を飾るなど、目に見える活躍は皆さんの御存じのとおりであります。

しかし、私が着目したのは裏の舞台でありました。子どもたちのたたくスピード、安定した立ち方などは、どのスポーツ競技にも通用するアスリートにも匹敵する筋力、体力であり、ま

たその努力を支える必ず近くにいる家族の姿に本当のきずなを感じました。また、ほかの講座のように講師謝金は徴収していないなど、指導者も受講生と一体化している団体はほかにはありません。それでは、今まで関係者、施設職員は一体何を見てきたのでしょうか。努力して練習量を増やし、晴れ舞台も増えれば増えるほど太鼓は消耗し、傷み、頑張れば頑張るほど活動及び運営は制限され、厳しくなるという先を想定できる大きな矛盾に対し、支援をなぜ25年間も見過ごしてきたのでしょうか、私には理解できません。町を代表する太鼓に、また講座に成長されたものに対して関心が薄いと感じましたが、今後も継続し、町に貢献していただくために、町としてはさまざまな支援をするべきだと考えます。具体的に言いますと、使用料の免除や減免は先ほど服部課長がおっしゃいましたので望めないかもしれませんが、太鼓の維持管理、修繕費、遠征費等の移動費等などの考え、負担助成等はどうお考えでしょうか。これは、町の利益とつながる大切な点だと思います。答弁を求めます。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（服部誠也君） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

功績につきましては今中岡議員が述べられましたけれども、この中で菊陽武蔵剣豪太鼓につきましては、先ほどありましたように1985年、昭和60年10月に発足され、28年の長きにわたり活動されております。これまでの菊陽武蔵剣豪太鼓に対します町の支援内容を申し上げますが、平成3年度に財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業を活用し、太鼓を9張、はっぴ40枚など550万円相当分の物品の購入の支援を行っております。この支援を契機として、当初武蔵剣豪太鼓から菊陽の冠を付した菊陽武蔵剣豪太鼓に改名されております。その後、平成4年度から本年度平成24年度までの21年間、太鼓の修理に要する経費の一部約30万円を毎年度助成しております。また、平成6年度に開設されました武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの開設当初から、週2回午後7時から午後10時まで行われる練習場の確保及び太鼓の保管場所の提供を行っているところです。このように、菊陽武蔵剣豪太鼓に対しましては町からも特別に支援をしており、現在では県内外を問わず国内、さらには海外にもその活動を広げられ、本町の文化振興に貢献いただいているところです。

このような中、本年度各種団体への補助金に対する外部評価が行われ、先ほど述べました太鼓の修理に要する経費への補助金の実態に合わないため、廃止するようにとの行政委員会からの評価を受けております。このため、平成24年度をもってこの補助金は廃止することとしましたが、菊陽武蔵剣豪太鼓に対する支援は引き続き必要と判断し、平成25年度から菊陽町文化振興補助金制度を新たに設け、この制度の中で支援することとしております。この制度を申し上げますと、菊陽町の文化振興、青少年の健全育成、地域貢献、この3つの分野全てにおいて貢献している団体に対しまして、補助金を交付するというものであります。菊陽武蔵剣豪太鼓につきましてはこの制度の対象団体となりますので、引き続きこの制度を活用して支援してまいりたいというふうに考えております。

それともう一点、遠征費用の補助とかがないかということですが、今全国大会出場等

の支援の制度がございますけれども、この制度の始まりというのは、当初はスポーツ団体だけに対しての制度でございました。しかしながら、文化団体にもこの制度を広げてカバーしようということで、この制度を活用しますと、全国大会あるいは国際の大会と、これは大会の内容にもよりますけれども、そういった大会の補助金もこの制度の中で支援しておりますので、この制度を活用していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 細かく説明ありがとうございました。21年間太鼓の修理代として29万9,000円の助成が行われていたということと、今後につながるようなまた形が変わったバックアップの方、温かい支援をしていただけたということを確認させていただきました。それは、服部課長所属の昭和54年から活動されています菊陽吹奏楽団のように、私としては、皆さんもそうだと思いますが、町の宝として剣豪太鼓の継続、支援の方をしていただければと考えます。

では、最後の質問になります。

私も生活のために使用していました町道武蔵ヶ丘20号線についてお尋ねいたします。

この道路は、武蔵ヶ丘県営団地と武蔵ヶ丘中学校の間の道、昨日も数回玄武堂という言葉も出ました武蔵ヶ丘7町内と8町内の間のカラフルな道になります。では、過去にたくさんの通学路改善の要望が本町全域から出ておりますが、昨日学務課長の方から危険箇所の通学路は18か所という言葉がありましたが、その中の一つでありますこの道路工事を施工するまでの手順と改良が優先された経緯についてお尋ねします。当然、改良前に何度も近隣住民説明会、意見聴取等はされたと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） まず、町道武蔵ヶ丘20号線の状況であります。道路幅員が6メートルで、車両が走る位置と児童・生徒が通学する位置が近接しており、危険な通学路の一つであります。中岡議員も御存じの状況でございます。

そこで、これまでも外側線に加えて車両が走る範囲を強調するためのドット線を引いたり、南側の外側線の外側に75センチメートルのれんが色のカラー舗装をしたり、速度を落とせや交差点マーク、止まれなどの路面標示をし、規制看板ではありませんが、車両に注意を促すための住宅内徐行や、20キロメートル速度を落とせ大津警察署の看板も設置し、さらには地域住民の皆様の理解を得て、朝の集団登校の時間帯であります7時30分から8時30分までの間を一方通行としていたところでもあります。しかしながら、この通学路では、武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校児童約460名が歩き、反対方向から武蔵ヶ丘中学校の生徒約200名が通ります。学校では、登校時間をずらすなどの対応を行っていただいておりますが、1つには歩道が狭いという課題がありました。また、地域からも、武蔵ヶ丘7町内から通学路等の安全・安心施策の実施についての要望書が平成23年6月1日、昨年1月10日、5月15日に町に提出され、

また昨年1月5日には、大津警察署長に対しても通学路等の安全・安心施策の実施についての要望書が提出されました。また、中岡議員も今おっしゃったように、町道武蔵ヶ丘20号線のこの箇所は、武蔵ヶ丘小学校通学路の危険要注意箇所でありますことから、小学校、PTA、地域、町関係課、大津警察署とともに昨年8月に合同点検を行ったところでもあります。町では、それら地域からの要望も受けて、当該地域の代表者とも協議しながら、さらなる児童・生徒の安全・安心対策を強化しますため、昨年8月に道路管理担当である建設課により、南側のれんが色のカラー舗装を1.5メートルに拡幅するとともに、より強調するために黄色でカラー舗装し、また車両からの巻き込み防止などの点も考慮しポールを設置し、さらに交差点のカラー舗装などを行いました。その後、当該地元である武蔵ヶ丘8町内から工事に対するマイナス面からの指摘があり、昨年10月5日に総務課及び建設課により武蔵ヶ丘8町内の役員及び子ども会代表者との意見交換を行いました。

町では、児童・生徒の安全・安心対策を強化するための工事を行いました。特にポールの設置により児童・生徒の安全・安心が強化されたとの評価をいただいた反面、ポールを避けて急いで走ろうとしてスピードを上げる車両が見受けられた。当該道路に面する住家から車を出すときに危険が増した。北側を通行せざるを得ない児童にとっては危険が増したなどがあります。そこで、昨年11月22日を第1回目として、3回の意見交換を行いました。メンバーは、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校の校長先生とPTAの代表者、武蔵ヶ丘7、8町内の区長及び子ども会の代表者……。

(1番中岡敏博君「議長、すいません」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 中岡敏博君。

○1番(中岡敏博君) この道路工事を施工するまでの手順と改良が優先された経緯をお尋ねしているのであって、その後の状況とかその後の意見交換会というのを尋ねているのではございませんので、次に進めていってもよろしいでしょうか。

○議長(大塚 昇君) 中岡敏博君、質問を続けてください。

○1番(中岡敏博君) すいません、通告書を出しておりますので順番等をちょっと守っていただければと思います。

まずは、要望書が7町内から出ているということで、また皆さん、子どもをお持ちの保護者の皆さんの思い等はよく分かります。その手順についていろんな、住んでいる方たち皆さんにお伝えをしたのかどうかをちょっと聞いたのでありまして、ハード面の説明等は次の2番、今から質問いたしますこの道がカラー舗装され、いわゆるコミュニティー道路として変化しました。私が先日研修先で調査しました東京の大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区のスクールゾーンは、緑のカラー舗装、ガードレール、ガードパイプを使用していました。コミュニティー道路にするのはよいのですが、譲りレーン、ハンプ手法はカラーポールも立てていらっしゃいますが、これを設置したら間違いなく子どもたちが守られるという判断基準と責任の所在はどこにありますか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

今回の安全対策としましては、車両等のスピード抑制と歩行者及び車両等の通行分離を図り、児童・生徒を安全・安心に通過させることを目的として検討しました。いろいろな工法が考えられる中、全国的な事例や町の事例、警察の意見などを聞き、検討したところであります。検討に当たっては、質問にあります譲りレーン、蛇の丸のみ道路、ハンプ、ガードレール等の検討も行いましたが、地区に合ったカラー舗装とカラーポールによる工法で安全対策を実施しました。譲りレーン、蛇の丸のみ道路は、特に朝の集団登校の際に約460名の児童・生徒が集中することから、2列以上の列となり、歩道部を広くしたり狭くしたりするのは列を乱すことになり、好ましくないと判断しました。また、ハンプについては路面に凹凸をつけることになるため、沿線住民に騒音、振動の迷惑をかけることになり、住宅地には適さないと判断しました。ガードレールは、町道の現在の6メートルの幅員を拡幅することは、住宅の張りつきにより難しく、一方通行についても現在の朝7時半から8時半以上の規制を行うのは関係者の同意等で難しいため、車両の離合に必要な5メートル以上の車道幅を考えると歩道幅が確保できないため、対象とせませんでした。カラー舗装は、通学路であることから黄色で着色し、交差点は水色で着色することで、車両の運転に歩行者及び交差点の注意を促し、有効であると判断しました。また、カラー舗装とあわせてカラーポールを施工し、スピード抑制と歩行者に接近した走行を防止することで安全を図ろうと計画しました。

以上の工法につきましては、地元の意見を聞きながら決定しましたが、施工後地区から、スピード抑制になっていないなど設計の意図と違った意見が多数寄せられたため、地元のPTA関係代表者、地区の代表者、学校関係者と意見交換会を行ってまいりました。その意見交換会で検討した結果として、南側だけのカラー舗装に加え、北側を利用する歩行者や自転車通学の中学生等への注意を促すため、北側もカラー舗装することとしております。カラーポールにつきましても、意見交換会で検討した結果として、一部配置がえをあわせて実施いたします。現在の6メートルの道路幅で即効性があり、効果のある工法で検討した結果ではありますが、完全な車両と歩行者の分離ではなく、注意を促す内容となっているため、利用者の御理解と御協力をお願いするものです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） カラー舗装等のハードの部分でいろいろ考えられた結果だとは思いますが、今センターラインはなくてもいい道路も大分増えてきました。しかし、時間帯規制以外は対向車とすれすれ、昨日も4台進入してきたのと向かい合わせで私もすれ違うような状況がありました。正面で向かい合う状態になり、サイドの黄色の部分では今1年生がはやってますが、その黄色い部分を走って下校している状態、また夜間は昨日の防犯灯の定義、街灯等の定義でお話がありましたが、青色の街灯で夜間は見えにくいいため歩行者にも気づきにくい経験

を、私も含め皆さんもしていることと思います。今のところでは、余りにもヒヤリ・ハットが多過ぎるのではないかと心配しております。

続きまして、3番の今子どもたちが走りながら、横に広がりながら——昨日は私はハンドマイクを持って子どもたちに指導しました——帰っている現状、また7丁内の西田区長も見守りを一生懸命されております。児童・生徒の交通安全指導、見守りなどのソフト面を充実させ、交通事故を防止する必要があると考えますが、そのような対策はなされていますか、お答えください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 通学路として利用している学校側の指導等ということでお答えしていきたいと思います。

まず、この町道武蔵ヶ丘20号線を通学路としているのは、先にもありましたとおり、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校の3校が利用しております。通学路改良工事後においては、この3校では交通事故を防止するための取組を行っております。3校とも同じような取組でありますので、ここでは主に武蔵ヶ丘小学校の取組について御説明したいと思います。

武蔵ヶ丘小学校では、この通学路を通して登下校している児童数ですが、光の森地区全ての児童約460名が通学しております。通学路の改良工事後の学校の取組では、児童への指導としまして登下校時においてポールで遊ばない、カラー舗装内からはみ出さないなど指導を行っております。また、学校職員は児童の登下校時の様子を確認し、これはもう中岡議員にしる区長さん等にしろ、お願いして見守っていただいているというところでございますが、職員もそのような状況を確認しながら、指導が必要な点については児童集会、学級会で指導を行っております。また、保護者へでございますが、プリントを配付し周知しておりますが、PTA運営委員会において工事内容の周知を行い、PTAによる朝の挨拶運動を通して見守りを行っていただいているところでございます。また、地域の方からも、児童の登下校時を見て気づき等が寄せられることがあります。この場合はまず学校職員へ周知し、必要に応じて児童へ指導を行っている状況でございます。また、下校時においては特に見守りが必要でありますので、といたすのが、下校時は朝と違いまして集団登校でない日にちが多ございます。低学年、中学年、高学年というような状況で帰っていかうかという部分でございますので、青色パトロールでの見守りを行っていただいております。また、3学期に入りまして、近隣の自治会に下校時の見守り活動について協力をお願いしております。

武蔵ヶ丘小学校の取組について説明しましたが、同様に各学校でも児童・生徒の交通事故防止に取り組んでおるところです。ただ、やはり今後も継続して児童・生徒には指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 子どもたちの指導とか地域の方の見守りとかソフト面を充実させて、交通事故を防止していただければと思います。

つけ加えますが、今その道沿いの家の改築工事がありまして、2トン以上のトラックが止まっております、下校時間にもなりますが。それと、毎朝光の森4町内の方が交通安全指導をなされていましたが、その方が引っ越しされるということで、その部分ではまた弱くなるのかなと心配しております。

もう最後の4になります。

私が集めた情報によりますと、午前中の7時半から8時半、時間規制は先ほども話が出ましたが、平成19年たくさんの方の熱意と付近の住民の協力で実現したと聞いております。その点につきましては、昨日芝議員も午後の時間帯規制等いろいろ案を出され、気持ちをお伝えしているようではありますが、最後になります、これは当然ながら警察、その次続いているものが公安委員会なんです、その道路の午後の時間帯規制及び全面通行止め等の考えとか意見とかございましたら、お答えください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今の一方通行の関係ですけれども、昨年10月12日に武蔵ヶ丘小学校校長及びPTA会長から、通学児童の安全対策として朝の集団登校時間帯は一方通行となっております、車両の離合がないが、下校時は中学校の下校時と重なる場合もあり、また車両が離合する際に歩道に入ってくることからとても危険な状態であり、下校時も一方通行にさせていただきたいとの要望も出ております。意見もいろいろあった状況もありまして、大津警察署の規制担当者にも相談いたしましたところ、一方通行規制を行うためには、付近住民の署名を含めた要望が必要であろうとの回答でありました。地元住民が賛成していない道路の一方通行規制は難しいということでもあります。

一方、周辺の状況として、武蔵ヶ丘第2保育園の朝夕の送迎車両の通行があり、また町道武蔵ヶ丘20号線の規制を強化しますと、それ以外の道路で東西に走れるのは熊本市境、または合志市境の道路であり、これらの狭い道路の通行量が増えることが予想され、または地域内を抜け道として進入してくる車両も増加すると思われるなど、一方通行には反対する地域住民の声も聞かれます。このようなこともあり、今回早急に対応できる範囲で、通学児童・生徒のより安全を図るための対策として、今回のカラー舗装及びポールなどの設置をしたものでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 交通規制等のお答えは今いただきました。

最後になります。せっかく平成25年4月1日から施行されます菊陽町町民参画協働推進条例にある情報共有、町民参画、協働の3つの柱が今後本当に生かされるように、安全の確保のため、事故防止のため、子どもたちのために逆の悲劇にならないことを強く願い、私の質問を終

わかります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時59分

再開 午後 2 時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） こんにちは。

今回は、日ごろ町民からいろんな相談を受けたことを、4項目ほど設けて質問いたします。

まず1番目に、総合的な原水駅周辺整備事業について、2番目に信号機設置について、3番目に子ども医療費について、4番目に投票所の入場券について質問いたします。答弁によっては今回は少し厳しくなると思いますので、心して答弁していただきたいと思います。

最近、にわかにはPM2.5、PM2.5と大変忙しいんですが、ある御婦人がPM2.5、午後2時5分で一体何ですかと聞かれる。私も一瞬戸惑って、答えに窮しました。これは、中国が毎年経済成長率10%を目指して、環境問題、環境汚染対策を怠ったがゆえに、直径2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質PM2.5による大気汚染が悪化、それが偏西風に乗って中国から日本に流れてくる。どうしようもございません。私は、平成20年6月議会において、地球温暖化防止、脱ガソリン、電気自動車開発研究促進を求める意見書を提出、全員賛成のもとに可決いたしました。また、昨年の3月議会において、九州を原発に依存しないモデル地域に求める意見書を提出いたしました。その提案理由として、福島原発を教訓に、人々の生存権、生活権、尊厳を守るためとしております。そのときの質問の現状は分かるけど、現時点で完全に原発を止めて日本という国が生きていけるのかという質問がありました。私は、まだ世界的に原発の最終処分場ができていない、もし中国が原発事故をやった場合黄砂が日本に来る、もし何かあったら日本がどれだけ被害を受けるかぞっとしますと述べております。今現在、PM2.5、スモッグ被害と、黄砂で児童がマスク姿で遠足、外での活動が規制されています。また、物事には耐用年数というのがございます。中国の原発が何らかの故障で爆破したら、放射能は目に見えません。ここ1週間の気象現象を見たときに、日本がどれだけ被害をこうむるか分かりません。世界中経済一辺倒で、環境破壊、環境問題が置き去りになっています。そんなに急がないで環境問題に呈した経済発展を目指してもらいたいと、最近の心境を記録に残しておきたいと思って述べました。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず最初に、総合的な原水駅周辺整備事業について伺います。

原水駅周辺整備は何回も議員が取り上げ、一般質問しております。前回は吉本議員の質問に



対して、町長は駅前区と協議を重ね、公民館用地の確保や公民館建設と駅前周辺整備の時期について検討したいと述べられています。町として、原水駅周辺整備、総合的な整備事業はどこまで考えておられるのか、時期も踏まえ答弁を求めます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

原水駅前公民館の移転の件でありますけれども、この件につきましては、駅前区の方から23年3月30日だったかと思っておりますけれども、建替えに関する陳情書が提出されまして、また平成20年10月30日に公民館代替用地取得に関する要望書が提出されております。現在の駅前公民館は、議員御承知のとおり原水駅の西側に位置しておりまして、県道337号線沿い、いわゆる旧の国道57号線沿いに接しておりまして、車の往来が大変多く交通事故の心配があること、そして建築から30年を経過しようとしておりまして、また2階を公民館、集会所として利用されていることから、利便性も大変悪く手狭になっていることから、駅前区の方では建設委員会を開催されまして、駅前公民館を新築移転することに決定されているところであります。

そこで、町といたしましては、駅前区の区長さんや役員さんとも協議を行いまして、平成25年度一般会計予算に公民館用地購入費を計上させていただいているところであります。なお、場所の選定に当たっては駅前区と十分協議しながら、地域公民館として利便性の高い場所を選定することとしているところであります。その後、用地の確保に目途が立ちました段階におきまして、駅前区と協議しまして必要な予算を計上していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 駅前区公民館はあるけれども、駅前周辺整備事業も順次やるというふうに述べられております。その辺もお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この駅前の公民館を別の場所に移動していただいたら、その今ある公民館のところの敷地も使って、車椅子で利用されとる町民の方もいらっしゃると思いますので、そこを撤去した後にバリアフリー、いわゆるスロープあたりをつくってそちらの方に誘導する、そういうようなところに今考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 私は、この駅前周辺事業の一般質問は、昨年12月議会ですつもりでしたが諸般の事情で今回になりましたが、よかったか悪かったか分かりませんが、地方自治体がどれだけよい事業を考えても、財政事情が厳しければ実施に必要な予算が確保できず、事業が進みません。ところが、今度の安倍内閣が物価上昇2%を目指し、デフレ脱却を謳って、強力な15か月予算を組みました。その中で、2012年度補正予算、地域の元気臨時交付金1兆3,980億円がございます。これは、公共事業の地方負担を8割程度カバーする地域の元気の出る臨時交付金でございます。だけど、この交付金は、地方自治体がきちんと計画を立てて国

へ申請しないと活用できません。また、今年一年限りです。この地域の元気の出る臨時交付金を活用して、総合的に原水駅周辺に着手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、議員が言われましたように、平成24年度の補正予算になりました1兆3,000億円の臨時交付金を活用できる事業でありますけども、これは初日の日の提案理由の中でも申し上げましたけども、そこに、今言われるように準備ができて、計画もできてるものについては全て計上しておりますけども、この原水駅の関係につきましては、まず駅前公民館の移動、そういうところが入ってきますので、今回の臨時交付金のところには出てませんが、一方では臨時交付金の対象になったものについては、元気づくり交付金というのが、24年度の事業で起こした分の裏負担分が25年度の事業の方に財源としては充当できる、そういうような制度でもありますので、そういう面での、どれだけ来るかがまだはっきりしていませんけども、できるだけこういった制度事業に乗るような、町の持ち出しがないような事業で取り組みたいというようには考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、町長ができるだけ町の持ち出しがないようにというて、これは小さい方の1、2、3が関連しておりますので、続けていきます。

今、町長から駅前区の公民館用地、公民館建設について、また原水駅周辺整備についていろいろ述べられましたが、駅のバリアフリー化は2000年5月に交通バリアフリー法ができてから、大都市などでは駅のエスカレーターやエレベーター設置が進みました。その後、2006年、平成18年4月に障害者自立支援法が成立されまして、駅などの交通施設だけでなく、建物も対象に含めた新バリアフリー法としてパワーアップされ、高齢者や障害者に優しいまちづくりが進められてきました。菊陽町も今、定例会3日目に、議案第9号障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、議案第10号町道の構造の技術的基準等を定める条例が可決いたしました。それは、今年の4月1日から障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正し、高齢者や障害者に対して、名称も変えて総合的に日常生活を支援するようになりましたすばらしい法律です。

そこで、私に車椅子生活者の親が、原水駅周辺の整備をお願いされました。確かに、原水駅は道路からあそこのちょうど信号機のあるところが、高低差が71センチもあります。高低差が71センチもあれば、その子は大変だと思います。車椅子ごとに入れて、それも屋根つきでボタンで上下するような昇降台を設置していただきたい。また、もう一人のおばあちゃんからは、原水駅ホームから電車に乗るときに、間があき過ぎて怖い、何とかならないかと相談を受けました。私は、調査なくして発言なしで、現況を見に行きました。確かに、ホームから電車の乗り口まで20センチぐらい間隔がございます。これから、ますます高齢化社会になります。ホームを水平に、間隔があかないようにつくりかえていただきたい。でないと、せっかく障害者用をつくっても電車に乗れないような状態です。また、トイレも車椅子ごと利用できるようにして

いただきたい。それと、駐輪場整備や高齢者用の手すりもつけていただき、障害のある人もない人も安心して利用できる原水駅、ホームから駅舎までつくりかえるような総合的な原水駅周辺整備事業に着手していただきたい。このことについて、町長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 町長ということですが、私の方からお答えいたします。

まず、2番の原水駅に車椅子専用の昇降台の設置はできないかとの御質問であります。現在のところ車椅子が上れるようなスロープで対応したいと考えております。そのため、駅前公民館敷地も含め範囲を広げて、駐輪場やバリアフリーの整備を行いたいと考えております。詳細につきましては、平成25年度で予定しております原水駅周辺整備の測量設計を発注しまして、JRや関係機関と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。なお、周辺整備につきましては、駅前公民館の移転や関係機関との協議により時間を要することから、当面の対策として、駅舎前の通行の妨げとなっております自転車の整理のため、平成25年度からシルバー人材センターに委託して、自転車等の整理を行うよう予定しております。

次に、3番の駅舎ホームの造り替えということの質問にお答えいたします。

駅舎ホームの改修につきましては、これまで町の方からJRに対して改修の要望をしておりますが、現在のところJRでの改修計画はないとのこととあります。これからも引き続き要望を続けながら、できる限り町としても協力していきたいと考えております。

それと、駅のホームと列車のすき間があることについてちょっとお答えいたしますけども、線路がカーブしているところにちょうど駅がある関係上、どうしてもあの間があくというJRさんのお話でございました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ございましたって、それを改良するために一般質問しとつとです。何考えとつとです。総合的な原水駅整備を言よつとです。それも1兆3,980億円あるわけです。これを使いなさいと、地方自治体が自分たちで考えて使ってくださいという、持っつと何で考えんとです。確かに、何でホームまでかえられるたい、20センチのスロープつけても車椅子が乗られんとですよ、利用できんとですよ。だけん、そういった感じで駅舎のホームも水平になるごつつくりかえていただきたいと。これは国の方で、法律的にも鉄道はするようになつとですよ、エスカレーターでもエレベーターでも。何でこっちから請求してか、もう2000年に法律が決まっつとですよ。こっちから働きかけな何にもできんとですたい。その青写真を今年度中に早目につくって出さんといかんとでしようて私は質問しとつとですよ。町長、その辺どやんです。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） さっき建設課長が答えたように、今年その関係の測量設計をしまして、い

わゆるJRが受け持ってもらわれんとできない分と町がする分のそういう協議が必要になります。特に、ホームとか電車との関係あたりになりますと、それは当然町の方でできる範囲ではないと思うところであります。それで、そういうことで協議を重ねながら、JRの方にぜひお願いしたいということはそれはもう引き続き要望しながら、そしてお互いがどうその工事関係でも持つかということで協議をしていきたいということであります。ただ、JRの方としては非常にその辺は、三里木駅のときもそうでありましたけども、申請する側の費用負担あたりが非常に求められますので、そういう点について十分協議をしながら進めていきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 2000年5月に交通バリア法ができてると、それでエスカレーター、エレベーター設置、それはもちろん大都市の5,000人以上利用とかいろいろあるんですよ。けれども、そういった方で今度4月1日から名称も変えて、障害者の日常生活及び社会生活総合的整備をするための法律、これ4月1日に施行されとるとですよ。今度も議案第9号、議案第10号でまともに議案が通ったですたい。そういった時代にあって、1兆3,980億円が出ているのに何で前もって計画を立てないのかと私は言いたいですよ。JRがうんと言わん、JRはもうちゃんと法律的にはせにゃいけんことになっとつとですたい。こっちから青写真をせんと、何も行かんですよ。どっちがどっち。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 先ほど町長からもありましたように、町でできることとJRにお願いせんといかんことがありますので、JRにお願いしていく工事については引き続きJRにお願いしたいと思えますけども、車椅子専用の昇降台については、スロープについてはバリアフリーの一つでありますので、スロープで対応したいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） スロープで対応、それはもうどっちでも構わんですよ。それはいいけども、ホームを改修せなJRが利用できんわけですたい。だけん、総合的に改修ば立案して、働きかけていただきたいというのが私の願いなんですよ。もう1番から諦めるのはどうしようもないと思うんですよ。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今年も予算をお願いしとるように、真剣に取り組んでいくというところがあります。ただ、24年度の補正でできた分については、時期的に間に合わないというのが一つあります。

それと、早くから法律ができとったと言われますけども、国の制度事業を使ってやろうとしましたけども条件があって、1日に3,000人以上の乗降客がおらないと対象にならない、そういうものもあります。ちなみに、原水駅の場合が1日の乗降客が886人、900人前後でそういう

補助の対象になるかどうかということがありますけども、できたらそういうものに乗せたいと思いますけども、この辺は梅田議員さんもいろいろな面で、ぜひこの対象になるようにまた一緒に動いて汗を流していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ちょっと、書くのを書いてから。

駅前区の公民館について、平成25年度当初予算に公民館用地代761万3,000円、公民館建設費で700万円計上しております。これは駅前区の予算ですかね。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今の駅前区の公民館の関係は、用地費のみでございます。

以上です。

（17番梅田清明君「用地費のみ」の声あり）

はい。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 安心しました。700万円計上してあったけん、大体500万円でしょう。すると、バリアフリーで100万円福祉課の方でつくりましたね。700万円1番からつけちゃったけん、条例化してもないのに何でしてやっとなかと思つて。今はいいです。

私は、今度の質問で、総合的な原水駅周辺整備事業についてと通告しております。今度の地域の元気の出る臨時交付金1兆3,980億円を活用すればいいのではないかと。総合的に原水駅周辺を整備するに当たり、どうしても駅前区の公民館を移転してもらわなきゃならない、ならば当然公民館建設費用も地域の元気臨時交付金を活用できるのではないかと思つた次第です。公民館建設、幾らかかるか分かりませんが、公民館建設2,000万円か3,000万円ぐらひはかかるでしょう。町が出すんじゃなくて、今回の国の交付金でできると思つていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 今、国の制度も活用させていただいて駅前区の公民館ができないかという御質問でありますけども、現時点で考えておりますのは、当初予算にのせております今申された700万円で早急に用地を確保させていただいて、その後には今度は上に建つ分の建設費等について駅前区の方でいろいろ計画され、その図面等ができた段階で補正等にさらに計上いたしまして、駅前区の流れの中で町の方の予算計上をしていくということで進めていきたいと思つております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ですね、駅前区の公民館移転、これを活用すれば、駅前区の公民館の要するに移転をお願いするけん、建設費用まで出やせんかと私は言いたいんですよ。すると、駅前区の区民の方が自己負担がなくなるわけですね。その辺を考えて、交付金は町自体がきちん

と計画を立て国に申請しないといけない。何でしなかったんですかね、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 何遍も繰り返しますけども、これは24年度の臨時交付金といいますか、元気づくり交付金というのは、もう皆さん御承知のとおり政権がかわって新しく出された政策で、それまでに準備ができたものについて申請をしておるということでありまして、原水駅のはこれから計画を立ててJRとの協議も要ります。公民館の移転もありますから、それをそのまま活用しようとしてもできないということでもあります。できましたら、ぜひ25年度も、途中でそういう経済対策の分が補正あたりで国でつけていただければ、そういうものはぜひ活用したいと思っておりますけども、そういう事情があつて、使いたいのはやまやまですけども、準備ができていないものについては次の機会にといいますか、また別の補助制度あたりも活用しなければならぬということでもあります。

ただ、24年度で申請した分の元気づくり臨時交付金の分については、25年度の事業に予定しとる分の今一般財源で予定しとる、そういうものを財源には充てていいということになってますので、そういう面でぜひできるだけ、ほかの事業も入れまして負担にならないようなところは精いっぱい努力をしているところであります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君に申し上げます。

答弁もこれ以上求められませんので、次に進んでください。

○17番（梅田清明君） 何回も言いますように、昨年12月にする予定だったけど諸般の事情でできなかった。そのできなかったがゆえに、今度の交付金が出てきたけん、何で町長が去年の12月の一般質問で答弁しとったときに、計画書を立てずに出さんかったのかです。私はそれが悔しいんですよ。議長がもう先へ進んでくださいというけんが、やはりスロープをつくってもホームをせんと、車椅子は利用でけんですよ。だから、総合的にというときに必ずお願いします。

2番目に、信号機設置について質問いたします。

中尾入り口信号機設置、その後どうなったかと通告しております。私は、今回の通告で中尾入り口の信号機設置はその後どうなったかと通告しておりますが、そもそも中尾入り口の信号機設置は、現在県道337号熊本菊陽線ですよ。当時、中尾の区長紫藤恭弘さんは元議員でもあり、北校区区長会会長でもあったわけです。そこで、北校区区長会連名で平成13年6月議会に陳情書が出ております。今年平成25年ですよ。私も平成18年6月議会一般質問しておりますが、当時北小校区青少年健全育成協議会において、中尾入り口はカーブになっていて見通しが悪く、非常に危険であるから信号機の設置をと出ておりました。当時、私も北校区青少年健全育成協議会の理事をしていましたので、一般質問に取り上げた次第です。ところが、すぐに行政が動いておれば事故は防げたと思っておりますが、とうとう平成23年11月7日、学校帰りに小学校2年生が車にはねられました。子どもが複雑骨折で、4か月も入院されました。そこで、私

は昨年の6月議会でも一般質問しておりますが、今度で3回目です。その後どうなったのかお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 誠に申し訳ありません。平成13年6月の分に対する町のその後の対応ということでの答弁は私の方で準備しておりませんので、申し訳ありませんけれどもそこは控えさせていただきます。

おっしゃったように、中尾入り口の信号機の設置につきましては、県道熊本菊陽線のこの周辺で、南方区の児童が県道の横断歩道を渡る箇所もあり、大津警察署に対し2か所の横断歩道への信号機の設置を要望しております。熊本県公安委員会では、現在既設の信号機の改修もあり、現段階の話なんですけども、新設の信号機の設置は厳しいという話は伺っておりますが、町といたしましては、児童と車両の事故があった場所でもあり、信号機の設置について引き続き強く要望していきたいと思っております。なお、中尾入り口交差点の横断歩道周辺は、昨日も質問にありましており、菊陽北小学校通学路の危険要注意箇所であることから、小学校、PTA、地域、道路管理者である熊本県、町、大津警察署とともに昨年8月に合同点検を行いました。町といたしましては、早急に改善が図られるよう協議を重ねてきたところでもあります。その結果、まず横断歩道前後の車両のスピード抑制を図りますために、横断歩道付近の外側線の内側にドットラインを引いていただきます。

次に、歩行者が横断歩道を渡ろうとするときに待機する北側歩道周辺の改善といたしまして、現行のガードレールをガードパイプに変更し、また道路照明灯の移設もしていただきます。そのことで、児童から車両、車両から児童が見えやすくなります。なお、これらの工事につきましては、既に熊本県地域振興局において発注されており、遅くとも本年4月末までに完了が予定されております。また、車両に注意を促すため、PTA代表から要望のあった子どもの飛び出し注意看板を北側の横断歩道付近に設置できるよう協議しています。さらに、横断歩道北側歩道のバリアフリー化を進めますために、歩道の切り下げをしていただくこととしております。そして、路面が改善された後に、接着タイプの止まれのマークを設置いたします。

最後に、信号機もございますが、長期的な対応といたしましては県道南側に歩道を設置することだと思われまので、このことも含めて地元としての町と地域などとの連携を密にして、熊本県に対して引き続き要望しながら、その実現を目指しているところでもございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 昨日も答弁があっていたように、ガードパイプと照明灯を移動するという、あそこは500台から通って、2日間でたった2台しか車が止まらなかったですよ。ガードパイプとか照明灯とか移動して、何で車が止まるんですよ。やっぱり、信号機、朝から2回、帰りがけが3回か4回児童が押すぐらいで、ほとんど通行には支障はないと思うんですよ。そのガードパイプと照明灯を動かしただけで、車は止まらんと思うんですよ。ちゃんとも

う2台しか止まらんだって、調査結果が出るとるもんだけんが。だから、信号機を設置をと、これは学務課長にお尋ねします。

義理のお父さんが陳情書を出されてもう十何年になるが、確かに中尾に住んどんだけん一番分かるですたい。危ない、だから信号機を設置をと、私はあそこの前まで入道水踏切から除草剤をまいてしよっとですよ。要するに、信号機でないと止まらんわけですたい、車が。何か私が要らんこと言うこたばってん、信号機がないと車は止まらんと。子どもを安全にするならばそこまでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） この件は、確かに私義理の父の方からお話は承っております。その当時、私はまだ民間の会社におったかと思いますが、こちらへ来とったけんちょっとあれなんです。ただ、そのときにそういう話を聞いたときに、私は直感的に信号でもちょっと無理じゃないかなあというのは感じました。ですから、本来であれば立体で歩行者と車は分けてあげるというのが原則じゃないかなということで、そのときには思っておりました、言いもしませんでした。ただ、信号設置を要望したという話を聞きましたので、横断歩道もたしかなかったんじゃないかなというふうに思います。横断歩道だけが設置されたと。そして、信号機はやはり諸事情、警察の予算関係、いろんな全県下での設置箇所の問題があったり、そういう関係でできなかったんじゃないかなと思います。

今率直に、これは個人の単純な意見ですが、今梅田議員が言われますように信号機ができれば、押しボタン式ができれば強制的に車を止めるということは確かに可能かなと思います。ただ、中尾から今11名ほど通学してますし、南方からの生徒もやはり五、六名、中尾の方にバックして、そこを通っております。何で南方の児童までが中尾の方の横断歩道を渡るのかなと思ったら、県道の北側には幅の狭い歩道があるんですが、南側には歩道がございません。車と民家の側線というか、もうほとんど四、五十センチあるかないかぐらいで道路と民家が接しとるもんですからそこが危なくて、そちらの方が通学路として利用できないということなんで、全体的な改良としましては、私個人で思うのは、県道南側に道路を渡らずに、南側に中尾の児童を南方の中央まで誘導してあげて、そして南方の児童と一緒に信号を抑制させまして横断して、北側を北小学校へ向かっていくというのが今のところ一番ベストかなと。といいますのは、町でできる信号設置であれば早急にできるかなと思うんですが、やはり警察とか公安、県というのが絡んできますと、なかなか町単独での事業の、こちら側もスピードには追いついてくれないだろうなということがあるもんですから、当面学校としましても通学路の指定をしていきますので、その場合今与えられた現状の中で一番安全な通路を指定してまいりますので、当面は南方の方に信号等ができましたら、南方の村中を中尾の児童も通学路として指定して通して安全なところを、多少遠くなるかもしれませんが、そういう状況もやはり今後は考えていくのが必要じゃないかなというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。



○17番（梅田清明君） 今、学務課長が答弁されたように、南側に歩道ができれば南方の中央に信号機1つでもいいと思うんですけどね。いずれにしても、子どもが安全に通れるようにしていただきたいと、これが願いでございますので、どうか今後とも検討していただきたいと思いをします。

昨年、政府は全国で小学校通学路の緊急点検を実施しました。その結果、文科省と国土交通省、警察庁は、今年の1月25日に7万4,483か所で安全対策が必要との報告を発表いたしました。全国の点検結果を踏まえ、菊陽町は対策必要箇所が18か所、通学路の安全対策が大きく進みます。地方自治体が取り組む安全確保対策などに、国が財政支援する防災安全交付金が創設され、2012年度補正予算案と13年度予算案で合計1兆6,000億円を計上、この交付金で地方自治体を実施する歩道の拡幅や路側帯のカラー舗装、無電柱化、いわゆる電線の地中化などが前進します。また、13年度予算案で、文部科学省は通学路安全推進事業として1億5,000万円を計上し、市町村に通学路安全対策アドバイザー計280人を派遣し、助言します。また、警察庁も交通安全対策事業180億円を活用し、横断歩道の高機動化や信号機の増設を推進します。これら各自自治体が計画し、予算要望しなければ先方から来ません。今年ほど事業がしやすい年はないと思います。どうか一日も早い信号機設置を望みますが、再度町長の答弁を求めますが、県道だけは県がするわけですね。ところが、町が要望せんとできんわけなんですよ。その辺の、これだけ予算があるのに何で町があそこまで予算要望してないのか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この信号機をつくらうとすると、まず道路も県道であって、県の方で進めていただくということで、その要望はしっかりやります。信号機については、県の公安委員会です。今梅田議員の方から、いろんなそういう信号機やら何やらつくるのがいっぱい国の方で用意してあるということであれば、そういう情報も得るということを県に伝えながら、ぜひ早くつけていただきたいという要望は、繰り返し要望していきたいと思いをします。

（17番梅田清明君「せっかくの……」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。質問のときは挙手の上、お願いします。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） せっかくこれだけの交付金を用意されておりますので、できるだけ利用されて、立派にできますようよろしくをお願いします。

次に、子どもの医療費についてお伺いいたします。

後藤町長が選挙のマニフェストに、子ども医療費助成を中学3年生まで引き上げると掲げて、昨年の4月1日から実施されました。そのことにより、若いお母さんたちが子育てが本当に助かる、菊陽町に住んで本当によかったと感謝されております。ところが、今度の大津町長選、家入町長がマニフェストに中学3年生まで医療費無料化を掲げて、大差で勝利をおさめられました。家入町長が、今年か来年には中学校3年生まで医療費無料化と拡大するでしょう。

それは菊陽町と一緒にできればいいですが、ところが大津町は県内医療費現物給付でございます。大津町が中3まで拡大した時点で、菊陽町が劣ることになります。今まで菊陽町が一番だと思っていた人たちが、菊陽町も同じに思うでしょう。菊陽町も国保連合、社会保険支払基金へ委託していただきたい。大津町も益城町も県内医療機関、薬局が対象でございます。南関町は、県内及び大牟田市やみやま市高田町の医療機関、薬局までお願い、委託されております。どうか、菊陽町も国保連合支払基金へ委託していただきたい。このことについて町長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 御質問の県内医療費現物給付という件ですけれども、現在平成23年度の子ども医療費の助成額というのは1億7,550万円となっております。また24年度でも2.6%増の1億8,000万円の補助費を見込んでおります。件数的にも23年度は10万1,460件でしたが、平成24年度では10万4,100件を見込んでおります。先ほど申されましたけれども、御質問の県内外来分を現物給付になりますと、審査支払機関である熊本県国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金熊本支部に業務委託しなければ事務を行うことができない状況があります。委託した場合の1件当たりの単価は、国保連合会で21円、社会診療報酬支払基金が約80円であります。そこで、平成23年度の子ども医療費助成の実績をもとに、現物給付にした場合の委託料を試算してみますと、国民健康保険の加入者分の委託料が約34万3,000円、社会保険分の委託料が682万7,000円です。合計約717万円の費用が発生すると予想しています。

また、国からの国民健康保険財政の給付費負担金や補助金が約300万円減額されると予想しています。保護者の一部負担金支払いの手間を省くためにということでもありますから、現物給付にすることで新たに1,000万円余りの負担を町民の方におかけすることになります。その財源を確保するためには、現在無料としている子ども医療費について、利用者に毎月自己負担金をお願いするとか、または拡張した中学校3年生までの範囲を見直すとか、あるいは他の何らかの事業を縮小するとか、国民健康保険税の税率を上げることも検討しなければならないと考えます。今町からは、医療費の適正な使い方の観点から、かかりつけ医を決めて通常の診療時間に受診していただくよう保護者をお願いしているところですが、県内の外来受診費の一部を、負担金の助成金を現物給付にすることは、多受診やはしご受診を生み出す可能性も予想されますので、今後も現状の償還払いの方法のままで継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 23年の償還払いは何件あったんですか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 3万935件です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 1件当たり大体100円か150円以内なんですよ。県内で15市町村が県内

現物給付、さっき何回も言いましたけど、大牟田とか何かにも委託されとるわけですね。確かに、菊陽も子どもが多いし負担は要るかと思えますけども、益城も大津もそうなれば、隣だから菊陽町民がもう言うんですよ。だから、早目にお願いをしとっとですけども、その辺はどうでしょうか。まあ、町長でないと答えが出んど。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、健康・保険課長が言いましたように、この現物給付、これは町内の医療機関ではできるわけですよ。何でできるかというのが、町内の医療機関の方がそういう手続的などところまでをやっていただいております。いろいろありますけども、菊陽町には非常に医療機関の方も増えて、大変利用しやすいというのが菊陽町の現状であります。できたら、地元立派な医療機関がありますので、地元でかかっていたきたいという思いも私にはあるところあります。梅田議員もいろんな、工事関係では地元の業者を使え使えって言われますけども、そういう面でも使っていただいてぜひ、本当に菊陽町ほど医療機関に恵まれとるところは町村の中ではないと思うんですよ。だからぜひ、それとやっぱり心配されるように、町外まで広げていただくと、地元で今やっていただいとる医療機関の方の分も当然委託しなければなりません。うちとして、今菊陽としては非常にいい体制でやっていただいておりますので、現物給付ということで一時個人の方に払っていただくようになりませんが、一方ではこれやはり町民の皆さんの血税をそこに出しとるとということで、そういうことも利用される方々も理解していただきたい、そういう思いであります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 県内どこでもといえば格好はいいけれども、確かに負担が大きくなるのは間違いないですね。ところが、南関とか何か医療機関がないけん、大牟田とかほかのところに委託するというのは、それは分かるんですよ。けども、近所がそういうふうになればやっぱり菊陽町もするべきじゃないかと。これは今後の研究課題ですので、どうかむしやらで言うんじゃなくて、今後研究していただきたいと思えます。

最後になりますけど、投票所入場券の裏に期日前投票の請求書・宣誓書、今年の2月10日、大津町長選、町議選が行われました。従来は期日前投票は、役場に行ってから請求書・宣誓書に本人が記入しなければなりません。お年寄りも、役場に行ってから書くのを大変嫌がっておられます。ところが、大津町は投票入場券の裏に期日前投票請求書・宣誓書が印刷してあります、これですね。もうこれを開いて、家で書いていけばいいんですよ。自宅で宣誓書に書いていけば、そのまま投票ができます。大津町は昨年の衆議院選からこの方式に変わっています。菊陽町の人が見て、ぜひ菊陽町も今度の参議院選に間に合わせてくださいと要望がございました。菊池市はその前からやっているわけですね。菊陽町もこのように実施していただきたいと思えますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（實取初雄君） 選挙管理委員会の書記長として答弁させていただきます。

す。

入場券のはがきと一緒に期日前投票の請求書及び宣誓書を印刷して送付することにつきましては、選挙管理委員会としても検討課題の一つとされています。なお、県内では、今おっしゃったように圧着式のはがきで、今お見せいただいたように大津町の例ですけれども、3枚を圧着して送るといような形でございます。その一部に期日前投票の請求書・宣誓書が入っております。私は少し近視なんですけれども、少し離しますと見えないぐらいの小さい字になっております。また、県外になりますが、はがきの裏面に印刷している例があります。これが一番通常の、私どもが送っている1枚物のはがき、その裏に期日前投票の内容を盛り込むという方法であろうと思います。そして、それぞれのメリット、デメリットがあると考えられています。例えば、はがき一枚の中に期日前投票の請求書及び宣誓書を印刷しようとしますと、記載できる情報量が限られますので、文字をある程度小さくせざるを得なくなりますし、また掲載内容をどこまで簡略化するかがポイントになってくると思っております。一方、はがき3枚の圧着式でありますと、掲載する情報は確保できますが、印刷経費などの増加や圧着作業が必要になります。

いずれにいたしましても、前もって記入していただくことで受付時間の短縮にもつながりますが、先ほど申し上げましたメリット、デメリットもありますので、今後とも選挙管理委員会において十分に調査検討をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 選挙管理委員会で十分に検討をしていきたいと。でけんともでくっても言いならんだったけども、大津町が2万9,000枚、住民票というか要するに選挙権のある人を印刷しとつとですよ。1枚が9円30銭で、全部で26万9,700円しかかかつとらんと。菊陽町が3万人、3万印刷したとしても27万9,000円しかかかからんとですたい。どれだけ、これのことについて投票しやすいか。この間の衆議院選挙は58.19%、熊本県で最低の方でしょう。投票率を上げるためにも宣誓書を書いて、自宅でお年寄りが書きやすいように、家族の方が教えてもいいし、その辺をもうちょっと親切にしてやってもいいんじゃないかと。今度の7月の参議院、まだ十分補正で間に合いますので、どうか考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（實取初雄君） 答弁の中で申し上げましたように、今私どもの方で送っておりますのは、表裏1枚のはがきの印刷でございます。住所、氏名、内容が表に入ってます、裏に投票の案内をしております。他市町村の例では、その表裏の一部に期日前投票を刷り込むということですので、今印刷の点でお話がありましたけれども、その1枚物にするという観点では、印刷代が上がるということではないかというふうに思っています。字の数は多くなりましようけれども、印刷代そのものは極端な、今おっしゃったような金額にはならないと思いま

す。大津町の例の3連式の場合に、大津町はもともと3連式で送っておったものに期日前投票を裏に刷り込むということで、3枚の両面刷りになったことで、今おっしゃったように9円という金額でありますので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、3連式の場合にもメリット、デメリットがありますし、1枚物になりますと、3枚物でも今の私どもの方が受付で書いていただいております期日前投票の紙はA4であります。ある程度大きく字を加工しまして、書きやすいようにしておりますけども、これをはがきの中に印刷してしまいますと、かなり字が小さくならざるを得ない状況もあります。そのような点も含めて、一番いい方法があれば早目の取組もできるとっておるんですけども、3連、1枚物、トータル的なものでいい方法がなかなか見つからない部分も含めて、調査検討が要るということで申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 調査研究するという無難な答弁ですね、終わりましたけれども。その前に言ったときには、もう頭からしないという答弁だったですもんね。今日は、調査研究すると無難な答弁に終わりましたが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

今回、身近な町民の声を代弁しましたが、なかなかいい答えが返ってこなかった。特に、原水駅前、この駅周辺整備は地元負担が少なくなるように、町の臨時交付金というか、要するにそういうのを使って、公民館の建設移転費用が浮くような方策をとっていただきたい、このように思いまして、私の一般質問はもうこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時5分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成25年3月15日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6日目)

(平成25年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成25年3月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |               |       |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町 長            | 後藤三雄君 | 副 町 長         | 中富恭男君 |
| 教育委員長          | 曾我惟雄君 | 教 育 長         | 赤峰洋次君 |
| 教育次長           | 鶴田義晃君 | 総務部長          | 松本東亜君 |
| 福祉生活部長         | 阪本修一君 | 産業建設部長        | 坂本恭一君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 | 総務課長          | 實取初雄君 |
| 総合政策課長         | 吉野邦宏君 | 財政課長          | 阪本浩徳君 |
| 税務課長           | 阪本章三君 | 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 |
| 福祉課長           | 宮本義雄君 | 健康・保険課長       | 佐藤清孝君 |
| 介護保険課長         | 渡邊幸伸君 | 環境生活課長        | 大山陽祐君 |
| 町民課長           | 山崎謙三君 | 武蔵ヶ丘支所長       | 堀川正信君 |
| 農政課長           | 志垣敏夫君 | 建設課長          | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長         | 小野秀幸君 | 下水道課長         | 今村敬士君 |
| 商工振興課長         | 吉川義則君 | 総務課庶務<br>法制係長 | 中島秀樹君 |

教育審議員 矢野陽子君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 荒木一雄君

図書館長 堀行徳君  
生涯学習課長 服部誠也君



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） おはようございます。

本日は早朝にもかかわらず、また年度末のお忙しい中、傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。

また、議会では各常任委員会、また今後この後行います活性化特別委員会も原則公開にしておりますので、そちら委員会の方の傍聴もよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） まずは質問事項1の農業振興について質問します。

①の上井手、下井手、馬場楠井手、新町井手等の整備状況については、去年の7・12での水害で未整備箇所でも災害もありました。その災害復旧も含めた整備状況を説明お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） おはようございます。

①の上井手、下井手、馬場楠井手、新町井手等の整備状況について御質問にお答えします。

まず、県営上井手地区かんがい排水事業については、平成24年度末で整備率58%、事業費で60%の進捗率です。平成24年度の主な実施内容は古閑原地区の護岸工事、大津地区の家屋調査、用地買収を行っております。

次に、県営下井手地区かんがい排水事業については、平成24年度末で整備率86%、事業費で70%の進捗率です。平成24年度の主な実施内容は久保田地区、大津地区の護岸工事及び用地買収を行っております。

次に、馬場楠井手地区県営ため池等整備事業については、平成24年度に測量調査を実施しており、今後事業実施箇所の選定を経て平成25年度より工事着手となる予定です。

次に、団体営新町井手整備事業については、平成24年度で古閑原地区の用水路整備工事、延長約200メートルを完了し、平成24年度の国の補正予算で転倒ゲートの設置を予定しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、②の各井手の平成25年度以降の整備計画及び整備完了の見通しはについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） ②各井手の平成25年度以降の整備計画及び整備完了の見通しはについて御質問にお答えします。

県営上井手地区かんがい排水事業における平成25年度以降の事業は、護岸整備約1,568メートルの工事費及び測量調査、用地買収などで4億4,830万円となっております。整備完了年度は平成26年度でございます。

次に、県営下井手地区かんがい排水事業における平成25年度以降の事業は、護岸整備約969メートル、工事費及び用地調査、用地買収などで2億1,850万円となっております。整備完了年度は平成26年度を予定しております。

次に、馬場楠井手地区県営ため池等整備事業については、平成24年度採択申請を行い、平成25年度より護岸整備約2,571メートル、取水、放水ゲート7か所、測量試験費、用地買収費で4億2,110万円を予定しております。また、事業期間は平成25年度から平成28年度の4か年を予定しております。

次に、団体営新町井手整備事業の新町地区については、平成24年度土地改良連合会において採択申請に向けた調査及び整備計画の策定を完了しており、用排水路整備約600メートル、事業費3億4,760万円で、平成25年度において県営事業の検討も含めて補助事業種目を選択の上、採択申請を行う予定です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今の説明の中で新町井手以外の上井手、下井手、馬場楠井手の菊陽内だけをちょっと拾い出せますか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 菊陽内だけという数字が出ておりませんで、県営事業ですので大津、菊陽含めてというところで県からの残事業という報告を受けております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） その中で、私が知っている限りでは上井手に関しては、もうこれ何度も質問してますが、この整備に当たって同意がとれてない地権者もおられます。下井手、馬場楠井手にはどうか分かりませんが、その方たちの対応について、今後の対応についてですね。平成26年度までの事業とおっしゃいましたが、今後どう対応していくのか、よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（坂本恭一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

上井手に限っての御質問かと思えますけれども、上井手の協力をいただいてない方につきましては鋭意努力しているところでございますけれども、現在のところ改良工事には協力はするという返事はいただいております。ただ、用地の境界立ち会いにはまだ応じられないということでございますので、現在も鋭意努力して交渉に当たっているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、部長にお尋ねしますが、今後その行っているとおっしゃいますが、具体的にどのような行動をしているのか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（坂本恭一君） これにつきましてはいろいろな過去の問題等がございますので、その辺の問題解決を主張されておりますけれども、こっちの私どもとしましては過去の問題はもう片づいているというふうに認識しております。そういうことで、その辺の意見の相違といえますか、考えの相違がございますので一生懸命その辺の話を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長にお尋ねします。

今、対応の仕方、次の行動とありましたが、26年度までの事業でもしできなかった、もし同意がとれなかった場合、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については坂本議員も直接その方からいろいろ相談もあって動いていただいた部分もあるかと思えますけれども、もう上井手の件につきましてはその方が例えば立ち会い等をしていただけないと、周辺の方の分のところもできなくなるというふうなところがあります。そういうことでぜひ自分が協力ができないなら立ち会いだけしていただいて両側の方の分についてはできるようなことを協力していただきたいなと思っておりますけれども、全然別件の件ができなければ協力できんというふうなことでずっと聞いておりますけれども、さっき坂本部長が言いましたように協力をするような姿勢も出ておられるようでありますので、ぜひ協力していただくように取り組んではいきますけれども、もうどうしてもされない場合はそこだけ残ってしまうというふうなこともやむを得んかなというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今回の7・12の水害の被害も上井手は未整備地区が被害に遭ったわけですよ。もうだけん町民の生命、財産の保持のためにも、粘り強くお互い協力し合いながら、もう工事完了までたどり着くように一緒に頑張っていきましょう。よろしく願いいたします。

続きまして、③の農道整備の状況はについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 農道整備の状況はについて御質問にお答えします。

町で認定している農道は5万551メートルで、その舗装率は99%に達しています。現在では必要に応じて改良や修繕などを行っている状況です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、④の農道整備の平成25年度以降の整備計画はについてですが、本道みたいな農道はほとんど完了しているかと思えますけど、袋小路になる枝線ですね。もう畑が1枚しかない枝線とかはもう全然手つけてない箇所もあります。そういうところを含めて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 農道整備の平成25年度以降の整備計画はについてでございますが、御質問にお答えします。

農道の整備については一応の整備が完了しているところですので、整備計画自体はございません。今後は先に申しましたとおり維持管理工事が主になると考えています。また、枝線につきましては、農地・水・保全管理支払事業を活用していただき、補助金を利用した整備をお願いしているところであります。また、緊急に修繕等が必要になる場合は原材料の支給等により地元で対応をお願いしている状況です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、枝線とかは町で計画はしないということですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 農地・水の方で24年度から向上対策事業というのが始まっておりまして、これは地域の方々、入道水であれば入道水自体との話なんですけど、そこに補助金が行くようになりまして、その保全隊と言いますけども、その組織の中で発注していただいて請負工事として発注できるようになっております。それに対しましては町の方で設計書を見たり、工事発注に対するアドバイスをやっているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、各地区地区で考えてその予算の範囲内でしなさいということですね。はい、分かりました。

続いて、⑤の質問に移ります。

⑤の農産物の生産基盤の強化及び生産性向上のため再度の農地基盤整備はできないかについてですが、この質問については国も農業農村整備事業の予算を大幅に増額して推進しております。中身は農業基盤整備促進事業220億円で区画整備済み農地などのさらなる高度利用に向け、簡易な2次的整備に対する定額助成を導入するもので、区画の拡大を安価に進めるもので

す。北海道の研修の際、由仁町では水田の再度の基盤整備中でした。水田1筆が2ヘクタール以上の基盤整備が行われていました。本町もこの事業を関係者に迅速に周知し、農業委員会が中心となり、まずはモデル地区をつくり、農業生産基盤の強化のため、実行する大チャンスと思います。そういう考えはないか、またそういうのを実行してほしいと思いますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） ⑤の農産物の生産基盤の強化及び生産性向上のため再度の農地基盤整備はできないかについて御質問にお答えいたします。

農地の大区画化を目的とした農業基盤整備促進事業は平成25年度の公共新規事業として国のメニューで掲げられたところです。その事業実施要件は、農業競争力の強化に向けた取組を行う地域であること、取組としては担い手の農地の利用集積の向上、高収益作物の導入、生産拡大、担い手の確保、その他の要件としては総事業費200万円以上、受益戸数2戸以上であることが前提となっております。地域のニーズを踏まえた基盤整備による農業の競争力強化事業と基盤整備済み農地の高度利用を迅速、安価に図るため、定額助成による簡易な整備が創設されております。今後、各地域で人・農地プランの話し合いのもと積極的な活用を図っていただきたいと考えておりますが、農地の利用集積が前提にありますので、要綱等が決まりましたら、またお知らせをしたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） この事業は大変農業の生産基盤の強化には絶大な補助事業だと思います。そこで、農業委員会に質問いたします。農業委員会が例えば地権者ですね。もう農業をやめられた畑また水田の地権者の方から農業委員会が土地を借り上げて、長期にですね。借り上げて隣の耕作者がおる農家の農地と合わせて基盤整備を行うような、そんな方法をとれないか、質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（荒木一雄君） おはようございます。

今の農地集積のことでお尋ねですけど、現在は議員も御存じのとおり農地集積について毎年農地利用集積ということで出しておられます。これは現在は認定農業者の方がほとんど借りておられまして、5年あるいは10年のスパンで毎年更新あたりをされております。今申されました、いわゆる農業をやめられる方とかの農地について、例えば農業委員会に圃場整備したところを誰かに貸したいという申し出があった場合は、それはもう農業委員会の農業委員さんに紹介いたしまして耕作者を見つけていただいて、それでその農地に隣につけたりすることはできるかと思います。その後、今言われました畦畔とかを外すということとかの問題につきましては、やはり地権者、貸し主、借り主の間で一応話をしていただきまして、例えば5年間契約された場合、もしも耕作しないと行った場合、畦畔とかの、また復旧とかの話があると思います

ので、そういうところを決めていただければもう問題ないかなというふうには思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 耕作しないじゃなくて、今度はもう耕作ができなかった場合、次の耕作者に農業委員会がその土地をあっせんして、もちろん境界は絶対移動できないような境界のくいを打ってもらって、耕作ができなくなったら、また次の新たな耕作者にそれをあっせんするとか、そういう考えですが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君に申し上げますけど、通告外の質問等については十分注意して質問を続けていただきたいと思います。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（荒木一雄君） 今のことは可能だと思います。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 議長に質問します。どこが通告外なのか。

○議長（大塚 昇君） 農業委員会は農業委員会として通告をするようにしてください。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私は通告外って農業委員会と通告出しましたが、議長により町長の方がいいんじゃないかとおっしゃったので変えました。

（「これは農業委員長って書いておられました」の声あり）

書いとったでしょう。

（「はい」の声あり）

だけん、ちょっと……。

○議長（大塚 昇君） 農政のことについては農政課長に答弁をしていただきたいと思います。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、要綱をつくると農政課長はおっしゃいましたが、じゃあ迅速につくっていただきたいと思います。どうも今回のあれ、私は農業委員会の会長にも出席お願いして議長に提出したんですが、議長がまだ時期尚早だということで取り消されました。私は、もうぜひともここは農業委員会会長を希望していましたが、次回からそういうことができるようにもう執行部側の体制も整えていただきたいと思います。議長にもよろしく願いいたします。

じゃあ、続いて⑥の質問ですが、昨年の9月、農政課課長も出席されたJA菊池ニンジン部会総会において選果場の大幅改築について部会を代表して私がJAの組合長に質問した時点では、部会の意思の統一がまず必要とのことで事業着工の見通しも立っていませんでしたが、衆院選後政権がかわり、一気に事業着工の見通しが立ちました。そして、本年の1月11日に国、県のヒアリングを経て2月27日に国の50%の補助の事業が最終的に通ったそうです。町の職員の関係スタッフの方に対して心より感謝申し上げます。今日も作業を続けているそうです。しかしながら、この新たな改築事業で部会員は設備の減価償却等で利用料がニンジン1キロに対

し4円から5円の負担増になると予想されております。利用者のできるだけ負担軽減のためにも生産基盤強化のためにも今後どの程度の支援ができるか、質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） ⑥のJ A菊池地域に菊陽中央支所ニンジン選果場改築への支援はどの程度できるかということについて御質問にお答えします。

J A菊池ニンジン選果場につきましては、処理能力の不足による収穫待機が生じ、それに伴いニンジンの肥大化、収穫適期に収穫できず傷みが生じるなど多大なる影響がっております。そのことは平成23年のたばこ廃作に伴うニンジンへの作付け転換により、より顕著になっていることから、J A菊池ニンジン部会組合員より切なる要望がございました。そのような中、国の緊急経済対策による大型補正が実施される中で強い農業づくり交付金について215億円の予算配分がされましたことから、町としましてもJ A菊池を事業主体として国に対して要望してまいりました。その後、2月27日付で農政局より内報があり、事業の採択となったところであります。

さて、議員の質問についてですが、現在国の補助としては事業費6億円で国の補助率50%、補助金3億円であり、その補助残につきましては県に対して国の緊急経済対策の一環として創設された地域の元気臨時交付金の活用について要請をしておりますところ、県では国の承認前ではあるがさらなる上乗せ補助として事業費の4割を補助することを予定しているとありました。全体では事業費6億円の9割で5億4,000万円の補助と手厚い補助となり、町としましては菊池地域野菜PQCプロジェクトチームにおいて当初含まれていなかったJ A菊池地域菊陽中央支所ニンジン選果場改築事業を菊池地域ニンジン集出荷施設再編整備プロジェクトとして取り組んでいただきますよう働きかけを行い、今回の大型補正予算の対象に持ち込めたと考えております。

また、予算につきましては、今回の3月補正では県の上乗せ4割分は計上できませんでしたので、内報があり次第、専決補正で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ぜひとも県の上乗せの4割の確保をもうお願いいたします。町の職員の方も缶詰状態で作業をなされていますが、この確保のために、この確保できれば負担金の軽減にもなりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、7番目の質問に移ります。

本日午後、安倍首相がTPP交渉参加へ正式表明される予定です。私たち農民は何を聖域にするのかも確証のないまま将来の農業農政のビジョンも示されないまま交渉参加に入るのは大変な憤りと不安を感じております。3月12日には全国の農業協同組合中央会などの8団体、約4,000人が東京都内で交渉に反対する緊急集會も開かれました。県内からも60人が参加されたそうですが、このままでいけば農民は激流に流され大海に沈んでしまいそうな日本農業になっ

ていくのじゃないかと毎日毎日とても不安でございます。菊陽特産のニンジンについても種子の原産国、今採集されているのは参加11か国中のチリやペルーで種子の採取がなされております。そこから青果のニンジンが安価で輸入される危機もあります。ニンジン農家、私もそんなんですが、経営が成り立たなくなり、破産するおそれもあります。また、大塚議長の牧場も、上田議員の茶園も、吉本議員のブドウ園も5年後、10年後どうなっているか分かりません。そこで、7番目の質問をいたします。

午後参加表明なされる予定ですが、今後本町の農業振興を発展させる思い、考えはどうあるか、町長に答弁お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えします。

もうこれは非常に気になるところでありますが、国の動向等について見てみますと、まず安倍首相は2月のオバマ大統領との首脳会談の結果、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった2国間貿易上の敏感な部分が両国にあること、最終的な結果は交渉の中で決まってくるものであること、TPP交渉参加に先立って一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約することは求められないことの3点を確認し、TPPでは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になりましたと述べられているところであります。

そして、今月の13日に開かれた自民党TPP対策委員会では、政府が交渉に参加するに当たり、国民生活に対する影響を明らかにし、守るべき国益をいかに守るか、明確な方針と十分な情報を国民に提示しなければならないとされ、関税撤廃の例外とする農林水産業分野の5品目については、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源物、資源作物とされています。また、TPP交渉参加については、国民の間でこの賛否が分かれることを指摘した上で、首相はさまざまな意見を十分尊重し、国家百年の計に基づく大きな決断をしていただきたいと首相に判断を委ねられております。これによりまして、安倍首相は議員も言われましたように本日15日午後6時から記者会見をし、交渉参加を表明すると述べられております。

私自身としましては、もう以前よりTPP参加となれば基幹産業である農林漁業、食の安全、医療、地域経済や社会が崩壊してしまうと言われる中で、将来の地域の姿がどうなっていくのか、国民が受ける影響などについて掘り下げて議論がされていない状況においてはTPPへの参加はすべきではないと考えております。しかしながら、交渉参加となっても、市町村でできることは限りがありますので、この町村、全国町村会、熊本県の町村会もそうであります。土地改良連合会の方の理事もしておりますけれども、そちらでも同じような行動でありますけれども、そういうところと連携しながら農業をはじめ町内の産業、町民の生活に影響がないように、また特に農業については経営基盤の強化のための抜本的な対策を講じるよう引き続き機会あるごとに国に要望していきたいというふうに考えているところであります。

今日の新聞にはTPP交渉参加に対する県関係の国会議員の見解も出されていたところであります。読んでみますと、この交渉の中で辞退も辞せずというところでありますので、本当に



今心配されているところでありますけれども、議会の方でも本町の議会の方でもこの反対の意見書提出あたりもされておるかと思っておりますけれども、またさらなる行動を一緒にいろんな面で起こしていただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 分かりました。

じゃあ、質問事項の2の県道新山原水線早期着工について質問いたします。

この件については5回目の質問になります。今回の一般質問の中で4名の議員が通学路の安全確保について質問されましたが、馬場方面から旧57号線へ出るあの道、これこそ一番危険な道はありません。馬場方面から来ますと踏切は狭いし、また旧57号線を中学校方面へ向かいますと車がすれすれで離合もままならない状況でございます。歩行者や通勤者、通学者など、通行人のスペースなど全くありません。また、その先の信号機は横断間隔は短いし、本町で一番危険な道であります。施政方針の中で県道新山原水線の早期着工を強く要望してまいりますと述べられております。それで、①の県道新山原水線道路改良整備促進期成会への活動状況について質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） おはようございます。

じゃあ、お答えいたします。

県道新山原水線の道路改良整備につきましては、平成19年に期成会を設立しまして8,279名の署名をつけて県へ要望を行ったところであります。その後、平成20年に菊池南部地域における交通渋滞緩和措置に関する要望を行っております。これを受けて、セミコン西口、東口交差点、室交差点、J Tの交差点の改良工事が実施され、菊陽町が改良を行っております南方大人足線の改良工事も平成25年度で完了する予定であります。これらの改良工事である程度の渋滞が解消しているところであります。県においては現在工事が進められております県道辛川鹿本線の沖野バイパスの工事が終わらないと新たな事業は難しいとのことでありまして、そういったことから、期成会での活動は行っておりませんが、機会あるごとに町から要望を行っているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、②の今後の活動計画等、よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今後の活動計画はということでありまして、現時点ではこの期成会の方はこの活動といたしますか、今建設課長が言いましたように辛川鹿本線の工事が終わらないと新たな事業は難しいというのを県の方からもらっておりますのでやっておりますが、まだ期成会としてのことではございませんけれども、毎年9月ごろ県道の改良等の要望あたりは県の振興局を通じて出しておりますし、昨年暮れ、自民党の熊本県支部連合会にもありましたけど

も、要望がありました。そのときにも要望を出しましたし、それから熊本県の町村会の方で県への要望事項、これも本町だけじゃありませんけども町村から出される、その中にも毎年入れながら要望してはおります。

ただ、25年度の活動計画ということになりますと、そういうものも視野に入れまして今後の活動の中で昨年平成24年6月に合志市と、それから本町でセミコンテクノパーク施設等の整備及び維持管理に関する検討会というのを立ち上げ、いわゆる設置をいたしました。その中のセミコン地域渋滞緩和検討部会を設けまして、合志市と、それから菊陽町の今後の道路計画について今協議を進めているところであります。その中で新山原水線の改良と県道大津植木線からの以北の道路計画につきましては、検討を行わせている、職員レベルでありますけども行わせているところであります。この道路計画につきましては、県道新山原水線が県道大津植木線に取りついた以北の県道熊本大津線までは一体的な路線として整備する必要があるとの協議結果に至っているところであります。そのため、原水新山線道路改良整備につきましては、両市町が協調して県の方に要望をすることとしております。今後も機会あるごとに要望を続け、さらに県の動向を見ながら、この促進期成会ですね。このメンバー等の入れ替えも必要だと思いますけども、そういう要望も展開していきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） そういう状況でございますけども、結局今の現状のあの道を見れば、本当一番菊陽町で一番危ない道だと思います。そこをその道をつくらない限りあの道の改良はしない考えなんですかね。どうですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） あそこについては短期的に踏切の幅の拡張ができないかということでJRの方ともいろいろ協議はやったところでありますけども、踏切のこの幅を広げるとというのが非常に難しいような状況でありまして、それもまたさらに短期的な対応をできないかということも協議が必要かと思っておりますけども、もう下の方のこの早期着工の見通しはというところにも触れながらいいですか。

（6番坂本秀則君「はい」の声あり）

現在、沖野、県道辛川鹿本線のバイパスの工事ですね。これが25年9月完成予定というふうにとことで県の方が進められておるところであります。その道路の開通後の交通量の変化等もあるからと思いますが、県において今年の1月にセミコン周辺道路の交通調査が実施されたというところでもあります。この交通量調査結果やその他の条件において新山原水線が渋滞緩和に有効であるかなどの判断になるかと思っておりますけども、先ほど申し上げました交差点改良や部分的な改良である程度の渋滞解消が図られていることもありまして、現在の状況では早期着工というのは厳しいところがあるのじゃないかとは思っておりますけども、しかしながら町といたしましてはこの菊陽空港線から延伸するというのはこの町としての長年の悲願でありまして、これは議員が言われるように本当に小・中学生の通学道路、さっき言った踏切、馬

場の中もそうでありますけども、ほかの方にも生活道路に車が入ってきておるような状態でもありますので交通事故防止、あるいは交通渋滞緩和の解消はもちろんでありますけれども、本町の南北、いわゆる熊本空港とセミコンテクノパークを結びまして、さらに合志市、近隣の大津町、菊池市の方にとってもいろんな面で菊池市は観光地でもありますけども、そういった面でも非常に重要な路線になるものと考えております。そういうことで辛川鹿本線の完了を見据えながら、関係市町と連携をとり、そしてこの促進期成会、これを本当に促進させなきゃならんと思いますけども、この期成会の皆さんと強力にこの要望活動に取り組んでいきたいと考えております。もう今年の9月には完成するということでもありますので、新年度になったら、またこの期成会の方のまたメンバーに寄っていただいて、さらにそういう具体的な内容に取り組んで入っていききたいと思うところであります。この促進期成会の方には議会の方からもメンバーに入っていていただいておりまして、坂本議員もそのメンバーの一人であられますので、行動をともにしながら汗を流してこの早期着工の方の実現に向けてぜひ御支援、御協力もお願いしたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） こちらこそよろしく願いいたします。

じゃあ続きまして、④の原水駅周辺整備との関係はについてですが、以前私の質問に対しての答弁には、この新山原水線の道路改良と一体的に原水駅周辺整備は行うという答弁でございました。昨日までの一般質問の中ではもう原水駅周辺整備はもう来年度から予算立てして行うということですので、これも切り離して考えていいのか、その点よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 昨日も答えたところでありますけども、この原水駅周辺の整備ということになりますと、昨日述べましたのはこの現状のどう取り組んでいくかということでもありますけども、短期的な対応の中での取組、今できることの内容でありまして、この原水新山線が本当に具体化してくれば、その中でこの道路と駅の相互に活用した、そういった新たな計画というか、そういうものをまた可能性といいますか、そちらの方にもつながってくると思いますので、そういうふうなことでまた駅の裏の北側の方の道路の拡張はできておりますので、そういうふうにつながるようなところで原水駅のことについても取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 原水周辺整備との関係は、もうこれ切り離せない面もあります、もうつながっていますので。昨日までの質問の中でこれこそ通告外ですが、駅前の公民館の移転した場合の結局土地をかえるわけですよ、新たに購入して。その土地の今現在ある公民館の面積と、またその公民館の解体はどこが責任持ってやるのか。できれば通告外ですけど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 原水駅周辺整備という意味では通告外じゃないかと思しますので関連していますので、原水駅の移設については当然町の方でその駅前整備する中での必要性がありますので、そういうこの補償関係の方も当然、区の方で建てられたものでありますけども、その辺についてはまた内容を詰めながら、あそこを建てられたときも多分町の方のその今の制度をつくった以前なのかどうかということまではちょっと、担当の方は調べておるかと思ですけどもそういうところもありますので。そして、用地費も当時自分たちで出されて取得された土地でもありますので、そういうのと今の制度の中での整合性をとりながらきちんと町の責任でやるべきことはやりながら移転の方を進めていきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 通告外の質問については今後の質問者への影響もありますので、今後十分注意をしていただきたいと思います。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ぜひとも駅前住民の方の要望等も聞き、なるだけ耳を傾けてもらって要望に沿うように進めていただきたいと思います。

それと、昨日梅田議員が原水駅駅舎ないしホームの改良を申し、一般質問されましたけど、九州ソニーですね。九州ソニーセミコンダクタの本社機能もこちらに菊陽町に移ります。また、技術短大、東京エレクトロンの最寄りの駅は原水駅です。私毎朝農作業をしますと大津駅から大津のタクシーが私たち農道の中を通り、ソニーないし東エレの方に向かい、また何往復か同じタクシーがやっております。結局原水駅利用、飛行機で来るお客さんかもしれませんけど、原水駅では利用されなくて大津駅を利用して工業団地の方に行っているんですよ。もうこのソニーも本社を移して原水駅は最寄りの駅でございますので、もう菊陽の顔にもなる駅になりますので、そちら駅舎、またホームの整備改修もJRの方に強く申し入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、質問事項の3、沖野3丁目、4丁目の浸水について質問いたします。

沖野の3丁目、4丁目の住民の方ですが、昨年7月12日の豪雨の際はもちろん、夕立の雨、また今年の2月の雨の際にも4丁目東側の農地または新山5号線からの浸水により沖野2号線から北沖野団地3号線への浸水被害がありました。住民の方はかなり悩んでおられます。浸水後は住民の方が道路や庭などに残された土石の後片づけをされ、本当に迷惑されております。下水道課にはそのときの現状の写真も提出しております。それを踏まえて①の沖野3丁目、4丁目の農地、町道等の浸水被害に対して何らかの方策はとれないかについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

御質問の冠水被害箇所は北沖野調整池の西側、町道北沖野団地3号線と北沖野団地1号線との交差点から北へ20メートル付近で、昨年7月12日の九州北部豪雨時の道路冠水被害をもとに

してのことと承っております。これを受け、町としましても雨の日において数回にわたり現場を確認に参りました。その際には、道路冠水状況を確認することはできませんでしたが、冠水被害がありましたことは7月12日の冠水状況写真もいただいておりますので、実態は認識しているところでございます。

昨年7月12日の九州北部豪雨の際は、本町でも至るところで道路の冠水被害や住宅への浸水被害も数多く発生しました。被害のありました地域では、地域の皆様が協力していち早く復旧作業に取り組んでいただき、町も関係機関と協力して全力で復旧作業に取り組んだところで

御質問の現場は閑静な住宅街で両側に道路側溝が適正に整備されております。しかしながら、九州北部豪雨ではこれまでに経験したことのないような大雨により大量の雨水を側溝で処理し切れずに道路の冠水を招いたものと思われます。先ほども申しましたように町内各地でいわゆる想定外の強い雨によって広範囲にわたって道路の冠水被害が発生しております。このようなことから、今後は特に重視される被害箇所、例えば道路冠水から住宅浸水に至ったような箇所などを優先的に改善に取り組んでまいりたいと考えております。今回、御質問の箇所につきましても、今後も引き続き監視を続け、前にも述べましたように住宅浸水に至るようであれば改善策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 住宅浸水はあっています。3件ですね。それは住民の方にもう聞き取り調査をしてもらえればもう明らかなことですが、あそこは先の一番南側のところに遊水地への管が通ってますね。そのマンホールが処理能力をオーバーしているのじゃないかという住民の方の意見でございます。浸水、住宅地に入った聞き取り調査をぜひ行ってもらいたいんですが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） はい、聞き取り調査も行いたいと思いますけども、また今後の雨が降っているときに現場に出向いてその冠水状況を確認して、またどこからその水が流れてくる、雨水が流れてくるかなども現場で状況を確認したいと思います。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、最後の質問に参ります。

質問項目4番のインフルエンザ予防接種についてでございます。

①のインフルエンザ予防接種について接種状況を簡単にでいいですけど、よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 本町でのインフルエンザの予防接種状況ですけれども、新型インフルエンザが流行しました平成21年度から見ますと、徐々にやっぱり減ってきております。

これはやはりその21年度には2万610件でしたけれども、年々下がっておりまして23年度には1万8,123件で、今年はまだ途中ですけれども1万7,983件ということで、ほぼ昨年と並んでいると、横ばいの状況ということなのですが、原因としてはやはり21年度は新型インフルエンザが流行して社会全体がもう敏感であったということですから、思われますけれども、その後だんだんピーク時の患者数も減ってきておりますし、そういうことでインフルエンザに対する危機感というものが薄れてきているんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ②の中学生以下1歳までの接種者に対して負担軽減措置はできないかですが、中学生以下1歳までの接種者に対しては中学生以下は各学校、また保育園、幼稚園と長時間の集団生活をしております。特に食事、排せつの方が一緒に、集団感染にかかる割合も非常に高い世代でございます。もし、集団感染になれば医療費無料措置の世代ですので財政への影響も懸念されます。大事な教育の時間も割かれますので、できるだけ予防接種者を増やすには負担軽減措置をとっていくのも手かと思っておりますので、その点いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 菊陽町のインフルエンザに対する予防接種の制度ですが、これは他町村と比べて劣るものではないというふうに考えております。この接種につきましては他町村も見ますといろいろばらつきがございます。菊陽町の場合は65歳以上の方には接種料が3,600円ですが、2,600円の補助、64歳以下の方、1歳までには3,600円中2,100円の補助を出しております。やはり予防接種につきましては幅広く接種を広げることによって蔓延化を防止するという目的がございますので、菊陽町としては今の状況で継続させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） もう時間もないので、これで終わります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時1分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成25年3月18日（月）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成25年3月19日（火）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成25年3月22日（金）

（ 第 9 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成25年3月26日（火）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（7日目）

（平成25年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成25年3月26日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 発議第1号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 発議第2号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議員の派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |               |       |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君 | 副町長           | 中富恭男君 |
| 教育委員長          | 曾我惟雄君 | 教育長           | 赤峰洋次君 |
| 教育次長           | 鶴田義晃君 | 総務部長          | 松本東亜君 |
| 福祉生活部長         | 阪本修一君 | 産業建設部長        | 坂本恭一君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 | 総務課長          | 實取初雄君 |
| 総合政策課長         | 吉野邦宏君 | 財政課長          | 阪本浩徳君 |
| 税務課長           | 阪本章三君 | 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 |
| 福祉課長           | 宮本義雄君 | 健康・保険課長       | 佐藤清孝君 |

介護保険課長 渡 邊 幸 伸 君  
町民課長 山 崎 謙 三 君  
農政課長 志 垣 敏 夫 君  
都市計画課長 小 野 秀 幸 君  
商工振興課長 吉 川 義 則 君  
教育審議員 矢 野 陽 子 君  
学務課長 松 本 洋 昭 君  
農業委員会事務局長 荒 木 一 雄 君

環境生活課長 大 山 陽 祐 君  
武蔵ヶ丘支所長 堀 川 正 信 君  
建設課長 松 村 孝 雄 君  
下水道課長 今 村 敬 士 君  
総務課庶務  
法制係長 中 島 秀 樹 君  
図書館長 堀 行 徳 君  
生涯学習課長 服 部 誠 也 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

報告の順序は、産業建設常任委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の順とします。

なお、議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、産業建設常任委員長小林久美子君。

○産業建設常任委員長（小林久美子君） 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項、議案第24号平成25年度菊陽町下水道事業会計予算について、以上2議案が付託されました。

中富副町長、坂本産業建設部長にも入っていただき、18、19と2日間にわたり、各担当課長、係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

なお、曲手地区河川改修の予定箇所、下津久礼地域で災害復旧が終了したところの現地調査を行い、担当課から説明を受けました。

議員各位には要点筆記した資料が配付をされておりますので、主なものだけ報告させていただきます。

まず、農業委員会です。

農業委員会のところでは、農業委員会の委員の報酬について議員の方から質問があり、会長と委員の報酬額の差が2万円しかなく、会長となればかなりの頻度で会議等に出席があると思うのでもう少し上げてはどうかという意見が出されました。この金額は大津町の額と同額になっているので、上げるなら近隣市町と合わせたいという回答でした。

また、農業委員会は毎月1回あって、そのほかの案件に関して現地調査や農地パトロールなど、平均して月に3回程度行っているということでした。

婚活についても、いろんな議員の方から意見が出されていますので、またここを参照してください。

それから、都市計画課です。

都市計画課については、議員の方から都市計画総務費の中の用途地域変更案作成業務委託料についての質問がありました。これについては、市街化区域に用途地域が指定されていますが、例えば第二土地区画整理事業施行地内のように工業地域で用途地域が指定されているものの、住宅、工業、商業の用途が混在している状況もあるということで、その他商業地域の連動性など、町全体として総合的な用途地域の見直しを検討していくためにコンサル業者へ委託を行うということでした。これは検討を行うための費用で、用途地域見直しの実施、時期を確定するものではないという回答でした。

それから、次のページですけれども、区画整理の完成年度についての質問が出されまして、また集中的に事業を実施して28年度末までに完了する考えはないかという質問がありました。それに対しては、次のページになりますけれども、課長の方から、物理的に集中的に事業を行うことも考えられるけれども換地処分の完了までが事業年度と考えられており、約2年を要する換地処分までを含めると物理的に28年度末までに事業を完了することができない。期間は延長せざるを得ないと考えているということでした。

それから次は、下水道事業会計予算について審議を行いました。

ページ、5ページですけれども、議員の方からは、収益的収支分と資本的収支分に分かれていて、資本的収支が不足する分は収益的収支で補填するという考えであるが、どのように見ればよいのかという質問がありまして、収益的収支の部分は主に維持管理に関するもので、使用料、繰入金によるもの、資本的収支は主に建設改良に関するものと企業債の償還元金に関するものという答えがありました。その以降は、この文章を参照してください。

また、減価償却費については現金の支出のない予算で、内部留保資金となるということでした。

また、それに関して基準外繰入金の解消はいつごろになりそうかということと、値上げの可能性などの質問が出されました。その回答については文書の方を参照してください。

それから次は、農政課ですね。すいません。

農政課のページ、7ページですけれども、農政課の方はページ、8ページのところで曲手地区には遊水地はできそうにないですかという質問で、また復旧に際してそういう希望はなかったのかという質問が議員の方から出されました。それに対して課長の方からは、河川管理に関しては県の問題ですが、農政課としては原形復旧を目的とした災害復旧としか言えないということ、また遊水地の希望ははっきり聞いたのは1件でしたということでした。

それから、ページ、10ページに移ります。

建設課です。

建設課のところでは、町営住宅の使用料について未納の方もおられるのではないかとということで、熊本市では法的手段で解決したとの報道があるけれども、菊陽町でも実施していくべきではないかというのが議員の方から意見が出されました。それに対して課長の方からは、それなりの収入があって払わない場合は悪質ということで何らかの対応をするべきだと考えている

ということでした。

次、ページ、11ページの家賃低廉化補助金についての説明を求める意見が出されまして、それについての補助金の説明がありました。その内容については、この文書を参照してください。

それから、ページ、12ページですけれども、商工振興課です。

これも議員の方から、工場等立地促進補助金は毎年支出をしているのかという質問がありまして、この補助金については交付する期間は3か年限りで、納めていただいた固定資産税額の100分の25以内を補助金として支出をするもので、年度における限度額を1億円としているという答弁でした。ほかにもいろいろ意見が出されていますので、それはまた皆さんの文書の方で参照していただきたいと思います。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託された2議案につきまして採決を行いました。その結果、議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項については、全員賛成により可決と決しました。

議案第24号平成25年度菊陽町下水道事業会計予算については、全員賛成により可決と決しました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第24号平成25年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号平成25年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員長渡邊裕之君。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項、議案第20号平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算について、請願第1号「地域公民館整備費補助金」の増額を求める請願について、請願第2号各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願について、以上4議案が付託されました。

18日、19日、22日の3日間にわたり、各担当課長、係長からの詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。各議員には要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものだけを報告させていただきます。

それではまず、総務課、男女共同参画推進、三里木町民センター、働く家、西部町民センター、勤労青少年ホームからでございます。

西部町民センターの常勤正職員の配置で保育士が1名であると、管理運営上責任者となる正職がない状態で問題意識がないかという質問でございます。三里木町民センターには2名の職員がおり、そのうち1名が主に西部町民センターを担当しているということです。

さらに、通常の職員の管理する部分と保育士の業務があり、管理運営できるのかということではありますが、保育士は主に児童館を運営していると。西部町民センター全体の施設の管理運営は三里木町民センターの職員が行っているということでございます。

また、さんさんの会の会長に任期があるのかという質問でございますが、任期は2年で総会で選出されると。現会長は1年目で、これは再任を妨げないということであったようでございます。

続きまして、選挙管理委員会でございます。

投票所の選定の仕方に疑問があるという質問に対しまして、投票所については公の施設、場所を選考対象として検討していると。投票所に来ていただく有権者のバランスを考えた結果、現在の投票所の配置になっているということでございます。

続きまして、議会事務局でございます。

旅費の議会活性化特別委員の旅費でございます。これに対する答えは、全国で議会活性化に関する研修がある場合は参加していただくように昨年同様計上しているということでございます。

続きまして、総務課人事秘書係、庶務法制係でございます。

国の給与費及び退職手当の減額に伴い地方への減額が求められているが、町ではどのように対応するのか。その結果、早期退職が増えるという話もあるがという質問でございます。

退職金については構成団体で組織する組合で決定します。給与については国からの削減の要請があり、ラス指数が105.9と高い部分の範囲で平成25年度7月以降、平成25年度限りの減額



について検討することとなるということでございます。

また、削減しないペナルティーはあるのか、購買力が下がるなど時代に逆行しているのではないかという質問に、ペナルティーというよりも普通交付税の算定により給与減額相当分が減額されると聞いております。今回の減額は震災への対応という意味もあり、町がきちんと説明できるのであれば下げない判断もあるようですということでございます。

また、地区公民館整備補助金でございます。今回は中尾区の公民館建設と緑陽台区の公民館バリアフリー化の分を予定しているということです。

駅前区の公民館用地の場所は決まっているのかという質問でございます。駅前区と協議をしており、建設場所の候補地を選定していますということでございます。

続きまして、総務課の交通防災係でございます。地区から防犯灯の要望、設置要望が幾つか上がっていると。鉄砲小路から図書館横に向かう横道合志線に防犯灯を設置できないかということでございますが、要望は幾つか上がっている。現在は通学路を優先して設置していると。必要な箇所を検討しながら整備を図っていきたいと考えているということでございます。

カーブミラーが交通事故等により破損する場合があると思うが、カーブミラーの修繕はこんなにかかるのかという質問に対して、事故等により破損することもあり、その場合は警察に事故照会した後、やむを得ない場合は町で修繕するというところでございます。

また、町道武蔵ヶ丘団地20号線について、なぜ両側をカラー舗装したのかという質問ですが、この町道武蔵ヶ丘団地20号線では武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の児童、武蔵ヶ丘中学校の生徒がその南側を通学していますが、武蔵ヶ丘北小学校の児童には北側を通学する児童もおり、より子どもたちの安全確保を図るため南側に加えて北側にもカラー舗装を実施しましたということでございます。

戸別の受信機については警防班長や区長さん宅に配布を予定しているということでございます。

また、昨年消防団の皆さんと総務常任委員会で意見交換会を行った際に出た意見でございますが、機械倉庫等で盗難事件が多発したようでございます。その対策として鍵をとというようなお話をしましたところ、町から補助金を交付している中で、その中で施錠対策等実施してもらっているというような答えでございました。

続きまして、財政課でございます。

地方揮発油税と自動車重量譲与税は大津町と比べてどうかということです。決定通知は交付額だけしか明記されていないため他の市町村の交付額は調査しないと分からないが、大津町は本町より面積が広く、町道延長が長いと思われれますので、本町より多いと思われる。なお、航空機燃料譲与税は本町が一番多く、約95%が本町に交付されているということでございます。

元氣臨時交付金の取扱いについての質問ですが、歳入は平成25年度の通知があり次第、補正予算で計上する予定であると。早ければ6月補正と考えているが、現時点では今後の日程の詳細はつかめていないということでございます。

東部町民センターでございます。

工事請負費について、センターの構造は鉄骨なのか、RC鉄筋鉄骨なのか、また今回の改修について耐用年数が増加するのかという質問でございますが、構造はRCになると。今回の改修は雨漏りをするので隣保館大規模改修の補助金が平成27年度で終わりますので、それを利用するというふうに記載しておりますが、これは平成27年度で終わるといのは撤回されて、今後も継続されるというようなことでございます。

続きまして、人権教育・啓発課でございます。

補助金の中で国からの補助はあるのかという質問でございますが、人権啓発活動委託事業補助金の75万8,000円は法務省からの補助金を県が配分しているものだと。人権フェスタなど特定の事業に使用するものということです。

続きまして、総合政策課でございます。

まちづくり支援事業はどのような内容かという質問でございます。地域づくりや地域の活性化につながる新規の事業について補助するものです。

補助金については、以前は補助対象経費の90%で上限が30万円と聞いているがということですが、現在は補助対象の経費の3分の2で上限が30万円ということでございます。

また、巡回バスの質問がございました。巡回バスの中にあります企業者とは産交バスや電鉄バスのことかということですが、バス事業者とは限らないと。産交バスなどの事業者のことに なりますと。

その事業者が巡回バス専用のバスを購入するのかということですが、はい、そのようになりますということでございます。

合志市の巡回バスとの違いは、合志市は合併特例債で購入して無償で事業者に貸している。形式は違うが運用方法は変わらないということでございます。

巡回バスの大きさでございます。どのように考えているかという質問でございますが、運行経費を安くするには現在使用している中型バスを上手に利用する必要がある。現在、向陽台線では約30名、南部線では約40名の乗客を乗せることがあるので、それに対応するため中型バスが必要となると。乗車率の予測をしっかりと立てながら検討していくという答えでございました。

電算ですね。情報管理係でございますが、町電算情報のバックアップについてどうなっているかという質問でございます。日々庁舎内でバックアップをとる形式になっておると。庁舎外にバックアップをとることについて考えていないのかという質問に対しましては、時期もあると考えていると。その時期に関しては今使っている機器の更新の際が妥当ではないかと考えていると。また、バックアップ機器の設置場所については町外を含めて検討していきたいと考えているということでございます。

最後、税務課でございます。

来年度からソニーが本社を菊陽町に移すが、本社機能を移すことによるの税の増収は見込

めるかという質問でございます。法人町民税の仕組みとして均等割と法人税割があり、均等割は従業員数と資本金で決まる。従業員数は50人を超えるか、以下で決まると。ソニーは既に50人以上なので影響はない。あわせて、資本金が変更にならないと変わらないということでございます。

法人税割は収益によって変わるので、今後収益次第では本社移転は直接影響しないが、菊陽の事業所の従業員が増えれば法人税割、その分の効果が生じると思われるということでございます。

固定資産税の償却について。歳入が多いのは富士フィルムやソニーセミコンダクタの影響かという質問でございますが、これらの影響が大きいと。1つの機械で何億円もするものもあり、これらが大きく影響します。そのため投資次第では償却資産も増え、固定資産税の収納額も増えることになるというようなことでございます。

以上が審査の主な経過でございます。

付託された2議案について採決を行いました。結果、議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項について、全員賛成により可決と決しました。

また、議案第20号平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算についても、全員賛成により可決と決しました。

そして、22日に傍聴者も入れまして、地域公民館の整備費補助金の増額を求める請願について審議を行いました。結論といたしましては、全員賛成により採択と決しましたが、総務常任委員会として意見を申し添えてからの採択ということになりましたので、意見を申し上げたいと存じます。

地区公民館整備補助に対しては増額の要望への理解、また増額の必要性は委員会の総意として認めるものでありまして、ただ画一的な補助ではなくて地域性や活動内容に配慮した支援配慮であるというふうを考えるべきとの結論でございます。

要綱制定時には想定できなかったここ数年の人口増加により、地域コミュニティーは激変しております。特に西部地区では公民館集会所のキャパシティーを超えている地域が増えてきております。地区公民館は災害時の一時的避難場所、また生涯学習や健康増進、子育ての場、地域コミュニケーションの場としてその意義は大変重要であり、新しい公共、協同の時代に不可欠な拠点であります。今後は、それぞれの活動状況や様子を精査して、画一的ではなく必要に応じ増額を認める政治的裁量を求めます。今後担当課、区長会、嘱託員及び議会も含め、公民館のあり方、地域コミュニティーのあり方を議論し、双方納得いく方向に向かうよう申し添えます。

続きまして、請願第2号でございます。

各地区の街灯（防犯灯）の電気料、町負担を求めることの請願につきましては、本請願は全額負担を要望しておりますが、それをしている近隣自治体と行政区の運営補助をしている本町との違い、また全額負担の場合の地域による設置数などの差があり、公平を欠くなど継続して

調査すべきと決しました。既に多くの地区でLEDに交換しており、コスト削減につながることで、CO<sub>2</sub>削減への取組などの効果もあり、補助支援を進めるべきと考えます。請負業者により取替え料金等の差があるため、行政の仲介のもと適正な価格でLEDに移行できるよう支援すべきであると思います。また、行政区と自治会の乖離の問題もあり、受益者負担の有無も議論すべきであるというようなことを議論をいたしまして、この件につきましては全員賛成により継続審査と決しました。今後、継続して委員会としても、また行政、区長会ともよりよい方向に進みますよう委員会として意見を申し添えたいと思います。

これで総務常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

議案第20号平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号平成25年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「地域公民館整備費補助金」の増額を求める請願書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号「地域公民館整備費補助金」の増額を求める請願書について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第2号各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書については、委員長から会議規則第75条の規定によって議席に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第2号各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書について、委員長から会議規則第75条の規定によって議席に配付の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告をいたします。

文教厚生委員会に付託されました付議事項は、議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算のうち文教常任委員会に属する事項、議案第21号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計について、議案第22号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第23号平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上4議案が付託されました。

18日、19日、2日間にわたり、各担当課長、係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

それでは、主なものだけ報告をさせていただきます。

まず、環境生活課。

環境衛生費、清掃総務費が前年比で減少している主な要因は何かという質問に、環境衛生費は主に負担金のうち納骨堂工事及び遺体冷蔵庫の負担がないため170万円の減少によるもの、清掃総務費は菊池環境保全組合の起債償還に起因する負担金4,729万9,000円と菊池広域連合負担金647万8,000円の減少によるものということです。

菊池環境保全組合新環境工場建設計画の進捗状況報告ということで、建設場所については評価の順位が高い合志市の候補地について組合事務局で調査の結果、建設を阻害する要因がないことから、2月26日の組合議会に報告され承認をされた。現在、建設場所の合志市及び近隣の住民に配慮し、組合事務局で説明会等の準備を進めているということです。

次、介護保険課。

老人クラブ活動補助金について、老人クラブとは老人会のことかという質問に、呼び名はそれぞれですが、町老人クラブ連合会に登録された各地区の老人会のことをいう。現在、老人クラブは29団体ありますということです。

次のページで、認定調査員がいるのになぜ訪問調査委託料が必要となるかと。訪問調査委託料は、県外等遠方の被保険者の認定調査を依頼するときの費用で10名分ほど予定をしているということです。

次、健康・保険課、行きます。

保健衛生費総務費、負担金補助の中に菊陽町食品衛生協会協議会助成金とあるが、どのようなことを行っているのかという質問に、食中毒が発生しやすい夏場や、12月に年2回、飲食店や町内を広報車で回り、食中毒に対する注意喚起を行っておりますということです。

次、6ページ、疾病予防の中で国保の人間ドック助成金について460人とあるが、平成24年度の人間ドックの受診者数、対象範囲、予算460人の根拠はという質問に、平成24年度の受診者数は457名、対象範囲は30歳以上で、保険税の納期到来分が完納している世帯を対象としております。予算の460人の根拠は過去数年の実績から算出しておりますということです。

次、福祉課。

障害者の数はどのくらいいるのかと。また、そのうち重度の障害者の数はどのくらいかという質問に対しまして、障害者手帳を持っている人で報告をいたします。身体障害者手帳を持っている人が1,217人、療育手帳を持っている人が292名、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が213名、重度の障害者の方は、身体障害者手帳1級、2級の人が508名、療育手帳A1、A2の人が123名、精神障害者保健福祉手帳1級の人が59名となっておりますということです。

次に、9ページ、保育士の退職者1名と早期退職者1名がいるが、退職者補充となるのか、それとも増員となるのかという質問に対しまして、退職される方に対する補充2名と、もう一名の増員の予定ですということです。

次のページ、来年度新たに保育園が2園開園されますが、待機児童は解消されたのかという

質問に対しまして、2園開園することで待機児童の解消を見込んでいたが、保育所への入所申し込みが去年、昨年度の1.5倍となっており、待機児童の解消までには至っておりませんという、現時点での待機児童者数の数は156名となっており。ただし、この中には求職中の方も含まれておりますということです。

次、行きます。

生涯学習課。

2ページ目、お願いいたします。

総合型地域スポーツクラブに220万円の補助金が予算化されているが、その下部組織は何団体あるのかという質問で、総合型地域スポーツクラブは体育協会と違い、下部組織ということではなく、各種目になると。各教室、各種目になると。その種目は21ぐらいになりますということです。

次、総合体育施設整備基本構想策定業務の予算が計上してあるが、具体的にはどういうことかということで、現在職員プロジェクトチームを構成し、意見を集約し、町のスポーツ推進審議会へ教育委員会として諮問をし、今後の町の総合体育施設の基本構想を策定し、その後基本計画を策定していく予定ですということです。

図書館。

買う本の種類はという質問に、週に1度、新刊リストから司書全員が満遍なく選んでおりますということです。

次、中央公民館。

現在、地域婦人会には何支部あるのかと。13支部と個人会員で構成されており、会員数は170名、会員は個人会員を除き、減少傾向にありますということです。

次、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターですね。

自主講座の使用料は前払いか、また1年間を通して借りることは可能かという質問に、前払いという、借用申請は基本的に1か月単位となっています。ただし、会場の確保は年間を通してできますということです。

次、学務課。

生きる力を育む研究指定校補助金について、具体的に何をするのかという質問に対しまして、授業改善による学力向上がテーマで、教員の授業研究が主なものと、次年度に発表会を予定しておりますということです。

次は、基礎基本学習定着サポート事業講師とはと、具体的に何をするのかという質問に、一般的には学習サポーターと呼んでおり、小学校では算数、中学校では英語、数学の授業において習熟度に応じた教育を行っており。担任と別に学習支援を行っております。1日4時間の勤務となっており、各学校の状況に応じてクラスに振り分けて活用されていますということです。

以上が審査の経過でございます。

なお、付託されました4議案につきまして採決を行いました結果を報告いたします。

議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算のうち文教常任委員会に属する事項については、全員賛成により可決といたしました。

議案第21号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成により可決をいたしました。

議案第22号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成により可決といたしました。

議案第23号平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算については、全員賛成により可決といたしました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりました。

まず最初に、一般会計予算から行います。

議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 2013年のすいません、一般会計予算の反対討論を行います。平成25年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

安倍自公政権が誕生し、TPP、原発、辺野古基地移転問題など国民との間で矛盾を激しくしています。国の補正予算、新年度予算の特徴として公共事業、防衛予算を充実させる一方で、生活保護基準の引き下げや地方公務員の給与の引き下げなど、地方自治体に大きくかかわる内容となっています。全体として国民の暮らしの予算は削減されています。

そういう中で、町に求められているのは、暮らしを守り、暮らしを応援する予算です。町の予算では、住民の要求に沿った施策が予算化されており、評価できる点はかなりあるんですけども、一つは教育関係では今岩下委員長から報告のあった学習サポーターの配置や教育指導員、相談員などの配置、特別支援助手の増員など、ソフト面の充実です。施設など環境面でも耐震化事業とあわせて冷暖房設備の設置、武蔵ヶ丘中学校への冷暖房設置などが行われる予算です。

また、子育て支援では放課後児童クラブの施設の建設、保育関係では私立保育園2園の開



園、保育ママ事業の実施の促進、認可外保育所に対する新たな助成など、そういう教育、子育て支援が充実されている方向は非常に歓迎をするものです。また、ヒブワクチンなどの予防接種の環境整備、中学校3年生までの医療費助成の継続などです。しかし、今委員長の報告でもありましたように待機児童、この前も近所のお母さんから保育所になかなか入れないという御相談を受けましたけれども、やはり前年度比べて1.5倍ということで、子どもの数が非常に増えているというのは喜ばしいことなんですけれども、やはりこの待機児童への対応というのは課題を残しているのではないかとこのように思います。

また、住環境の整備では、光団地の建替え、また生活道路の整備や町内巡回バスの見直しなどです。原水駅周辺整備も着手をされるということで非常に歓迎しています。補正予算と合わせますと、かなりの事業がめじろ押しで職員の方の負担は大きくなると思います。評価するところはたくさんありますが、しかしこれまで改善を求めてきた同和行政から一般行政の移行についてはほとんど改善されていません。同和団体への助成金の問題、今も報告にありましたけれども、この団体は両方とももう二十数名程度で、本当にこのままの補助金のあり方でいいのか、また解放子ども学習会などへの教師の派遣なども現場では非常に負担になっている問題もありますし、依然として継続をされています。団体助成金の廃止と同時に、教育の機会均等の観点からも解放子ども学習会を中止して、同和行政から一般行政への移行を求めます。

さらに、住宅リフォーム制度の導入などを行い、地域経済の活性化を求めてきましたが、導入されていません。お隣の合志市では、今年度から予算化をされるそうです。菊陽町でもぜひ導入し、地域経済の活性化と住民の暮らしを応援する町政運営を求め、反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

まず、幾つかの大型事業につきましては国の経済対策に最大限に活用され、今年度の補正予算に前倒しして確保をされております。そこで、25年度の予算については財源的にも無理なく、町民の暮らしや教育、産業の振興、道路整備などのバランスをとって編成されております。また、同和問題につきましては、人権の尊重という人間としての最も大切なことでもあります。深刻にいじめの問題や最近特に問題になっている体罰、根底から人権意識がないからであります。部落差別につきましては、既に解消されているという意見もありますが、生活の環境整備につきましては確かに大体解消されていると思います。しかし、差別意識という点ではまだまだ課題があると思われます。だからこそ特別対策は終了しましたが、一般対策の中で格差を解消していくとともに人権教育の啓発が大切だと思われまます。近年、町内ではまだまだ、また町外で、学校の中でも子どもたちによる差別発言があり、また社会の中でも大人による差別発言も発生しております。人権啓発の推進する上でも倫理的、客観的に学ぶことが重要です

が、人権を尊重し、苦しんでいる人たちから学ぶことも多いと思います。特に同和問題につきましては心理的な差別の問題がありますので、運動団体と連携しながらお互いに学ぶことという取組はとても有意義なものであります。そのためには助成金も必要なものだと思います。有効に使ってほしいと思います。人権問題の解決に向けて、国や地方自治体が取り組むことは人権教育・啓発推進法に基づく責務であります。今後ともしっかりと取り組んでほしいと思います。

以上、平成25年度一般会計予算の案につきまして賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号平成25年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第23号平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

介護保険については、保険料が昨年改定され、介護保険料の基準額がそれまでの4,800円から5,300円に値上げをされました。制度が始まった2000年の保険料の全国平均は2,911円でした。私はこの介護保険の始まった当初から介護保険は給付費が増えれば全て保険料にはね返ってしまい、後々の負担が非常に重くなっていく制度だということを一貫して指摘をしています。高齢化に伴い、保険料が際限なく上がるという介護保険の根本的な欠陥があります。

また、2011年に介護保険法の改定に伴い、今現場では要支援がなかなか介護が受けられない問題や利用料の問題などありますし、また訪問介護の生活援助時間の短縮などが現場で大きな問題となっています。介護保険料利用料の軽減措置が必要です。昨年から値上げされた介護保険については、やはり保険料の値上げがこの間年金が削減されたり、また国保税の非常に限界を超える負担が多い問題も毎回指摘をしています。それとあわせて暮らしに打撃を与えているということを述べて、やはりそれに対する本来であれば財政的な町の支援が必要ではないかということを述べて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 議案第23号の平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について賛成の立場

で討論を行います。

介護保険制度は介護を要する状態になってもできる限り自宅で自立した生活を営むことができるよう、必要な保健・福祉・医療サービスを安心して利用できることを基本として国民の共同連携の理念に基づき運営される社会保障制度であります。現執行部におかれましては、介護保険制度の安定した事業運営にさらなる御尽力をお願いし、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号平成25年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第1号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、発議第1号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

議案は先に配付のとおりです。

この議案は甲斐榮治君外4名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して甲斐榮治君から趣旨の説明をお願いします。

○8番（甲斐榮治君） それでは、発議第1号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを御提案をいたします。

上記の提案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

少し説明を加えますと、本改正の趣旨は、これまで菊陽町の委員会条例の中に公聴会及び参考人の出頭の件が定められております。ただし、これは委員会における規定です。これに基づいて先般武蔵ヶ丘地区の住居表示変更の公聴会が持たれたことは議員皆さん御存じのとおりです。今回は、委員会だけではなくて、この本会議でも公聴会あるいは参考人の出頭ができる、そういうふうに地方自治法の一部が改正をされましたので、それに基づく改正でございます。

提案理由としましては、地方自治法の一部改正に伴い、法第115条の2第1項に、議会は会議において予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者、または学識経験を有する者などから意見を聞くことができるが新たに加えられ、また同2項に、議会は会議において当該普通地方公共団体の事務に関する調査、または審査のため必要が

あると認めるときは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるとの規定が新たに設けられたことから、公聴会及び参考人について、本会議においても実施できるように菊陽町議会会議規則に新たに規定するものであります。また、この改正に合わせて条文に変更があったため、条項の整理を行っております。

それでは、参考資料の1ページの新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案で、下線部分が改正部分になります。

改正案の方を見ていただきますと、目次のところですが、第13章の次に2章加え、第14章公聴会（第117条から第122条まで）、第15章参考人（第123条）を加えるものであります。

次に、第17条と第73条の下線部分については条項の整理になります。

次の2ページ目が、第14章公聴会の規定になります。

要旨を申し上げますと、第117条が公聴会開催の手続についての規定になります。

第118条は、意見を述べようとする者の申出についての規定であります。

第119条は、公述人の決定について。

第120条が、公述人の発言について。

第121条が、議員と公述人の質疑について。

第122条が、代理人または文書による意見の陳述についての規定であります。

次に、第15章参考人について規定しておりますが、これについては第123条の1条だけで規定するものであります。

それでは、表紙から2枚目をあけてください。

一番下になりますが、附則について説明をさせていただきます。

この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 発議第2号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（大塚 昇君） 日程第3、発議第2号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は甲斐榮治君外4名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して甲斐榮治君から趣旨の説明をお願いします。

○8番（甲斐榮治君） では、発議第2号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、地方自治法の一部改正に伴い、同法第109条第9項に委員の選任、その他委員会に関し必要な事項は条例で定めるとの規定が設けられたことから、これまで第109条及び109条の2に規定されていたものを菊陽町議会委員会条例に規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、参考資料の次のページの新旧対照表を御覧願います。

左側が現行で右側が改正案、下線部分が改正部分になります。

第7条で、現行の第1項及び第2項を3項繰り下げ、第4項及び第5項とし、次の3項を加えるものです。

第7条第1項、議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。

第2項、常任委員及び議会運営委員は会期の始めに議会において選任する。

なお、この会期の始めの解釈ですが、一般選挙後初めて招集された議会、常任委員会の任期満了後、初めて招集された議会、議会閉会中欠員を生じ、その後招集された議会等のごとく、常任委員の選任を必要とするに至った後、招集された会期の初めということでありませう。

第3項、特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任すると規定するものであります。

それでは、表紙から1枚あげてください。

附則について説明します。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員の派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に、4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を要するような行事や研修の場合、会議規則第122条第1項の規定により、関係議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種研修会等へ議員を派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に提案されました案件の審議は全て終了しました。

ここで中富副町長から退任の挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○副町長（中富恭男君） 貴重なお時間をいただきまして感謝申し上げます。御報告とお礼を申し上げたいと思います。

私は熊本県からの派遣を終了いたしまして、3月末日をもちまして菊陽町副町長を退任することとなりました。2年前、町議会の御同意をいただきまして副町長を拝命して以来、2年間ふつつかな私を温かく受け止めていただきまして、心より感謝申し上げます。それまでに経験したことのない仕事に携わらせていただき、また町を愛する多くの町民の皆様と触れ合い、たくさん力をいただきました。私にとってこの上ない喜びであり、貴重な財産であります。

また、後藤町長のもとで町への愛情と使命感にあふれる職員と一緒に仕事をできたことは私にとって大きな喜びであり、また誇りであります。菊陽町のために何ができたのかと振り返ってみますと、正直なところ私にとって非常に重責であり、余力になれなかったんじゃないかと考えております。ただ、微力ではありますが、何事にも全力で取り組んできたという実感はございます。一定の区切りがついたこともありますが、一方、やり残したこともありますので正直後ろ髪を引かれる思いではありますが、これも運命と受け止めて退任させていただきます。ただ、私は菊陽町が大好きになりましたので、これからも菊陽町の応援団として自称水前寺の応援団長という思いで私にできることは何でも全力で支援させていただきたいというふうに思っております。

議会におかれましては、今後も執行部と切磋琢磨しながら、あるいは力を合わせながら町民の幸福のため、町民全体の利益のために御尽力いただきますようお願いしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長には大変お疲れでした。ありがとうございました。

これで平成25年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時38分



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 佐藤 竜巳

菊陽町議会議員 川俣 鐵也

菊陽町議会会議録  
平成25年第1回3月定例会

平成25年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919